
2019年度 事業活動報告書

2020年3月
一般社団法人 日本看護系大学協議会

2019年度の日本看護系大学協議会事業活動報告書の作成にあたって

2019年5月、新年度が始まってまもなく、平成から令和に元号が代わりました。そして、2019年度の終盤を迎えようとしていた矢先、世界中に新型コロナウイルスのパンデミックの嵐が吹き荒れ、私たちは今、ウイルスによる大きな挑戦を受けています。日本看護系大学協議会においても、急遽、様々な対応を実施してきましたが、いまだかつて経験したことのないこの出来事に、人々の健康と生活を護る看護として、しっかりと学び、課題解決に挑戦していきたいと思えます。

本協議会の常設委員会における活動内容は、例年通り精力的に活動してきました。詳細は各委員会の報告をご参照いただき、ここでは2019年度の特筆すべきことのみご紹介いたします。

1) APN グランドデザインの発出について

2017年度に新たに開設した、APN グランドデザイン委員会において、APN の資格制度、教育、役割・機能と裁量の拡大等についてグランドデザインを作成いたしました。

2) JANPU ナースプラクティショナー (JANPU-NP) 資格認定委員会の開設

本協議会では、2015年に高度実践看護師教育課程 ナースプラクティショナー46単位の認定制度を開始し、2020年3月現在で3か所の教育機関を認定しています。この度、JANPU ナースプラクティショナーの個人資格認定制度の整備が完了し、日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー (以下、JANPU-NP) の第1回の資格認定を行い、4名のJANPU-NPが誕生しました。NPの資格制度については、他団体による認定が行われていること、日本看護協会におけるナース・プラクティショナー (仮称) 制度検討委員会も行われるなど、制度として整えるにはまだ課題が残っています。本協議会は、高度実践看護師制度として、整備を検討するとともに、CNS、JANPU-NPの育成と普及に努めていく課題が残っています。

3) 文部科学省において、2019年から「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」が開始され、本協議会は検討会構成員として参画し、「大学における看護系人材養成の充実に向けた保健師助産師看護師学校養成所指定規則の適用に関する課題と対応策」、「看護学実習ガイドライン」の策定に参画してきました。

また、看護学実習ガイドライン策定にあたって、看護学教育質向上委員会は、本協議会が調査／作成した「看護系大学学士課程の臨地実習の基準」に基づき、上記検討会においてガイドライン案の提案、諸提言、修正等を通して貢献しました。「看護学実習ガイドライン」は2020年3月 (令和2年) に文部科学省から発出されました。

4) 新型コロナウイルス感染拡大に係る本協議会の取り組み

新型コロナウイルス感染拡大は、大学教育にも多大な影響を及ぼすこととなりました。本協議会では、学生、院生、教職員、ならびに国民の安全を確保しながら教育の質を担保すべく対応することを念頭に、方針や指針、メッセージ等の提示、情報提供などを行いました。

①学生、卒業生、教職員向けに、JANPU から感染防止等注意喚起、大学の対応等のメッセージを发出了しました。

②「新型コロナウイルスの感染拡大にかかる看護系大学への影響及び対応に関する調査」を緊急で実施し、その結果を速報として掲載しました。

③「高度実践看護師教育課程に関する新型コロナウイルス感染症への対応について」を掲載しました。

④JANPU ホームページ上に「新型コロナウイルス感染症の対応と情報提供」というバナーを設け、本協議会の対応方針、具体的な対応、ならびに関連情報の提供、本協議会への意見募集を行っています。

一刻も早く鎮静化することを願うばかりです。

一般社団法人 日本看護系大学協議会
代表理事 上泉 和子
(青森県立保健大学)

2019 年度役員

副代表理事 井上 智子 (国立看護大学校)

理事 石井 邦子 (千葉県立保健医療大学)

理事 鎌倉やよい (日本赤十字豊田看護大学)

理事 小松 浩子 (慶應義塾大学)

理事 上別府圭子 (東京大学)

理事 中野 綾美 (高知県立大学)

監事 田村やよひ (日本赤十字九州国際看護大学)

常任理事 岡谷 恵子

理事 菱沼 典子 (三重県立看護大学)

理事 小山真理子 (日本赤十字広島看護大学)

理事 堀内 成子 (聖路加国際大学)

理事 荒木田美香子 (国際医療福祉大学)

監事 村嶋 幸代 (大分県立看護科学大学)

目次

2019 年度事業活動内容

2019 年度 定時社員総会報告	1
2019 年度 理事会報告	9
重点事業計画と事業報告	17
理事の活動一覧	19
<常設委員会>	
1. 高等教育行政対策委員会	21
分掌：井上 智子（国立看護大学校）	
2. 看護学教育質向上委員会	23
分掌：鎌倉 やよい（日本赤十字豊田看護大学）	
3. 看護学教育評価検討委員会	33
分掌：小山 眞理子（日本赤十字広島看護大学）	
4. 高度実践看護師教育課程認定委員会	41
分掌：小松 浩子（慶應義塾大学）、本庄 恵子（日本赤十字看護大学）	
5. 広報・出版委員会	49
分掌：堀内 成子（聖路加国際大学）	
6. 国際交流推進委員会	59
分掌：上別府 圭子（東京大学）	
7. データベース委員会	63
分掌：荒木田 美香子（国際医療福祉大学小田原保健医療学部）	
8. 災害支援対策委員会	123
分掌：中野 綾美（高知県立大学）	
<臨時委員会>	
9. APN グランドデザイン委員会	131
分掌：岡谷 恵子（日本看護系大学協議会）	
10. JANPU ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定委員会	133
分掌：田中 美恵子（東京女子医科大学）	
11. 選挙管理委員会	135
分掌：叶谷 由佳（横浜市立大学）	

・2019 年度事業活動概略	137
<定款・規程>	
・定款	(1)
・定款施行細則	(8)

・役員候補者選挙規程	(10)
・災害看護支援事業規程	(12)
・災害看護支援事業資金取扱規程	(14)
＜委員会規程＞	
・委員会に関する規程（共通）	(15)
・高等教育行政対策委員会規程	(17)
・看護学教育質向上委員会規程	(18)
・看護学教育評価検討委員会規程	(19)
・高度実践看護師教育課程認定委員会規程	(20)
・高度実践看護師教育課程認定規程	(22)
・高度実践看護師教育課程認定細則	(25)
・高度実践看護師教育課程基準	(29)
・広報・出版委員会規程	(31)
・国際交流推進委員会規程	(32)
・データベース委員会規程	(33)
・災害支援対策委員会規程	(34)
・選挙管理委員会規程	(35)
・常任理事候補者選考委員会規程	(37)
・APN グランドデザイン委員会規程	(39)
・JANPU ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定委員会規程	(40)
・JANPU ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定規程	(41)
・JANPU ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定細則	(45)
＜理事会関連規程＞	
・理事職務規程	(49)
・常任理事服務規程	(51)

一般社団法人日本看護系大学協議会 2019 年度定時社員総会議事録

日時：2019年6月14日（金）13時30分～15時30分

場所：一橋大学 一橋講堂（住所：東京都千代田区一ツ橋 2-1-2 学術総合センター内）

総社員数：284名

出席社員数：282名（開始後の出席社員数は後記各議案に記載のとおり。委任状による出席を含む）

総社員の議決権数：284個

出席社員の議決権数：後記各議案に記載のとおり

（以下敬称略）

記録：河部房子（千葉県立保健医療大学）、杉山文乃（国立看護大学校）

出席役員：代表理事：上泉和子（議長・議事録作成者）、副代表理事：井上智子

理事：岡谷恵子、石井邦子、本田彰子、鎌倉やよい、小山真理子、小松浩子、堀内成子、上別府圭子、
荒木田美香子、中野綾美、菱沼典子

監事：田村やよひ、村嶋幸代

欠席役員：なし

配布資料

1. 一般社団法人日本看護系大学協議会 2019 年度定時社員総会次第
2. 2019 年度一般社団法人日本看護系大学協議会新会員校一覧（資料1）
3. 2019 年度重点事業計画（資料2-1）
4. 2019 年度事業活動計画書（資料2-2）
5. 2019 年度収支予算書（資料3）
6. 平成30年度決算報告書・監査報告書（資料4）
7. 規程改定の趣旨（資料5-1）
8. 高度実践看護師教育課程認定規程の改定について（資料5-2）
9. 役員候補者選挙規程の改定について（資料5-3）
10. 2020 年度 JANPU 定時社員総会の日程と会場（資料6）
11. 2020 年3月28日（土）開催の説明会・研修会の案内（資料7）
12. 「看護系大学に関する実態調査2018」へのご協力のお願い（資料8）
13. Nursing Now キャンペーンについて（資料9）

司会：日本看護系大学協議会 理事 石井邦子

開会（13時30分）

I. 代表理事挨拶

開会にあたり、上泉代表理事より挨拶があった。

本年度は新たに8校の新会員校をお迎えし、会員校の皆様と様々な事を検討していきたいと考えている。会員校の皆様にはご協力をお願いしたい。

II. 議長ならびに議事録署名人選出（上泉代表理事）

定款第15条「社員総会の議長は、あらかじめ定めた代表理事がこれに当たる」に基づき、議長は上泉和子代表理事が務めることが説明された。

また、定款第19条「社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名を選任して署名押印し10年間本法人の主たる事務所に備え置くものとする」と定められている

ことが説明され、理事会から議事録署名人として、東北大学 朝倉京子氏、城西国際大学 齋藤やよい氏が選出された。また書記は、河部房子氏（千葉県立保健医療大学）、杉山文乃氏（国立看護大学校）が担当することが説明された。

Ⅲ. 2019 年度新会員校の紹介（上泉代表理事）（資料 1）

定款第 8 条「本法人の社員となるには、理事会の承認を得なければならない」と定められており、以下の 8 校が 2019 年 5 月 10 日に開催された 2019 年度第 1 回理事会で承認され、本会の加盟校が 284 校になった旨が説明された。

新会員校および社員（＝代表者）（会員校名称の五十音順、敬称略）

1. 富山県立大学	学部長	竹内登美子
2. 岐阜協立大学	学部長	我部山キヨ子
3. 岐阜保健大学	学部長	臼井キミカ
4. 四天王寺大学	学部長	山本あい子
5. 清泉女学院大学	学部長	津波古澄子
6. 長岡崇徳大学	学部長	中村悦子
7. 長野保健医療大学	学部長	井部俊子
8. 名古屋女子大学	学科長	竹田千佐子

Ⅳ. 議事

13 時 20 分現在、出席数 164 校、代理人または議長への委任状を含めた出席社員の議決権は 174 個であり、総社員の議決権数 284 個の過半数の 142 個を超えていることから、定款 16 条に基づき、議事を進めることが報告された。

【報告事項】

1. 平成 30 年度活動報告（別添冊子平成 30 年度事業活動報告書）（上泉代表理事）

1) 平成 30 年度総会と理事会報告（事業活動報告書 P. 1～18）（上泉代表理事）

P. 1 からは平成 30 年度定時社員総会の議事録である。平成 30 年度役員候補者の承認、平成 29 年度決算・監査報告の承認の他、JANPU ナースプラクティショナー（JANPU-NP）の資格認定について審議を行った。

平成 30 年度の理事会報告は P. 11～18 に掲載されている。第 1 回は 5 月 18 日に開催し、その後、全 6 回の理事会を開催した。

2) 重点事業計画と事業報告（事業活動報告書 P. 19）（上泉代表理事）

上泉代表理事より事業活動報告書 P. 19 に基づき平成 30 年度重点事業計画と事業報告が説明された。

看護学教育の質保証について、平成 30 年 10 月に「一般財団法人日本看護学教育評価機構」を設立し、日本看護系大学協議会は設置団体として 3,000 万円を出資したこと、「JANPU 看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」の活用推進と教員の FD 計画、ならびに「看護系大学における臨地実習基準の活用と普及方策と教員の FD 計画」が報告された。

APN グランドデザインの策定については、専門分野認定のあり方の検討や需給見通しの策定等を継続審議し、NP の個人認定制度の早期開始を検討していることが報告された。

日本看護系大学協議会の安定的な組織運営については、ブロック別会議等の導入や、理事体制の見直しなどを継続審議とし、事務職員の人事関連規程等を見直したことが報告された。

3) 理事の活動一覧（事業活動報告書 P. 20）（上泉代表理事）

理事会活動以外の理事の活動一覧について、P. 20 に掲載した。平成 30 年度は、厚生労働省主催の看護基礎教

育検討会や日本看護協会主催のナース・プラクティショナー（仮称）制度検討委員会、専門看護師制度委員会に委員として参加するなどの活動を行った。

各担当理事より以下の報告が行われた。

4) 常設委員会事業報告

- ① 高等教育行政対策委員会（井上理事）（事業活動報告書 P. 21～22）
 - ・構成員（P. 21）、趣旨（P. 21）、活動経過（P. 21～22）、今後の課題（P. 22）
 - 各省庁や関連団体からの要請や動きを把握し、情報提供や討議を進めていること、Academic Administration 研修会の継続的な開催（2020年3月28日（土））、ならびに専門職大学の設置認可に関する情報収集と発信や会員校としての受け入れ準備について継続して論議していくことが報告された。また、指定規則の改定が予測される各種検討会に委員を送るとともに、関係団体・組織との情報交換に努め、会員校の意見を聞きつつ、看護学教育としての高等教育行政に積極的に対応していくことが説明された。
- ② 看護学教育質向上委員会（鎌倉理事）（事業活動報告書 P. 23～28）
 - ・構成員（P. 23）、趣旨（P. 23）、活動経過（P. 23）、今後の課題（P. 23）
 - 看護系大学学士課程の臨地実習ガイドラインの作成に向けて、本協議会による看護系大学学士課程の臨地実習に関する調査研究及び各報告書の作成を検討していること、「科研費審査システム改革 2018 の影響に関する調査」を日本看護系学会協議会と共同で進めていることが報告された。
- ③ 看護学教育評価検討委員会（小山理事）（事業活動報告書 P. 29～38）
 - ・構成員（P. 29）、趣旨（P. 29）、活動経過（P. 29）、今後の予定（P. 29）
 - 「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」の活用に関する実態調査結果の概要が報告された。また、雑誌「看護教育」への掲載による広報や、全2回の研修会（第29回日本看護学教育学会学術集会での指定交流セッション及び聖路加国際大学）が報告された。
- ④ 高度実践看護師教育課程認定委員会（小松理事）（事業活動報告書 P. 39～46）
 - ・構成員（P. 39）、趣旨（P. 39）、活動経過（P. 39～40）、今後の課題（P. 40）
 - 高度実践看護師教育課程の審査及び認定の実施、高度実践看護師教育課程認定に関する申請希望大学への情報発信及び相談業務の実施、ならびに高度実践看護師教育課程の質保証と委員会活動の効率化を検討していることが報告された。また他の関係機関と連携・協議していることが報告された。
- ⑤ 広報・出版委員会（堀内理事）（事業活動報告書 P. 47～52）
 - ・構成員（P. 47）、趣旨（P. 47）、活動経過（P. 47～48）、今後の課題（P. 48）
 - 看護に関する情報を会員校ならびに社会に向けて広報する目的の中で、高校生への情報発信を目的とした Twitter の開設や、JANPU 出版物の活用促進に向けた DOI 付与等の取り組みが説明された。
- ⑥ 国際交流推進委員会（上別府理事）（事業活動報告書 P. 53～55）
 - ・構成員（P. 53）、趣旨（P. 53）、活動経過（P. 53～54）、今後の課題（P. 54）
 - 第22回 EAFONS（シンガポール開催）に代表として出席したこと、Oral Presentation Award、Poster Presentation Award を日本の3大学が受賞したこと、NINR の元ディレクターである Patricia Grady 氏の講演会を開催したこと、国際学会発表を促進・支援する研修会を実施し、好評であったことが報告された。
- ⑦ データベース委員会（荒木田理事）（事業活動報告書 P. 57～108）
 - ・構成員（P. 57）、趣旨（P. 57）、活動経過（P. 57～58）、今後の課題（P. 58）
 - 「2017年度看護系大学に関する実態調査」を実施し、97.8%の回収率となったことが報告された。今回より日本私立看護系大学協会との合同実施となり、大学の運営経費や実習経費等の調査項目が追加された。臨地実習における課題に関する自由記載の内容から、カテゴリー化し量的に把握した。本調査結果は、各大学での人材確保等に活用できる貴重なデータと考えており、今後も引き続き実施していくこと、10回目の調査となることから、経年変化を出していく必要があることが説明された。
- ⑧ 災害支援対策委員会（中野理事）（事業活動報告書 P. 109～120）
 - ・構成員（P. 109）、趣旨（P. 109）、活動経過（P. 109～110）、今後の課題（P. 110）

会員校に防災マニュアル指針2017を配付したこと、平成30年度に発生した3つの災害に対し、ホームページにお見舞いの文書を掲載し、ニーズ調査を行ったこと、JANPUの6つの地域ブロックのネットワークづくりに向けて、災害フォーラムを実施したことが報告された。「被災大学におけるニーズ調査」および「災害に備えたネットワークづくりの現状に関する調査」の結果については、事業活動報告書に掲載していることが合わせて報告された。

5) 臨時委員会事業報告

⑨ APN グランドデザイン委員会（岡谷理事）（事業活動報告書P.121～133）

・構成員（P.121）、趣旨（P.121）、活動経過（P.121～122）、今後の課題（P.122～123）

平成30年度は5回の委員会を開催した。これまでの検討事項を整理し、JANPU ナースプラクティショナー（JANPU-NP）の資格認定のための規則を整備することを第一の目的として、規程および細則を整備した。資格認定の規程および細則策定にあたっては、7項目の基本的考え方に沿って検討した。具体的には、教育課程修了直後の認定は資格要件の審査を主とし、JANPU-NP としての実績については5年ごとの更新時の審査にて評価することとしたと報告された。

続いて上泉理事より、以下の報告がなされた。JANPU-NP 資格認定規程と細則について、理事会で承認されたことを受け、これに沿って個人認定を開始する。今年度9月中には開始する予定である。同時に、高度実践看護師（APN）制度の構築についても他団体や組織と連携しながら進めていきたいと説明された。

6) 法人外関連機関報告

⑩ 日本看護学教育評価機構（仮称）設立準備委員会（菱沼理事）（事業活動報告書P.135～137）

・構成員（P.135）、趣旨（P.135）、活動経過（P.135～137）、今後の課題（P.137）

日本看護学教育評価機構が平成30年10月に東京法務局に登録され、本委員会の目的は達成された。11月5日に設立記念講演会を実施し、平成30年度をもって活動を終了したと報告された。

2. 2019年度重点事業計画（資料2-1）と各委員会の2019年度事業活動計画（資料2-2）（上泉代表理事）

上泉代表理事より資料2-1に基づき、2019年度重点事業計画が報告された。
各委員会の2019年度事業活動計画に関しては資料2-2に基づき報告された。

3. 2019年度収支予算書（資料3）（財務担当 本田理事）

財務担当の本田理事より、資料3に基づき、2019年度予算が報告された。

經常収入のうち会費収入は284校から65,320,000円、高度実践看護師教育課程認定費は5,000,000円、雑収入を含めた經常収入合計は71,670,000円を見込んでいる。經常支出のうち事業費は前年度の実績を反映させており、全体で40,062,000円である。管理費は主に事務局費であり、備考欄に今年度増減の理由を記載していること、管理費の合計が27,930,000円であり、經常支出合計は67,992,000円となる。經常収支の差額は3,678,000円であり、次期繰り越し収支差額は44,410,828円となる予定である。

<質疑応答>

<信州大学 深澤先生>

質問：高度実践看護師教育課程認定委員会またはAPN グランドデザイン委員会への質問である。CNSの分野は14分野、NPは1分野と伺っている。NPの分野について、今後分野を拡大する予定があるのか、あるいは米国のように高度実践看護師の範囲を、例えば臨床麻酔看護等を入れて拡大するという予定があるか伺いたい。今現在、NPについてもかなりの大学が教育を始めており、臨床麻酔看護師も10大学が教育を始めている。認定制度が明確になっていないと、教育課程を修了した学生が不安であると推察する。JANPUはその将来性についてどのように考えているか伺いたい。

回答（小松理事）：高度実践看護師教育課程認定委員会は、専門看護分野の特定を役割としているため、それ

に関するご発言、あるいはニーズとして伺った。高度実践看護師教育課程認定委員会は、新分野の認定は、会員校の申請を受けて検討していくことと認識している。

回答（岡谷理事）：APN グランドデザイン委員会としては、米国のようなNP を日本で作る場合、資格や裁量等を含めて法律の改正を含めた制度設計をしていく必要があると考えている。そのためには様々な団体が一つになり NP の制度化という課題を検討する必要があると認識している。また JANPU は専門看護師と NP を高度実践看護師としているが、その APN の規定についても資格や条件などを今後検討する必要があると考えている。その際、グローバルスタンダードからすると麻酔看護師等も検討する必要があると考えられる。加えて日本の制度の中には保健師や助産師があるが、現在大学院教育で保健師・助産師の基礎免許を取る制度もあるため、それらの整理も論点になると考える。

回答（上泉代表理事）：新分野については、これまでどおり高度実践看護師分野特定の規定に則って、皆様方からお声を出していただきたい。高度実践看護師に麻酔看護師を含めるか、それ以外のものを含めるかについては、まだはっきり答える段階ではないと考えている。そのようなことを検討していくためには、制度委員会等を作ってその中で検討していただければと考えている。皆様からニーズがあるというお声をいただければ、そのような方向で検討を始めるということも考えられる。

発言：ご回答をありがとうございます。世の中のニーズがそのような流れになっているため、是非ご検討いただきたい。

<質疑応答>

<関西医科大学 片田先生>

質問：これまで専門看護師の場合、新たな分野を提案する段階では卒業生を出していないといけないというような前提があった。このような前提を同様に認めるのか等、詳細な部分についても今後の検討事項という理解でよろしいか。

回答（小松理事）：これまで専門看護師の新設分野の認定においては、慎重に検討を行ってきた。その検討のステップは大切にしつつ、社会のニーズをどう入れ込んでいくかを含めて考えていくことが必要と捉えている。NP に関して、専門分野の認定については JANPU の中で十分に検討を行ってきた。現在 JANPU-NP の専門分野としてはプライマリケア看護があるが、今後、新たな専門分野として、そこに位置付けるものが提案されるのか、あるいは海外の動向をふまえながらその中に位置づけていくのか等々、検討が進んでいくと思われる。いずれにしても、理事会で慎重に検討を進めていく。

<長野保健医療大学 井部先生>

発言：高大接続で看護系大学に入る高校生へ入学前教育プログラムのテキストができており、ビジネスとして成り立っていると聞いている。そのテキストの練習問題には看護師国家試験問題が示されている。広報・出版委員会にこのような教材の普及状況や内容について注視していただきたい。

回答（堀内理事）：新しいアイデアをありがとうございます。広報・出版委員会でも、高校生をいかに看護系大学に誘うかを考えており、そのポイントの一つは高大接続であることや、入学前教育の取り組みが多いことを認識している。入学前教育には、看護の基礎教養として必要な数学や化学や生物など、理系科目を学んでこなかった方々にそれらを入学前に課すという試みがある一方、テキストとして看護の内容に近いものを出しているところもある。広報・出版委員会で系統的に調べ、ホームページに挙げていきたい。

<佐久大学 坂江先生>

質問：APN グランドデザインに関して、昨年度総会で、140 対 130 で個人認定が認められ、それまで資格がない状態にいた方の方向性が決まったと認識している。報告書の P.133 の「APN に係る制度の関連図」等報告にあるように 2 つの NP 資格認定があるが、一本化できるような方向性や、2019 年度の活動計画の 3 番目にある関連機関との連携・協働に関連して、具体的に進めていることがあればお話しいただきたい。

回答（上泉代表理事）：私どもも、この状況について満足していない。これまでも他の団体との話し合いも進めてきたが、まだまとまる結果に至っていない。現在、日本看護協会の検討会に JANPU の代表として岡谷理事が入っており、そこでも検討している。

回答（岡谷理事）：認定制度の一本化は、社会に認知されるためにも重要だと考えている。日本看護協会が考えるナース・プラクティショナーの制度について検討会が始まっている。日本看護協会が考えるナース・プラクティショナーと、JANPU が考えるものと、日本 NP 教育大学院協議会の定義がそれぞれ異なっているため、話し合っていないかなくてはいけないと考えている。日本看護協会の検討会では、日本 NP 教育大学院協議会からも委員が出ているため、お互いにそれぞれの考え方を開示しながら話し合いを進めている。より積極的に協議する必要があると感じており、その戦略については、理事会及び JANPU の中で話し合いを進めていきたい。

上泉代表理事より、審議事項の採決方法として、「第 1 号議案 平成 30 年度決算・監査報告」の承認、「第 2 号議案 規程改定」の承認は、拍手による採決であることが説明された。

全 284 校中、出席数が 273 校、議長への委任数が 9 校のため、出席社員の議決権数 282 個となったことが説明された。

【審議事項】

【第 1 号議案】

平成 30 年度決算・監査報告（本田理事、田村／村嶋監事）（資料 4）

本田理事より、P. 6 の会計方針について説明される。P. 1～2「貸借対照表」、P. 3～5「正味財産増減計算書」であり、委員会別の「正味財産増減計算書内訳表」は P. 11～12 に掲載されている。さらに、P. 7～9「財産目録」、P. 10「貸借対照表内訳表」に基づき平成 30 年度決算報告が行われた。

田村監事より、2019 年 5 月 9 日に、村嶋幸代監事と田村やよび監事で定款の規定に基づき平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの平成 30 年度における会計および業務の監査を行ったこと及び監査方法の概要と監査意見が報告された。

<質疑応答>

なし

<採決>

◆拍手による採決の結果、第 1 号議案「平成 30 年度決算・監査報告」は承認された。

【第 2 号議案】

規程改定の承認（上泉代表理事）（資料 5-1～5-3）

上泉代表理事から、2 つの規程改定の議案が説明された。

まず、本協議会の定款と高度実践看護師教育課程認定規程「第 3 章専門看護分野の教育課程の特定等」第 3 条、並びに「第 10 章規程の改定等」第 15 条、役員候補者選挙規程「第 11 条本規程の改正」に齟齬が生じているため、定款に即して改定することが提案された。次に、高度実践看護師教育課程 26 単位更新申請が修了することに伴い、2020 年度版「高度実践看護師教育課程基準・高度実践看護師教育課程審査要項」に掲載する「高度実践看護師教育課程認定規程」の第 4 章高度実践看護師教育課程認定の申請資格 第 4 条、「第 5 章高度実践看護師教育課程認定の審査方法等」第 7 条を改定する必要があることが提案された。

<質疑応答>

<関西医科大学 片田先生>

質問：西暦と和暦が両方入っているため、どちらかに統一した方が良いのではないかと。

回答（上泉代表理事）：表記については、司法書士に確認をして、統一したい。修正については理事会に一任していただきたい。

<採決>

◆拍手による採決の結果、第2号議案「規程改定」は承認された。

V. その他の報告事項

1) 2020年度定時社員総会開催日時と場所の案内（石井理事）（資料6）

日程は2020年6月19日（金）、場所は一橋大学一橋講堂である。

2) 「2020年度高度実践看護師教育課程申請に向けた説明会」

「高等教育行政対策委員会企画 Academic Administration 研修会」

「日本看護学教育評価機構説明会」の開催案内（石井理事）（資料7）

「2020年度高度実践看護師教育課程申請に向けた説明会」「高等教育行政対策委員会企画 Academic Administration 研修会」「日本看護学教育評価機構説明会」が、2020年3月28日（土）に、聖路加国際大学アリス・C・セントジョン メモリアルホール他にて開催されると報告された。

3) 看護系大学に関する実態調査のお願い（荒木田理事）（資料8）

「看護系大学に関する実態調査2018」について説明された。本調査は、日本私立看護系大学協会と共同で行う調査であり、調査規模は、昨年度と同様である。是非ご協力をお願いしたい。本調査結果は、事業活動報告書と共にホームページにも掲載している。また、今回の調査結果は、日本私立看護系大学協会と共有することをご了承いただきたいと説明された。

4) Nursing Now キャンペーン参加（岡谷理事）（資料9）

日本看護系大学協議会は、厚生労働省からの情報提供にもあった、世界的に看護職への関心を深め、地位の向上を目指すNursing Now キャンペーンの実行委員会のメンバーである。各大学のオープンキャンパス等でもキャンペーンの趣旨、目的等を周知するなど、積極的に参加していただきたいと説明された。

5) その他（菱沼理事）

日本看護学教育評価機構より、以下の情報提供があった。6月14日現在で96校より入会の申し込みがあった。2020年度の試行評価対象校5校を決定し、評価員の研修の準備を開始している。入会がまだの大学におかれては、是非入会の手続きをお願いしたい。2020年度の試行評価の受審料は半額としているが、2021年度についても若干整備不足が見込まれるため、受審料は120万円とし、14～15校の評価を目指していると報告された。

閉会（15時30分）

VI. 省庁からの情報提供

定時社員総会当日の午前中（10時00分～11時30分）に、下記のとおり情報提供が開催された。

■文部科学省高等教育局医学教育課看護教育専門官 杉田由加里氏より、看護系大学の現状と課題について情報を提供いただいた。

■厚生労働省医政局看護課 関根小乃枝氏より、看護行政の動向について情報を提供いただいた。

2019 年度理事会報告

第 1 回理事会

日時：2019 年 5 月 10 日（金）13:00～15:53

場所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：上泉和子、井上智子、岡谷恵子、本田彰子、鎌倉やよい、小山真理子、小松浩子、堀内成子（～15：15）、上別府圭子、荒木田美香子（15：20～）、菱沼典子、田村やよひ、村嶋幸代（敬称略）

欠席者：石井邦子、中野綾美（敬称略）

議長：上泉和子（代表理事）

事務局：潮、川口、田中、亀山

I. 議題

1. 第 6 回理事会議事録の承認（上泉代表理事）
2. 2019 年度社員（継続）と新設加盟校の承認（上泉代表理事）
3. 平成 30 年度決算書、監査報告と理事会承認（本田理事、村嶋監事、田村監事）
4. 2019 年度定時社員総会の審議事項、タイムスケジュール、資料、スライドについて
 - 1) 平成 30 年度事業活動報告書（冊子）
 - 2) 2019 年度重点事業計画案（上泉代表理事）
2019 年度事業活動計画書【全委員会の一覧】
 - 3) 2019 年度予算案（本田理事）
 - 4) 総会次第案（タイムテーブル案）（上泉代表理事）
 - 5) 総会に関する確認事項（上泉代表理事、事務局）
 - 6) 議事録署名人 2 名、書記 2 名の報告（上泉代表理事）
 - ①議事録署名人：朝倉京子先生（東北大学）、齋藤やよい先生（城西国際大学）
 - ②書記：河部房子先生（千葉県立保健医療大学）、杉山文乃先生（国立看護大学校）
 - 7) 運営スタッフの募集について（上泉代表理事、事務局）
5. 各委員会の事業活動経過報告と審議事項
 - 1) 高等教育行政対策委員会（井上理事）
 - 2) 看護学教育質向上委員会（鎌倉理事）
 - 3) 看護学教育評価検討委員会（小山理事）
 - 4) 高度実践看護師教育課程認定委員会（小松理事）
 - 5) 広報・出版委員会（堀内理事）
 - 6) 国際交流推進委員会（上別府理事）
 - 7) データベース委員会（荒木田理事）
 - 8) 災害支援対策委員会（代 上泉代表理事）
 - 9) APN グランドデザイン委員会（岡谷理事）
6. 規程・内規の改定について
 - 1) 高度実践看護師教育課程認定規程改定案の承認（上泉代表理事、小松理事）
 - 2) 役員候補者選挙規程改定案の承認（上泉代表理事）
高度実践看護師教育課程認定規程や役員候補者選挙規程は、教育課程の申請や役員選挙に関わる事項であり、スピード感を持って理事会決議で対応していくために「総会の承認」から「理事会の承認」に改定することが承認された。
7. 2019 年度役員交代と新理事体制について（上泉代表理事）
財務担当の本田理事が所属変更により社員ではなくなるため、6 月 14 日（金）開催の 2019 年度定時社員総会の終結をもって理事を退任することとなる。事前に総務会で検討した結果、菱沼理事に

財務理事を担当していただくと報告がなされた。

II. 報告と庶務連絡

1. 「一般財団法人日本看護学教育評価機構」報告（菱沼理事）
2. 自民党看護問題対策議員連盟総会の報告（上泉代表理事）
3. 看護基礎教育検討会の報告（菱沼理事）
4. 「ナース・プラクティショナー（仮称）制度検討委員会」（岡谷理事）
5. 神田事務局体制について（事務局 潮）
6. その他（上泉代表理事）

Nursing Nowは英国の看護協会と議員がつくった組織で、日本では日本看護協会が実行委員とこのとりまとめを行っている。JANPUからは上泉代表理事が実行委員として参加することが報告された。

第2回理事会

日時：2019年7月26日（金）13:30～16:16

場所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：上泉和子、井上智子、岡谷恵子、石井邦子、菱沼典子、鎌倉やよい、小山真理子、小松浩子（～16:00）、堀内成子（14:00～）、上別府圭子、荒木田美香子、中野綾美、田村やよひ（14:38～）、村嶋幸代（敬称略）

議長：上泉和子（代表理事）

事務局：潮、川口、田中、亀山

I. 議題

1. 第1回理事会議事録の承認（上泉代表理事）
2. 2019年度定時社員総会の報告と議事録の承認（上泉代表理事）
3. 各委員会の2019年度事業活動経過報告、審議事項
 - 1) 高等教育行政対策委員会（井上理事）
 - 2) 看護学教育質向上委員会（鎌倉理事）
 - 3) 看護学教育評価検討委員会（小山理事）
 - 4) 高度実践看護師教育課程認定委員会（小松理事）
放送大学等のe-learning活用に関し情報収集することについて承認された。
 - 5) 広報・出版委員会（堀内理事）
各委員会開催のイベントや理事たちが参加した研修会その他の活動内容を写真付でホームページに随時掲載していくが決定された。
 - 6) 国際交流推進委員会（上別府理事）
 - 7) データベース委員会（荒木田理事）
 - 8) 災害支援対策委員会（中野理事）
①災害フォーラムを11月24日（日）に開催することとその内容、②ホームページを活用した啓発活動について、承認された。
 - 9) APN グランドデザイン委員会（岡谷理事）
JANPU-NP 資格認定委員会委員候補者5名が承認された。
4. その他（上泉代表理事）
 - 1) 規程等の日付表記の西暦・和暦について
 - ・内規も含めて全ての規程内の日付表記を西暦に一本化することで承認された。
 - ・定款と定款施行細則内の日付表記変更は次年度の定時社員総会で改定する。
 - 2) 第1回理事会以降に変更があった4会員校の社員変更の承認と1大学の退会に関する報告
 - 3) 会員校の退会について手続きをあらためて確認した。

4) 2019年度重点事業計画具体案

- ①ブロック別会議を2020年度定時社員総会後に開催する旨が提案され、詳細は今後検討することが確認された。
- ②理事候補者選出方法/体制について
定款第33条（職務の執行状況の報告）により、業務執行理事には4ヵ月を超える間隔で2回以上、業務の成果、具体的な活動報告、業務遂行状況を報告する義務があるので、今後は理事会で「業務執行理事からの報告」という項目をたて、報告することが決定された。

II. 報告と庶務連絡

1. 「一般財団法人日本看護学教育評価機構」報告（石井理事）
2. 部門別支出と残高の報告（菱沼理事）
3. その他
 - 1) EAFONS（上別府理事）
 - 2) 厚生労働省 看護基礎教育検討会（菱沼理事）
 - 3) 文部科学省 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会(2019)（上泉代表理事）
 - 4) 次回以降の理事会の開始時間について開始時間を13時に変更することが確認された。

第3回理事会

日時：2019年9月27日（金）13:04～17:05

場所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：上泉和子、井上智子、岡谷恵子、石井邦子、鎌倉やよい、小山真理子（13:15～）、小松浩子（13:23～15:20）、上別府圭子、荒木田美香子、田村やよひ、村嶋幸代（敬称略）

欠席者：菱沼典子、中野綾美、堀内成子（敬称略）

議長：上泉和子（代表理事）

事務局：潮、川口、田中、亀山、金子

I. 議題

1. 理事会議事録の承認（上泉代表理事）
 - 1) 平成30年度 第6回理事会議事録の修正箇所を確認し、再度承認された。
 - 2) 2019年度 第1回理事会議事録の修正箇所を確認し、再度承認された。
 - 3) 2019年度 第2回理事会議事録の承認
2. 各委員会の2019年度事業活動経過報告、審議事項
 - 1) 高等教育行政対策委員会（井上理事）
 - 2) 看護学教育質向上委員会（鎌倉理事）
看護学実習ガイドライン作成の経緯とスケジュールが説明され、理事会からの意見を踏まえ、検討・修正することを前提に、実習ガイドライン案 ver.1 が承認された。
 - 3) 看護学教育評価検討委員会（小山理事）
 - 4) 高度実践看護師教育課程認定委員会（小松理事）
 - ①高度実践看護師教育課程を有する会員校に対して、教育課程に関する実態調査を実施することが承認された。
 - ②高度実践看護師教育課程認定細則と高度実践看護師教育課程基準の改定案
26単位に関する記載のある箇所を削除することが確認され、細則と基準が承認された。
 - 5) 広報・出版委員会（代理 事務局潮）
今年度実施予定の「看護系大学に関する実態調査」に入学前教育に関する設問を追加することが確認された。
 - 6) 国際交流推進委員会（上別府理事）
 - 7) データベース委員会（荒木田理事）

8) 災害支援対策委員会 (代理 上泉代表理事)

9) APN グランドデザイン委員会 (岡谷理事)

10) JANPU-NP 資格認定委員会 (岡谷理事)

①「JANPU-NP 資格認定審査要項」公示の報告がなされた。

②JANPU-NP 資格認定委員会委員長に田中美恵子氏が就任したことが報告された。

③JANPU-NP 資格認定委員会規程が承認された。

3. その他

1) 2020年3月28日(土) スケジュール概要が確認された。

2020年度 CNS/NP 申請に向けた説明会、JANPU-NP 資格認定に関する説明会、AA 研修会、日本看護学教育評価機構 (JABNE) 説明会

2) 規程や内規類の日付表記の西暦変更報告 (上泉代表理事)

3) 第2回理事会以降に変更があった3校の社員の変更が承認された。(上泉代表理事)

II. 報告と庶務連絡

1. 業務執行理事からの活動報告

2. 「一般財団法人日本看護学教育評価機構」報告 (石井理事)

3. 「自民党看護問題小委員会」報告 (井上理事、岡谷理事)

4. 文部科学省「大学における看護系人材養成の在り方検討会」報告 (上泉代表理事)

5. 厚生労働省「看護基礎教育検討会」および「看護基礎教育検討会 看護師ワーキンググループ」報告 (岡谷理事)

6. 日本看護協会「ナース・プラクティショナー(仮称)制度検討委員会」報告 (岡谷理事)

7. 部門別支出と残高の報告 (代理 事務局潮)

8. 日本看護連盟への入会に関して

日本看護連盟から代表理事宛に入会に関する案内が届いたが、政治的かつ個人を対象としているため、報告のみとする。

第4回理事会

日時：2019年11月8日(金) 13:00~17:09

場所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：上泉和子、井上智子、岡谷恵子、石井邦子、菱沼典子、鎌倉やよい、小山真理子、小松浩子 (13:19~)、堀内成子 (13:09~)、上別府圭子、荒木田美香子 (13:01~16:00)、中野綾美、田村やよひ、村嶋幸代 (敬称略)

議長：上泉和子 (代表理事)

事務局：潮、川口、田中、亀山、市嶋

I. 議題

1. 2020年度第1回理事会開催日は「2020年5月15日(金)」に決定した。

2. 2019年度第3回理事会議事録の承認 (上泉代表理事)

3. 各委員会の2019年度事業活動経過報告、審議事項

1) 高等教育行政対策委員会 (井上理事)

2) 看護学教育質向上委員会 (鎌倉理事)

理事会からの意見を検討して修正することを前提に、看護学実習ガイドライン案 ver.2 は承認された。

3) 看護学教育評価検討委員会 (小山理事)

10月13日(日)に開催を予定していた『看護学教育評価検討委員会企画ワークショップ』は、台風19号による影響を考慮し延期を決定、振替日は2020年2月16日(日)と報告された。

4) 高度実践看護師教育課程認定委員会 (小松理事)

- 5) 広報・出版委員会（堀内理事）
『今月の注目！看護教員』投稿者の紹介について協力の依頼がなされた。
 - 6) 国際交流推進委員会（上別府理事）
 - 7) データベース委員会（荒木田理事）
 - 8) 災害支援対策委員会（中野理事）
 - ①台風 19 号による被害の調査結果報告
 - ②災害時の対応、発生後の教育継続についての支援体制（案）について、提案のとおり進めることが承認された。
 - 9) APN グランドデザイン委員会（岡谷理事）
JANPU-NP 資格認定委員会の補正予算案の提案に伴い、2019 年度予算の下方修正案が承認された。
 - 10) JANPU-NP 資格認定委員会（岡谷理事）
現在までの執行額と 3 月までの支出見込額を踏まえ、2019 年度補正予算案が承認された。
 - 11) 選挙管理委員会の設置（石井理事）
 - ①2019 年度-2020 年度委員の承認
5 名の選挙管理委員候補者が承認された。
 - ②理事候補者選出方法について
定款施行細則と役員候補者選挙規程、役員選挙公示文は、文言の整備・統一のみとし、選挙方法についての改正は一切しないことが確認された。
4. その他
- 1) 第 3 回理事会以降に変更があった 1 校の社員の承認（上泉代表理事）
 - 2) JANPU 理事全員を業務執行理事にする件について（上泉代表理事）
理事全員を業務執行理事にする場合、定款等規定の改正が必要になるため、次回理事会に定款修正案を提示することとなった。
 - 3) サーバー移行費の補正予算案の承認と作業スケジュールの確認（事務局 潮）
 - 4) 2020 年 6 月 19 日（金）開催ブロック別会議の提案の承認（上泉代表理事）
 - 5) 2020 年 3 月 28 日（土）開催説明会/研修会について（上泉代表理事）

II. 報告と庶務連絡

1. 業務執行理事からの活動報告
2. 「一般財団法人日本看護学教育評価機構」報告（石井理事）
3. 文部科学省「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」報告（上泉代表理事）
4. 厚生労働省「看護基礎教育検討会」報告（菱沼理事）
5. 日本看護協会「第 2 回 Nursing Now キャンペーン実行委員会」報告（井上理事）
6. 日本看護協会「製品分野間の相互接続防止コネクタに係る国際規格の導入について」（岡谷理事）
7. 日本看護協会「看護学校・大学の学内就職ガイダンスについて」（岡谷理事）
8. 日本 NP 教育大学院協議会との打ち合わせ報告（上泉代表理事）
今回の打合せは二者にとって初めての機会であったので、互いの制度のことを紹介しながら、今後は定期的に開催していくことが確認された。診療看護師（NP）と JANPU のナースプラクティショナーについて、教育課程の基準はできるだけ一本化していく方向での大枠は合意できたことが報告された。
9. 部門別支出と残高の報告（菱沼理事）

第 5 回理事会

日時：2020 年 1 月 24 日（金）13:00～17:11

場所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：岡谷恵子、石井邦子、菱沼典子、鎌倉やよい、小山真理子、小松浩子、堀内成子（14：56～）、
中野綾美（WEB）、田村やよひ、村嶋幸代（敬称略）

欠席者：上泉和子、井上智子、上別府圭子、荒木田美香子（敬称略）

議長：岡谷恵子（常任理事）

事務局：潮、川口、田中、亀山、市嶋

I. 議題

1. 第4回理事会議事録の承認（岡谷理事）

2. 各委員会の2019年度事業活動経過報告、審議事項

1) 高等教育行政対策委員会（代理 岡谷理事）

2) 看護学教育質向上委員会（鎌倉理事）

理事会からの意見を検討して修正することを前提に、看護学実習ガイドライン案 ver.3 は承認された。

3) 看護学教育評価検討委員会（小山理事）

4) 高度実践看護師教育課程認定委員会（小松理事）

①高度実践看護師教育課程に関する実態調査について

高度実践看護師教育課程が抱える課題や今後の方向性を検討するために実態調査を実施する。

1月末に会員校へ調査を依頼し、年度内に結果をまとめ報告する予定だと報告がなされた。

②2020年度高度実践看護師教育課程基準・審査要項（案）、Q&Aの報告

③2019年度高度実践看護師教育課程認定結果は異議なく承認された。

④2019年度申請の内容を更新した、認定課程数のデータについて

⑤2020-2021年度高度実践看護師教育課程認定委員は異議なく承認された。

⑥次年度以降の認定委員会事務局体制についてはすぐに結論を出すのではなく、長期的に検討していくことが決定された。

5) 広報・出版委員会（堀内理事）

看護 roo!（運営会社：株式会社クイック）との協働作業については、継続して検討する。

6) 国際交流推進委員会（代理 岡谷理事）

①「看護学教育における国際交流・連携の実際と課題」研修会（2月22日（土）開催予定）について

②1月10日～11日に開催された第23回 EAFONS の報告

7) データベース委員会（代理 事務局潮）

8) 災害支援対策委員会（中野理事）

①台風19号で被災された会員校を対象に実施したニーズ調査結果報告

②災害フォーラム開催の報告

③「教育継続支援に向けた災害発災時の情報共有と対応」（案）に関するメール調査については、調査の実施については承認されたが、内容については更に検討する。

9) APN グランドデザイン委員会（岡谷理事）

APN グランドデザイン（案）について、引き続き検討していくことが確認された。

10) JANPU-NP 資格認定委員会（岡谷理事）

第1回日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定審査に4名全員が合格したと報告された。

今後、JANPU-NP 登録者名簿と2020年度版 JANPU-NP 資格認定審査要項を本会ホームページ上で公表する予定である。

11) 選挙管理委員会（石井理事）

①委員の役割の決定の報告

②役員選挙の公示文（変更点）

補欠理事候補者を6名から4名、補欠監事候補者を3名から2名に減らすことが報告された。

③役員選挙に関わる今後の作業日程について

3. JANPU 理事全員を業務執行理事にする件について（代理 事務局潮）
代表理事欠席のため、本審議事項は次回理事会に持ち越すこととなった。
4. 2020年3月28日(土)のスケジュール、運営・準備について（代理 事務局潮）
5. その他
第4回理事会以降に変更があった1会員校の社員の承認

II. 報告と庶務連絡

1. 業務執行理事からの活動報告
2. 「一般財団法人日本看護学教育評価機構」報告（石井理事）
3. 文部科学省「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」報告
4. 日本看護協会「第3回Nursing Now 実行委員会」報告（代理 岡谷理事）
5. 日本看護協会「第2回ナース・プラクティショナー(仮称)制度検討委員会」報告（岡谷理事）
6. 日本看護協会「第2回NP 教育機関との意見交換会」報告（岡谷理事）
7. 「看護業務の効率化 先進事例アワード2019 表彰式・事例報告会」報告（岡谷理事）
8. 部門別支出と残高の報告（菱沼理事）
9. その他

2019 年度重点事業計画と事業報告

1. 高度実践看護師（専門看護師・JANPU ナースプラクティショナー）育成の推進と資格制度の再構築

大学院の増加、ナースプラクティショナーへのニーズの高まり、ならびに専門看護師のこれまでの活躍や成果を鑑みれば、今後さらに高度実践看護師教育の推進に力を入れる必要があると認識しています。超高齢社会の到来を目前にしている今、特に、地域包括支援システムを効率的に機能させて成果を生み出すために、住み慣れた場所で生活しながら療養を継続したいと望む人々に対して、慢性疾患の診療や悪化予防等のプライマリケア、苦痛の緩和や看取りのケアを、医師等他職種と連携しながら権限と責任を持って提供できるナースプラクティショナーの育成は、極めて重要な課題であると考えます。

そこで、下記の事業を通して、高度実践看護師（専門看護師・JANPU ナースプラクティショナー）育成の推進と、資格制度の再構築に取り組みます。

1) JANPU ナースプラクティショナー（JANPU-NP）の資格認定制度の開始と安定的運用

⇒ JANPU ナースプラクティショナーの個人資格認定制度の整備が完了し、第 1 回の資格認定を行い、4 名の JANPU-NP が誕生した。

2) 高度実践看護師（専門看護師・JANPU-NP）の教育課程、資格認定に係る第三者機関への移行の検討

⇒ 日本看護協会、日本 NP 教育大学院協議会、本協議会の代表者との協議を開始した。

3) 高度実践看護師（専門看護師・JANPU-NP）の社会における認知度向上への取り組みを行う

⇒ 広報・出版委員会にて高度実践看護師の存在・役割の社会的認知度を高めるための積極的な広報戦略を検討した。特集ページや高度実践看護師教育課程検索ツール等を作成し、ホームページへ掲載した。

2. 看護系大学における看護専門職能養成課程への「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の適用除外に向けての活動

文部科学省は看護系大学・短期大学への指定規則の適用のあり方を検討し、平成 19 年に「大学・短期大学における看護学教育の充実に関する調査協力者会議報告」を公表しています。そこには、今後の課題として「将来的には、看護系大学等の教員が中心となって看護学教育のミニマム・エッセンシャルズを明示し、第三者評価によって教育水準を担保するなど、指定規則の趣旨を上回る教育の質の保証体制のあり方を主体的に研究することが望ましい」とあります。平成 19 年から 12 年経た現在、看護学教育課程の基準として、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」（文部科学省）、「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」（JANPU）、「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準看護学分野」（日本学術会議 健康・生活科学委員会 看護学分科会）が策定され、各大学はこれらの基準に沿って教育改革に取り組んでいるところです。また、看護学教育の分野別評価を実施する第三者機関も創設され、大学における看護学教育の質保証の仕組みが整ったといえます。

このような状況を鑑み、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の適用除外推進にむけて取り組む好機ととらえ、下記のような事業に取り組みます。

- 1) 「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」(JANPU)、「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準看護学分野」(日本学術会議 健康・生活科学委員会 看護学分科会)、「看護系大学における臨地実習基準」(JANPU)の活用推進
- 2) 上記の活用状況の評価ならびに活用状況に関する情報共有
⇒ 1)、2)の取り組みとして、看護学教育評価検討委員会が「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」の活用に向けた研修会を開催した。
- 3) カリキュラム開発とカリキュラムアドミニストレーションに関する、学部長、学科長等、カリキュラムアドミニストレーション担当者への研修の実施
⇒ 大学マネジメントにおいて喫緊の課題となっている、大学の統合・連携について、「大学統合・連携の動きの中で大学・大学院はどうあるべきか」をテーマに文部科学省からの説明会、研修会を企画したが延期した。
- 4) 看護教育に関連する、文部科学省、厚生労働省等の関係諸団体における検討会の委員としての活動、ならびにロビー活動を行い、本取り組みを推進する。
⇒ 今後も継続する。

3. 日本看護系大学協議会組織ならびに組織運営の発展的改革

順調な会員増の状況において会員校の声を反映させ、また、効率的、合理的意思決定を推進するための取り組みを行います。

- 1) 会員校の声を反映させるためのブロック別会議等の導入
⇒ 総会にて会員校の意見交換を実施予定であったが、総会のスケジュール変更により意見交換は再検討することとなった。
- 2) 理事体制の見直し(選出方法の見直し、業務執行理事体制の導入、等)
⇒ 理事体制の見直しについては、2020年5月の理事会に諮る予定。

4. 看護学教育分野別評価の安定的運用と定着への支援

わが国の第2期教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)では、高度専門人材育成に向けて、「大学における分野別質保証の構築・充実に向けた取り組みを促進する」こととあります。本協議会では、看護学教育の質保証の観点から、2018年度に「日本看護学教育評価機構(JABNE)」を設立し、2020年度より分野別評価を開始いたします。本協議会では設立団体として、JABNEの安定的運営に至るべく、側面的支援をします。

- 1) 本協議会(JANPU)と日本看護学教育評価機構(JABNE)との合同により、普及に向けての研修等を開催する。
⇒ 合同研修会は延期となった。
- 2) JABNEの安定的運営にむけ、事務職員の量的、質的側面からの組織的支援を行う。
⇒ 事務職員をJANPUで1名採用し、JABNE業務の担当として支援している。

2019 年度理事の活動一覧

NO	日付	活動内容	主催者	出席した理事
1	4月12日	自民党看護問題対策議員連盟 平成31年度総会【要望書提出】	自民党看護問題 対策議員連盟	上泉代表理事、 岡谷理事
2	6月1日	第6回日本CNS看護学会 シンポジウム	日本CNS看護学 会	岡谷理事
3	6月9日	日本看護学教育学会 シンポジウム	日本看護学教育 学会 看護学教 育制度委員会	上泉代表理事
4	8月29日	自民党看護問題小委員会 【要望書提出】	自民党看護問題 小委員会	井上理事、岡谷理事
5	8月31日	第33回日本看護歴史学会学術集会 教育講演	日本看護歴史学 会学術集会	岡谷理事
6	11月16日	日本NP学会学術集会 シンポジウム	日本NP学会	岡谷理事
7	12月23日	第2回NP教育機関との意見交換会	日本看護協会	岡谷理事
8	1月10日 ～11日	EAFONS 第23回国際会議	EAFONS	上別府理事
9	1月15日	看護業務の効率化 先進事例アワード 2019 表彰式・事例報告会	日本看護協会	岡谷理事
10	5月16日 6月10日 9月20日 10月4日 12月23日 2月3日 3月9日	大学における看護系人材養成の在り方 に関する検討会	文部科学省	上泉代表理事(委員と して通年参加、3月9 日は上泉代表理事の 代理として岡谷理事 が出席)、 鎌倉理事(10月4日 の検討会より、委員と して参加)
11	7月29日 9月12日 9月30日	看護基礎教育検討会 (委員として通年参加)	厚生労働省	菱沼理事 (9月30日は菱沼理 事の代理として岡谷 理事が出席)
12	8月2日 8月30日	看護基礎教育検討会 看護師ワーキンググループ (委員として通年参加)	厚生労働省	岡谷理事
13	5月11日 10月2日 1月9日	「Nursing Now キャンペーン」実行委員 会	日本看護協会	上泉代表理事 (10月2日、1月9日 は上泉代表理事の代 理として井上理事が 出席)
14	8月27日 11月20日	ナース・プラクティショナー (仮称) 制度検討委員会 (委員として通年参加)	日本看護協会	岡谷理事

2019 年度理事の活動一覧（続き）

NO	日付	活動内容	主催者	出席した理事
15	9月2日 3月4日	専門看護師制度委員会 (委員として通年参加)	日本看護協会	小松理事 (9月2日は小松理事の代理として本庄CNS/NP認定委員長が出席)
16	11月7日 2月3日	日本NP教育大学院協議会との会談	日本看護系大学協議会/日本NP教育大学院協議会	上泉代表理事、井上理事、岡谷理事
17	4月12日 5月10日 7月26日 9月27日 10月24日 11月8日 1月24日 2月21日 3月6日	総務会（代表理事・副代表理事・常任理事・総務担当理事・財務担当理事が出席）	JANPU	上泉代表理事、井上理事、岡谷理事、石井理事、菱沼理事
18		コロナウイルス感染拡大に伴う緊急調査の企画と実施 【第1弾】3月10日～16日 【第2弾】3月31日～	JANPU	総務会、中野理事
19		河合塾機関紙インタビュー	河合塾	上泉代表理事
20		雑誌「看護研究」記事執筆	医学書院	上泉代表理事

「高等教育行政対策委員会」

1. 構成員

1) 委員

委員長：井上智子（国立看護大学校）

委員：上泉和子（青森県立保健大学）、石井邦子（千葉県立保健医療大学）、大島弓子（豊橋創造大学）、岡谷恵子（JANPU 常任理事）、小山真理子（日本赤十字広島看護大学）、酒井明子（福井大学）、坂下玲子（兵庫県立大学）、宮崎美砂子（千葉大学）

2) 協力者

矢富有見子（国立看護大学校）

2. 趣旨

1) 文部科学省、厚生労働省等の省庁からの発信、看護関連の検討会の動向、日本看護協会等関連団体の活動や社会情勢の動きを迅速に把握する。その上で日本看護系大学協議会としての見解や方向性を議論し、必要時に適宜、声明や提言を公表する。また、会員校に対しては各大学での議論に資するような情報提供等を積極的に行う。

2) Academic Administration に関する課題について継続的に検討する。

(1) 研修会やグループ討議を通して、看護系大学の教員間で Academic Administration に関する理解を深め、概念を共有し、大学の管理運営に関する意識を高める。

(2) 現在、大学あるいはマネージメント担当者が抱える課題を明らかにし、Academic Administration の観点から積極的な情報発信、情報交換の機会を設ける。

(3) 会員校に対する大学の経営、運営管理、組織、戦略力を強化するための組織化として、学長・副学長会議等を計画する（今年度はリスト作りまで）。

3) 専門職大学に関する情報収集と発信、申請校の情報やその結果などを収集し、受け入れ準備等について検討を進める。

3. 活動経過

委員会は計 3 回開催（第 2・3 回はメール会議）した。

1) 関係省庁、団体との連絡・協議

文部科学省、厚生労働省、日本学術会議、日本看護協会等の関連の検討会、団体からの発信、問い合わせ等、さらには社会情勢の動きなども見極め、協議会としてのあり方、方向性や課題、展望などを論議した。2017 年（平成 29 年）10 月の文部科学省『看護学教育モデル・コア・カリキュラム～「学士課程においてコアとなる看護実践能力」の修得を目指した学修目標～』に続く、「看護学実習ガイドライン」作成が打ち出され、文部科学省と打ち合わせつつ看護学教育質向上委員会（鎌倉やよい委員長）を中心に作業が進められた。厚生労働省は、「看護基礎教育検討会」「同看護師ワーキンググループ」の検討が継続し、本協議会から検討会には菱沼理事が、ワーキンググループには岡谷常任理事が参加している。またナース・プラクティショナー（仮称）制度検討委員会でも検討が続いている（引き続き岡谷常任理事が委員として参加）。

2) Academic Administration に関する課題について

看護系大学における看護学教育管理者・統括者の Academic Administration について、活動を継続している。引き続き看護系大学の増加が見込まれるが、看護学教育を取り巻く状況は社会の動き

とも連動し様々に変化している。会員校の学長・副学長、学部長、学科長等の看護学教育を統括する責任者は、戦略や経営、教育の質の保証や教職員・学生管理能力を身につけ、向上させていく必要がある。今年度は18歳人口の減少の中、大学再編・統合・連携の動きが急であるため、研修会ではなく文部科学省の担当者を招いて情報発信と意見交換を主とした下記のパネルディスカッションを計画した。しかし、新型コロナウイルスの影響により開催を断念し、日程も含め再企画する予定である。

3月28日に予定されていたパネルディスカッションのテーマ等は、以下の通りであった。

テーマ：「大学統合・連携の動きの中で大学・大学院はどうあるべきか」

日時：2020年3月28日（土）13～15時

場所：聖路加国際大学 本館 アリス・C・セントジョンメモリアルホール

情報提供：片境俊貴（文部科学省高等教育局高等教育企画課政策統括係長）

指定発言：南裕子、菱沼典子

3) 専門職大学について

2020年4月開設予定の専門職大学の設置認可状況は、結果として看護系専門職大学は0であった。引き続き本協議会ホームページ上に設けた「専門職大学」専用バナーから、随時情報発信している。

4. 今後の課題

本委員会は看護学士課程教育、大学院教育にかかる重要な政策、事項について情報を収集し、協議会としての意見、提言、声明等を発信するとともに、会員校の教育・研究活動等にもタイムリーに情報提供することを心がけている。今年度は厚生労働省が「看護基礎教育検討会」「看護基礎教育検討会ワーキンググループ」を立ち上げ、教育内容・方法、教育体制の見直しを行うとともに、2020年度からの指定規則改定が予想されている。各種検討会等に委員を送ると共に、検討状況が理事会・会員校に発信されている。引き続き関係団体・組織との情報交換に努め、幅広く高等教育行政の動きを把握し、情報収集・分析をもとに本協議会として会員校の意見も聞きつつ看護学教育としての高等教育行政に積極的に対応していく。

Academic Administrationについては、今後も引き続き研修会や意見交換会、必要に応じて調査等を行い、急増する看護系大学を取り巻く多様で複雑な課題にどう取り組むべきか、質の高い看護学教育を実践し発展させる戦略はどうあるべきかなどの取り組みを継続していく。

専門職大学については今後も文部科学省の大学設置認可の状況を見極めつつ、必要時会員校としての受け入れ準備（規約等の整備も含め）を進める必要がある。

「看護学教育質向上委員会」

1. 構成員

1) 委員

委員長：鎌倉やよい（日本赤十字豊田看護大学）

委員：石橋みゆき（千葉大学）、菅原京子（山形県立保健医療大学）、関根正（東京医療学院大学）、高見沢恵美子（関西国際大学）、泊祐子（大阪医科大学）、宮林郁子（福岡大学）、山田聡子（日本赤十字豊田看護大学）

2) 協力者（看護学実習ガイドライン作成に関する協力）

石井邦子（千葉県立保健医療大学）、岡谷恵子（JANPU 常任理事）

2. 趣旨

1) 看護系大学学士課程の看護学実習ガイドライン原案の作成

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会（文部科学省）が看護学教育モデル・コア・カリキュラムに付随する看護学実習ガイドラインを策定するにあたり、その原案作成を JANPU が依頼され、看護学教育質向上委員会がその役割を担うものである。

2) 科研費審査システム改革 2018 の影響に関する調査

「科研費審査システム改革 2018 の影響に関する調査」を日本看護系学会協議会（JANA）と共同して実施し、データを蓄積するとともに、情報提供を行う。

3. 活動経過

1) 看護学実習ガイドライン原案の作成

平成 27～29 年度文部科学省「大学における医療人材養成の在り方に関する調査研究委託事業」として JANPU が実施した看護系大学学士課程の臨地実習に関する調査研究、基準策定に関する調査研究等の報告書、看護学教育モデル・コア・カリキュラム、既に報告された医療系の実習ガイドライン等を検討し、実習ガイドラインの項目を検討した。同様に、5 回の委員会を開催し、その都度理事會に諮り看護学実習ガイドライン案 ver3（案）を策定し、文部科学省に提出した。

鎌倉委員長が「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会（第 4 回）」より委員として参加し、検討会での意見交換に基づき、JANPU 本委員会が修正し、看護学実習ガイドライン案 ver4（案）を提出した。その後、各看護系大学への意見聴取が行われ、文部科学省事務局による最終修正が行われ、確定された。2020 年 3 月 30 日に、「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会 第二次報告：看護学実習ガイドライン」として公示された。

https://www.mext.go.jp/content/20200330-mxt_igaku-000006272_1.pdf

2) 科研費審査システム改革 2018 の影響に関する調査

科研費審査システム改革の 2019 年度の採択結果への影響を確認するために、日本看護系学会協議会と共同して、2020 年 1 月に調査を実施した。調査結果は 2020 年 3 月 12 日付でホームページに掲載した。毎年調査を実施してデータを蓄積する。

4. 今後の課題

1) 看護系大学学士課程において学修する看護技術の現状と課題を検討する。

2) 科研費審査システム改革 2018 の影響に関する調査を毎年実施する。

5. 資料

2019年度科研費審査システム改革 2018 の影響に関する調査報告書

https://www.janpu.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/03/2019kakenhicyousaJANA_JANPU.pdf



2020年3月3日

日本看護学会協議会・日本看護系大学協議会 2019年度 科研費審査システム改革 2018 の影響に関する調査報告

「科学研究費助成事業（科研費）審査システム改革 2018」が平成 30 年度科研費（平成 29 年 9 月に公募）から適用されました。改革の骨子は、審査区分表の改正および若手研究の応募要件の変更です。審査区分の改正は、看護学のみならず関連学問領域と競合することとなりました。若手研究は一本化され、博士の学位取得後 8 年が経過すれば、39 歳未満であっても若手研究には応募できなくなりました。

日本看護学会協議会（JANA）と日本看護系大学協議会（JANPU）は協働で、昨年度に引き続き令和元（2019）年度科研費（平成 30（2018）年 9 月に公募）の応募状況と結果を調査し、科研費審査システム 2018 の影響を検討しましたので、その結果を報告いたします。

科研費審査システム改革 2018 における改正の骨子

1. 審査区分表の改正

平成 30 年度科研費（平成 29 年 9 月に公募予定）からの審査は「小区分・中区分・大区分」で構成される新しい審査区分で行う。それに伴い、現行の細目表は廃止する。

小区分：「基盤研究（B,C）（応募区分「一般」）」、「若手研究」の審査区分

中区分：「基盤研究（A）（応募区分「一般」）」、「挑戦的研究（開拓・萌芽）」の審査区分

大区分：「基盤研究（S）」の審査区分

2. 「若手研究」の応募要件の変更

1) 若手の定義が「39 歳以下」から「博士の学位取得後 8 年未満」に変更された。

・年齢に関わらず、学位取得後 8 年未満（産前産後休暇・育児休業期間を除く）の研究者に若手研究への応募が認められた。

・39 歳以下であっても学位取得後 8 年以上経過した研究者は、若手研究へ応募することができなくなった。

2) 「若手研究（A）」の新規公募が廃止となり、基盤研究に統合された。

3. 「挑戦的研究（開拓・萌芽）」への変更

「挑戦的萌芽研究」が廃止され、「挑戦的研究（開拓・萌芽）」へ変更された。

・定義が「斬新な発想に基づき、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究計画。なお、（萌芽）については、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究計画も対象とする。」となった。

・研究期間、助成金額が変更された。

1. 調査方法

日本看護系大学協議会（JANPU）のネットワークを用いて、会員校の JANPU 担当者へ調査依頼及び調査票を送信し、メールにて返送してもらった。

2019 年度調査時期：2020 年 1 月（提出期限：2020 年 1 月末）

2019 年度調査：会員校 275 校（新設校を除く）に配布、回収 197 校（回収率 71.6%）

有効回答 196（71.3%）：国立 33 校、公立 38 校、私立 125 校

2. 調査対象

「看護教員（科研費を申請・取得し、看護師、助産師、保健師のいずれかの免許を取得している教員）のみ」に関する回答を依頼した。申請数が非常に多いなど学部全体の状況について回答したと考えられる回答もいくつか含まれていた。

なお、2018年調査では看護教員のみと限定しなかったため、学部全体の状況を回答したと考えられる回答が含まれており、看護教員が明らかに申請しないと考えられる区分については計上せず、判別が不明な場合にはそのまま計上している。

3. 科研費種類別・審査区分別の申請数・採択数・採択率

※比較のため、2018年の結果を細字の明朝体、2019年の結果を太字のゴシック体で示している。

1) 基盤研究 (S)

n=171(2018) n=196(2019)

		申請数	採択数	採択率(%)
大区分A		1	0	0
		1	0	0
大区分D		0	0	0
		3	0	0
大区分I		3	1	30.3
		52	8	15.4
	計	4	1	25.0
		56	8	14.3

大区分Aは昨年同様、申請1件採択0件であった。大区分Dは昨年申請がなかったが、今年度は申請3件採択0件であった。大区分Iにおいて、申請数が10件を超える学校があり、申請数・採択数ともに昨年度から大きく増加した。詳細な検討が必要と考えられる。

2) 基盤研究 (A)

n=171(2018) n=196(2019)

		申請数	採択数	採択率(%)
中区分8	社会学及びその関連分野	2	0	0
		0	0	0
中区分9	教育学及びその関連分野	1	0	0
		0	0	0
中区分57	口腔科学およびその関連分野	1	1	100.0
		0	0	0
中区分58	社会医学・看護学及びその関連分野	8	3	37.5
		4	1	25.0
中区分59	スポーツ科学、体育、健康科学関連分野	1	0	0
		0	0	0
中区分90	人間医工学及びその関連分野	0	0	0
		0	0	0
	計	13	4	30.8
		4	1	25.0

昨年に比べると申請数、採択数ともに減少しており、今年度の申請は「58. 社会医学・看護学及びその関連分野」のみ(4件)であった。採択率は昨年より低かったが、全領域の平均25.1%と同程度であった。この領域での申請数と採択率の上昇が必要である。

3) 挑戦的研究 (開拓)

n=171(2018) n=196(2019)

		申請数	採択数	採択率(%)
中区分 8	社会学及びその関連分野	0	0	0
		1	1	100.0
中区分 9	教育学及びその関連分野	1	0	0
		0	0	0
中区分 57	口腔科学およびその関連分野	0	0	0
		0	0	0
中区分 58	社会医学・看護学及びその関連分野	4	0	0
		4	0	0
中区分 59	スポーツ科学、体育、健康科学関連分野	1	0	0
		0	0	0
中区分 90	人間医工学及びその関連分野	4	0	0
		0	0	0
他		1	0	0
		2	0	0
計		11	0	0
		7	1	14.3

申請数は昨年より少なかったが、採択数は1件あり増加していた。「58. 社会医学・看護学及びその関連分野」も申請4件採択0件で昨年と同じであった。その他の2件は「1. 思想・芸術」と「CN02. 超高齢社会研究」であった。

4) 挑戦的研究 (萌芽)

n=171(2018) n=196(2019)

		申請数	採択数	採択率(%)
中区分 8	社会学及びその関連分野	16	1	6.3
		11	0	0
中区分 9	教育学及びその関連分野	16	1	6.3
		10	2	20.0
中区分 57	口腔科学およびその関連分野	16	2	12.5
		1	0	0
中区分 58	社会医学・看護学及びその関連分野	210	23	11.0
		173	12	6.9
中区分 59	スポーツ科学、体育、健康科学関連分野	22	4	18.2
		6	0	0
中区分 90	人間医工学及びその関連分野	20	1	5.0
		6	0	0
中区分特設	CN02 超高齢社会研究	17	3	17.6
		7	1	14.3
他				
		17	0	0
計		317	35	11.0
		231	15	6.5

全体的に申請数、採択数ともに昨年より少なく、採択率は6.5%で全領域平均の12.8%よりも低かった。中区分58「社会医学・看護学及びその関連分野」においても、申請数173件、採択数12件、採択率6.9%と減少しており、申請数と採択率の上昇が求められる。その他では、「4. 思想・芸術」「10. 心理学」「25. 社会システム工学・安全工学・防災工学」「56. 生体機能及び感覚に関する外科学」などがあつた。

5) 基盤研究 (B)

n=171(2018) n=196(2019)

		申請数	採択数	採択率(%)
小区分 08020	社会福祉学関連	2	1	50.0
		0	0	0
小区分 09010	教育学関連	3	0	0
		0	0	0
小区分 09030	子ども学及び保育学関連	2	1	50.0
		1	1	100.0
小区分 58010	医療管理学及び医療系社会学関連	2	1	50.0
		5	1	20.0
小区分 58020	衛生学及び公衆衛生学分野関連： 実験系を含む	4	2	50.0
		0	0	0
小区分 58030	衛生学及び公衆衛生学分野関連： 実験系を含まない	1	1	100.0
		4	1	25.0
小区分 58050	基礎看護学関連	30	12	40.0
		25	7	28.0
小区分 58060	臨床看護学関連	29	10	34.5
		16	4	25.0
小区分 58070	生涯発達看護学関連	23	8	34.8
		27	12	44.4
小区分 58080	高齢者看護学及び地域看護学関連	34	9	26.5
		27	10	37.0
小区分 59010	リハビリテーション科学関連	6	2	33.3
		1	0	0
小区分 59030	体育及び身体教育学関連	1	1	100.0
		0	0	0
小区分 59040	栄養学及び健康科学関連	4	1	25.0
		2	0	0
小区分 90150	医療福祉工学関連	2	0	0
		1	0	0
他				
		14	2	14.3
計		143	49	34.3
		123	38	30.9

全体的に申請数、採択数は若干減少していたが、小区分 58070「生涯発達看護学関連」では申請数、採択数ともに増加していた。全体の採択率は大きな低下はなかったが、看護関連の4小区分は申請数が減っており、申請数および採択率の上昇が必要である。その他では「08010. 社会学関連」が3件と多かったが、採択された2件は「02060. 言語学関連」と「80010. 地域関連研究」であった。

6) 基盤研究 (C)

n=171(2018) n=196(2019)

		申請数	採択数	採択率(%)
小区分 08020	社会福祉学関連	39	8	20.5
		21	5	23.8
小区分 09010	教育学関連	12	2	16.7
		8	1	12.5
小区分 09030	子ども学及び保育学関連	13	3	23.1
		16	8	50.0
小区分 58010	医療管理学及び医療系社会学関連	26	8	30.8
		11	2	18.2
小区分 58020	衛生学及び公衆衛生学分野関連： 実験系を含む	11	2	18.2
		8	0	0
小区分 58030	衛生学及び公衆衛生学分野関連： 実験系を含まない	15	0	0
		14	4	28.6
小区分 58050	基礎看護学関連	272	84	30.9
		281	85	30.2
小区分 58060	臨床看護学関連	224	73	32.6
		295	98	33.2
小区分 58070	生涯発達看護学関連	273	85	31.1
		276	91	33.0
小区分 58080	高齢者看護学及び地域看護学関連	371	103	27.8
		371	105	28.3
小区分 59010	リハビリテーション科学関連	34	10	29.4
		15	2	13.3
小区分 59030	体育及び身体教育学関連	6	4	66.7
		3	1	33.3
小区分 59040	栄養学及び健康科学関連	23	7	30.4
		11	1	9.1
小区分 90150	医療福祉工学関連	6	0	0
		7	1	14.3
他				
		102	17	16.7
計		1325	389	29.4
		1439	421	29.3

申請数、採択数ともに増加していたが、採択率はほとんど変わらず、全領域平均 28.0%と同程度であった。「58050. 基礎看護学関連」と「57060. 臨床看護学関連」の申請数、採択数が増加しており、看護4小区分での採択率の増加が期待される。

その他で採択された17件の内訳は、「57080. 社会系歯学関連(2件)」「09060. 特別教育支援関連(2件)」および「09070. 教育工学関連」「09040. 教科教育学および初頭中等教育学関連」「62020. ウェブ情報学およびサービス情報学関連」「08030. 家政学および生活科学関連」「59020. スポーツ科学関連」「43030. 機能生物化学関連」「08010. 社会学関連」「49060. ウイルス学関連」「56040. 産婦人科学関連」など多岐にわたっていた。

7) 若手研究

n=171(2018) n=196(2019)

		申請数	採択数	採択率(%)
小区分 08020	社会福祉学関連	13	4	30.8
		6	1	16.7
小区分 09010	教育学関連	0	0	0
		1	0	0
小区分 09030	子ども学及び保育学関連	6	4	66.7
		4	1	25.0
小区分 58010	医療管理学及び医療系社会学関連	5	0	0
		5	2	40.0
小区分 58020	衛生学及び公衆衛生学分野関連： 実験系を含む	7	2	28.6
		1	0	0
小区分 58030	衛生学及び公衆衛生学分野関連： 実験系を含まない	11	0	0
		9	2	22.2
小区分 58050	基礎看護学関連	95	42	44.2
		82	37	45.1
小区分 58060	臨床看護学関連	111	45	40.5
		113	52	46.0
小区分 58070	生涯発達看護学関連	82	29	35.4
		75	32	42.7
小区分 58080	高齢者看護学及び地域看護学関連	138	52	37.7
		125	48	38.4
小区分 59010	リハビリテーション科学関連	31	5	16.1
		5	0	0
小区分 59030	体育及び身体教育学関連	5	4	80.0
		0	0	0
小区分 59040	栄養学及び健康科学関連	17	7	41.2
		6	0	0
小区分 90150	医療福祉工学関連	2	1	50.0
		3	0	0
他		2	0	0
		16	2	12.5
計		525	195	37.1
		451	177	39.2

全体的に申請数、採択数ともに減少していたが、採択率は若干増加していた。全領域の平均採択率は40.0%であった。「58060. 臨床看護学関連」は申請数、採択数ともに増加していたが、他の3つの看護小区分では申請数が減少しており、応募要件の変更に伴う推移を見ていく必要があると考える。その他で採択された2件は「09060. 特別教育支援関連」「08010. 社会学関連」であった。

4. 審査方法変更に伴う影響

n=171(2018) n=196(2019)

科研費種別	影響ありと回答した学校数		科研費種別	影響ありと回答した学校数	
	2018	2019		2018	2019
基盤研究 (S)	0	2	挑戦的研究 (開拓)	7	9
基盤研究 (A)	3	10	挑戦的研究 (萌芽)	21	17
基盤研究 (B)	5	4	若手研究	23	35
基盤研究 (C)	8	15			

審査方法変更による影響があると回答した学校は、基盤研究(S) (A) (C)、開拓研究、若手研究で増加していた。基盤研究(B)、萌芽研究は若干減少していた。

【すべての研究種別に共通してみられた意見】

- ・審査範囲が広くなり、他分野の研究者が審査するようになったため、看護学の研究意義が理解されにくくなり、採択率が下がった。

【基盤研究(A)への影響】

- ・看護学独自の領域がなくなり、応募者が減少した。
- ・大型研究が重視され、質的研究への助成が困難になった。
- ・他領域の審査員にもわかりやすく記述することで、問いがクリアになる効果もあった。

【基盤研究(B)への影響】

- ・中区分になり、多角的な評価が得られる反面、看護学の価値を認めてもらいにくい。

【基盤研究(C)への影響】

- ・若手研究者の応募資格を満たさない人（博士を有していない若手研究者）が基盤Cに応募し、申請者数、競争率ともに上昇し、採択率が下がった。
- ・研究力や研究成果が十分ではない若手研究者や博士号未取得の人には、ハードルが高い。
- ・新たなテーマに取り組み易い、アイデアを主張しやすい。
- ・フォーマットの変更により内容を集約する必要があり、負担が増えた。

【挑戦的研究(開拓)への影響】

- ・定義が限局的となり、採択率が低くなり、応募が敬遠されている。
- ・大型研究が重視され、質的研究への助成が困難になっている。
- ・フォーマットの変更により(2種類の書類が必要)、申請者の負担が増えた。

【挑戦的研究(萌芽)への影響】

- ・事前の選考が不透明で、審査が3段階と増えたため応募しにくくなることが懸念される。
- ・審査結果が7月と遅く、研究開始時期が遅れてしまう。

5. 若手研究の応募資格変更による応募資格のある教員数の変化

n=196(2019)

増えた	減った	変わらない
58(29.6%)	33(16.8%)	92(46.9%)

【課題・問題点】

- ・本来支援すべき若手研究者（修士課程修了者など）の取得が難しくなった。若手研究者の育成に繋がらない。博士号取得の妨げになっている。
- ・経過措置が過ぎると、若手研究へ応募できる人数が減少する。
- ・若手研究にベテラン層（教授・准教授など経験豊富な研究者）や中堅研究者も含まれることになり、経験の浅い研究者の採択率が低下する。
- ・博士号を持たず研究経験が少ない教員が、基盤研究C以上の研究に申請することになり、研究計画の質の低下や採択率が低下している。
- ・申請回数に制限があり、機会が減った。締め切りが早く、新任教員が間に合わない。
- ・若手研究は1人で行うという決まりが申請の障害になり得る。
- ・大学業務が多忙で研究に割ける時間が少ない。指導・フォロー体制が不十分。

【評価できる点】

- ・これまで若手に応募できなかった研究者に応募資格が生じ、公平性が担保された。
- ・働きながら博士を取得した教員には、応募の機会が増えた。応募者数、採択数の上昇につながった。
- ・博士課程進学への動機付けになる可能性もある。
- ・今回の改革は、競争力を養い、研究に対する考えを変えるきっかけになると考える。

【今後への要望】

- ・博士課程在学者や若い研究者も申請できる枠（年齢制限の枠など）を残してほしい。
- ・現場での経験を生かすためにも「大学就職後〇年以内」の方が良い。
- ・研究活動スタート支援の応募要件の緩和等があると良い。
- ・「学位取得後8年未満」の延長や、研究費の上限拡大が課題。

6. まとめ

今年度は、基盤研究(A)、(B) および挑戦的研究において申請数、採択数ともに減少していた。昨年度は看護教員以外も調査対象に含まれていた可能性があり、単純な比較は難しいが、審査区分の変更によって、看護学の研究意義や質的研究方法が評価されにくくなっているとの意見が見られた。一方で研究テーマが明確化するというメリットも挙げられており、他領域の審査員に分かりやすい申請書を作成するための支援が必要と考えられた。

若手研究は申請数、採択数が減少し、基盤研究(C)は増加していた。若手研究の応募者の増減は、大学の状況によって異なっていた。また、若手研究に応募していた研究者が基盤研究(C)に変更している状況や、経験ある研究者が若手研究に応募しているといった状況も報告されており、若手研究者の育成やサポートに対する懸念が挙げられていた。特に、博士の学位をもたない若手研究者の申請支援を検討する必要があると考えられた。

(分析担当：JANA 公的研究費拡大推進担当理事 萱間真美、JANPU 看護学教育質向上委員会委員長 鎌倉やよい)

「看護学教育評価検討委員会」

1. 構成員

1) 委員

委員長：小山真理子（日本赤十字広島看護大学）

委員：江川幸二（神戸市看護大学）、亀井智子（聖路加国際大学）、添田啓子（埼玉県立大学）、高橋和子（宮城大学）、田中美恵子（東京女子医科大学）、服部智子（日本赤十字広島看護大学）、平林優子（信州大学）

2) 協力者

なし

2. 趣旨

本委員会は、日本看護系大学協議会（以下 JANPU）の会員校における学士課程教育全体の質向上に向けた取り組みを行う。本年度は、2018年6月に発表した「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」を会員校に広報・普及するための活動を企画・実施した。

3. 活動経過

「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」（以下「コアコンピテンシーと卒業時到達目標」）の活用に向け、学術集会における交流集会、および委員会独自のワークショップを開催した。また、準備、評価を行うため7回のweb会議を開催した。

【交流集会】

2019年8月4日、日本看護学教育学会第29回学術集会での「指定交流セッション」として、『「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」の活用に向けて一大学における活用状況と活用例一』のテーマで交流集会を開催した（参加者75名）。

＜開催内容＞

日本看護系大学協議会が、2018年6月に発表した「コアコンピテンシーと卒業時到達目標」を看護基礎教育で有効に活用していくための研修会を開催した。内容は、①「コアコンピテンシーと卒業時到達目標」の概要及び活用状況の実態（小山真理子委員長）、②看護学士課程におけるカリキュラムや教育内容を検討する上での活用例（京都橘大学 看護学部 河原宣子氏）、③精神看護学領域での活用例（東京女子医科大学 看護学部 濱田由紀氏）であった。実施後にアンケートを行い、43名から回答を得た（資料1）。

【ワークショップ】

2020年2月16日、聖路加国際大学において『看護学士課程における学生のコアコンピテンシーの育成—「コアコンピテンシーと卒業時到達目標」の有効活用—』のテーマでワークショップを開催した（参加者128名）。

＜開催内容＞

冒頭に「コアコンピテンシーと卒業時到達目標」の概要と活用—JANPU会員校における活用の実態調査結果をふまえて—についての報告を小山真理子委員長より行い、その後「コアコンピテンシーと卒業時到達目標」の各大学での活用例として、①大学全体での活用（千葉県立保健医療大学 健康科学部看護学科 河部房子氏）、②基礎看護学での活用（日本赤十字広島看護大学 川西美佐氏）、③精神看護学での活用（昭和大学 保健医療学部看護学科 榎田めぐみ氏）の報告を行った。その報告を

踏まえ、参加者が希望した領域に分かれて少人数でグループワークを行い、それぞれの大学でコアコンピテンシーと卒業時到達目標をどのように活用しているか、今後どのように活用できるかの可能性について意見交換を行った。その後、全体会として、各グループワークで話し合われた内容を発表してもらい、参加者全体で共有した。各グループワークの内容は、次に示す通りである。実施後にアンケートを行い、114名から回答を得た（資料2）。

<ワークショップ グループワーク内容>

現在の活用状況として、表1に示す内容等が話し合われた。

表1 参加大学における「コアコンピテンシーと卒業時到達目標」の現在の活用状況

	活用内容
ディプロマポリシーの評価・見直し・活用の検討	<p>D Pの構成要素とコンピテンシーをすり合わせる。</p> <p>全ての科目を評価で全教科、全科目でチェック、D Pの評価をしている。</p> <p>D Pのルーブリックの作成に向けて、各領域でコアコンピテンシーのどこを教育しているのか確認している。</p>
カリキュラム・シラバスとの整合性の確認	<p>コンピテンシーの項目をカリキュラムの漏れがないかチェックリストとして使用。既存のものとの照合している。</p> <p>どの科目でどこをおさえているのかを確認した。</p> <p>コアコンピテンシーを活用しながらカリキュラムを評価した。</p>
大学の特色・地域の特色との整合性の検討	<p>大学の特色にC P、D Pがあっているかを確認した。</p> <p>大学の理念(建学の精神)から考え、その上でコンピテンシーと照合。大学の地域による存続の意義も合わせて考える。</p>
カリキュラム・シラバスへの反映	<p>教務委員でチェック項目(各科目の目標とコンピテンシー)を作り、各領域でチェックをしていった。カリキュラムマップも示されたことで、自分の領域の目指すところは何かわかりやすかった。</p>
学生が活用できるように示す	<p>1年のガイダンスで学生に提示している。</p> <p>コアコンピテンシーを学生に示す(実習目標、実習評価の中にも入れる)。</p> <p>学生のチェックは1年次では難しい内容もあるため学年毎に整理している。</p>
学生の能力積み上げの評価に使用している	<p>卒業時到達目標を評価表として作成している。</p> <p>卒業到達度評価として、学生の自己評価に用いている(学年進行とともに行う)。就職後、3か月、6か月、1年にアンケート調査をしている。</p> <p>評価は学生にも返している。</p>
実習に活用している	<p>WebでD Pの目標ごとの達成度を学生自身で年度末に評価している。授業評価とD P評価の両方を行っている。学生の意識付けにもつながる。</p> <p>実習の終了時毎に実践能力を評価している。評価表としての活用している。</p> <p>実習時の到達目標の参考にしている。</p>
教員が理解できるようにする取り組み	<p>月1回の学習会を始めたばかりである。</p> <p>全教員でフリーディスカッションしている(F Dなどで)。</p>
他領域とのすり合わせを行っている	<p>新カリキュラムに向け統合できる科目を確認するうえで、コンピテンシーを領域を超えて共有した。領域間同士のつながりができるような話し合いに活かした。</p> <p>分野間のすり合わせを行った。</p>

※D P:ディプロマポリシー C P:カリキュラムポリシー

今後の活用として、表2に示す内容等が話し合われた。

表2 参加大学における「コアコンピテンシーと卒業時到達目標」の今後の活用

	今後の活用内容
大学のディプロマポリシーに合わせてコアコンピテンシーを定めていく	コンピテンシーのモデルを大学、学科に合わせて表現する。学生にわかる表現にする。大学独自のカリキュラム・科目を作る。 大学の独自性(ディプロマポリシー)が大切でコアコンピテンシーは解釈であり、どこまで取り入れるかは各大学できめればいいのかと理解した。
コアコンピテンシーをカリキュラムに活かす	コアコンピテンシーをシラバスに落とし込む。 基礎としてコンピテンシーをどのように活用していくかを検討を重ねていくことを繰り返す。 現行の講義、演習、実習と照らし合わせて使っていきたい。
目標達成のための枠組みを作る	何年生で目標達成させるかという、マトリックスを作成する。 整合性が見える対応表等を作成し、位置づけ示すことで共通理解をする。 カリキュラムマップを作成し、担当する教員・ディプロマポリシーの積み上げが見えるようなものにする。
学生がコアコンピテンシーを意味づけられる見える化を図る	コンピテンシーを用いて学生の変化を見せる。 自分のなりたい姿や求められていること、学生に明確にすることで目指す方向性を早期(1年生入学時)から明らかにしてあげる、提示してあげる。 ルーブリックを活用していくと、学生自身が評価しながら主体的に進めていくことができる。
領域間で学ばせていることの共有を行う	コアコンピテンシーを指標にして各領域でどう教えられるかを全体で共有する。 領域間との連携、学年の積み重ねがわかるようにしていく(コアコンピテンシーの活用)。
領域間で共通する部分を整理し明確にする	授業公開を行うことの利点を活用する。教える内容の重複、抜けがないようにしていく。 領域を超えて共通する基礎的な部分で同じところを明確にして評価する。
シミュレーションを用いてコアコンピテンシーを高めしていく	臨床判断能力を高める為、臨床判断能力を具体的にどう表現するか、シミュレーションの活用など検討していく。 コアコンピテンシーのⅡ群、Ⅲ群に該当する技術評価は、各技術評価のルーブリックを作成し、事例を出す。倫理、声掛けなど、評価項目を設ける。
教員の教育に活用する	教員相互評価に、コンピテンシーを活用する。 フラットに皆で話し合えるようFDにいれ、教員の教育に活用する。

4. 今後の課題

- 「コアコンピテンシーと卒業時到達目標」の看護学士課程教育への活用に向けた「交流集会」と「ワークショップ」を行い、アンケート結果(資料)から次のような今後の課題が明らかになった。
- (1) 「コアコンピテンシーと卒業時到達目標」をカリキュラムや教育内容の評価に他大学でどのように活用をしているのか、多様な具体例を示す支援ガイドが必要である。その内容には、各大学の特徴を踏まえたDP、CP等との関係性、具体的なカリキュラムやシラバスとの整合性のもたせ方や反映の方法、教科の評価や実習との関係性、そして各教員がこれを理解して活用するためのFD等といった具体的な活用方法を示唆するものが望まれている。
 - (2) 学生に「コアコンピテンシーと卒業時到達目標」を示す取り組みの実際や、他大学での現状や工夫内容を共有する場がJANPUに求められる。
 - (3) 教員間での共通認識として、「コアコンピテンシーと卒業時到達目標」を活用する具体的な方法を知りたいというニーズがある。

5. 資料

参加者のアンケート結果

【資料1】第29回日本看護学教育学会学術集会での「指定交流セッション」(2019年8月4日)実施後のアンケート結果

交流セッション参加者75名のうち43名(回収率57%)からアンケートへの協力があった。

1) アンケート回答者の属性

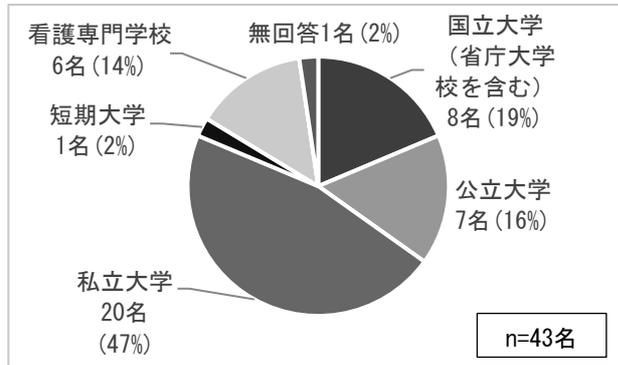


図1. 指定交流セッション参加者 (所属別)

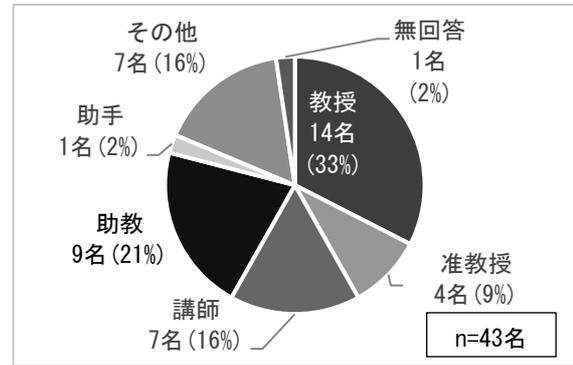


図2. 指定交流セッション参加者 (職位別)

2) 本企画は「コアコンピテンシーと卒業時到達目標」の活用への参考となったか

表1. 本企画の「コアコンピテンシーと卒業時到達目標」活用に向けての参考の程度

参考の程度	回答数 (%)	あまり参考にならなかった理由
非常に参考になった	17 (40%)	<ul style="list-style-type: none"> ・どの段階で活用した評価を行うか知りたい ・ディプロマポリシーとの関連を知りたい ・看護学教育モデル・コア・カリキュラムとの関連を知りたい
まあ参考になった	24 (56%)	
あまり参考にならなかった	2 (5%)	
参考にならなかった	0	

3) 「支援ガイド」に含めて欲しいと思う内容について

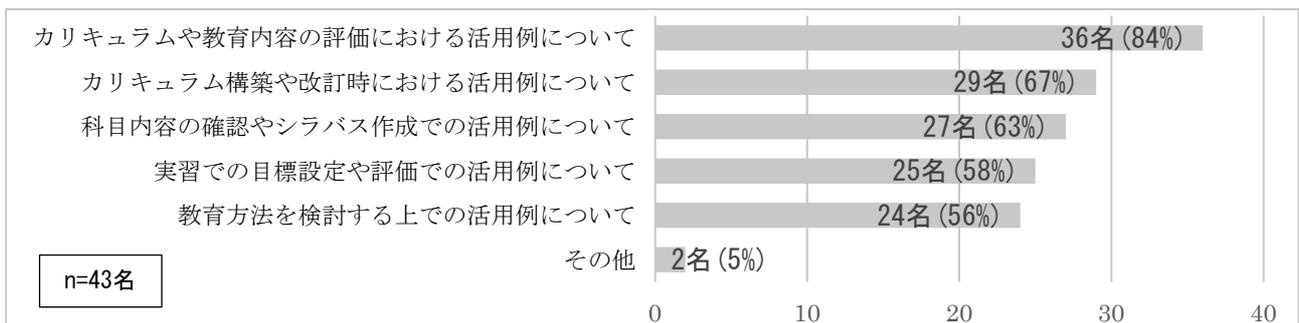


図3. 「支援ガイド」に含めて欲しいと思う内容について (複数回答)

4) 「支援ガイド」作成に向けた意見・希望 (自由記述 抜粋)

<カリキュラム作成時の具体的内容を含めて欲しい>

- ・カリキュラムへの具体的な導入のガイドを含めて欲しい (3名)
- ・学生と教員の評価の違いをどうするか
- ・学生がどう成長したか、到達したか知りたい

<領域間の調整内容を含めて欲しい>

- ・それぞれの内容・項目をどの領域がメインとして担当するのか、重なり・抜けを防ぐためのヒント
- ・領域横断すると、どう評価するかわからない

<カリキュラムへの活用時の検討例を含めて欲しい>

- ・カリキュラム構築時の活用例に、全教員（若手教員含めて）で検討する必要性を示して頂きたい
- ・（大学教員として）教育歴が浅い助教や講師でも、関わられるような取り組み例を知りたい

<支援ガイド運用時の要望>

- ・質問票の提示と使用許可が欲しい
- ・「何に活用できるのか」「どう活用できるのか」単なるチェックリストにならないようにしたい
- ・How to のようなものではないところの支援ガイドの作成を期待する

【資料2】看護学教育評価検討委員会企画ワークショップ（2020年2月16日）

実施後のアンケート結果

ワークショップ参加者 128 名のうち 114 名（回収率 89%）からアンケートへの協力があつた。

1) アンケート回答者の属性

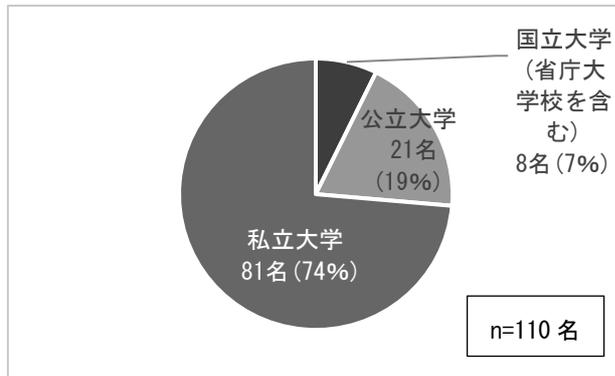


図1. ワークショップ参加者（所属別）

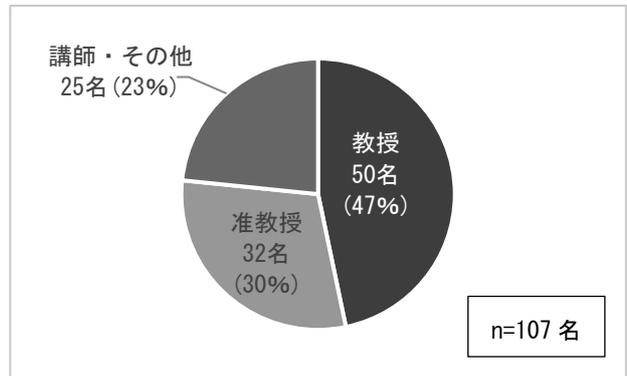


図2. ワークショップ参加者（職位別）

2) 本日の企画は「コアコンピテンシーと卒業時到達目標」の理解や活用の上で参考になったか

■ 概要と活用

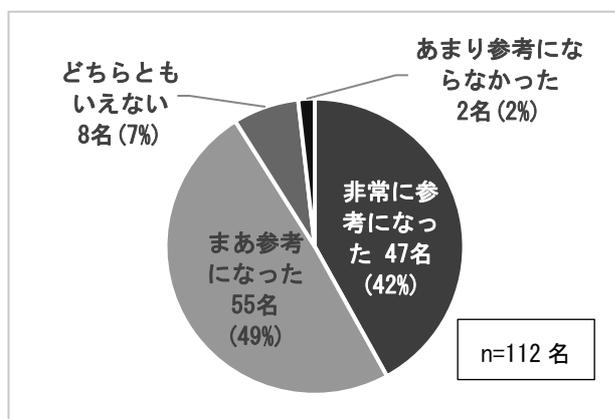


図3. 「概要と活用」の参考の程度

■ 大学での活用例

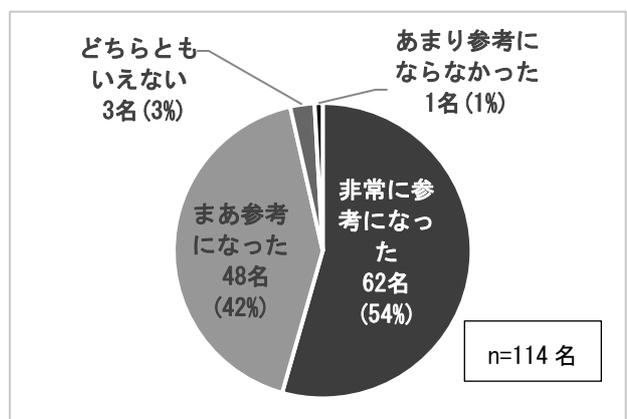


図4. 「大学での活用例」の参考の程度

■ グループワークでの意見交換

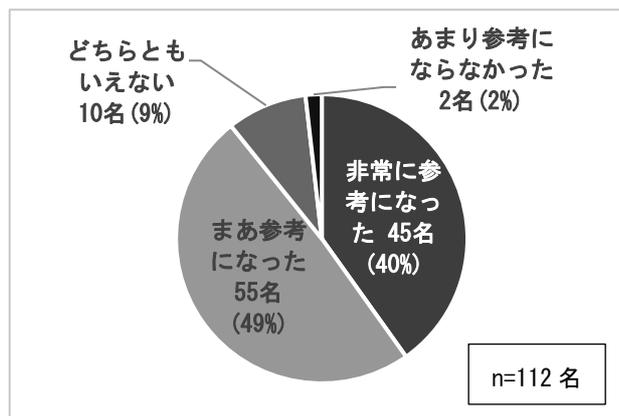


図5. 「グループ意見交換」の参考の程度

■ グループワークの成果の全体共有

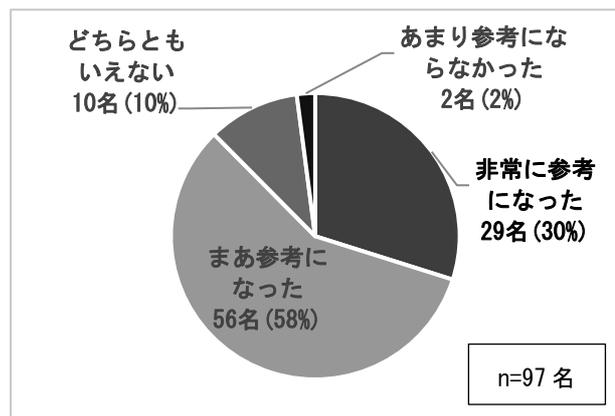


図6. 「グループワークの全体共有」の参考の程度

3) 「コアコンピテンシーと卒業時到達目標」について、さらに知りたい内容

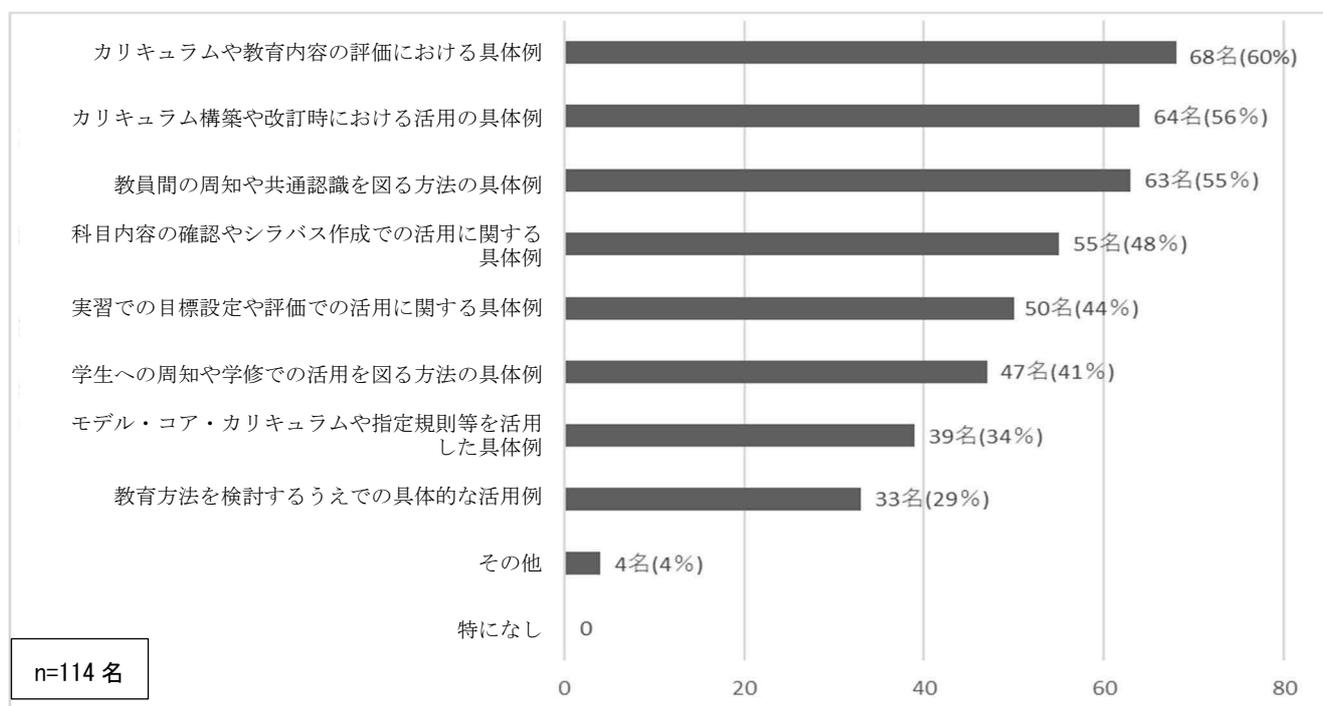


図7. 「コアコンピテンシーと卒業時到達目標」に関して追加で知りたい内容

4) 「コアコンピテンシーと卒業時到達目標」の現在の活用方法(自由記述 抜粋)

現在の活用方法

- ・ 学生へのアンケート(卒業時到達目標の達成度)を実施しカリキュラム改訂の検討に活用
- ・ カリキュラム評価に活用
- ・ ディプロマポリシーを考える時の資料
- ・ カリキュラムがコアコンピテンシーを網羅しているか確認
- ・ ディプロマポリシーと組み合わせた一覧表を作成し科目を検討
- ・ アセスメントポリシーの指標検討に活用

5) 「コアコンピテンシーと卒業時到達目標」の今後の活用予定(自由記述 抜粋)

今後の活用予定

- ・ポートフォリオ改訂に合わせて検討
 - ・大学全体での共通認識
 - ・カリキュラムとコアコンピテンシーの整合性を確認
 - ・モデル・コア・カリキュラムとの違いを説明予定
 - ・学生の自己評価と、卒業生を受け入れた施設(就職先)に同じ項目で評価を依頼
-

「高度実践看護師教育課程認定委員会」

1. 構成員

1) 委員

小松浩子	(慶應義塾大学)	渡部節子	(横浜市立大学)
本庄恵子	(日本赤十字看護大学)	上野昌江	(関西医科大学)
眞嶋朋子	(千葉大学)	高見沢恵美子	(関西国際大学)
箕持知恵子	(大阪府立大学)	森下安子	(高知県立大学)
成田 伸	(自治医科大学)	武田祐子	(慶應義塾大学)
中野綾美	(高知県立大学)	酒井明子	(福井大学)
正木治恵	(千葉大学)	神里みどり	(沖縄県立看護大学)
野末聖香	(慶應義塾大学)	浦田秀子	(長崎大学)
山口桂子	(日本福祉大学)		

2) 協力者

三浦英恵・吉田みつ子 (日本赤十字看護大学)

2. 趣旨

- 1) 高度実践看護師教育課程の普及に向けて、高度実践看護師教育課程の審査・認定、専門看護分野特定を行うとともに、認定体制のあり方について検討する。
- 2) 高度実践看護師教育課程の認定等にあたり、他の関係機関と連携・協議する。

3. 活動経過

1) 高度実践看護師教育課程の審査および認定の実施

2019年度は、3回の高度実践看護師教育課程認定委員会と3回のメール審議を開催し、申請のあった各専門分野においては、各専門分科会を1~2回実施した。38単位認定申請のあった21大学の9共通科目(初申請9)、32専攻教育課程(初申請32)、既認定の7大学の5共通科目、3専攻教育課程の科目追加・科目内容変更・科目単位変更について認定、46単位認定申請のあった1大学の1共通科目(初申請1)、1専攻教育課程(初申請1)について認定、26単位既認定の1大学1専攻教育課程から辞退(届出のみ)、教育課程名の変更(届出のみ)2大学、コース名称の変更(届出のみ)1大学、既認定の共通科目名の変更(届出のみ)1大学、専攻分野科目名の変更(届出のみ)4大学について受理した(詳細は資料参照)。

2) 高度実践看護師教育課程認定に関する申請希望大学への情報発信および相談業務の実施

共通科目については、高度実践看護師教育課程認定委員会事務局、委員長が相談業務を行った。専門看護分野については、各専門分科会委員が中心となり相談業務を実施した。

2020年度教育課程申請に関する説明会については、2020年3月28日(土)に実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。代替方法として、「高度実践看護師教育課程申請に関する全体説明」については、スライドと音声をJANPUホームページに掲載し、「分野別個別相談」については、申込みを受け、具体的相談方法を調整する予定である。

3) 2020年度版審査要項の作成

2020年度版の高度実践看護師教育課程基準・審査要項について、教育課程基準と教育課程審査要項の構成及び内容の整理、共通科目に関する審査規準の整理・明文化、e-learningを含む授業の認

定規準の改定等を行い、3月に発行した。

4) 高度実践看護師教育課程の質保証と委員会活動の効率化の検討

高度実践看護師教育課程の質保証については、教育課程の内容と修了生のフォロー等について議論を行った。また審査規準・認定規準の明確化を行った。委員会活動の効率化については、2019年度申請から書類と電子データの提出を依頼し、委員会及び各専門分科会での効率化を図った。

5) 高度実践看護師教育課程に関する実態調査

1998年CNS教育課程認定制度の発足以来22年が経過し、2020年3月時点においてCNS教育課程110校322課程、NP教育課程3校3課程が認定を受け、高度実践看護師教育が全国において推進されている。

教育課程数が増加し続けている一方で、修了者輩出課程数が2014年度を境に減少傾向にあり、2018年度の調査で回答があった289教育課程のうち、158課程(54.7%)が2019年3月修了者0人という結果であった(「専門看護師教育課程修了者数実態把握」日本看護協会ホームページ2019年11月8日掲載)。

そこで、高度実践看護師教育課程が抱える課題や今後の方向性を検討するために、教育課程をもつ大学院ならびに教育課程分野責任者に緊急実態調査を実施した(2020年2月28日締切り)。

その結果、回収率は、調査A「大学院における看護学教育責任者」46.8%、調査B「専攻教育課程分野責任者」40.8%であり、今後分析を進めていく予定である。

4. 今後の課題

高度実践看護師教育課程の認定を推進し、高度実践看護師の増加と質向上に寄与するために、以下の課題を継続して検討する。

- 1) 高度実践看護師教育課程の新規および更新の認定
- 2) 高度実践看護師教育課程認定に関する情報発信および相談業務の充実
- 3) 高度実践看護分野特定の実施
- 4) 38単位カリキュラムへの移行に向けた認定制度の評価・改善
- 5) 日本看護協会が行う認定審査について、2023年度で認定審査の資格を失う26単位教育課程修了生への対応や、専門看護師の専門分野として未認定の専門看護分野の認定に向けた取組
- 6) 高度実践看護師教育課程に関する実態調査を踏まえた課題の明確化と方策の検討
- 7) 高度実践看護師教育課程の質保証と委員会活動の効率化

5. 資料

1. 高度実践看護師教育課程の新規認定

1) 共通科目の認定

(38 単位申請・9 大学)

- 秋田大学大学院医学系研究科保健学専攻博士前期課程看護学領域
- 三重大学大学院医学系研究科看護学専攻（博士前期課程）
- 埼玉県立大学大学院保健医療福祉学研究科保健医療福祉学専攻博士前期課程
- 山梨県立大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程
- 茨城キリスト教大学大学院看護学研究科看護学専攻
- 埼玉医科大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）
- 日本赤十字北海道看護大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程
- 武蔵野大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程

上記の高度実践看護師教育課程については、2020年4月より2030年3月までが有効期限となります。

- 神戸女子大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程

上記の高度実践看護師教育課程については、2019年4月より2029年3月までが有効期限となります。

(46単位申請・1大学)

- 東京女子医科大学大学院看護学研究科博士前期課程看護学専攻

上記の高度実践看護師教育課程については、2020年4月より2030年3月までが有効期限となります。

2) 専攻分野教育課程の認定

<がん看護分野>

(38 単位申請・4 専攻教育課程)

- 秋田大学大学院医学系研究科保健学専攻博士前期課程看護学領域臨床看護学分野がん看護専門看護師（CNS）コース
- 埼玉県立大学大学院保健医療福祉学研究科保健医療福祉学専攻博士前期課程看護学専修（がん看護）
- 奈良県立医科大学大学院看護学研究科修士課程高度実践コースがん看護学専攻
- 北海道医療大学大学院看護福祉学研究科看護学専攻高度実践コース（CNS）（がん看護）

上記の高度実践看護師教育課程については、2020年4月より2030年3月までが有効期限となります。

<慢性看護分野>

(38 単位申請・6 専攻教育課程)

- 群馬大学大学院保健学研究科保健学専攻博士前期課程看護学分野専門看護師コース：慢性疾患看護学
- 徳島大学大学院保健科学教育部保健学専攻（博士前期課程）看護学領域療養回復ケア看護学慢性疾患看護専門看護師
- 山梨県立大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程慢性期看護学分野専門看護師コース
- 茨城キリスト教大学大学院看護学研究科看護学専攻実践看護学分野慢性看護 CNS コース
- 日本赤十字北海道看護大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程臨床看護学分野慢性看護学領域

上記の高度実践看護師教育課程については、2020年4月より2030年3月までが有効期限となります。

- 神戸女子大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程専門看護師コース慢性看護分野

上記の高度実践看護師教育課程については、2019年4月より2029年3月までが有効期限となります。

<母性看護分野>

(38単位申請・1専攻教育課程)

- 群馬大学大学院保健学研究科保健学専攻博士前期課程看護学分野専門看護師コース：母性看護学

上記の高度実践看護師教育課程については、2020年4月より2030年3月までが有効期限となります。

<小児看護分野>

(38単位申請・3専攻教育課程)

- 埼玉県立大学大学院保健医療福祉学研究科保健医療福祉学専攻博士前期課程看護学専修（小児看護）
- 京都橘大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）専門看護師（小児看護）コース
上記の高度実践看護師教育課程については、2020年4月より2030年3月までが有効期限となります。
- 神戸女子大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程専門看護師コース小児看護分野
上記の高度実践看護師教育課程については、2019年4月より2029年3月までが有効期限となります。

<老年看護分野>

(38単位申請・4専攻教育課程)

- 大分大学大学院医学系研究科修士課程看護学専攻専門看護師コース（老年看護）
- 三重大学大学院医学系研究科看護学専攻（博士前期課程）実践看護学領域老年看護学分野 CNS コース
- 三重県立看護大学大学院看護学研究科看護学専攻老年看護学分野専門看護師（CNS）コース
- 大阪医科大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程高度実践コース療養生活支援看護学領域（老年看護分野）

上記の高度実践看護師教育課程については、2020年4月より2030年3月までが有効期限となります。

<精神看護分野>

(38単位申請・7専攻教育課程)

- 沖縄県立看護大学大学院保健看護学研究科博士前期課程文化間保健看護分野地域・精神保健看護領域実践精神看護
- 埼玉県立大学大学院保健医療福祉学研究科保健医療福祉学専攻博士前期課程看護学専修（精神看護）
- 埼玉医科大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）高度実践看護学分野精神保健看護学領域（実践コース）
- 天使大学大学院看護栄養学研究科看護学専攻精神看護 CNS コース
- 日本赤十字北海道看護大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程広域看護学分野精神看護学領域
- 武蔵野大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程専門看護師コース（精神看護）
- 獨協医科大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）精神看護学専門看護師コース

上記の高度実践看護師教育課程については、2020年4月より2030年3月までが有効期限となります。

<感染看護分野>

(38単位申請・2専攻教育課程)

- 山梨県立大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程感染看護学分野専門看護師コース
- 北海道医療大学大学院看護福祉学研究科看護学専攻高度実践コース（CNS）（感染看護）

上記の高度実践看護師教育課程については、2020年4月より2030年3月までが有効期限となります。

<クリティカルケア看護分野>

(38単位申請・4専攻教育課程)

- 山梨県立大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程急性期看護学分野専門看護師コース
 - 茨城キリスト教大学大学院看護学研究科看護学専攻実践看護学分野クリティカルケア看護CNSコース
 - 京都橘大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）専門看護師（クリティカルケア看護）コース
 - 順天堂大学大学院医療看護学研究科看護学専攻博士前期課程クリティカルケア看護CNSコース
- 上記の高度実践看護師教育課程については、2020年4月より2030年3月までが有効期限となります。

<在宅看護分野>

（38単位申請・1専攻教育課程）

- 山梨県立大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程在宅看護学分野専門看護師コース
- 上記の高度実践看護師教育課程については、2020年4月より2030年3月までが有効期限となります。

<プライマリケア看護分野>

（46単位申請・1専攻教育課程）

- 東京女子医科大学大学院看護学研究科博士前期課程看護学専攻実践看護学分野Ⅲ（老年看護学・エンドオブライフケア学）エンドオブライフケア学ナースプラクティショナー実践看護コース

上記の高度実践看護師教育課程については、2020年4月より2030年3月までが有効期限となります。

2. 既に認定されている教育課程の科目の追加・内容・単位変更の認定

1) 既に認定されている教育課程の共通科目の追加・内容・単位変更の認定

- 新潟県立看護大学（38単位）科目の追加
 - ・ 看護教育学（履修単位2単位）認定単位2単位
 認定開始時期：2020年4月1日

上記の共通科目の有効期間は、2015年4月より2025年3月までとなっております。

- 徳島大学（38単位）科目内容の変更
 - ・ ヘルスアセスメント特論（履修単位2単位）認定単位2単位
 - ・ 病態生理学特論（履修単位2単位）認定単位2単位
 - ・ 臨床薬理学特論（履修単位2単位）認定単位2単位
 認定開始時期：2020年4月1日

上記の共通科目の有効期間は、2016年4月より2026年3月までとなっております。

- 愛知医科大学（38単位）科目内容の変更
 - ・ 看護教育論（履修単位2単位）認定単位2単位
 - ・ 看護管理論（履修単位2単位）認定単位2単位
 - ・ 看護理論（履修単位2単位）認定単位2単位
 - ・ 看護研究方法論Ⅰ（履修単位2単位）認定単位2単位
 - ・ コンサルテーション論（履修単位2単位）認定単位2単位
 - ・ 看護倫理（履修単位2単位）認定単位2単位
 - ・ フィジカルアセスメント（履修単位2単位）認定単位2単位
 - ・ 病態生理学（履修単位2単位）認定単位2単位
 - ・ 臨床薬理学（履修単位2単位）認定単位2単位
 認定開始時期：2020年4月1日

上記の共通科目の有効期間は、2016年4月より2026年3月までとなっております。

● 東京女子医科大学（38単位）科目内容の変更

- ・ 看護教育論（履修単位2単位）認定単位2単位
- ・ 看護管理論（履修単位2単位）認定単位2単位
- ・ 看護理論（履修単位2単位）認定単位2単位
- ・ コンサルテーション論（履修単位2単位）認定単位2単位
- ・ 看護倫理（履修単位2単位）認定単位2単位
- ・ フィジカルアセスメント（履修単位2単位）認定単位2単位
- ・ 病態生理学（履修単位2単位）認定単位2単位
- ・ 臨床薬理学（履修単位2単位）認定単位2単位

認定開始時期：2020年4月1日

上記の共通科目の有効期間は、2012年4月より2022年3月までとなっております。

● 東邦大学（38単位）科目内容の変更

- ・ 看護管理（履修単位2単位）認定単位2単位

認定開始時期：2020年4月1日

上記の共通科目の有効期間は、2013年4月より2023年3月までとなっております。

2) 既に認定されている教育課程の専門分野科目の追加・内容・単位変更の認定

● 長崎大学（38単位）科目内容・単位の変更

- ・ 被ばく影響学Ⅰ（履修単位1単位）認定単位1単位
- ・ 被ばく影響学Ⅱ（履修単位1単位）認定単位1単位

認定開始時期：2019年4月1日

上記の共通科目の有効期間は、2017年4月より2027年3月までとなっております。

● 東京女子医科大学 がん看護（38単位）科目内容の変更

- ・ がん看護学特論Ⅰ（履修単位2単位）認定単位2単位
- ・ がん看護学特論Ⅱ（履修単位2単位）認定単位2単位
- ・ がん看護学特論Ⅳ（履修単位2単位）認定単位2単位

認定開始時期：2020年4月1日

上記の専門分野科目の有効期間は、2012年4月より2022年3月までとなっております。

● 北海道医療大学 慢性看護（38単位）科目内容の変更

- ・ 在宅医療薬理学論（履修単位1単位）認定単位1単位

認定開始時期：2020年4月1日

上記の専門分野科目の有効期間は、2018年4月より2028年3月までとなっております。

3. 既に認定されている教育課程における辞退についての受理

- 埼玉県立大学大学院保健医療福祉学研究科保健医療福祉学専攻博士前期課程看護学専修（母性看護）

上記の高度実践看護師教育課程については、2020年3月で終了となります。

4. 既に認定されている教育課程における名称変更についての受理

【教育課程名称の変更】

旧) 実践看護応用学演習 I -1 (精神) 新) 実践看護応用学演習 I (精神)
旧) 実践看護応用学演習 I -2 (精神) 新) 実践看護応用学演習 II (精神)

● 順天堂大学 (変更時期: 2020 年 4 月)

<慢性看護分野 38 単位>

旧) 成人看護学特論 I (慢性病看護論)	新) 慢性看護学特論 I (慢性病看護論)
旧) 成人看護学特論 II (慢性病療養支援論 A)	新) 慢性看護学特論 II (慢性病療養支援論 A)
旧) 成人看護学特論 III (慢性病療養支援論 B)	新) 慢性看護学特論 III (慢性病療養支援論 B)
旧) 成人看護学特論 IV (慢性病療養システム論)	新) 慢性看護学特論 IV (慢性病療養システム論)
旧) 成人看護学特論 V (慢性病病態・治療論)	新) 慢性看護学特論 V (慢性病病態・治療論)

● 聖路加国際大学 (変更時期: 2020 年 4 月)

<共通科目 38 単位> <共通科目 26 単位>

旧) 看護倫理 新) 看護倫理学概論

「広報・出版委員会」

1. 構成員

1) 委員

委員長：堀内成子（聖路加国際大学）

委員：川本祐子（東京医科歯科大学）、小山友里江（北里大学）、瀬戸山陽子（東京医科大学）、能見清子（創価大学）、米倉佑貴（聖路加国際大学）

2) 協力者

なし

2. 趣旨

看護に関する情報を会員校ならびに社会に向けて広報することで、看護学教育の発展を支えることを目的とする。

3. 活動経過

1) 高校生、保護者、看護教員、看護職者につながる SNS の活用（資料 1 参照）

Facebook は週 1 回の定期投稿を行い、「今月の注目！看護教員」を含む新着情報やセミナー・シンポジウムの案内を発信。報告書の内容を投稿する際には、該当ページに素早くアクセスできるよう「しおり」機能を付加している。

Twitter アカウントを開設し、会員校へ周知した。ザ・データベース・オブ JANPU（以下 DOJ）関連や YouTube リンク、ホームページの新着情報、セミナー・シンポジウム等をツイートしている。定期ツイートに関しては、今後どのように拡充していくか検討を行っていく。

また、JANPU 公式 Facebook および Twitter をより多くの方々に知っていただくことを目的として、会員校向けにポスターを作成し、配布することとなった（資料 2 参照）。

2) 魅力的なホームページへの改革

①新型コロナウイルス感染症の対応と情報提供について、トップページにバナーを設けた。

<https://www.janpu.or.jp/virus-info/>（資料 1 参照）

②「今月の注目！看護教員」<https://www.janpu.or.jp/staff/>

看護職を目指す高校生に対して看護教員を紹介すること、また看護教員同士の相互交流を活性化することを目的として、「今月の注目！看護教員」コラムを JANPU ホームページ上に掲載し、毎月 1 回のペースで更新している（資料 3 参照）。

③DOJ と「看護系大学 Q&A」<https://www.janpu.or.jp/db/>

ホームページに掲載する写真を会員校から提供していただいたので、画像の入替え作業を行った。すべての会員校へ DOJ への登録を呼びかけており、2020 年 3 月現在の登録数は 191 校（67.5%）となった。

また、2019 年度は「看護系大学 Q&A」へのアクセスが多かったため、今後は対象別（高校生、大学院進学を考える方、大学院生、現役看護師、看護教員等）に細分化し、情報の得やすさを強化する予定である。

3) ホームページのアクセス状況

本体サイトのアクセス数の月次報告を見ると、昨年度と比較して、ユーザーは約 15%減少しているが、スマートフォンでの閲覧率は 49.1%と昨年度より 4%上昇していた。スマホ対応リニューアルでセッション時間は伸びたが、新規ユーザーを取り込めるようにコンテンツの充実をさらに図る

必要がある。DOJ サイトのアクセスを見ると、昨年度より約 30%増加し、登録大学の数は目標の 200 大学に近づいてきた。スマートフォン利用者は 78.2%であり、7%の増加である。セッションの動線や認知度が安定してきたので、今後は検索ワードを解析し、訴求されるテーマを伸ばせるように検討していく（資料 4 参照）。

4) 高度実践看護師を広く周知するための広報戦略

高度実践看護師の存在・役割の社会的認知度を高めるための積極的な広報戦略を検討した。

まず、専門看護師（以下 CNS）について「教育課程認定と資格認定の違い」など、一般の方にもわかりやすい図を作成し、ホームページに掲載した。

次に、高度実践看護師（CNS/NP）の教育課程を有する看護系大学院を簡単に検索できるような「大学院検索ツール」を作成した（https://www.janpu.or.jp/cns_search/）。閲覧者のニーズに合う項目を随時追加していく（資料 5 参照）。

今後は、全国で活躍する CNS を紹介するようなページを作成する予定である。また、様々なメディアに向けて、積極的に取り上げていただけるような情報提供の新たな戦略を進行中。

5) 大学入学前教育について

2019 年度定時社員総会において「入学前教育の普及状況や内容について注視していただきたい」との会員校のご意見をうけて、広報・出版委員会では、データベース委員会と日本私立看護系大学協会が協働で実施している「2018 年度 看護系大学に関する実態調査」に大学入学前教育に関する調査項目を追加した。

その結果、回答があった 269 校のうち、大学入学前教育を実施していると回答した大学は 191 校（71.0%）、実施していないと回答した大学は 72 校（26.8%）であった。設置主体別に見ると、入学前教育を実施していたのは、国立では 6 校（14.0%）、公立では 19 校（38.8%）、私立では 166 校（93.8%）であり、私立では実施している大学の割合が高い一方、国公立では実施している大学は少数派であった（資料 6 表 13-2）。

また、大学入学前教育の対象者については、推薦入学予定者が 119 校（62.3%）と多く、AO 入学予定者が 68 校（35.6%）、全入学予定者が 63 校（33.0%）であった（資料 6 表 13-3）。

学習形態は、課題・レポート提出と回答した大学が 161 校（84.7%）と最も多く、ついで集合教育（集中講座・セミナー等）が 49 校（25.8%）、e-learning が 41 校（21.6%）、その他が 17 校（8.9%）であった（資料 6 表 13-4）。

実施体制は、大学が単独で実施が 88 校（46.1%）、ついで大学と外部委託の両方が 56 校（29.3%）、外部に委託が 45 校（23.6%）、高校と大学が連携して実施が 2 校（1.0%）であった（資料 6 表 13-5）。

費用負担は、全額大学負担が 79 校（41.6%）、全額自己負担が 61 校（32.1%）、一部大学／一部自己負担が 43 校（22.6%）、その他が 7 校（3.7%）であった（資料 6 表 13-6）。

4. 今後の課題

- 1) 魅力的かつ活用したくなるような SNS およびホームページのより一層の改革。
- 2) 高度実践看護師（CNS/NP）の社会的認知度をあげるための広報戦略。
- 3) 大学入学前教育の普及状況や内容に関する調査の継続。
- 4) 上記の新しい取り組みの変化を把握するためのモニタリングの実施。

5. 資料

1) Facebook と Twitter

JANPU ホームページのトップページから簡単にアクセスできます。



新型コロナウイルス感染症の対応と情報提供は
こちらからアクセスできます。

JANPUはSNSをやっています！

日本看護系大学協議会（JANPU）では、FacebookとTwitterをやっています
ぜひ、“いいね！”または“フォロー”をお願いします！

Twitter



“フォローする”をクリック！



★QRコードまたは検索でアクセス！★



日本看護系大学協議会
https://twitter.com/JANPU_nursing

★QRコードまたは検索でアクセス！★



f Facebook

日本看護系大学協議会

<https://www.facebook.com/JANPUPublicRelations>



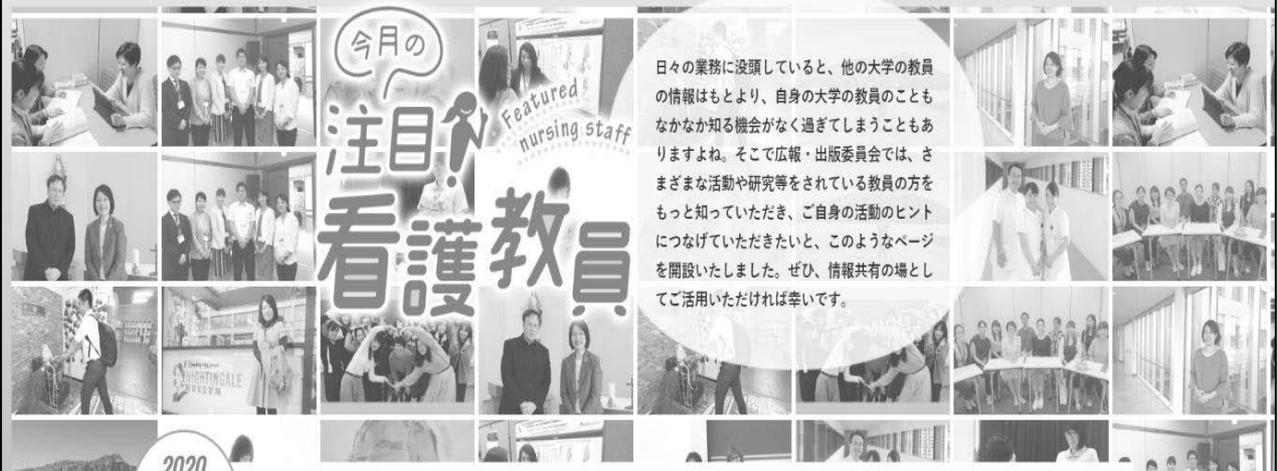
“いいね！”をクリック！

JANPU公式ホームページの更新情報や
各種セミナー情報、会員校対象の調査結果など、
有用な情報を随時発信しています！



日本看護系大学協議会 広報・出版委員会

3) 今月の注目！看護教員



今月の注目！
看護教員

Featured nursing staff

日々の業務に没頭していると、他の大学の教員の情報はもとより、自身の大学の教員のこともなかなか知る機会がなくなってしまうこともありますよね。そこで広報・出版委員会では、さまざまな活動や研究等をされている教員の方をもっと知っていただき、ご自身の活動のヒントにつなげていただきたいと、このようなページを開設いたしました。ぜひ、情報共有の場としてご利用いただければ幸いです。

2020 03

天使大学看護栄養学部看護学科 母性看護学
中田 かおり

私にとって、大学で看護を学ぶということ、とは

私は助産師として働き始めた頃、自分が将来、教員として大学に身を置くことになろうとは、夢にも思っていませんでした。看護師になろうと思ったのも、…

— read more



今月の注目！
看護教員

2020 03

天使大学看護栄養学部看護学科 母性看護学
中田 かおり

東京都内の産婦人科病棟で看護師・助産師として勤務後、シドニー大学看護学部卒業、ペンシルベニア大学看護学修士課程周産期高度専門看護師プログラム修了（看護学修士）、聖路加看護大学（現・聖路加国際大学）博士後期課程修了（博士（看護学））。2003年より大学教育（母性看護学・助産学）に振わり、2018年4月より現職。

学内チャペルでケン仲父様と

私にとって、大学で看護を学ぶということ、とは

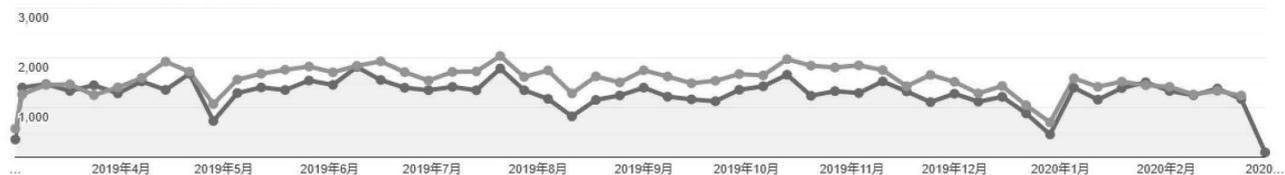
私は助産師として働き始めた頃、自分が将来、教員として大学に身を置くことになろうとは、夢にも思っていませんでした。看護師になろうと思ったのも、高校3年生の冬も間近、スポーツ推薦で入学した高校で卒業後の進路を考えていたときでした。「自立した社会人になりたい」、「人の役に立つような仕事に就きたい」と思いついたのが、看護師でした。「助産

一般社団法人
日本看護系大学協議会
JANPU Japan Association of Nursing Programs in Universities

4) ホームページのアクセス状況の変化

本体サイト 2019/3/1 ~ 2020/3/1の統計 (昨年比較)

2019/03/01 - 2020/03/01: ● ユーザー
2018/03/01 - 2019/03/01: ● ユーザー



昨年比較 約15%下落

ユーザー
-15.53%
54,960 と 65,068

新規ユーザー
-14.74%
54,085 と 63,434

セッション
-13.54%
83,721 と 96,834

ユーザーあたりのセッション数
2.36%
1.52 と 1.49

ページビュー数
-7.42%
200,098 と 216,144

ページ/セッション
7.08%
2.39 と 2.23

平均セッション時間
6.77%
00:02:02 と 00:01:54

直帰率
-4.33%
57.95% と 60.57%



スマホ率
49.1%
(昨年+4%)

スマホ対応リニューアルでセッション時間は伸びましたが
新規ユーザーを取り込めるように目新しいページが求められます。

DOIサイト 2019/3/1 ~ 2020/3/1の統計 (昨年比較)

2019/03/01 - 2020/03/01: ● ユーザー
2018/03/01 - 2019/03/01: ● ユーザー



昨年比較 約30%上昇

ユーザー
32.32%
17,769 と 13,429

新規ユーザー
33.38%
17,736 と 13,297

セッション
32.42%
20,882 と 15,769

ユーザーあたりのセッション数
0.08%
1.18 と 1.17

ページビュー数
-7.26%
52,169 と 56,251

ページ/セッション
-29.97%
2.50 と 3.57

平均セッション時間
-10.47%
00:01:32 と 00:01:43

直帰率
21.31%
75.21% と 62.00%



スマホ率
78.2%
(昨年+7%)

段々とセッションの動線や認知度が安定してきたので
今後は検索ワードを解析し、訴求されるテーマを伸ばしていくことが望まれます。

5) 日本看護系大学協議会が認定している高度実践看護師教育課程（大学院）の検索ツール

The screenshot shows the homepage of the Japan Association of Nursing Programs in Universities (JANPU). At the top, there is a navigation bar with 'HOME', '組織の概要', '事業活動・報告書', '総会', 'イベント', and 'ENGLISH'. A search bar is located on the right. The main content area features a large image of a nurse and a text overlay: '高度実践看護師の育成と発展を推進します。' Below this, there is a list of news items with dates and titles. On the right side, there is a sidebar with various links and information, including 'JANPU ホームページ 役立つ情報ハンドブック', '注目の看護教員', '会員校専用ページ ログイン', 'ナースプラクティショナー (JANPU-NP) 資格認定審査要項', and '高度実践看護師教育課程 基準・審査要項 (専門看護師・ナースプラクティショナー)'. A red circle highlights the '高度実践看護師教育課程 基準・審査要項' link. Below the sidebar, there is a 'セミナー・シンポジウムのお知らせ' section. At the bottom, there is a 'HOME > 事業活動・報告書 > 委員会活動 > 高度実践看護師教育課程基準・審査要項' breadcrumb trail. The main content area is titled '高度実践看護師教育課程基準・審査要項' and contains a video player for '2020年度 高度実践看護師教育課程申請に向けた説明(動画)'. Below the video, there are two bullet points: '日本看護協会が認定する専門看護師の分野に、新たに「遺伝看護」「災害看護」の2分野が追加されました。(公益社団法人 日本看護協会 2016年11月24日付)' and '平成27年2月16日より、専門看護師教育課程は、「高度実践看護師教育課程」となりました。' At the bottom, there is a search bar with the text '高度実践看護師教育課程 検索ページ' and '日本看護系大学協議会が認定している高度実践看護師教育課程の検索ができます。'. A red circle highlights this search bar, and a red arrow points from the '高度実践看護師教育課程 基準・審査要項' link in the sidebar to it.

高度実践看護師の育成と発展を推進します。

【重要】看護学実習ガイドライン発刊のご報告（文部科学省：大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会）

2020/04/09 【ご報告】「新型コロナウイルスの感染拡大にかかる看護系大学への影響及び対応に関する調査 第2弾」結果を掲載しました（4月9日速報）

2020/04/06 【重要】看護学実習ガイドライン発刊のご報告（文部科学省：大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会）

2020/04/03 【情報提供】学生に必要な新型コロナウイルス感染対策（日本赤十字豊田看護大学）

2020/04/02 【情報提供】新型コロナウイルス感染症対応に従事されている方のごころの健康を維持するために（日本赤十字社）

2020/04/02 【情報提供】大学等における臨時休業の実施に係る考え方等について（周知）（文部科学省）

セミナー・シンポジウムのお知らせ

2020/02/21 【中止のお知らせ】災害看護最新の研究成果と英文論文投稿への挑戦セミナー（2020年3月）

HOME > 事業活動・報告書 > 委員会活動 > 高度実践看護師教育課程基準・審査要項

高度実践看護師教育課程基準・審査要項

▶ 2020年度 高度実践看護師教育課程申請に向けた説明(動画)

- 日本看護協会が認定する専門看護師の分野に、新たに「遺伝看護」「災害看護」の2分野が追加されました。(公益社団法人 日本看護協会 2016年11月24日付)
- 平成27年2月16日より、専門看護師教育課程は、「高度実践看護師教育課程」となりました。

高度実践看護師教育課程 検索ページ
日本看護系大学協議会が認定している高度実践看護師教育課程の検索ができます。

活動報告書
委員会活動
委員会名簿
見解・声明等
ガイドライン等



高度実践看護師教育課程検索ツール

日本看護系大学協議会が認定している高度実践看護師教育課程の検索ができます。
教育課程名にリンクがある場合、クリックすると別ウィンドウにて当該教育機関のホームページが表示されます。

教育機関名

専攻教育課程：15専門看護分野（※1つのみ選択）

全て ▼

設置主体：国公立・省庁大学校（※複数選択可）

国立/省庁大学校 公立 私立

地域

北海道・東北ブロック 北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県

関東ブロック 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県

中部ブロック 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県

静岡県 愛知県

関西・近畿ブロック 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県

中国・四国ブロック 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県

愛媛県 高知県

九州・沖縄ブロック 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

沖縄県

クリック

この条件で検索

検索条件クリア

検索したい
箇所にチェック
をつける

1~42件 / 42件中

専門看護分野	都道府県	設置主体	教育機関名	教育課程（コース）名	
がん看護	東京都	国立/省庁大学校	東京医科歯科大学大学院	保健衛生学研究科看護先進科学専攻博士課程 <u>がんエンドオブライフケア看護学</u>	
老年看護	東京都	国立/省庁大学校	東京医科歯科大学大学院	保健衛生学研究科看護先進科学専攻博士課程 <u>高齢社会看護ケア開発学</u>	
精神看護	東京都	国立/省庁大学校	東京医科歯科大学大学院	保健衛生学研究科看護先進科学専攻博士課程 <u>精神保健看護学</u>	
クリティカルケア看護	東京都	国立/省庁大学校	東京医科歯科大学大学院	保健衛生学研究科看護先進科学専攻博士課程 <u>先端侵襲緩和ケア看護学</u>	2002
小児看護	東京都	公立	首都大学東京大学院	人間健康科学研究科人間健康科学専攻看護科学域博士前期課程育成期看護学分野小児看護学CNSコース	2008
在宅看護	東京都	公立	首都大学東京大学院	人間健康科学研究科人間健康科学専攻看護科学域博士前期課程広域看護学分野在宅看護学領域在宅看護学CNSコース	2007
がん看護	東京都	私立	杏林大学大学院	保健学研究科看護学専攻博士前期課程実践看護科学分野（ <u>がん看護学</u> ）	2013
精神看護	東京都	私立	杏林大学大学院	保健学研究科看護学専攻博士前期課程実践看護科学分野（ <u>精神看護学</u> ）	2013
クリティカルケア看護	東京都	私立	杏林大学大学院	保健学研究科看護学専攻博士前期課程実践看護科学分野（ <u>クリティカルケア看護学</u> ）	2015
老年看護	東京都	私立	聖路加国際大学大学院	看護学研究科博士前期課程看護学専攻老年看護学CNSコース	2003

検索した条件に該当する教育課程が一覧で表示され、教育課程名をクリックすると当該教育機関のホームページへアクセスできる。

6) 実態調査

表13-2. 大学入学前教育の実施

	実施している	実施していない	今後の実施を 検討中	合 計
国立大学	6 (14.0%)	37 (86.0%)	0 (0.0%)	43 (100.0%)
公立大学	19 (38.8%)	27 (55.1%)	3 (6.1%)	49 (100.0%)
私立大学	166 (93.8%)	8 (4.5%)	3 (1.7%)	177 (100.0%)
全 体	191 (71.0%)	72 (26.8%)	6 (2.2%)	269 (100.0%)

表13-3. 大学入学前教育の対象者〔複数回答〕

	n= 回答課程数	AO入学 予定者	推薦入学 予定者	全入学 予定者	その他
国立大学	6	2 33.3%	4 66.7%	0 0.0%	0 0.0%
公立大学	19	2 10.5%	14 73.7%	1 5.3%	2 10.5%
私立大学	166	64 38.6%	101 60.8%	62 37.3%	19 11.4%
全 体	191	68 35.6%	119 62.3%	63 33.0%	21 11.0%

表13-4. 大学入学前教育の学習形態〔複数回答〕

	n= 回答課程数	e-learning	集合教育 (集中講座・ セミナー等)	課題・レポート 提出	その他
国立大学	6	1 16.7%	2 33.3%	4 66.7%	1 16.7%
公立大学	19	4 21.1%	4 21.1%	16 84.2%	1 5.3%
私立大学	165	36 21.8%	43 26.1%	141 85.5%	15 9.1%
全 体	190	41 21.6%	49 25.8%	161 84.7%	17 8.9%

表13-5. 大学入学前教育の実施体制

	大学が単独で 実施	外部に委託	大学と外部委託 の両方	高校と大学が 連携して実施	その他	合計
国立大学	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (100.0%)
公立大学	16 (84.2%)	1 (5.3%)	2 (10.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	19 (100.0%)
私立大学	66 (39.8%)	44 (26.5%)	54 (32.5%)	2 (1.2%)	0 (0.0%)	166 (100.0%)
全 体	88 (46.1%)	45 (23.6%)	56 (29.3%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	191 (100.0%)

表13-6. 大学入学前教育の費用負担

	全額大学負担	全額自己負担	一部大学/ 一部自己負担	その他	合計
国立大学	2 (33.3%)	2 (33.3%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	6 (100.0%)
公立大学	5 (26.3%)	9 (47.4%)	3 (15.8%)	2 (10.5%)	19 (100.0%)
私立大学	72 (43.6%)	50 (30.3%)	39 (23.6%)	4 (2.4%)	165 (100.0%)
全 体	79 (41.6%)	61 (32.1%)	43 (22.6%)	7 (3.7%)	190 (100.0%)

「国際交流推進委員会」

1. 構成員

1) 委員

委員長：上別府圭子（東京大学）

委員：池田真理（東京女子医科大学）、上野里絵（東京医科大学）、小川純子（淑徳大学）、キタ幸子（東京大学）、グレッグ美鈴（神戸市看護大学）、谷口初美（九州大学）、深堀浩樹（慶應義塾大学）

2) 協力者

なし

2. 趣旨

本委員会の趣旨は、関連する国際組織と連携を取りながら、日本国内の看護系大学のグローバル化を促進・支援することである。具体的な活動目標は以下である。

- 1) 看護高等教育における国際活動・国際交流の積極的な推進
- 2) 第 23 回 EAFONS への Executive Committee Members の参加と連携の促進
- 3) 日本からの国際学会の参加促進に向けた発表・指導の支援

3. 活動経過

1) 今年度の委員会は下記の通り、開催された。

【第 1 回委員会】

- ・日時：2019 年 4 月 25 日（木）10：00～11：00
- ・内容：2018 年度国際交流推進委員会セミナーのふり返り

【第 2 回委員会】

- ・日時：2019 年 6 月 25 日（火）14：00～15：00
- ・内容：2019 年度国際交流推進委員会セミナーの主旨、内容の検討

【第 3 回委員会】

- ・日時：2019 年 7 月 22 日（月）16：00～17：00
- ・内容：2019 年度国際交流推進委員会セミナーの発表者、場所、プログラムの検討

【第 4 回委員会】

- ・日時：2019 年 12 月 13 日（金）11：00～13：00
- ・内容：2019 年度国際交流推進委員会セミナーのプログラム、役割分担や事前準備の確認・協議

【第 5 回委員会】

- ・日時：2020 年 2 月 13 日（木）11：00～13：00
- ・内容：2019 年度国際交流推進委員会セミナーの最終打合せ、グループ分けの確認

2) East Asian Forum of Nursing Scholars (EAFONS) Executive Committee Meeting への参加

2020 年 1 月 10 日～11 日に開催された第 23 回 EAFONS の Executive Committee Meeting に国際交流推進委員会委員長の上別府圭子、委員の池田真理が出席した。学会は 26 か国から 1240 名の参加、700 以上の演題登録があった。

学会プログラムでは、日本から参加したシンポジストとしては、Plenary Session I :Achieving a Doctorate Through Qualitative/Quantitative Research において池田真理（東京女子医科大学）が、Plenary Session III :Achieving a Doctorate Through Mixed Methods/Combined Research にお

いて近藤麻理（関西医科大学）が講演を行った。また、Plenary Discussion: The Student-Supervisor Relationship and Completion Times において上別府圭子（東京大学）が講演した。

また日本からの参加者は計 396 名と最多であり、日本の演題から Oral Presentation Award（28 名）には受賞者はいなかったが、Poster Presentation Award（15 名）では 4 名が受賞した。

3) 看護学教育における国際交流・連携に関する研修会の実施

2020 年 2 月 22 日（土）に「看護学教育における国際交流・連携の実際と課題～いつときの国際交流で終わっていませんか？～」と題した研修会を予定していたが、全国の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて中止となった。事前申込者は 53 名であった。企画は、以下のとおりである。

- ・日時：2020 年 2 月 22 日（土）、13：00～16：45
- ・場所：東京医科大学 第一看護学科棟 201 講義室
- ・企画意図：本研修会は、少子超高齢化社会によって日本の大学の在り方が改めて問われる中で、今後、看護系大学のグローバル化に向けて、どのような方向性を目指せばよいのか、具体的にどのようなことに取り組むべきなのかを学び、ディスカッションをすることを目的とする。
- ・内容：本セミナーでは看護学教育における国際交流・連携を活発に行っている 3 大学より、学部・大学院教育、海外留学生への教育における国際交流・連携の実際や課題、工夫点をご発表いただき、グループワークなどを通して、皆で看護系大学のグローバル化に向けた具体的な目標や方策などを導きだす。プログラムの構成は、以下の通りである：

【講演 1】

「学部教育における国際交流～九州大学の事例～」

谷口初美（九州大学）

【講演 2】

「大学院教育における国際交流～慶應義塾大学の事例～」

深堀浩樹、岩田真幸（慶應義塾大学）

【講演 3】

「海外留学生の教育における国際交流～国際医療福祉大学の事例～」

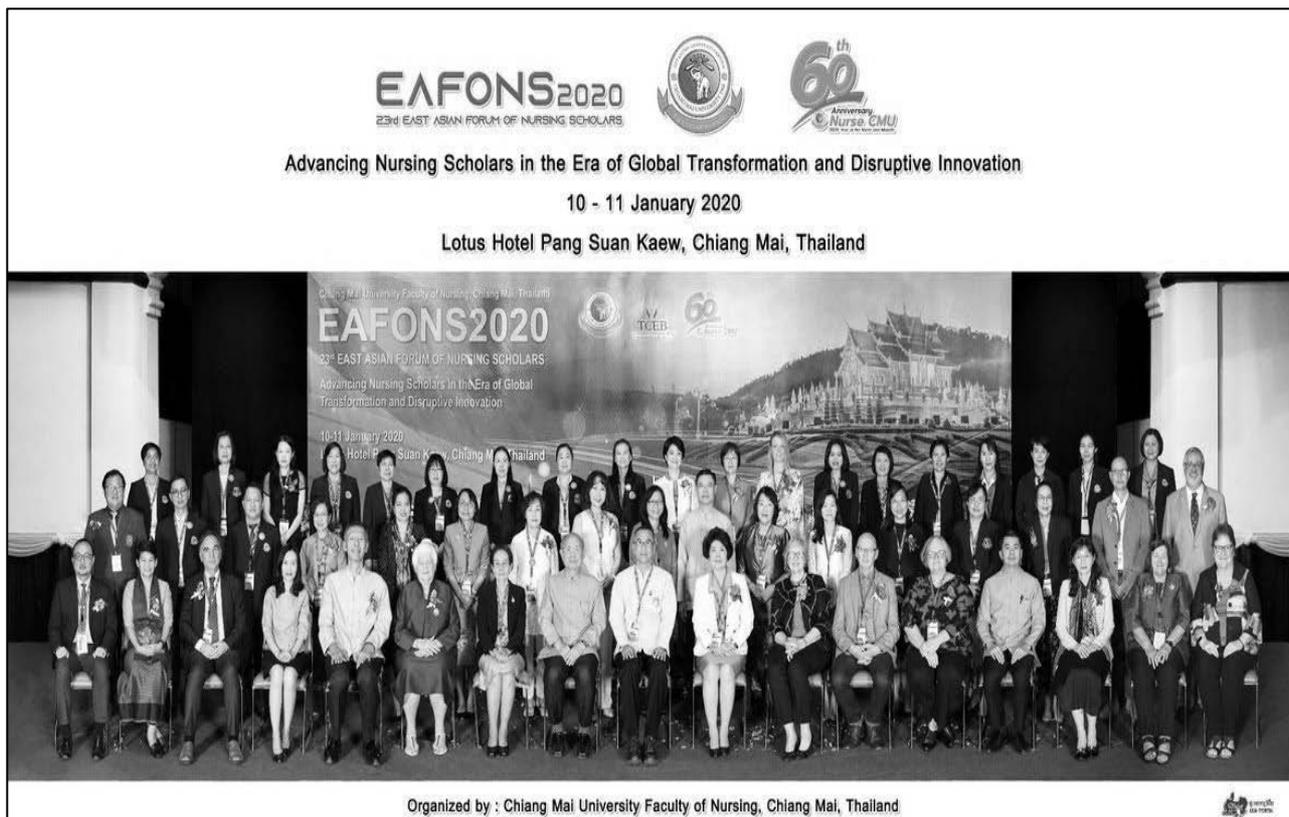
謝海棠（国際医療福祉大学）

【グループディスカッション、各グループの発表と総合討論】

4. 今後の課題

本年度は第 23 回 EAFONS で日本の大学からの発表者の受賞や EAFONS との連携強化など、看護系大学のグローバル化に貢献できたと考えている。今後の課題は、看護系大学の教育・研究における国際連携・協働への発展や活性化であり、研修会を開催するなどの方法を検討する。

5. 資料



「データベース委員会」

2018 年度 看護系大学に関する実態調査 (日本看護系大学協議会と日本私立看護系大学協会との協働実施)

1. 構成員

- 1) 一般社団法人 日本看護系大学協議会 データベース委員会
委員長：荒木田美香子（国際医療福祉大学）
委員：石田千絵（日本赤十字看護大学）、磯野真穂（国際医療福祉大学）、
川口孝泰（東京情報大学）、佐藤政枝（横浜市立大学）、小檜山敦子（文京学院大学）
- 2) 一般社団法人 日本私立看護系大学協会 大学運営：経営委員会
委員長：春山早苗（自治医科大学）
委員：道重文子（大阪医科大学）、長澤正志（淑徳大学）、

2. 趣旨

本委員会は、日本看護系大学協議会の会員校における学習環境、教育内容、社会的役割等の現状を毎年数量的に把握し、本会及び会員校における看護学教育のあり方の検討、教育政策、看護政策等への提言のための基礎資料とするものである。各会員校の今後の看護学教育向上に役立つための貴重な資料となることを目的とする。

3. 活動経過

本年度は「2018 年度 看護系大学に関する実態調査」（JANPU として 11 回目、日本私立看護系大学協会との協働は 2 回目）を実施した。なお、昨年度より引き続き日本私立看護系大学協会がこれまで行ってきた「看護教育研究経費に関する実態調査」の内容のうち、学納金などに関する内容も追加し、両会の共同事業として実施した。

○「2018 年度 看護系大学に関する実態調査」について

・第 1 回委員会

【日時】8 月 9 日（金）17：00～18：15

- 1) 事業計画書をもとに今年度の活動計画の確認および昨年度のデータベースの内容を共有した。
- 2) 「2018 年度 看護系大学に関する実態調査」に向けて、会員校からのリクエスト、7 月 26 日（金）JANPU 第 2 回理事会で出された意見内容の反映、今年度の設問項目と設問文について検討した。
- 3) 5 年間の年次比較分析について、対象となる期間、集計内容について検討した。
- 4) 2018 年度調査スケジュールの確認を行った。

・第 1 回合同会議

【日時】2019 年 8 月 9 日（金）18：15～20：00

- 1) 2018 年度調査に向けての変更点を検討して、設問・回答欄の見直しを行った。
- 2) 調査実施スケジュール、共同分析の方法について検討した。

・第 2 回合同会議

【日時】9 月 4 日（水）18：00～20：00

- 1) 2018 年度 実態調査票の設問と回答欄の最終見直しと確定を行った。

- 2) 集計方法と集計表の n 数の表記方法について確認をして全体的に統一することとなった。
- 3) 回答締切後の報告書作成のスケジュールについて検討した。

・「2018 年度 看護系大学に関する実態調査」の実施

2019 年 10 月 8 日（火）に会員校に依頼し、11 月 11 日（月）に締切予定で実施した（12 月 16 日 再締切、12 月 27 日再々締切）。その後は期限までの提出校が十分ではなかったため、更なる期間の延長および個別の電話での依頼などを行った。

・第 3 回合同会議

【日時】2020 年 1 月 28 日（火）18：00～20：45

- 1) 2018 年度 看護系大学に関する実態調査の集計表について、回収状況と集計結果の内容について確認を行った。
- 2) 集計表の分析コメント(報告書)の担当者を決めて、3 月 27 日（金）の JANPU 理事会に初版を提出できるように今後の作業スケジュールを確認した。

・第 2 回委員会

【日時】2020 年 1 月 28 日（火）20：45～21：00

- 1) 看護系大学に関する実態調査の 5 年間の年次比較について、集計結果と図表の表記方法について確認した。
- 2) JANPU 理事会からの意見の確認と追加作成図表について検討したが、今年度の追加作成はローデータが無く難しいため、次年度以降の要検討事項とした。

※自由記述の具体例については本会ホームページの『事業活動・報告書』または下記の URL を参照。
<https://www.janpu.or.jp/file/2018SurveyComments.pdf>

状況調査回収状況

	全体	国立・省庁大学校	公立	私立
配布数	283	44	50	189
回答数	277	43	50	184
回収率	97.9%	97.7%	100.0%	97.4%

2019 年度 5 月時点で日本看護系大学協議会に入会している 283 校を対象として調査を実施し、277 校 97.9%から回収が得られた。これまでの最高の回収率であった。

設置主体別の回答の数は、国立大学・省庁大学校 43 校、公立大学 50 校、私立大学 184 校であった。公立大学は 100%の回収であった。

調査の運営については、回収は 2020 年 1 月末まで延長せざるを得なかったが、会員校の協力は得られたと考える。

○『看護系大学に関する実態調査の年次比較』2003 年度、2008 年度、2013 年度～2017 年度について

本調査は 5 年間ごとに経年変化を見るための調査取りまとめを行うことになっているため、2013 年からの 5 年間のデータベース委員会の調査を取りまとめた。さらに参考として、2003 年及び 2008 年の情報も追加し、推移を概観できる報告書を取りまとめた。推移を見やすくするため、グラフを中心にまとめたが、できるだけ実数を記載し会員校などでデータを加工・活用してもらえるようにした。2003 年から約 15 年間の看護教育の動向を把握するためには有用な資料であるため、会員校にぜひ活用していた

だきたい。

* 本会ホームページの『事業活動・報告書』または下記の URL を参照。

<https://www.janpu.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/02/2019DB5yearComparison.pdf>

4. 今後の課題

今後の課題として、以下の3点が挙げられる。

- 1) 質問項目の誤入力（特に金額など）を防ぐための方法や、各大学から問い合わせ事項が多かった項目について設問をわかりやすくするなどの検討と改善が必要である。
- 2) 「2019年度 看護系大学に関する実態調査」の回収率の向上（98%以上）
- 3) 看護系の大学で、JANPUに加盟していない大学、また日本私立看護系大学協会にも加盟していない大学が出てきている。この調査は看護系大学の実態を反映していることに意義があるため、日本私立看護系大学協会と協力しながら看護系大学のデータをカバーしていく必要がある。

『看護系大学に関する実態調査』

2018 年度状況調査

(日本看護系大学協議会と日本私立看護系大学協会との協働実施)

一般社団法人 日本看護系大学協議会 データベース委員会

委員長：荒木田美香子（国際医療福祉大学）

委員：石田千絵（日本赤十字看護大学）、磯野真穂（国際医療福祉大学）、
川口孝泰（東京情報大学）、佐藤政枝（横浜市立大学）、
小檜山敦子（文京学院大学）

一般社団法人 日本私立看護系大学協会 大学運営・経営委員会

委員長：春山早苗（自治医科大学）

委員：道重文子（大阪医科大学）、長澤正志（淑徳大学）

— 目次 —

1. 看護系学部・学科について

- 表 1-1. 卒業生
- 表 1-2. 編入制度の有無
- 表 1-3. 編入生入学者の出身学校種別
- 表 1-4. 所属する全教員数
- 表 1-5. 年齢構成別の教員数
- 表 1-6. 最上位取得学位名称別の教員数

2. 看護系大学院について

- 表 2-1. 大学院の有無
- 表 2-2. 修士課程・博士前期課程
- 表 2-3. 博士課程・博士後期課程
- 表 2-4. 開講状況
- 表 2-5. 科目等履修制度の設置
- 表 2-6. 大学院に所属する全教員数

3. 看護系大学学部・学科、大学院の学生情報について

- 表 3-1. 在学学生数
- 表 3-2. 国立大学の在学学生数
- 表 3-3. 公立大学の在学学生数
- 表 3-4. 私立大学の在学学生数
- 表 3-5. 学部・学科での教員一人あたり平均学生数
- 表 3-6. 修士・博士前期課程での教員一人あたり平均学生数
- 表 3-7. 博士後期課程での教員一人あたり平均学生数

4. 看護系大学学部・学科、大学院の入学状況

- 表 4-1. 学部・学科、大学院の入学状況
- 表 4-2. 国立大学・大学院の入学状況
- 表 4-3. 公立大学・大学院の入学状況
- 表 4-4. 私立大学・大学院の入学状況

5. 看護系大学・大学院の卒業生・修了生の状況

- 表 5-1. 卒業生および修了生の人数
- 表 5-2. 卒業・修了時における、取得・既取得免許別人数

6. 看護系大学・大学院の卒業生・修了生の就職・進学状況

- 表 6. 卒業生、修了生の就職・進学状況

7. 教員の研究活動および社会貢献について

- 表 7-1. 研究費の取得状況
- 表 7-2. 設置主体別の研究費取得状況
- 表 7-3. 公開講座について

8. FD・SDの状況について

- 表 8. F D ・ S D の開催状況

9. 教員および学生の評価について

- 表 9-1. 教員の自己評価・他者評価の実施状況
- 表 9-2. 学生の授業評価の実施状況
- 表 9-3. G P A の導入状況
- 表 9-4. G P A 制度の活用について
- 表 9-5. C A P の導入状況

— 目次 —

10. 看護関連の附属施設について

- 表 10-1. 看護関連の研修事業の有無
- 表 10-2. 看護関連の附属施設・研究機関の有無
- 表 10-3. 附属施設・組織構成について
- 表 10-4. 附属施設の財政基盤について
- 表 10-5. 附属施設の活動内容について

11. 国際交流の状況について

- 表 11-1. 国際交流協定校・施設（姉妹校を含む）の有無
- 表 11-2. 協定校・施設のある国及び学校数
- 表 11-3. 在学生の留学先と公費補助の有無
- 表 11-4. 留学生の受け入れと公費補助の有無
- 表 11-5. 教員の短期海外派遣と公費補助の有無
- 表 11-6. 教員の長期海外派遣と公費補助の有無
- 表 11-7. 海外からの学生以外の受け入れと公費補助の有無
- 表 11-8. 海外からの学生・教員の受け入れ、海外への学生・教員の派遣における大学独自の経済的支援の有無

12. ハラスメント、コンプライアンスに関する取り組みについて

- 表 12-1. ハラスメントに関する専門委員会の有無
- 表 12-2. ハラスメント事例の発生について
- 表 12-3. 発生したハラスメント事例について
- 表 12-4. コンプライアンスに関する専門委員会の有無
- 表 12-5. 利益相反に関するポリシーの有無
- 表 12-6. 利益相反に関する個人の金銭的情報の報告義務の有無
- 表 12-7. 報告義務について

13. 学修支援などについて

- 表 13-1. 障がいのある学生への就業支援や相談に関する専門の窓口や委員会の有無
- 表 13-2. 大学入学前教育の実施
- 表 13-3. 大学入学前教育の対象者
- 表 13-4. 大学入学前教育の学習形態
- 表 13-5. 大学入学前教育の実施体制
- 表 13-6. 大学入学前教育の費用負担

14. 大学と実習施設等の教育連携について

- 表 14-1. 実習施設の研修等における組織としての支援状況
- 表 14-2. 実習施設等と大学間における人事交流の制度や取り組み
- 表 14-3. 実習施設との共同研究や合同研修等の制度や取り組み
- 表 14-4. 実習施設の看護部等に対する臨床教授制度の導入状況
- 表 14-5. 臨地実習における課題や問題の有無
- 表 14-6. 臨地実習における課題や問題の内容について

15. 保健師、助産師および養護教諭の教育課程について

- 表 15-1. 保健師教育課程の有無
- 表 15-2. 保健師教育課程の定員数
- 表 15-3. 保健師課程の実習における課題や問題の有無
- 表 15-4. 保健師課程の実習における課題や問題の内容について
- 表 15-5. 助産師教育課程の有無
- 表 15-6. 助産師教育課程の定員数
- 表 15-7. 助産師課程の実習における課題や問題の有無
- 表 15-8. 助産師課程の実習における課題や問題の内容について
- 表 15-9. 養護教諭 I 種教育課程の有無
- 表 15-10. 養護教諭 I 種教育課程の定員数
- 表 15-11. 養護教諭 I 種教育課程の実習における課題や問題の有無
- 表 15-12. 養護教諭 I 種教育課程の実習における課題や問題の内容について

— 目次 —

16. 大学、大学院の教育運営経費等について

- 表 16-1. 大学の初年度の学納金
- 表 16-2. 助産師専攻科・別科の初年度の学納金
- 表 16-3. 大学の保健師・助産師・養護教諭 I 種の学納金（別途徴収額）
- 表 16-4. 看護系の大学院の初年度の学納金
- 表 16-5. 看護系の学部・学科、大学院の独自の奨学金
- 表 16-6. 看護系の学部・学科、大学院の学内研究費

17. 看護師養成のための実習経費等について

- 表 17-1. 看護学実習の平均施設数
- 表 17-2. 看護学実習の平均非常勤等の数
- 表 17-3. 看護学実習の 1 校あたりの非常勤等の年間平均総勤務日数
- 表 17-4. 看護学実習の非常勤教員の時間給：最頻値、最低額、最高額
- 表 17-5. 看護学実習の 1 日あたりの実習委託料および年間支払総額
- 表 17-6. 看護学実習における学生への補助の有無
- 表 17-7. 看護学実習の年間補助金額の内容
- 表 17-8. 在宅看護学実習の平均施設数
- 表 17-9. 在宅看護学実習の平均非常勤等の数
- 表 17-10. 在宅看護学実習の 1 校あたりの非常勤等の年間平均総勤務日数
- 表 17-11. 在宅看護学実習の非常勤教員の時間給：最頻値の平均額
- 表 17-12. 在宅看護学実習の 1 日あたりの平均実習委託料および年間支払総額
- 表 17-13. 在宅看護学実習における学生への補助の有無
- 表 17-14. 在宅看護学実習の年間補助金額の内容

18. 保健師養成のための実習経費等について

- 表 18-1. 保健師養成実習の平均施設数
- 表 18-2. 保健師養成実習の平均非常勤等の数
- 表 18-3. 保健師養成実習の 1 校あたりの非常勤等の年間平均総勤務日数
- 表 18-4. 保健師養成実習の非常勤教員の時間給：最頻値の平均額
- 表 18-5. 保健師養成実習の 1 日あたりの実習委託料および年間支払総額
- 表 18-6. 保健師養成実習における学生への補助の有無
- 表 18-7. 保健師養成実習の年間補助金額の内容

19. 助産師養成のための実習経費等について

- 表 19-1. 助産師養成実習の平均施設数
- 表 19-2. 助産師養成実習の平均非常勤等の数
- 表 19-3. 助産師養成実習の 1 校あたりの非常勤等の年間平均総勤務日数
- 表 19-4. 助産師養成実習の非常勤教員の時間給：最頻値の平均額
- 表 19-5. 助産師養成実習の 1 日あたりの平均実習委託料および年間支払総額
- 表 19-6. 助産師養成実習における学生への補助の有無
- 表 19-7. 助産師養成実習の年間補助金額の内容

20. 養護教諭 I 種養成のための実習経費等について

- 表 20-1. 養護教諭 I 種養成実習の平均施設数
- 表 20-2. 養護教諭 I 種養成実習の平均非常勤等の数
- 表 20-3. 養護教諭 I 種養成実習の 1 校あたりの非常勤等の年間平均総勤務日数
- 表 20-4. 養護教諭 I 種養成実習の非常勤教員の時間給：最頻値の平均額
- 表 20-5. 養護教諭 I 種養成実習の 1 日あたりの実習委託料および年間支払総額
- 表 20-6. 養護教諭 I 種養成実習における学生への補助の有無

21. 看護系の学部・学科、大学院の TA・RA について

- 表 21-1. 博士前期課程（修士）TA の年間総人数・年間総勤務日数・給与額
- 表 21-2. 博士後期課程（博士）TA の年間総人数・年間総勤務日数・給与額
- 表 21-3. 博士後期課程（博士）RA の年間総人数・年間総勤務日数・給与額

22. 本調査に関するご意見、ご要望について

1.看護系学部・学科について

表1-1.卒業生

	n=回答課程数	出している	出していない
国立大学	43 (100.0%)※	43 (100.0%)	0 (0.0%)
公立大学	49 (100.0%)	48 (98.0%)	1 (2.0%)
私立大学	178 (100.0%)	152 (85.4%)	26 (14.6%)
全体	270 (100.0%)	243 (90.0%)	27 (10.0%)

※注：国立大学には省庁大学校を含む。

2017年度よりも10校多い、270校から回答が得られた。卒業生を出している大学は243校(90.0%)であり昨年度の228校(87.7%)と比べ増加した。設置主体別では、私立大学で完成年度を迎えていない大学の割合が高いものの、32校(19.0%)から26校(14.6%)へ減少していた。

表1-2.編入制度の有無〔複数回答〕

	n=回答課程数	3年次編入(有資格者)制度がある	2年次学士編入制度がある	3年次編入制度がある	ない
国立大学	43 ※1	27 (62.8%)	1 (2.3%)	0 (0.0%)	15 (34.9%)
公立大学	49 ※2	17 (34.7%)	2 (4.1%)	1 (2.0%)	31 (63.3%)
私立大学	172 ※2	27 (15.7%)	3 (1.7%)	4 (2.3%)	138 (80.2%)
全体	264	71 (26.9%)	6 (2.3%)	5 (1.9%)	184 (69.7%)

※注1：国立大学には省庁大学校を含む。

※注2：公立大学と私立大学で3年次編入と2年次編入の両方を持つ大学がある。

編入制度は80校(30.3%)で実施されていた。

これまでは、大学の増加とともに編入制度がある大学の割合は緩やかに減少し続けていた。2016年度状況調査(2017年度報告書)では実数でも90校を切り、2017年度は88校(34.0%)となっていたが、2018年度は71校(26.9%)であり実数・割合ともに急な減少がみられた。

表1-3.編入生入学者の出身学校種別

(人)

	合計	専修学校卒業生数	短期大学卒業生数
国立大学	98 (100.0%)	96 (98.0%)	2 (2.0%)
公立大学	60 (100.0%)	54 (90.0%)	6 (10.0%)
私立大学	37 (100.0%)	32 (86.5%)	5 (13.5%)
全体	195 (100.0%)	182 (93.3%)	13 (6.7%)

編入生の総数は、2013年の412名と比べると、195名へと半数以下に激減していた。編入制度による入学者の出身学校は、専修学校卒業生の割合が多く、昨年の198名(90.8%)と比べると182名(93.3%)であり、実数は減少しているが割合は増加傾向にあった。

表1-4.所属する全教員数

(人)

	国立大学 (回答課程数=42)		公立大学 (回答課程数=49)		私立大学 (回答課程数=177)		全体 (回答課程数=268)	
	看護教員	それ以外	看護教員	それ以外	看護教員	それ以外	看護教員	それ以外
教授	315	170	443	148	1,414	426	2,172	744
准教授	213	54	374	79	1,006	128	1,593	261
講師	146	22	347	26	1,260	81	1,753	129
助教	460	85	517	14	1,367	77	2,344	176
助手	23	0	121	3	572	20	716	23
その他	5	0	14	0	4	8	23	8
合計	1,162	331	1,816	270	5,623	740	8,601	1,341
未充足数	30	7	43	1	166	12	259	8

※注釈欄 調査票に入力された実数を示しているため、合計数が上記の表1-5、表1-6と致していない箇所あり。

専任教員は、看護教員が8,601名、それ以外の教員が1,341名、合計は9,942名であり顕著な増加傾向が続いている。

看護教員の職位別割合をみると、助教(27.3%)、教授(25.3%)、講師(20.4%)、准教授(18.5%)、助手(8.3%)の順に多く、昨年と比べると教授の割合が増加していた。設置主体別の違いでは、助教では国立大学での割合が39.6%と高く、助手では私立大学が10.2%と高い割合で配置されていた。1校あたりの平均教員数は、看護教員が32.1名、それ以外の教員が5.0名であり、看護教員数を設置主体別でみると、公立大学(37.1名)、私立大学(31.8名)、国立大学(27.7名)の順に多く、昨年度比では、それぞれの教員数は横ばいであった。看護教員の未充足数は227名→248名→259名と増加傾向にある(1校あたり1.0名不足)。2013年度から不足人数の変動がある※ものの、1校あたりの割合はほぼ変化しておらず、設置主体別の未充足数は、公立大学、私立大学で増加していた。

※2017年度は248名(1校あたり1.0名不足)、2016年度は227名(1校あたり0.9名不足)、
2015年度は311名(1校あたり1.3名不足)、2014年度は242名(1.1名不足)、
2013年度は145名(1校あたり0.8名不足)

表1-5.年齢構成別の教員数

(人)

	国立大学 (回答課程数=42)	公立大学 (回答課程数=49)	私立大学 (回答課程数=177)	全体 (回答課程数=268)
29歳以下	22 (1.9%)	38 (2.1%)	97 (1.7%)	157 (1.8%)
30～34歳	100 (8.6%)	143 (7.9%)	346 (6.2%)	589 (6.8%)
35～39歳	147 (12.7%)	237 (13.1%)	582 (10.4%)	966 (11.2%)
40～44歳	200 (17.2%)	292 (16.1%)	820 (14.6%)	1,312 (15.3%)
45～49歳	200 (17.2%)	296 (16.3%)	957 (17.0%)	1,453 (16.9%)
50～54歳	200 (17.2%)	345 (19.0%)	976 (17.4%)	1,521 (17.7%)
55～59歳	171 (14.7%)	263 (14.5%)	828 (14.7%)	1,262 (14.7%)
60～64歳	118 (10.2%)	171 (9.4%)	551 (9.8%)	840 (9.8%)
65歳以上	4 (0.3%)	31 (1.7%)	466 (8.3%)	501 (5.8%)
合計	1,162 (100.0%)	1,816 (100.0%)	5,623 (100.0%)	8,601 (100.0%)

教員を年齢別にみると、50歳代(32.4%)、40歳代(32.1%)、60歳以上(15.6%)、30歳代(18.1%)、20歳代(1.8%)の順で多く、昨年と比べ30代以下の割合が減り、高齢化の傾向にあった。設置主体別の比較では、40歳代と50歳代、60歳前半の割合に変化はなかった。しかし、私立大学では30歳代の割合が国立大学・公立大学と比べ低く、65歳以上の割合は依然として高い値となっていた。

表1-6.最上位取得学位名称別の教員数

(人)

学位名称	国立大学 (回答課程数=42)					公立大学 (回答課程数=49)				
	学士	修士	博士	学位なし	合計	学士	修士	博士	学位なし	合計
看護学	31	342	203		576	120	706	368		1,194
保健学	0	88	206		294	1	89	114		204
医学	0	4	140		144	0	4	88		92
教育学	0	12	4		16	1	42	12		55
学術	0	4	19		23	0	20	13		33
その他	4	48	46		98	15	121	76		212
合計	35	498	618	11	1,162	137	982	671	26	1,816

学位名称	私立大学 (回答課程数=177)					全体 (回答課程数=268)				
	学士	修士	博士	学位なし	合計	学士	修士	博士	学位なし	合計
看護学	290	2,067	748		3,105	441	3,115	1,319		4,875
保健学	2	289	254		545	3	466	574		1,043
医学	1	21	281		303	1	29	509		539
教育学	19	165	28		212	20	219	44		283
学術	2	127	74		203	2	151	106		259
その他	96	707	271		1,074	115	876	393		1,384
合計	410	3,376	1,656	181	5,623	582	4,856	2,945	218	8,601

教員の最終修得学位は、博士が2,945名(34.2%)、修士が4,856名(56.5%)、学士582名(6.8%)、学位なし218名(2.5%)で昨年度とほぼ同じであった。設置主体別で見ると、国立大学では博士が53.2%、修士が42.9%と、修士以上の学位修得者が全体の95%以上を占めた。また、公立大学では、博士が36.9%、修士が54.1%、私立大学では、博士が29.5%、修士が60.0%であった。学位の名称別で見ると、看護学が最も多く、それぞれに占める割合は、学士(75.8%)、修士(64.1%)、博士(44.8%)であった。博士の学位は、看護学に次いで保健学(19.5%)、医学(17.3%)の順であり、2015年から同様の結果であった。いずれの学位も持たない教員は、国立大学で0.9%、公立大学で1.4%、私立大学で3.2%であり、私立大学で多い傾向に変わりはない。

2.看護系大学院について

表2-1.大学院の有無

	n=回答課程数	ある	ない
国立大学	43 (100.0%)	42 (97.7%)	1 (2.3%)
公立大学	49 (100.0%)	46 (93.9%)	3 (6.1%)
私立大学	175 (100.0%)	85 (48.6%)	90 (51.4%)
全体	267 (100.0%)	173 (64.8%)	94 (35.2%)

表2-2.修士課程・博士前期課程

	n=回答課程数	完成年次を迎えている	完成年次を迎えていない
国立大学	42 (100.0%)	42 (100.0%)	0 (0.0%)
公立大学	46 (100.0%)	45 (97.8%)	1 (2.2%)
私立大学	85 (100.0%)	75 (88.2%)	10 (11.8%)
全体	173 (100.0%)	162 (93.6%)	11 (6.4%)

表2-3.博士課程・博士後期課程

	n=回答課程数	完成年次を迎えている	完成年次を迎えていない	開設していない
国立大学	42 (100.0%)	30 (71.4%)	0 (0.0%)	12 (28.6%)
公立大学	46 (100.0%)	25 (54.3%)	5 (10.9%)	16 (34.8%)
私立大学	84 (100.0%)	33 (39.3%)	8 (9.5%)	43 (51.2%)
全体	172 (100.0%)	88 (51.2%)	13 (7.6%)	71 (41.3%)

大学院を有する大学は、267校のうち173校(64.8%)であった。設置主体別で見ると、国立大学(97.7%)、公立大学(93.9%)、私立大学(48.6%)という割合であり、経年変化では私立大学で増加傾向にあった。修士課程・博士前期課程では、173校のうち、162校(93.6%)が修了生を出していた。本設問で回答のあった大学院を有する大学172校のうち、博士後期課程を有するのは101校(58.7%)であり、国立大学では30校(71.4%)、公立大学では30校(65.2%)、私立大学では41校(48.8%)であった。博士後期課程を有する大学101校のうち、88校(87.1%)が完成年度を迎えていた。

表2-4.開講状況

	n=回答課程数	平日昼間開講のみ	平日夜間・ 土日開講のみ	左記両方を開講
国立大学	41 (100.0%)	8 (19.5%)	1 (2.4%)	32 (78.0%)
公立大学	46 (100.0%)	5 (10.9%)	3 (6.5%)	38 (82.6%)
私立大学	85 (100.0%)	13 (15.3%)	10 (11.8%)	62 (72.9%)
全体	172 (100.0%)	26 (15.1%)	14 (8.1%)	132 (76.7%)

132校(76.7%)が大学院の授業を、「平日昼夜間および土日に開講」していた。
昨年までは、2013年(66.4%)、2014年(75.0%)、2015年(79.1%)、2016年(80.6%)と、社会人のための配慮が進むなか2017年には73.6%に減少していたが、2018年は社会人が学修しやすい環境を配慮した大学が増えていた。

表2-5.科目等履修制度の設置

	n=回答課程数	設置している	設置していない
国立大学	41 (100.0%)	37 (90.2%)	4 (9.8%)
公立大学	46 (100.0%)	36 (78.3%)	10 (21.7%)
私立大学	85 (100.0%)	65 (76.5%)	20 (23.5%)
全体	172 (100.0%)	138 (80.2%)	34 (19.8%)

大学院に科目等履修制度を有する大学は138校(80.2%)であり、昨年度とほぼ同様の割合であった。

表2-6.大学院に所属する全教員数

(人)

	国立大学(回答課程数=39)					
	看護教員		それ以外		合計	
	大学院専任		大学院専任		大学院専任	
教授	285	106	159	79	444	185
准教授	187	63	47	28	234	91
講師	120	58	17	10	137	68
助教	287	107	66	36	353	143
助手	6	1	0	0	6	1
その他	5	0	0	0	5	0
合計	890	335	289	153	1,179	488

	公立大学(回答課程数=43)					
	看護教員		それ以外		合計	
	大学院専任		大学院専任		大学院専任	
教授	387	38	182	13	569	51
准教授	280	24	93	1	373	25
講師	131	6	14	0	145	6
助教	51	19	3	3	54	22
助手	5	4	0	0	5	4
その他	0	0	0	0	0	0
合計	854	91	292	17	1,146	108

	私立大学(回答課程数=82)					
	看護教員		それ以外		合計	
	大学院専任		大学院専任		大学院専任	
教授	690	112	246	15	936	127
准教授	462	38	82	5	544	43
講師	239	3	34	1	273	4
助教	124	5	3	1	127	6
助手	16	0	0	0	16	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	1,531	158	365	22	1,896	180

	全体(回答課程数=164)					
	看護教員		それ以外		合計	
	大学院専任		大学院専任		大学院専任	
教授	1,362	256	587	107	1,949	363
准教授	929	125	222	34	1,151	159
講師	490	67	65	11	555	78
助教	462	131	72	40	534	171
助手	27	5	0	0	27	5
その他	5	0	0	0	5	0
合計	3,275	584	946	192	4,221	776

看護系大学院に所属する専任教員の2014年からの経年変化は、看護教員が2,148名→2,777名→2,988名→3,020名→3,275名、それ以外の教員が604名→822名→748名→787名→946名であり、それぞれの教員の増加が続いていた。看護教員を職位別にみると、教授(41.6%)、准教授(28.4%)、で全体の70.0%を占めているがその割合は減少傾向にあった。看護教員全数の設置主体別では、国立大学での助教(32.2%)の配置が、公立大学(6.0%)、私立大学(8.1%)に比べて多く、全て増加傾向にあった。また、その他の教員では、特に国立大学の助教の割合が高かった。1校あたりの平均教員数は、看護教員が20.0名、それ以外の教員が5.8名と増加していた。看護教員数を設置主体別でみると、国立大学(22.8名)、公立大学(19.9名)、私立大学(18.7名)の順であり国立大学と私立大学で増加傾向にあった。

3.看護系大学学部・学科、大学院の学生情報について

表3-1.在学学生数

(人)

	男			女			合計		
	合計		平均 学生数	合計		平均 学生数	合計		平均 学生数
	回答 課程数	学生数		回答 課程数	学生数		回答 課程数	学生数	
学部生	266	9,384	35.3	266	83,168	312.7	266	92,552	347.9
上記のうち編入学生	54	69	1.3	54	515	9.5	54	584	10.8
修士課程/博士前期課程院生	171	824	4.8	171	3,471	20.3	171	4,295	25.1
博士後期課程院生	97	365	3.8	97	1,682	17.3	97	2,047	21.1

2018年度(2018年5月末日時点)で完成年次を迎えている学部・学科および大学院の在学学生数は表3-1のとおりである。編入学生を含む学部生は、昨年87,678名→92,552名(男性9,515名→9,384名、女性78,163名→83,168名)であり、平均すると1校あたり339.8名→347.9名であった。男性学生は、全体の10.9%→10.1%と、例年より減少していた。編入学生数は、676名→584名(男性92名→69名、女性584名→515名)であり、経年変化では男性で横ばいが続いていたが今年は激減した。また、女性は2014年から顕著に減少(842名→704名→641名→584名→515名)し続けている。大学院では、修士課程/博士前期課程には4,201名→4,295名(男性817名:19.4%→824名:19.2%、女性3,384名:80.6%→3,471名:80.8%)が在籍しており、1校当たりの平均数は26.9名→25.1名であった。また、博士後期課程では、1,805名→2,047名(男性292名:16.2%→365名:17.8%、女性1,513名:83.8%→1,682名:82.2%)が在籍しており、1校あたりの平均数は20.5名→21.1名であった。1校では、修士課程/博士前期課程の人数は減少傾向にあったが、博士後期課程は増加しており、博士後期課程では男性学生の割合が高くなっていった。

表3-2.国立大学の在学学生数

(人)

	男			女			合計		
	合計		平均 学生数	合計		平均 学生数	合計		平均 学生数
	回答 課程数	学生数		回答 課程数	学生数		回答 課程数	学生数	
学部生	43	1,001	23.3	43	11,493	267.3	43	12,494	290.6
上記のうち編入学生	20	26	1.3	20	193	9.7	20	219	11.0
修士課程/博士前期課程院生	40	315	7.9	40	1,097	27.4	40	1,412	35.3
博士後期課程院生	29	240	8.3	29	834	28.8	29	1,074	37.0

国立大学の在学学生数は、学部生では、2017年度12,895名→2018年度12,494名(男性1,156名→1,001名、女性11,739名→11,493名)で、平均すると1校あたり299.9名→290.6名であった。学部生における男性が占める割合は9.0%→8.0%であり、大学全体の割合(10.1%)より低かった。編入学生は、275名→219名(男性36名→26名、女性239名→193名)であり、男性学生が初めて減少した。全体では2014年度から427名→2015年度380名→2016年度326名→2017年度275名→2018年度219名へと顕著な減少傾向にあった。大学院では、修士課程/博士前期課程に1,569名→1,412名(男性339名→315名、女性1,230名→1,097名)が在籍し、1校あたり36.5名→35.3名であり、昨年より減少しているものの大学全体における1校あたりの数(25.1名)を上回った。博士後期課程には980名→1,074名(男性203名→240名、女性777名→834名)が在籍し、1校あたり32.7名→37.0名と大学全体(21.1名)を大きく上回った。また、大学院生に占める男性の割合は、修士課程/博士前期課程で21.6%→22.3%、博士後期課程で20.7%→22.3%と、いずれも国立大学が最も高く、増加傾向であった。

表3-3.公立大学の在学学生数

(人)

	男			女			合計		
	合計		平均 学生数	合計		平均 学生数	合計		平均 学生数
	回答 課程数	学生数		回答 課程数	学生数		回答 課程数	学生数	
学部生	49	1,294	26.4	49	15,671	319.8	49	16,965	346.2
上記のうち編入学生	15	21	1.4	15	160	10.7	15	181	12.1
修士課程/博士前期課程院生	46	207	4.5	46	993	21.6	46	1,200	26.1
博士後期課程院生	30	66	2.2	30	338	11.3	30	404	13.5

公立大学の在学学生数は、学部生では、16,265名→16,965名(男性1,405名→1,294名、女性14,860名→15,671名)で、1校あたりの平均は346.1名→346.2名で昨年と比べ大差は無かった。学部生における男性が占める割合は8.6%→7.6%と減少しており、大学全体(10.1%)と比べ低かった。編入学生全体は、2014年度298名→2015年度239名→2016年度218名→2017年度206名→2018年度181名であり、男性は22名→21名と大きな変化はないが、女性が184名→160名と減少傾向が続いている。大学全体では男性学生も減っていたが、公立大学においては例年と同様に男性学生は変わらず、全体及び女性の割合が減少傾向にあった。大学院生については、修士/博士前期課程に1,108名→1,200名(男性188名→207名、女性920名→993名)が在籍し、1校あたり25.8名→26.1名と増加傾向にあり、大学全体の数(25.1名)を上回った。博士後期課程は、382名→404名(男性52名→66名、女性330名→338名)が在籍し総数は増えたものの、1校あたり13.6名→13.5名と大学全体(21.1名)を下回っていた。

表3-4.私立大学の在学学生数

(人)

	男			女			合計		
	合計		平均 学生数	合計		平均 学生数	合計		平均 学生数
	回答 課程数	学生数		回答 課程数	学生数		回答 課程数	学生数	
学部生	174	7,089	40.7	174	56,004	321.9	174	63,093	362.6
上記のうち編入学生	19	22	1.2	19	162	8.5	19	184	9.7
修士課程/博士前期課程院生	85	302	3.6	85	1,381	16.2	85	1,683	19.8
博士後期課程院生	38	59	1.6	38	510	13.4	38	569	15.0

私立大学の在学学生数は、学部生では、2014年度44,457名→2015年度49,422名→2016年度54,591名→2017年度58,518名→2018年度63,093名と男女ともに、私立大学数の増加に伴い増加傾向が続いていた。2017年度までは平均すると1校あたり348.3名と大きな変化はなかったが、2018年度は362.6名と増加していた。学部生における男性が占める割合は11.9%→11.2%であり、減少しているものの大学全体(10.1%)より多い割合であった。編入学生は、回答のあった課程数が23校→19校に減っており1校あたりの人数は8.5名→9.7名に増えていた。また、2017年度までは編入生の人数に経年変化で大きな違いは見られなかったが、2018年度では195名→184名(男性34名→22名、女性161名→162名)と、男性の数が減少していた。大学院生の修士課程/博士前期課程では1,524名→1,683名(男性290名→302名、女性1,234名→1,381名)が在籍し総数は増加しているものの、1校あたりの人数では21.8名→19.8名と減少傾向にあり大学全体(25.1名)を下回った。博士後期課程には443名→569名(男性37名→59名、女性406名→510名)が在籍し総数は増加しているが、1校あたり14.8名→15.0名と割合は横ばいであり、大学全体の平均(21.1名)を下回った。

表3-5.学部・学科での教員一人あたり平均学生数

(人)

	国立			公立			私立			全体		
	教員数	学生数	平均学生数	教員数	学生数	平均学生数	教員数	学生数	平均学生数	教員数	学生数	平均学生数
教授	315	12,494	39.7	443	16,965	38.3	1,414	63,093	44.6	2,172	92,552	42.6
准教授	213		58.7	374		45.4	1,006		62.7	1,593		58.1
講師	146		85.6	347		48.9	1,260		50.1	1,753		52.8
助教	460		27.2	517		32.8	1,367		46.2	2,344		39.5
助手	23		543.2	121		140.2	572		110.3	716		129.3
その他	5		2,498.8	14		1,211.8	4		15,773.3	23		4,024.0
合計	1,162		10.8	1,816		9.3	5,623		11.2	8,601		10.8

学部・学科における教員一人当たりの平均学生数は、全体では、2016年度9.2人→2017年度10.6名→2018年度10.8名で、増加傾向にあった。設置主体別でみると、国立大学では10.8名、公立大学では9.3名、私立大学は11.2名で、公立大学が最も少なかった。

表3-6.修士・博士前期課程での教員一人あたり平均学生数

(人)

	国立			公立			私立			全体		
	教員数	学生数	平均学生数	教員数	学生数	平均学生数	教員数	学生数	平均学生数	教員数	学生数	平均学生数
教授	285	1,412	5.0	387	1,200	3.1	690	1,683	2.4	1,362	4,295	3.2
准教授	187		7.6	280		4.3	462		3.6	929		4.6
講師	120		11.8	131		9.2	239		7.0	490		8.8
助教	287		4.9	51		23.5	124		13.6	462		9.3
助手	6		235.3	5		240.0	16		105.2	27		159.1
その他	5		282.4	0		0.0	0		0.0	5		859.0
合計	890		1.6	854		1.4	1,531		1.1	3,275		1.3

大学院修士・博士前期課程における教員一人当たりの平均学生数は、全体では、教授が3.2名、准教授が4.6名であった。設置主体別でみると、教授では、国立大学で5.4名→5.0名、公立大学で2.9名→3.1名、私立大学で2.4名→2.4名であった。また、准教授では、国立大学で8.0名→7.6名、公立大学3.7名→4.3名、私立大学で3.5名→3.6名であった。教授・准教授一人あたりの学生数の割合は、国立大学で高いもののやや減少しており、公立大学では増加傾向、私立大学では低いまま変化がみられなかった。

表3-7.博士後期課程での教員一人あたり平均学生数

(人)

	国立			公立			私立			全体		
	教員数	学生数	平均学生数	教員数	学生数	平均学生数	教員数	学生数	平均学生数	教員数	学生数	平均学生数
教授	285	1,074	3.8	387	404	1.0	690	569	0.8	1,362	2,047	1.5
准教授	187		5.7	280		1.4	462		1.2	929		2.2
講師	120		9.0	131		3.1	239		2.4	490		4.2
助教	287		3.7	51		7.9	124		4.6	462		4.4
助手	6		179.0	5		80.8	16		35.6	27		75.8
その他	5		214.8	0		0.0	0		0.0	5		409.4
合計	890		1.2	854		0.5	1,531		0.4	3,275		0.6

大学院博士後期課程における教員一人当たりの平均学生数は、全体では、教授は1.4名→1.5名、准教授は1.9名→2.2名であった。設置主体別でみると、教授では、国立大学で3.4名→3.8名、公立大学で1.0名→1.0名、私立大学で0.7名→0.8名であった。また、准教授では、国立大学で5.0→5.7名、公立大学で1.3名→1.4名、私立大学で1.0名→1.2名であった。教授と准教授を合わせた教員一人あたりの院生数では、国立大学が顕著に多い結果となった。また、講師では、国立大学8.4名→9.0名、公立大学2.7名→3.1名、私立大学2.6名→2.4名であり、助教では、国立大学で4.5名→3.7名、公立大学で8.0名→7.9名、私立大学で6.2名→4.6名であった。講師では国立大学が多く、助教では公立大学の一人あたり平均学生数が顕著に多い結果となった。

4.看護系大学学部・学科、大学院の入学状況

表4-1.学部・学科、大学院の入学状況

(人)

	全 体								
	定員数		男		女		合計		
	合計	平均	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	倍率
学部・学科生 (回答課程数=268)	24,103	89.9	13,732	2,469	127,983	22,249	141,715	24,718	5.7
修士／博士前期課程 (回答課程数=171)	2,470	14.4	361	298	1,773	1,363	2,134	1,661	1.3
博士後期課程 (回答課程数=97)	591	6.1	128	112	447	354	575	466	1.2

倍率は志願者数を入学者数で除した数値である。学部・学科の入学志願者数は延べ41,715名であり、入学者数24,718名に対する実質倍率は5.7倍であった。入学者数は、定員数の合計24,103名を615名上回り、前年と同値の1.03倍であった。性別で見ると、男性の志願者数13,732名に対して2,469名が入学しており、実質倍率は前年の6.0倍と比較するとやや低値の5.6倍であった。一方、女性では志願者数は127,983名、入学者は22,249名、実質倍率は前年の5.80倍と同値であった。

大学院修士課程の志願者数は2,134名であり、入学者数1,661名に対する実質倍率は1.3倍であったが、入学者数は定員数を大きく下回り、充足率は前年度の72.6%に対して67.2%であった。博士後期課程では、志願者数は575名であり実質倍率は1.2倍と前年と同値であった。入学者数は466名であり、定員数591名に対する充足率は78.8%であり、前年の74.4%を上まわった。

表4-2.国立大学・大学院の入学状況

(人)

	国立大学								
	定員数		男		女		合計		
	合計	平均	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	倍率
学部・学科生 (回答課程数=43)	3,325	77.3	835	314	11,326	2,652	12,161	2,966	4.1
修士／博士前期課程 (回答課程数=40)	878	22.0	112	106	477	373	589	479	1.2
博士後期課程 (回答課程数=29)	263	9.1	66	63	181	142	247	205	1.2

国立大学における学部・学科の入学志願者数は、延べ12,161名であり、入学者数2,966名に対する実質倍率は4.1倍であり昨年度の倍率4.2倍とほぼ同様であった。入学者数は、定員数を359名下回った。性別で見ると、男性の志願者数835名に対して、314名が入学しており、実質倍率は2014年から6.1倍→3.9倍→5.6倍→2.7倍という変化が見られた。女性では志願者数11,326名に対して入学者は2,652名であり、実質倍率は2015年からの変化では4.3倍→3.4倍→4.1倍→4.3倍であった。

大学院修士課程の志願者数は589名であり、入学者数に対する実質倍率は1.2倍であった。入学者数は479名であり、定員数878名を399名下回り、充足率は54.6%と、前年の64.7%をさらに下回る結果となった。博士後期課程では、志願者数は247名で実質倍率は1.2倍であった。入学者数は205名であり、定員数263名の77.9%と、前年の74.3%の充足率とほぼ同値であった。

表4-3. 公立大学・大学院の入学状況

(人)

	公立大学								
	定員数		男		女		合計		
	合計	平均	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	倍率
学部・学科生 (回答課程数=49)	4,169	85.1	1,421	282	15,570	3,977	16,991	4,259	4.0
修士／博士前期課程 (回答課程数=46)	566	12.3	114	84	555	395	669	479	1.4
博士後期課程 (回答課程数=30)	105	3.5	31	26	100	70	131	96	1.4

公立大学における学部・学科の入学志願者数は、延べ16,991名であり、入学者数4,259名に対する実質倍率は4.0倍であった。入学者数は、2016年度が272名、2017年は40名、今回は90名上まわった。性別で見ると、男性の志願者数1,421名に対して、282名の入学、実質倍率は5.0倍であった。女性では志願者数15,570名に対して入学者は3,977名であり、実質倍率は3.9倍となった。

大学院修士課程の志願者数は669名であり、入学者数に対する実質倍率は1.4倍であった。入学者数は479名であり、定員数566名を87名下回り、充足率84.6%であった。博士後期課程では、志願者数は131名であり実質倍率は1.4倍、入学者数は96名であり、定員数105名の91.4%の充足率であった。

表4-4. 私立大学・大学院の入学状況

(人)

	私立大学								
	定員数		男		女		合計		
	合計	平均	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	倍率
学部・学科生 (回答課程数=176)	16,609	94.4	11,476	1,873	101,087	15,620	112,563	17,493	6.4
修士／博士前期課程 (回答課程数=85)	1,026	12.1	135	108	741	595	876	703	1.2
博士後期課程 (回答課程数=38)	223	5.9	31	23	166	142	197	165	1.2

私立大学における学部・学科の入学志願者数は、延べ112,563名であり、入学者数17,493名に対する実質倍率は6.4倍であった。入学者数は定員を上回る傾向が続いている。性別で見ると、男性の志願者数11,476名に対して、1,873名が入学しており、実質倍率は6.1倍であった。一方、女性では志願者数101,087名に対して入学者は15,620名であり、実質倍率は6.5倍と、男女共に前年と同様の値であった。

大学院修士課程の志願者数は876名であり、入学者数に対する実質倍率は1.2倍であった。入学者数は703名で、定員数1,026名を323名と、前年の253名と比較して上まわったが、前年の充足率74.2%よりも低く、68.5%であった。博士後期課程では、志願者数は197名であり実質倍率は1.2倍であった。入学者数は165名であり、定員数223名の74.0%の充足率で、前年の64.9%を上回った。

5.看護系大学・大学院の卒業生・修了生の状況

表5-1.卒業生および修了生の人数

(人)

	国立大学	公立大学	私立大学	全体
	(回答課程数=43)	(回答課程数=48)	(回答課程数=150)	(回答課程数=241)
学部卒業生	3,093	3,916	13,697	20,706
上記のうち編入学生	109	84	96	289
専攻科修了生	0	115	176	291
修士課程修了生	524	428	603	1,555
研究コース	322	218	325	865
専門看護師課程(CNS)	43	93	73	209
ナースプラクティショナー課程	2	6	4	12
保健師コース	64	19	63	146
助産師コース	72	42	97	211
養護教諭専修コース	0	0	7	7
上記以外のコース	0	10	40	50
博士後期課程修了生	112	50	63	225
論文博士号取得者	16	2	6	24

看護系大学における卒業生・修了生の数は、学部・学科が20,706名(うち編入学生289名)、大学院修士課程が1,555名(うち専門看護師課程209名)であった。博士後期課程は225名と前年度と比較して16名上昇した。論文博士号取得は24名で前年の25名とほぼ同数であった。学部・学科における編入学生の割合は、2015年2.4%→2016年1.9%→2017年1.7%、今回は1.4%とさらに減少した。

表5-2.卒業・修了時における、取得・既取得免許別人数

(人)

	国立大学				公立大学			
	(回答課程数=42)				(回答課程数=48)			
	学部卒業生		専攻科 修了	修士課程 修了	学部卒業生		専攻科 修了	修士課程 修了
編入学生		編入学生						
看護師	2,876	71	/	169	3,745	61	/	275
保健師	1,217	65	/	74	1,603	60	/	88
助産師	152	3	0	83	164	7	120	58
養護教諭Ⅰ種	75	11	/	/	152	0	/	/

	私立大学				全体			
	(回答課程数=150)				(回答課程数=240)			
	学部卒業生		専攻科 修了	修士課程 修了	学部卒業生		専攻科 修了	修士課程 修了
編入学生		編入学生						
看護師	13,183	73	/	373	19,804	205	/	817
保健師	2,759	28	/	113	5,579	153	/	275
助産師	227	0	0	112	543	10	296	253
養護教諭Ⅰ種	497	2	/	/	724	13	/	/

卒業・修了時の取得免許・既取得免許については、学部・学科卒業生では、看護師免許が19,804名(うち編入学生205名:1.0%)、保健師が5,579名(うち編入学生153名:2.7%)、助産師が543名(うち編入学生10名:1.8%)、養護教諭Ⅰ種が724名(うち編入学生13名:1.8%)であり、編入生は助産師と養護教諭Ⅰ種をほとんど取得していなかった。

また、保健師免許取得者は、2015年度の6,280名から5,579名と年々減少傾向が続いている。

6.看護系大学・大学院の卒業生・修了生の就職・進学状況

表6.卒業生、修了生の就職・進学状況

(人)

	学部卒業生	修士修了生		博士後期課程 修了生	
		修士課程	うち専門 看護師課程		
就職者 内訳	病院・診療所	17,875 (87.1%)	895 (58.1%)	128 (81.0%)	34 (15.0%)
	介護・福祉施設関係	30 (0.1%)	19 (1.2%)	1 (0.6%)	2 (0.9%)
	訪問看護ステーション	20 (0.1%)	28 (1.8%)	4 (2.5%)	1 (0.4%)
	保健所・市町村・検診センター	774 (3.8%)	64 (4.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	企業	103 (0.5%)	17 (1.1%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)
	学校(教諭として)	183 (0.9%)	57 (3.7%)	1 (0.6%)	41 (18.1%)
	大学・短大・研究機関等	95 (0.5%)	177 (11.5%)	10 (6.3%)	134 (59.0%)
	専修・各種学校	3 (0.0%)	31 (2.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	その他(行政職を含む)	105 (0.5%)	49 (3.2%)	1 (0.6%)	6 (2.6%)
進学者 内訳	国内の大学院(看護系)	285 (1.4%)	91 (5.9%)	6 (3.8%)	0 (0.0%)
	国内の大学院(看護系以外)	26 (0.1%)	9 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	助産師課程(専攻科、別科、専修学校等)	423 (2.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	保健師課程(専攻科、専修学校等)	42 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	国内の他学部	32 (0.2%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	海外留学	12 (0.1%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	その他	85 (0.4%)	2 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	421 (2.1%)	100 (6.5%)	7 (4.4%)	8 (3.5%)	
合計	20,514 (100.0%)	1,541 (100.0%)	158 (100.0%)	227 (100.0%)	

看護系学部・学科における学生20,514名の卒業時の進路は、就職が93.5%、進学が4.4%、いずれにも該当しない者が2.1%であった。就職先は、病院・診療所が17,875名(87.1%)と大半を占め、次いで保健所・市町村・検診センターが774名(3.8%)であった。進路先では、助産師課程が423名(2.1%)と最も多く、次いで看護系大学院が285名(1.4%)であった。

修士課程・博士前期課程の修了生1,541名では、全体の58.1%(895名)が病院・診療所に、11.5%(177名)が大学・短大・研究機関等に就職していた。修了生における専門看護師課程の割合で見ると、病院・診療所への就職が81.0%(128名)、大学・短大・研究機関等が6.3%(10名)、訪問看護ステーションが2.5%(4名)であった。

博士後期課程の修了生227名では、大学・短大・研究機関等が134名(59.0%)であり、次いで、病院・診療所への就職が34名(15.0%)、学校が41名(18.1%)と、前年度までと大きな変化は見られなかった。

ちなみに訪問看護ステーションへの就職数は多くないが、病院・診療所付属の訪問看護ステーションの場合、病院・診療所に分類されている可能性がある。

7.教員の研究活動および社会貢献について

表7-1.研究費の取得状況

		新規件数(研究代表者) ※分担者を含まない					継続件数		研究費合計金額
		申請件数		採択件数		採択率	〔件〕	課程数	〔千円〕
		〔件〕	課程数	〔件〕	課程数	〔%〕			
文部科学省科学研究費補助金	基盤研究(S)	4	4	0	0	0.0	0	0	0
	基盤研究(A)	20	15	6	4	30.0	16	12	192,580
	基盤研究(B)	203	99	57	38	28.1	173	85	727,721
	基盤研究(C)	2,101	242	592	202	28.2	1,370	239	2,194,073
	挑戦的萌芽研究	/	/	/	/	/	115	75	86,771
	挑戦的研究(開拓)	16	15	1	1	6.3	5	1	9,120
	挑戦的研究(萌芽)	409	155	24	14	5.9	68	52	136,230
	若手研究	747	205	245	124	32.8	344	137	578,183
	特別推進研究	0	0	0	0	0.0	0	0	0
	新学術領域研究	18	10	1	1	5.6	0	0	4,940
	その他	60	27	17	14	28.3	87	40	104,947
小計	3,578	772	943	398	26.4	2,178	641	4,034,564	
厚生労働科学研究費補助金	17	14	19	14	111.8	12	10	201,198	
財団等の研究助成による研究	203	49	182	55	89.7	41	23	163,309	
企業等による教育研究奨励費	38	6	64	12	168.4	17	5	57,062	
企業等による受託研究費	32	19	49	32	153.1	33	19	186,221	
日本医療研究開発機構による研究費	18	9	15	10	83.3	21	8	466,278	
その他	70	16	99	24	141.4	45	13	202,282	
小計	378	113	428	147	113.2	169	78	1,276,351	
合計	3,956	885	1,371	545	34.7	2,347	719	5,310,915	

看護系大学、学科、大学院に所属する教員(医療系の資格を持たない者も含む)の科学研究費補助金の新規申請数(研究代表者のみ)は、延べ3,578件であり、去年度(3,565件)に比して微増した。基盤研究(C)が2,101件(昨年度:2,008件)と最も多く、次いで、若手研究が747件(昨年度:609件)、挑戦的研究(萌芽)が409件(昨年度:603件)、基盤研究(B)が203件(昨年度:215件)であった。科研費の採択率は26.4%(昨年度:25.9%)で、昨年より改善したが、一昨年の26.6%には若干及ばない。研究種目別では、基盤研究(C)が28.2%(昨年度:30.6%)、若手研究が32.8%(昨年度:29.9%)と高く、一方基盤研究(B)が28.1%(昨年度:28.8%)、挑戦的研究(萌芽)が5.9%(昨年度:18.6%)だった。

企業やその他の研究費については、採択率が100%を超えているものがある。これは、公募の有無や申請時期と採択時期の関係により、データ上採択率が100%を超えた研究費があることが推測される。

表7-2.設置主体別の研究費取得状況

	国立大学			公立大学			私立大学			
	申請 件数	採択 件数	採択率	申請 件数	採択 件数	採択率	申請 件数	採択 件数	採択率	
文部科学省科学研究費補助金	基盤研究(S)	2	0	0.0	0	0	0.0	2	0	0.0
	基盤研究(A)	12	4	33.3	5	0	0.0	3	2	66.7
	基盤研究(B)	77	27	35.1	62	17	27.4	64	13	20.3
	基盤研究(C)	456	153	33.6	548	181	33.0	1,097	258	23.5
	挑戦的萌芽研究	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	挑戦的研究(開拓)	7	1	14.3	0	0	0.0	9	0	0.0
	挑戦的研究(萌芽)	115	5	4.3	101	12	11.9	193	7	3.6
	若手研究	162	64	39.5	208	64	30.8	377	117	31.0
	特別推進研究	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	新学術領域研究	13	1	7.7	1	0	0.0	4	0	0.0
その他	20	5	25.0	9	4	44.4	31	8	25.8	
小計	864	260	30.1	934	278	29.8	1,780	405	22.8	
厚生労働科学研究費補助金	8	4	50.0	2	2	100.0	7	13	185.7	
財団等の研究助成による研究	135	116	85.9	27	27	100.0	41	39	95.1	
企業等による教育研究奨励費	38	51	134.2	0	2	0.0	0	11	0.0	
企業等による受託研究費	19	25	131.6	6	10	166.7	7	14	200.0	
日本医療研究開発機構による研究費	13	9	69.2	0	0	0.0	5	6	120.0	
その他	42	69	164.3	17	20	117.6	11	10	90.9	
小計	255	274	107.5	52	61	117.3	71	93	131.0	
合計	1,119	534	47.7	986	339	34.4	1,851	498	26.9	

設置主体別の研究費取得状況を採択率で見ると、公立大学では、基盤研究(C)の採択率もっとも高いことに対して、国立大学では若手研究、私立大学では基盤研究(A)の採択率が最も高かった。全体の採択率は、国立大学・公立大学と私立大学に開きがあり、後者のそれが低い。

企業やその他の研究費については、採択率が100%を超えているものがある。これは、公募の有無や申請時期と採択時期の関係により、データ上採択率が100%を超えた研究費があることが推測される。

表7-3.公開講座について

	国立大学		公立大学		私立大学		全 体	
	実施校	講座件数	実施校	講座件数	実施校	講座件数	実施校	講座件数
一般市民	28	160	41	345	113	406	182	911
看護職者	28	222	34	721	68	290	130	1,233
その他	11	51	14	120	28	107	53	278
合 計	67	433	89	1,186	209	803	365	2,422

全部で2,422件の公開講座が開催された。内容に関しては次項より解説する。

※テーマの具体例については本会ホームページの『事業活動・報告書』または下記のURLを参照
<http://www.janpu.or.jp/file/2018SurveyComments.pdf>

A.一般市民向け公開講座のテーマ

一般市民向けの講座の内容の傾向は例年と同様で、上位頻出語ベスト3は、「健康」(140件)、「予防」(68件)、「認知」(56件)であった。※なお頻出語に関しては類似語クエリを利用して分析した。

B.看護職者等の専門職向け講座のテーマ

看護職員向けのテーマは昨年と同様に一般向け公開講座にはみられなかった「研究」(105件)が、最頻出テーマとして登場している。具体的なテーマを見ると、看護研究の進め方に関する講座が圧倒的に多く、看護研究に対する変わらぬ関心の高さとニーズが伺える。また一般向け講座で頻出していた認知症に関するテーマは昨年の25件から増加し41件となり、がんに関する講座は昨年(47件)とほぼ同数の46件の開催となった。

C.その他の講座のテーマ

その他の講座に関する頻出テーマは昨年同様に健康(27件)であり、その後、家族(16件)、子ども(15件)、高校生(11件)と続く。昨年2位であった地域(10件)はこの後に続く形となり、関心の移行が見られる。

8.FD・SDの状況について

表8.FD・SDの開催状況

		国立大学		公立大学		私立大学		全体	
		実施校	開催件数	実施校	開催件数	実施校	開催件数	実施校	開催件数
全学主催	FD	34	377	36	137	142	590	212	1,104
	SD	20	115	27	80	118	460	165	655
看護系 主催	FD	35	126	44	186	132	505	211	817
	SD	3	14	9	15	28	75	40	104

FD事業は1,104件開催されており、昨年度実績より約70件の増加を見せている。看護系が主催したFD事業も同様に約100件の増加となった。SDも同様であり、昨年度実績よりいずれも増加傾向を見せている。

※テーマの具体例については本会ホームページの『事業活動・報告書』または下記のURLを参照
<http://www.janpu.or.jp/file/2018SurveyComments.pdf>

A.全学主催のFDのテーマ

全学主催のFDのテーマとして頻出する語のベスト3は、教育(119件)、授業(113件)、学生(92件)であり、昨年と同様であった。一昨年から上位にできるようになった「アクティブラーニング」は全部で29件あり、依然として関心の高さをうかがわせる。

B.全学主催のSDのテーマ

全学主催のSDは655件となり、前年度552件から大幅な増加が見られる。テーマとして頻出する語のベスト3は職員(71件)、ハラスメント(47件)、教育(53件)である。SDに特徴的なテーマとして、「評価」(26件)、「改革」(23件)、「防止」(25件)があり、昨年27件あった「管理」はキーワードから消えた。

C.看護系学部・学科、大学院主催のFDのテーマ

看護系学部等主催のFDは、昨年より134件の増加である。教育、研究が上位に来るのは昨年も同様であったが、全学主催のFDとは異なり「実習」(57件)が昨年同様4位にランクインしている。これは看護学の特徴を反映したものであろう。

D.看護系学部・学科、大学院主催のSDのテーマ

看護系学部等主催のSDは104件となり昨年から変わっていない。これまでになかったハラスメントをテーマにしたSDが10件開催されており、学生に関するものが10件あった。それ以外のテーマはばらけており、新たなテーマとして情報セキュリティに関するSDが3件開催されていた。

9. 教員および学生の評価について

表9-1. 教員の自己評価・他者評価の実施状況

	実施している	実施していない	検討中	合計
国立大学	40 (93.0%)	2 (4.7%)	1 (2.3%)	43 (100.0%)
公立大学	46 (93.9%)	3 (6.1%)	0 (0.0%)	49 (100.0%)
私立大学	128 (72.7%)	29 (16.5%)	19 (10.8%)	176 (100.0%)
全体	214 (79.9%)	34 (12.7%)	20 (7.5%)	268 (100.0%)

教員の自己評価・他者評価を「実施している」と回答したのは214校(79.9%)、「検討中」は20校(7.5%)であり、実施率は前年度(82.5%)よりも減少した。設置主体別では、公立(93.9%)、国立(93.0%)、私立(72.7%)の順に高く、昨年度よりもそれぞれ2～5ポイントの減少となった。

表9-2. 学生の授業評価の実施状況

	実施している	実施していない	検討中	合計
国立大学	40 (93.0%)	2 (4.7%)	1 (2.3%)	43 (100.0%)
公立大学	49 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	49 (100.0%)
私立大学	177 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	177 (100.0%)
全体	266 (98.9%)	2 (0.7%)	1 (0.4%)	269 (100.0%)

学生の授業評価を実施していない大学は、国立の3校(全体の1.1%)のみであり、そのうちの1校が「検討中」という回答であった。

表9-3. GPAの導入状況

	導入している	導入していない	検討中	合計
国立大学	37 (86.0%)	6 (14.0%)	0 (0.0%)	43 (100.0%)
公立大学	38 (77.6%)	7 (14.3%)	4 (8.2%)	49 (100.0%)
私立大学	169 (95.5%)	2 (1.1%)	6 (3.4%)	177 (100.0%)
全体	244 (90.7%)	15 (5.6%)	10 (3.7%)	269 (100.0%)

GPAの導入状況は、全体で244校(90.7%)と、前年度から2ポイント増加し、本調査を開始した2013年度(57.9%)からは33ポイントの増となった。設置主体別では、私立(95.5%)、国立(86.0%)、公立(77.6%)の順に高く、私立は4.5ポイントの増加、公立は3.3ポイントの減少、国立はほぼ同様であった。

表9-4. GPA制度の活用について〔複数回答〕

	回答課程数	進級判定	奨学金の選考	学修支援	履修指導	大学院進学	就職指導	その他
国立大学	36	4 11.1%	20 55.6%	12 33.3%	11 30.6%	1 2.8%	1 2.8%	15 41.7%
公立大学	39	6 15.4%	23 59.0%	21 53.8%	20 51.3%	3 7.7%	0 0.0%	13 33.3%
私立大学	167	29 17.4%	103 61.7%	132 79.0%	105 62.9%	7 4.2%	16 9.6%	53 31.7%
全体	242	39 16.1%	146 60.3%	165 68.2%	136 56.2%	11 4.5%	17 7.0%	81 33.5%

GPAの活用として、学修支援165校(68.2%)、奨学金の選考146校(60.3%)、履修指導136校(56.2%)、進級判定39校(16.1%)の順に多く、設置主体ではいずれも私立で活用率が高かった。その他の内訳としては、授業料免除の選考、保健師や助産師課程の選抜、学内表彰や成績優秀者の選考、海外研修の参加資格等が主な内容であった。

表9-5.CAPの導入状況

	導入している	導入していない	検討中	合計
国立大学	13 (31.0%)	28 (66.7%)	1 (2.4%)	42 (100.0%)
公立大学	27 (56.3%)	19 (39.6%)	2 (4.2%)	48 (100.0%)
私立大学	134 (76.1%)	35 (19.9%)	7 (4.0%)	176 (100.0%)
全体	174 (65.4%)	82 (30.8%)	10 (3.8%)	266 (100.0%)

CAP(履修単位の上限設定)を導入している大学は全体で174校(65.4%)であり、設置主体別では、私立(76.1%)が最も高く、次いで公立(56.3%)、国立(31.0%)の順であった。検討中の大学は10校(3.8%)であった。

10.看護関連の附属施設について

表10-1.看護関連の研修事業の有無【複数回答】

	n=回答課程数	認定看護師教育課程	認定看護管理者教育課程	実習指導者講習会	看護教員養成課程	その他	研修事業がない
国立大学	42	1 2.4%	0 0.0%	5 11.9%	1 2.4%	11 26.2%	26 61.9%
公立大学	46	11 23.9%	6 13.0%	7 15.2%	4 8.7%	16 34.8%	15 32.6%
私立大学	171	22 12.9%	11 6.4%	23 13.5%	4 2.3%	19 11.1%	116 67.8%
全体	259	34 13.1%	17 6.6%	35 13.5%	9 3.5%	46 17.8%	157 60.6%

研修事業を実施している大学は、前年度比1.1ポイント増の39.4%であり、設置主体では昨年度と同様に公立(67.4%)が最も高い割合であった。公立大学の事業内容をみると、割合の高いものから順に、認定看護師教育課程(23.9%)、実習指導者講習会(15.2%)、認定看護管理者教育課程(13.0%)、看護教員養成課程(8.7%)であった。また、その他と回答した46校(17.8%)の内訳では、看護師特定行為研修が10校と最も多く、看護実践センターとしての位置づけも確認された。

表10-2.看護関連の附属施設・研究機関の有無

	ある	ない	合計
国立大学	13 (30.2%)	30 (69.8%)	43 (100.0%)
公立大学	29 (60.4%)	19 (39.6%)	48 (100.0%)
私立大学	42 (24.0%)	133 (76.0%)	175 (100.0%)
全体	84 (31.6%)	182 (68.4%)	266 (100.0%)

全体の約31.6%が附属施設・研究機関を有しており、その割合は、公立(60.4%)、国立(30.2%)、私立(24.0%)の順に高かった。全体として、前年度よりも0.4～3.1ポイントの減少がみられた。

表10-3. 附属施設・組織構成について (人)

	専任者	兼任者	合計
教員	243	634	877
研究員	6	32	38
職員	69	96	165
その他	19	21	40
全体	337	783	1,120

附属施設・研究機関の構成員のうち、専任者は全体の約30.1%であった。とくに、研究員は全構成員の3.4%と少数であり、その中でも専任者は6名(1.8%)のみであった。また、教員の70.0%が兼任となっており、前年度と同様に附属施設・研究機関の人員が未充足な状態は続いており、教育・研究・社会貢献に繋がる事業運営に向けた改善が必要である。

表10-4. 附属施設の財政基盤について〔複数回答〕

	n=回答課程数	大学の 予算内	国・自治体 の助成	民間の助成	その他
国立大学	13	10 76.9%	2 15.4%	0 0.0%	4 30.8%
公立大学	29	27 93.1%	8 27.6%	0 0.0%	3 10.3%
私立大学	41	37 90.2%	8 19.5%	0 0.0%	5 12.2%
全体	83	74 89.2%	18 21.7%	0 0.0%	12 14.5%

附属施設・研究機関の財政基盤は、全体の89.2%が大学の予算から捻出されており、公立(93.1%)と私立(90.2%)でこの傾向が顕著であった。国・自治体からの助成は、国立(15.4%)、公立(27.6%)、私立(19.5%)であり、国立は17.9ポイント減、私立は12.3ポイント減、公立は5.7ポイント減とそれぞれマイナスとなった。民間からの助成は前年度から減少し、いずれも0件であった。その他(14.5%)は、授業料・受講料が主な内容であった。

表10-5. 附属施設の活動内容について〔複数回答〕

	n=回答課程数	市民向けの 生涯学習・ 健康教育	国際交流	共同研究	教員や研究 員による看護 実践の提供	看護職のため の継続教育	講師の派遣	その他
国立大学	13	3 23.1%	4 30.8%	8 61.5%	6 46.2%	11 84.6%	7 53.8%	4 30.8%
公立大学	29	16 55.2%	6 20.7%	17 58.6%	13 44.8%	26 89.7%	12 41.4%	8 27.6%
私立大学	41	16 39.0%	8 19.5%	16 39.0%	15 36.6%	29 70.7%	15 36.6%	12 29.3%
全体	83	35 42.2%	18 21.7%	41 49.4%	34 41.0%	66 79.5%	34 41.0%	24 28.9%

附属施設・研究機関の活動内容では、看護職のための継続教育(79.5%)が最も多く、次いで共同研究(49.4%)、市民向けの生涯学習・健康教育(42.2%)、教員や研究員による看護実践の提供(41.0%)、講師の派遣(41.0%)、国際交流(21.7%)の順であった。その他の項目では、認定看護師教育課程、研究推進、産学公連携、知財管理、地域貢献、復興支援等が含まれた。

11.国際交流の状況について

表11-1.国際交流協定校・施設(姉妹校を含む)の有無

	ある	ない	合計
国立大学	39 (90.7%)	4 (9.3%)	43 (100.0%)
公立大学	44 (89.8%)	5 (10.2%)	49 (100.0%)
私立大学	95 (54.9%)	78 (45.1%)	173 (100.0%)
全体	178 (67.2%)	87 (32.8%)	265 (100.0%)

表11-2.協定校・施設のある国及び学校数

国名	学校数	国名	学校数
TOTAL [n=178、国数=76]	1,680	ロシア	27
アメリカ	320	スペイン	26
中国	313	カンボジア	17
韓国	170	インド	15
台湾	102	マレーシア	13
タイ	94	メキシコ	12
イギリス	67	エジプト	11
インドネシア	66	シンガポール	11
オーストラリア	63	フィンランド	11
ベトナム	50	ブラジル	10
ドイツ	42	モンゴル	10
カナダ	37	ニュージーランド	9
フランス	35	ミャンマー	9
フィリピン	32	その他	108

国際交流協定を結んでいる大学は、178校(67.2%)であり、前年度から0.5ポイントの増加であった。設置主体では、国立(90.7%)、公立(89.8%)、私立(54.9%)の順に多く、前年度から逆転して国立が最も高い割合となった。国際交流協定校は、アジア(13カ国)902件が国数・件数ともに最も多く、次いで、北米(2カ国)357件、ヨーロッパ(6カ国)211件、オセアニア(2カ国)72件、南米(2カ国)22件、アフリカ(1カ国)11件で、合計76カ国1,680件と全体で240校近い減少がみられた。国別では、昨年度に2位であったアメリカ合衆国が320件と最も多く、次いで、中国が313件、韓国240件、台湾102件、タイ94件、イギリス67件の順であった。

表11-3.在学生の留学先と公費補助の有無

(人)

国名	人数	内、公費補助
TOTAL [n=43、国数=25]	369	202
アメリカ	74	48
カナダ	59	18
タイ	40	30
オーストラリア	39	22
フィリピン	33	30
イギリス	27	2
中国	20	8
カンボジア	14	14
韓国	14	8
シンガポール	10	4
台湾	9	0
フィンランド	8	8
スイス	4	0
スリランカ	3	2
ベトナム	3	3
その他	12	5

在学生の留学先は、アジア(9カ国)146名、北米(2カ国)133名、ヨーロッパ(3カ国)39名、オセアニア(1カ国)39名で、合計25カ国369名であった。前年度と比較すると、留学国は変化なく、留学人数は85名の減少となった。留学先は、前年度と同様にアメリカ合衆国(74名)が最も多く、次いでカナダ(59名)、タイ(40名)、オーストラリア(39名)、フィリピン(33名)、イギリス(27名)、中国(20名)の順であった。公費補助による留学は合計202名(54.7%)であり、前年度とほぼ同様であった。

表11-4.留学生の受け入れと公費補助の有無

(人)

国名	人数	内、公費補助
TOTAL [n=50、国数=26]	280	103
中国	101	9
韓国	26	21
タイ	25	7
インドネシア	17	5
アメリカ	13	13
台湾	13	0
オーストラリア	12	12
シンガポール	10	0
バングラデシュ	8	0
ベトナム	8	4
イギリス	7	5
フィンランド	5	4
モンゴル	5	4
ネパール	4	3
フィリピン	4	3
東ティモール	4	4
その他	18	9

留学生の受け入れは、合計26カ国であり、アジア(12カ国)225名、北米(1カ国)13名、ヨーロッパ(2カ国)12名、オセアニア(1カ国)12名であった。国別では、前年度と同様に中国からの留学生が101名と最も多く、次いで韓国が26名、タイが25名、インドネシアが17名、アメリカ合衆国が13名、台湾が13名、オーストラリアが12名、シンガポールが10名と続いた。公費補助による留学は103名(36.8%)であり、前年度とほぼ同様であった。

表11-5.教員の短期海外派遣と公費補助の有無

(人)

国名	人数	内、公費補助	国名	人数	内、公費補助
TOTAL [n=57、国数=30]	224	130	アイルランド	2	0
アメリカ	42	24	オランダ	2	2
フィンランド	31	14	バヌアツ	2	2
タイ	15	8	インド	1	1
インドネシア	13	4	カメルーン	1	1
中国	11	7	スリランカ	1	1
韓国	11	5	トンガ	1	1
イギリス	10	7	ネパール	1	0
オーストラリア	10	6	バングラデシュ	1	1
シンガポール	10	2	マレーシア	1	0
台湾	10	5	香港	1	1
ベトナム	8	5			
モンゴル	8	7			
ドイツ	8	6			
スウェーデン	6	6			
カナダ	4	3			
フランス	4	4			
カンボジア	3	3			
フィリピン	3	1			
ラオス	3	3			

表11-6.教員の長期海外派遣と公費補助の有無

(人)

国名	人数	内、公費補助
TOTAL [n=5、国数=2]	5	3
アメリカ	4	2
オーストラリア	1	1

教員(医療系資格を持たない教員も含む)の短期海外派遣(6カ月未満)は、アジア(17カ国)101名、ヨーロッパ(7カ国)63名、北米(2カ国)48名、オセアニア(3カ国)13名、南米(1カ国)1名で、合計30カ国224名であり、国数4か国、人数では34名の減少となった。国別では、アメリカ合衆国が42名と最も多く、次いで、フィンランドが31名、タイが15名、インドネシアが13名、中国、韓国が各11名、イギリス、オーストラリア、シンガポール、台湾がそれぞれ10名の順であった。公費補助による短期海外派遣は130名(58.0%)であり、前年度の158名(61.2%)を下回る結果となった。

長期海外派遣(6カ月以上)では、アメリカ合衆国が4名、オーストラリアが1名であり、うち公費補助がある者は6割であり、前年度の27.6%から大きく増加した。

表11-7.海外からの学生以外の受け入れと公費補助の有無

(人)

国名	人数	内、公費補助	国名	人数	内、公費補助
TOTAL [n=48、国数52]	390	76	スウェーデン	5	3
タイ	88	13	バングラデシュ	5	2
中国	33	8	カナダ	4	2
韓国	30	6	オーストラリア	3	0
台湾	29	1	マレーシア	3	0
アメリカ	23	6	ガーナ	2	1
インドネシア	23	4	カンボジア	2	2
アフガニスタン	20	1	シンガポール	2	0
フィリピン	20	1	ベナン	2	0
ベトナム	15	0	メキシコ	2	2
フィンランド	14	9	モザンビーク	2	2
エジプト	12	1	モンゴル	2	0
ザンビア	11	0	南アフリカ	2	0
イギリス	6	0	その他	24	12
ブラジル	6	0			

海外からの学生以外(教員、研究者、実践家等)の受け入れは、アジア(13カ国)272名、アフリカ(6カ国)31名、ヨーロッパ(3カ国)25名、南米(2カ国)8名の、合計52カ国390名であり、前年度の54カ国477名と比較し、国数は2カ国、人数では87名の減少となった。国別では、タイが88名と最も多く、次いで、中国が33名、韓国が30名、台湾が29名、アメリカ合衆国とインドネシアがともに23名、アフガニスタンとフィリピンがともに20名、ベトナムが15名と続いた。公費補助による受け入れは、76名(19.5%)と前年度の21.6%を下回る結果となった。

表11-8.海外からの学生・教員の受け入れ、海外への学生・教員の派遣における大学独自の経済的支援の有無

	ある	ない	合計
学生の受入	75 (34.1%)	145 (65.9%)	220 (100.0%)
学生の派遣	101 (45.3%)	122 (54.7%)	223 (100.0%)
教員の受入	33 (15.9%)	175 (84.1%)	208 (100.0%)
教員の派遣	62 (29.1%)	151 (70.9%)	213 (100.0%)

※大学独自の経済的支援・・・奨学金、学費免除、生活費支援、宿舎などの提供を意味する。

大学独自の経済的支援について、「ある」と回答した大学は延べ数で271校(31.4%)であり、前年度の212校(28.3%)よりも3.1ポイント増加した。学生の派遣101校(45.3%)が最も多く、次いで、学生の受け入れ75校(34.1%)、教員の派遣62校(29.1%)、教員の受け入れ33校(15.9%)の順であった。

12. ハラスメント、コンプライアンスに関する取り組みについて

表12-1. ハラスメントに関する専門委員会の有無

	相談窓口のみ	委員会のみ	両方ある	合計
国立大学	5 (12.2%)	0 (0.0%)	36 (87.8%)	41 (100.0%)
公立大学	2 (4.1%)	0 (0.0%)	47 (95.9%)	49 (100.0%)
私立大学	6 (3.4%)	5 (2.8%)	166 (93.8%)	177 (100.0%)
全体	13 (4.9%)	5 (1.9%)	249 (93.3%)	267 (100.0%)

表12-2. ハラスメント事例の発生について

	あった	なかった	合計
国立大学	19 (51.4%)	18 (48.6%)	37 (100.0%)
公立大学	20 (41.7%)	28 (58.3%)	48 (100.0%)
私立大学	64 (38.6%)	102 (61.4%)	166 (100.0%)
全体	103 (41.0%)	148 (59.0%)	251 (100.0%)

表12-3. 発生したハラスメント事例について〔複数回答〕

	n=回答課程数	教職員から学生	教職員から教職員	学生から学生	その他	回答できない
国立大学	19	8 42.1%	12 63.2%	1 5.3%	2 10.5%	5 26.3%
公立大学	20	9 45.0%	11 55.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 20.0%
私立大学	64	28 43.8%	26 40.6%	3 4.7%	6 9.4%	16 25.0%
全体	103	45 43.7%	49 47.6%	4 3.9%	8 7.8%	25 24.3%

ハラスメントに関する取り組みについて回答のあった267校のうち、相談窓口と委員会の両方がある大学は249校(93.3%)であった。設置主体別では、国立が36校(87.8%)、公立が47校(95.9%)、私立が166校(93.8%)であった。また、相談窓口のみの大学は13校(4.9%)であり、国立が5校(12.2%)と最も多かった。一方、委員会のみ大学は私立の5校(2.8%)であった。

ハラスメント事例の発生は、251校のうち103校(41.0%)で「あった」と回答されており、前年度の82校(33.9%)よりも7.1ポイント増加した。また、ハラスメント事例の内訳は、「教職員から学生」が45件(43.7%)、「教職員から教職員」が49件(47.6%)、「学生から学生」が4件(3.9%)であり、設置主体別では、私立が64件(38.6%)、国立が19件(51.4%)、公立が20件(41.7%)であった。その他の8件(7.8%)には、患者から学生へのハラスメントや、相談はあったが申請にまでは至らなかったものが含まれた。さらに、「回答できない」は25校(24.3%)であった。

表12-4. コンプライアンスに関する専門委員会の有無

	ある	ない	合計
国立大学	37 (90.2%)	4 (9.8%)	41 (100.0%)
公立大学	35 (71.4%)	14 (28.6%)	49 (100.0%)
私立大学	131 (75.3%)	43 (24.7%)	174 (100.0%)
全体	203 (76.9%)	61 (23.1%)	264 (100.0%)

コンプライアンスに関する専門委員会は、203校(76.9%)に設置されており、昨年よりも5.5ポイント増加した。設置主体別では、国立が37校(90.2%)、公立が35校(71.4%)、私立が131校(75.3%)であった。

表12-5.利益相反に関するポリシーの有無

	ある	ない	合計
国立大学	41 (100.0%)	0 (0.0%)	41 (100.0%)
公立大学	35 (71.4%)	14 (28.6%)	49 (100.0%)
私立大学	135 (78.5%)	37 (21.5%)	172 (100.0%)
全体	211 (80.5%)	51 (19.5%)	262 (100.0%)

表12-6.利益相反に関する個人の金銭的情報の報告義務の有無

	ある	ない	合計
国立大学	39 (95.1%)	2 (4.9%)	41 (100.0%)
公立大学	28 (57.1%)	21 (42.9%)	49 (100.0%)
私立大学	104 (59.1%)	72 (40.9%)	176 (100.0%)
全体	171 (64.3%)	95 (35.7%)	266 (100.0%)

表12-7.報告義務について

	該当事項の有無に関わらず定期的に報告する	該当事項がある場合に報告する	特に決まっていない	合計
国立大学	23 (59.0%)	16 (41.0%)	0 (0.0%)	39 (100.0%)
公立大学	11 (39.3%)	17 (60.7%)	0 (0.0%)	28 (100.0%)
私立大学	44 (42.3%)	56 (53.8%)	4 (3.8%)	104 (100.0%)
全体	78 (45.6%)	89 (52.0%)	4 (2.3%)	171 (100.0%)

利益相反に関するポリシーがあると回答した大学は211校(80.5%)であり、設置主体別では、国立が41校(100%)、公立が35校(71.4%)、私立が135校(78.5%)であった。また、利益相反に関する個人の金銭的情報の報告義務については、171校(64.3%)が「ある」と回答した。報告の条件としては、「該当事項がある場合に報告する」が89校(52.0%)、「該当事項の有無に関わらず定期的に報告する」が78校(45.6%)、「特に決まっていない」が4校(2.3%)であった。

13.学修支援などについて

表13-1.障がいのある学生への就業支援や相談に関する専門の窓口や委員会の有無

	相談窓口のみ	委員会のみ	両方ある	いずれもない	合計
国立大学	8 (18.6%)	1 (2.3%)	32 (74.4%)	2 (4.7%)	43 (100.0%)
公立大学	11 (22.4%)	4 (8.2%)	22 (44.9%)	12 (24.5%)	49 (100.0%)
私立大学	37 (21.1%)	8 (4.6%)	65 (37.1%)	65 (37.1%)	175 (100.0%)
全体	56 (21.0%)	13 (4.9%)	119 (44.6%)	79 (29.6%)	267 (100.0%)

障がいのある学生への就業支援や相談に関する専門の窓口や委員会については、「両方ある」との回答が119校(44.6%)と最も多く、次いで、「いずれもない」が79校(29.6%)、「相談窓口のみ」が56校(21.0%)であり、「委員会のみ」は13校(4.9%)と少数であった。設置主体の割合で見ると、「両方ある」のは国立で32校(74.4%)、公立で22校(44.9%)、私立で65校(37.1%)の順に高く、反対に「いずれもない」は、私立で65校(37.1%)、公立で12校(24.5%)、国立で2校(4.7%)であった。

表13-2.大学入学前教育の実施

	実施している	実施していない	今後の実施を検討中	合計
国立大学	6 (14.0%)	37 (86.0%)	0 (0.0%)	43 (100.0%)
公立大学	19 (38.8%)	27 (55.1%)	3 (6.1%)	49 (100.0%)
私立大学	166 (93.8%)	8 (4.5%)	3 (1.7%)	177 (100.0%)
全体	191 (71.0%)	72 (26.8%)	6 (2.2%)	269 (100.0%)

表13-3.大学入学前教育の対象者〔複数回答〕

	n=回答課程数	AO入学予定者	推薦入学予定者	全入学予定者	その他
国立大学	6	2 33.3%	4 66.7%	0 0.0%	0 0.0%
公立大学	19	2 10.5%	14 73.7%	1 5.3%	2 10.5%
私立大学	166	64 38.6%	101 60.8%	62 37.3%	19 11.4%
全体	191	68 35.6%	119 62.3%	63 33.0%	21 11.0%

表13-4.大学入学前教育の学習形態〔複数回答〕

	n=回答課程数	e-learning	集合教育 (集中講座・セミナー等)	課題・レポート提出	その他
国立大学	6	1 16.7%	2 33.3%	4 66.7%	1 16.7%
公立大学	19	4 21.1%	4 21.1%	16 84.2%	1 5.3%
私立大学	165	36 21.8%	43 26.1%	141 85.5%	15 9.1%
全体	190	41 21.6%	49 25.8%	161 84.7%	17 8.9%

表13-5.大学入学前教育の実施体制

	大学が単独で実施	外部に委託	大学と外部委託の両方	高校と大学が連携して実施	その他	合計
国立大学	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (100.0%)
公立大学	16 (84.2%)	1 (5.3%)	2 (10.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	19 (100.0%)
私立大学	66 (39.8%)	44 (26.5%)	54 (32.5%)	2 (1.2%)	0 (0.0%)	166 (100.0%)
全体	88 (46.1%)	45 (23.6%)	56 (29.3%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	191 (100.0%)

表13-6.大学入学前教育の費用負担

	全額大学負担	全額自己負担	一部大学／一部自己負担	その他	合計
国立大学	2 (33.3%)	2 (33.3%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	6 (100.0%)
公立大学	5 (26.3%)	9 (47.4%)	3 (15.8%)	2 (10.5%)	19 (100.0%)
私立大学	72 (43.6%)	50 (30.3%)	39 (23.6%)	4 (2.4%)	165 (100.0%)
全体	79 (41.6%)	61 (32.1%)	43 (22.6%)	7 (3.7%)	190 (100.0%)

回答があった269校のうち、大学入学前教育を実施していると回答した大学は191校(71.0%)、実施していないと回答した大学は72校(26.8%)であった。設置主体別に見ると、入学前教育を実施していたのは、国立では6校(14.0%)、公立では19校(38.8%)、私立では166校(93.8%)であり、私立では実施している大学の割合が高い一方、国公立では実施している大学は少数派であった。また、大学入学前教育の対象者については、推薦入学予定者が119校(62.3%)と多く、AO入学予定者が68校(35.6%)、全入学予定者が63校(33.0%)であった。

学習形態は、課題・レポート提出と回答した大学が161校(84.7%)と最も多く、ついで集合教育(集中講座・セミナー等)が49校(25.8%)、e-learningが41校(21.6%)、その他が17校(8.9%)であった。実施体制は、大学が単独で実施が88校(46.1%)、ついで大学と外部委託の両方が56校(29.3%)、外部に委託が45校(23.6%)、高校と大学が連携して実施が2校(1.0%)であった。費用負担は、全額大学負担が79校(41.6%)、全額自己負担が61校(32.1%)、一部大学／一部自己負担が43校(22.6%)、その他が7校(3.7%)であった。

14. 大学と実習施設等の教育連携について

表14-1. 実習施設の研修等における組織としての支援状況

	支援している	支援していない	合計
国立大学	22 (51.2%)	21 (48.8%)	43 (100.0%)
公立大学	31 (63.3%)	18 (36.7%)	49 (100.0%)
私立大学	84 (47.7%)	92 (52.3%)	176 (100.0%)
全体	137 (51.1%)	131 (48.9%)	268 (100.0%)

実習施設の研修における組織としての支援状況は、実施しているのが137校(51.1%)であった。国立(51.2%)、公立(63.3%)に対し、私立(47.7%)の支援状況は5割未満にとどまった。前回調査よりも実習施設を支援している大学の割合は減少し、私立は件数が増加した。

●組織として支援している内容の概要

臨床実習指導者や教育担当者、新人看護師・保健師・助産師、看護師、保健師等を対象とした研修や講義等を担当している内容が多かった。また、OSCEやプログラム(クリニカルラダー)作成の支援、指導マニュアルの作成の協力、教室・実習室・シミュレーターの使用等、研修環境の提供を行っている大学も多かった。医療機関(附属機関)や行政機関等で企画する講習会・研修の講師等を担当している。その他には、実習指導に関する事例検討やディスカッション、看護研究の指導・支援や研究発表会講評等を行っていた。特に新人看護師を対象とした研修に関しては、ファシリテータとして教員を派遣する、新人看護師育成教育プログラムに参画、フィジカルアセスメント、シミュレーション勉強会の企画と運営支援、研究活動(ケーススタディ)の支援、メンタルフォロー等であった。

他に連携として、委員会委員の就任、実習連絡会議の開催や、実習指導の説明会、大学教員と臨地実習指導者との合同FDや合同研修、臨床講師や臨床教授等の称号付与と臨床教授等連絡協議会を開催し、実習指導の方法や課題の共有や協同が多かった。また、看護実践と教育・研究を結びつける人材の育成のため、フューチャー・ナース・ファカルティ育成プログラム(FNFP)、教育セミナーや講座、大学主催の講演の案内、臨床実習指導者の方の研修参加費用の助成、共同研究の実施、学術集会合同企画運営、臨床側を大学に招き講義・演習・実習指導場面見学等を開催や実習前学生のレディネス把握、大学教育カリキュラムの紹介、女性医療人キャリア形成センターによる自己学習支援プロジェクト・キャリア/メンタルヘルス相談プロセス委員プロジェクト・変革推進力育成プロジェクト・働き方支援プロジェクトを行うなど様々な取り組みを実施していた。

※具体例については本会ホームページの『事業活動・報告書』または下記のURLを参照
<http://www.janpu.or.jp/file/2018SurveyComments.pdf>

表14-2. 実習施設等と大学間における人事交流の制度や取り組み

	ある	ない	合計
国立大学	15 (36.6%)	26 (63.4%)	41 (100.0%)
公立大学	17 (34.7%)	32 (65.3%)	49 (100.0%)
私立大学	55 (31.3%)	121 (68.8%)	176 (100.0%)
全体	87 (32.7%)	179 (67.3%)	266 (100.0%)

実習施設と大学間における人事交流の制度や取り組みのある大学は87校(32.7%)であり、前回調査(69校→79校→92校)までは増加傾向にあったが、今年度は減少した。

●人事交流の制度や取り組みの内容の概要

学内演習時や講義の非常勤講師(ゲスト講師)、ファシリテーター、派遣、臨床特任講師、演習指導者として教育に参加、ユニフィケーション事業の推進と実施、交流研修派遣制度がある。また、交流会、実習連絡協議会、委員会等での交流や各種企画運営をしている、就職説明会、病棟でのイベントの協力、学術集会の開催を行っている。

中には、客員教授として招聘、附属病院の看護師を助手や助教として大学へ配置する、大学教員として出向、教員がCNSとして実習施設の業務を行う等の人事交流を行っている大学もあり、具体的には附属病院看護部に所属する修士修了者で助教に適任と判断された看護師が、3年程度の期間、大学で助教を経験し、また臨床に戻る、逆に大学教員で臨床に戻ることを希望した場合も同様といった取り組みを行っている大学もあった。

※具体例については本会ホームページの『事業活動・報告書』または下記のURLを参照
<http://www.janpu.or.jp/file/2018SurveyComments.pdf>

表14-3.実習施設との共同研究や合同研修等の制度や取り組み

	ある	ない	合計
国立大学	33 (80.5%)	8 (19.5%)	41 (100.0%)
公立大学	38 (77.6%)	11 (22.4%)	49 (100.0%)
私立大学	101 (57.7%)	74 (42.3%)	175 (100.0%)
全体	172 (64.9%)	93 (35.1%)	265 (100.0%)

実習施設と大学間における共同研究や合同研修等の制度や取り組みのある大学は172校(64.9%)、ない大学は93校(35.1%)であった。前回調査と比較し、実習施設との共同研究を実施している大学の割合に差異はなかった。

●共同研究や合同研修等の制度や取り組みの内容の概要

共同研究の実施や看護研究支援、実習施設をフィールドに研究し対象者のリクルートを依頼、FDおよび講演会や勉強会・研修会等の案内や企画・共催、病院との合同委員会、連携プロジェクトや臨床看護研究支援センターを設置する、病院の行事に参加するなど、何らかの形で相互に人事交流し、回答のあったほとんどの大学が研修・研究支援を実施していた。また、臨床実習指導者研修会や、事例検討会、意見交換会、交流会、学会の開催、看護コンソーシアムによる意見交換会、シーズ・ニーズ・マッチング シンポジウムを開催し、教員が取り組んでいる研究を紹介している大学もあった。中には、国際交流活動として海外の学生や研究者の見学や講義を共同で実施、臨床共同研究の予算化、研究支援の形態(共同研究、スーパーヴァイザー、研究支援部会を設置等)を決め、教員との調整を図り研究を遂行、実習施設を対象とした教育講演等を大学側が予算化し実施した大学もあった。包括連携事業の一環として、教育における相互協力、教員によるコンサルテーションの実施、臨床実践能力および実践モデル等の開発・検証に関する共同研究、県民・市民の健康づくりに資する活動の共同開催に取り組んでいる大学もあった。

※具体例については本会ホームページの『事業活動・報告書』または下記のURLを参照
<http://www.janpu.or.jp/file/2018SurveyComments.pdf>

表14-4.実習施設の看護部等に対する臨床教授制度の導入状況

	導入している	導入していない	合計
国立大学	34 (81.0%)	8 (19.0%)	42 (100.0%)
公立大学	33 (67.3%)	16 (32.7%)	49 (100.0%)
私立大学	65 (37.4%)	109 (62.6%)	174 (100.0%)
全体	132 (49.8%)	133 (50.2%)	265 (100.0%)

臨床教授制度を導入している大学は、132校(49.8%)であった。前回調査と大差はなかった。

●導入している臨床教授制度の内容の概要

臨床教授等の称号付与に関する規定などを設けて、認定、推薦、選考を行っているものが多かった。その中で、臨床教育に協力する学外の医療機関や附属病院以外の実習先の臨床指導者を臨床准教授や講師に任命している、大学院CNS実習等に臨床教授制度を導入しているという大学もあった。

任期があり、その都度、新規、更新を行っている大学もあった。また、任命時、任命状授与および教職員カード(図書館利用可)の配布、臨地実習だけではなく学部教育において授業を担当している大学もあった。

※具体例については本会ホームページの『事業活動・報告書』または下記のURLを参照
<http://www.janpu.or.jp/file/2018SurveyComments.pdf>

表14-5.臨地実習における課題や問題の有無

	ある	ない	合計
基礎	224 (88.9%)	28 (11.1%)	252 (100.0%)
母性	230 (92.7%)	18 (7.3%)	248 (100.0%)
小児	228 (91.9%)	20 (8.1%)	248 (100.0%)
精神	209 (87.1%)	31 (12.9%)	240 (100.0%)
成人	225 (92.2%)	19 (7.8%)	244 (100.0%)
老年	215 (90.3%)	23 (9.7%)	238 (100.0%)
在宅	221 (92.5%)	18 (7.5%)	239 (100.0%)
その他	51 (77.3%)	15 (22.7%)	66 (100.0%)

表14-6.臨地実習における課題や問題の内容について〔複数回答〕

	回答課程数	実習施設の不足／確保 困難	教員の不足	実習施設の受け入れ 条件が厳しい	受け入れ人数の制限	男子学生受け入れの制限	実習先の看護師・保健 スタッフの不足	受持ち患者の不足	指導内容・指導者の質 に関する課題	学生の質に関する課題	日程調整に関する課題	実習環境に関する課題	患者からの暴力・暴言	実習謝金が高いなどの 課題	その他の課題
基礎	224	64 28.6	160 71.4	56 25.0	85 37.9	7 3.1	63 28.1	73 32.6	90 40.2	88 39.3	73 32.6	75 33.5	6 2.7	4 1.8	16 7.1
母性	230	150 65.2	113 49.1	104 45.2	141 61.3	84 36.5	73 31.7	151 65.7	63 27.4	85 37.0	88 38.3	74 32.2	0 0.0	14 6.1	19 8.3
小児	228	135 59.2	113 49.6	93 40.8	135 59.2	8 3.5	68 29.8	153 67.1	63 27.6	80 35.1	80 35.1	64 28.1	1 0.4	6 2.6	22 9.6
精神	209	82 39.2	113 54.1	67 32.1	98 46.9	2 1.0	53 25.4	84 40.2	55 26.3	64 30.6	59 28.2	58 27.8	36 17.2	8 3.8	22 10.5
成人	225	90 40.0	158 70.2	70 31.1	109 48.4	15 6.7	83 36.9	117 52.0	84 37.3	104 46.2	71 31.6	90 40.0	12 5.3	11 4.9	22 9.8
老年	215	100 46.5	137 63.7	84 39.1	109 50.7	5 2.3	102 47.4	35 16.3	74 34.4	88 40.9	81 37.7	81 37.7	15 7.0	4 1.9	19 8.8
在宅	221	137 62.0	132 59.7	91 41.2	157 71.0	33 14.9	78 35.3	57 25.8	56 25.3	84 38.0	97 43.9	63 28.5	3 1.4	26 11.8	20 9.0
その他	51	22 43.1	25 49.0	13 25.5	22 43.1	2 3.9	15 29.4	9 17.6	13 25.5	17 33.3	15 29.4	16 31.4	1 2.0	1 2.0	8 15.7

※下段は%表示

7領域において臨地実習における課題や問題が「ある」と回答した割合は85%以上であり、最も多い領域は母性230校(92.7%)であった。

50%以上の課題や問題がある内容では、実習施設の不足／確保困難(母性、小児、在宅)、教員不足(基礎、精神、成人、老年、在宅)、受け入れ人数の制限(母性、小児、老年、在宅)、受持ち患者の不足(母性、小児、成人)であった。各領域において最も多かった課題や問題は、基礎では教員不足(71.4%)、母性では受持ち患者の不足(65.7%)、小児では受持ち患者の不足(67.1%)、精神では教員不足(54.1%)、成人では教員不足(70.2%)、老年では教員不足(63.7%)、在宅では受け入れ人数の制限(71.0%)であった。

自由記載は79件あり、その他の課題では、実習施設の医療の質や看護の質、教育体制の格差、看護技術項目を経験する機会を得ることが困難、学生の質の低下、男子学生用の更衣室、休憩室確保における困難や使用できるPCの不足、人件費の確保、教員の質の低下、新規実習施設の開拓や実習継続の困難、他大学との競合や他大学との調整困難があった。特に、実習施設に関することとして、遠方である、交通費・宿泊費の学生負担が大きい、感染症発生や感染管理が厳格であり実習受け入れが困難、実習を行うための事務手続き(書面)が増加している、複数の実習施設への異なる対応や課題・問題、入院期間の短縮、病態の複雑化に伴い受持ち患者選定における困難等があった。また、指導者が不在(働き方改革のため)やスタッフ間の実習方法の連携不足等も課題として挙げられた。各領域の課題としては、基礎では患者の入院期間の短縮、重症化

などにより、受持つ患者の看護展開が初期の学生には難しい、技術実践の機会が少なく、学生の経験と臨床における学びの積み重ねに限界がある、受持ち患者からのセクシャルハラスメントがあった。母性では、同時期に複数の教育機関の実習や助産学実習と重なることによる受持ちの確保の困難や、延長実習となった場合の教員の負担や担当の調整困難、ハイリスク産婦が多く正常分娩症例を受持つことが困難等であった。小児では実習施設との連携不十分、長期入院の患者を連続して学生が担当することへの患者側の負担、感染症に関する課題(伝染性感染症の課題)、養育側からの実習拒否、指導者不足等であった。精神では、入院患者の看護過程展開の時間の不足が挙げられた。成人ではハイリスク手術を受ける患者を受持つ場合の学習内容の偏り、看護の経験不足であった。老年では認知症をもち複数の疾病と障害をもつ高齢者が多いため事故発生へのリスクが高い状況にある、インフルエンザ等による急遽閉鎖、介護福祉施設や介護保健施設において介護設備における指導の格差等であった。在宅では地域の中で多職種で実施されているカンファレンスや、ケア会議への学生の参加が設けにくい、多様な場での実習をするための人的、物的資源が不足している、看取りの対応(学生へのフォロー)が難しい等が挙げられた。

その他の具体的領域名は統合実習、総合実習が多かった。他には、地域看護学、公衆衛生看護学、看護管理学(マネジメント)、災害看護学、広域看護学領域、リハビリテーション看護学、看護実践発展看護学領域、国際看護学(グローバルヘルス)等であった。

15.保健師、助産師および養護教諭の教育課程について

表15-1.保健師教育課程の有無

	ある	ない	合計
国立大学	42 (97.7%)	1 (2.3%)	43 (100.0%)
公立大学	48 (98.0%)	1 (2.0%)	49 (100.0%)
私立大学	155 (87.6%)	22 (12.4%)	177 (100.0%)
全体	245 (91.1%)	24 (8.9%)	269 (100.0%)

表15-2.保健師教育課程の定員数

(人)

	学部		大学院		専攻科		合計	
	定員数 (課程数)	平均	定員数 (課程数)	平均	定員数 (課程数)	平均	定員数 (課程数)	平均
国立大学	1,569 (37)	42.4	29 (4)	7.3	0 (0)	0.0	1,598 (41)	39.0
公立大学	1,950 (44)	44.3	16 (3)	5.3	0 (0)	0.0	1,966 (47)	41.8
私立大学	4,338 (151)	28.7	23 (4)	5.8	0 (0)	0.0	4,361 (155)	28.1
全体	7,857 (232)	33.9	68 (11)	6.2	0 (0)	0.0	7,925 (243)	32.6

※()内の数値は、課程数を表す。

回答のあった269校中、保健師教育課程のある大学は245校(91.1%)であった。昨年の230校よりも15校増加と、近年増加の一途をたどっている。その内訳は、国立大学42→42校、公立大学46→48校、私立大学142→155校で、公立と私立大学で増加していた。また、大学院に教育課程のある大学は11校と昨年と変化はなかった。

保健師教育課程の定員数は7,925人であり、教育課程の増加とともに、前回調査7,754人よりも171人増加している。

表15-3.保健師課程の実習における課題や問題の有無

	ある	ない	合計
全体	212 (92.6%)	17 (7.4%)	229 (100.0%)

表15-4.保健師課程の実習における課題や問題の内容について【複数回答】

	回答課程数	困難 実習施設の不足／確保	教員の不足	実習施設の受け入れ条件が厳しい	受け入れ人数の制限	男子学生受け入れの制限	実習先の保健師スタッフの不足	受持ち患者の不足	指導内容・指導者の質に関する課題	学生の質に関する課題	日程調整に関する課題	実習環境に関する課題	患者からの暴力・暴言	実習謝金が高いなどの課題	その他の課題
全体	212	109 51.4	107 50.5	89 42.0	120 56.6	4 1.9	79 37.3	90 42.5	54 25.5	68 32.1	83 39.2	38 17.9	2 0.9	0 0.0	40 18.9

保健師課程の実習における課題や問題が「ある」と回答した大学は212校(92.6%)であった。

最も多い課題や問題は、受け入れ人数の制限(56.6%)、ついで実習施設の不足／確保困難(51.4%)、教員の不足(50.5%)と前年度と同様であった。

自由記載は40件あり、その他の課題としては、実習地が遠方または交通が不便、交通費や宿泊費の学生負担、また、実習地により負担額が異なる、教員が現地に指導に行くための旅費確保が困難などの実習場所までの交通や距離、費用が多かった。また、実習地が被災した場合の対応や自然災害発生時の実施の判断、実習中の交通事故対応、宿泊施設の対応などは新たな課題として挙げられた。他には、継続訪問の事例選定、同一事例に複数回の家庭訪問をすることが難しいといった事例の選定に関する事、公衆衛生看護管理の内容を実習に入れ込むことへの困難、文部科学省到達目標と厚生労働省保健師到達水準の擦り合わせ(統一基準)がないこと、卒業時の到達目標と到達度の達成が5単位の実習では難しいといった内容があった。

表15-5.助産師教育課程の有無

	ある	ない	合計
国立大学	37 (86.0%)	6 (14.0%)	43 (100.0%)
公立大学	41 (83.7%)	8 (16.3%)	49 (100.0%)
私立大学	75 (42.6%)	101 (57.4%)	176 (100.0%)
全体	153 (57.1%)	115 (42.9%)	268 (100.0%)

表15-6.助産師教育課程の定員数

(人)

	学部		大学院		専攻科・別科		合計	
	定員数 (課程数)	平均	定員数 (課程数)	平均	定員数 (課程数)	平均	定員数 (課程数)	平均
国立大学	193 (23)	8.4	83 (12)	6.9	0 (0)	0.0	276 (35)	7.9
公立大学	204 (20)	10.2	60 (8)	7.5	179 (15)	11.9	443 (41)	10.8
私立大学	350 (41)	8.5	189 (16)	11.8	274 (21)	13.0	813 (75)	10.8
全体	747 (84)	8.9	332 (36)	9.2	453 (36)	12.6	1,532 (151)	10.1

※()内の数値は、課程数を表す。

回答のあった268校中、助産師教育課程のある大学は、153校であり、その内訳は、国立大学38→37校、公立大学37→41校、私立大学72→75校であった。また、大学院に教育課程のある大学は34→36校(153校の23.5%)、専攻科のある大学は34→36校(153校の23.5%)と専攻科の教育課程数が増加した。

助産師教育課程の定員数は1,532人(昨年1,568人)であり、教育課程は増加したが、定員数は36人減少した。

表15-7.助産師課程の実習における課題や問題の有無

	ある	ない	合計
全体	144 (96.6%)	5 (3.4%)	149 (100.0%)

表15-8.助産師課程の実習における課題や問題の内容について【複数回答】

	回答課程数	実習施設の不足／確保困難	教員の不足	実習施設の受け入れ条件が厳しい	受け入れ人数の制限	助産師やスタッフの不足	受持ち患者の不足	指導内容・指導者の質に関する課題	学生の質に関する課題	日程調整に関する課題	実習環境に関する課題	患者からの暴力・暴言	実習謝金が高いなどの課題	その他の課題
全体	144	112 77.8	92 63.9	92 63.9	104 72.2	61 42.4	83 57.6	34 23.6	47 32.6	60 41.7	48 33.3	2 1.4	13 9.0	30 20.8

助産師課程の実習における課題や問題が「ある」と回答した大学は144校(96.6%)であった。

最も多い課題や問題は、実習施設の不足／確保困難(77.8%)、ついで、受け入れ人数の制限(72.2%)、教員不足(63.9%)、実習施設の受け入れ条件が厳しい(63.9%)、受持ち患者の不足(57.6%)と前年度と同様であった。

自由記載は30件あり、その他の課題としては、分娩介助の確保のためによる実習期間延長、他の教育機関や母性看護学実習との実習調整の困難、実習地が遠方であることや学生の宿泊・交通費用の負担、宿泊施設の確保、教員の通勤時間などの負担や移動時の安全の確保が困難、看護師国家試験対策の準備期間確保が困難、夜間実習や土日、夜間、24時間オンコール体制などの実習体制や、教員の時間外労働が多いこと、実習指導者と教員の役割の不明確さ(教員がいないと学生の実習が全くできない、継続事例が分娩となる場合であっても実習指導者が不在の場合には、分娩介助などの実施はできない、指導助産師不足のため、教員が分娩介助する場合の責任の問題)、ローリスクの対象者の減少や対象から同意を得ることが出来ないことにより、分娩数はあるが学生が受け持てる対象者数の減少、カリキュラムの調整が困難等があった。

表15-9.養護教諭 I 種教育課程の有無

	ある	ない	合計
国立大学	10 (23.3%)	33 (76.7%)	43 (100.0%)
公立大学	17 (34.7%)	32 (65.3%)	49 (100.0%)
私立大学	57 (32.6%)	118 (67.4%)	175 (100.0%)
全体	84 (31.5%)	183 (68.5%)	267 (100.0%)

表15-10.養護教諭 I 種教育課程の定員数 (人)

	学部		別科・専攻科		合計	
	定員数 (課程数)	平均	定員数 (課程数)	平均	定員数 (課程数)	平均
国立大学	192 (7)	27.4	40 (1)	40.0	232 (8)	29.0
公立大学	213 (12)	17.8	0 (0)	0.0	213 (12)	17.8
私立大学	1,703 (41)	41.5	0 (0)	0.0	1,703 (41)	41.5
全体	2,108 (60)	35.1	40 (1)	40.0	2,148 (61)	35.2

※()内の数値は、課程数を表す。

回答のあった267校中、養護教諭 I 種の教育課程のある大学は、84校(31.5%)であった。その内訳は、国立大学10/43校、公立大学17/49校、私立大学57/175校であった。また、別科・専攻科に教育課程のある大学は1校(84校の1.2%)であった。

養護教諭 I 種の教育課程の全定員数は、2,148人であり、学部全体、別科・専攻科全体ともに平均人数は35人程度であった。

表15-11.養護教諭 I 種教育課程の実習における課題や問題の有無

	ある	ない	合計
全体	68 (89.5%)	8 (10.5%)	76 (100.0%)

表15-12.養護教諭 I 種教育課程の実習における課題や問題の内容について【複数回答】

回答課程数	困難 実習施設の 不足／確保	教員の 不足	実習施設 の受け入れ 条件が 厳しい	受け入れ 人数の 制限	男子学生 受け入れ の制限	実習学校 側の スタッフ の不足	指導内容・ 指導者の 質 に関する 課題	学生の質 に関する 課題	日程調整 に関する 課題	実習環境 に関する 課題	実習先 での暴力・ 暴言	実習謝金 が高い などの 課題	その他の 課題
全体	68 26.5	18 35.3	24 32.4	6 8.8	1 1.5	10 14.7	11 16.2	16 23.5	37 54.4	6 8.8	2 2.9	1 1.5	16 23.5

養護教諭 I 種教育課程の実習における課題や問題が「ある」と回答した大学は68校(89.5%)であった。

最も多い課題や問題は、日程調整に関する課題(54.4%)が多く、ついで、教員の不足(35.3%)であった。

自由記載は16件あり、その他の課題としては、就職が困難、カリキュラムの調整や過密さや、実習先との日程確保・調整の困難、看護学がメインのカリキュラムであるため、教職としての学びが乏しいなどが多かった。また、学生について、養護教諭免許状のみ(採用試験を受けない)を希望している学生がおり実習校から指導を受ける、看護師課程との両立が困難な学生や、教職課程を選択する学生数の減少などがあった。

16.大学、大学院の教育運営経費等について

※以下、表16から表21の「n」は回答課程数を示す。

表16-1.大学の初年度の学納金

平均金額(円)

	n	①入学金	n	②授業料	n	③実験・ 実習	n	④施設設 備費	n	⑤その他	n	②～⑤総額
国立大学	40	282,000.0	40	535,780.0	0	/	0	/	5	74,416.4	40	545,082.1
公立大学	49	355,191.8	49	537,661.2	8	70,712.5	1	50,000.0	21	80,789.1	49	584,850.4
私立大学	174	276,735.6	174	1,023,413.8	123	207,552.8	137	313,379.6	116	142,055.1	174	1,511,577.0
全 体	263	292,153.6	263	858,747.5	131	199,196.2	138	311,471.0	142	130,613.0	263	1,191,921.5

表16-2.助産師専攻科・別科の初年度の学納金

平均金額(円)

	n	①入学金	n	②授業料	n	③実験・ 実習	n	④施設設 備費	n	⑤その他	n	②～⑤総額
国立大学	1	282,000.0	1	535,800.0	0	/	0	/	0	/	1	535,800.0
公立大学	14	228,650.0	14	531,171.4	2	112,500.0	0	/	6	26,256.7	14	558,495.7
私立大学	23	212,173.9	23	978,826.1	13	291,430.8	14	327,071.4	14	174,219.3	23	1,448,681.3
全 体	38	220,081.6	38	802,242.1	15	267,573.3	14	327,071.4	20	129,830.5	38	1,096,695.0

表16-3.大学の保健師・助産師・養護教諭 I 種の学納金(別途徴収額)

平均金額(円)

	n	保健師選択者	n	助産師選択者	n	養護教諭 I 種
国立大学	0	/	0	/	0	/
公立大学	1	100,000.0	1	60,000.0	0	/
私立大学	69	69,244.9	30	281,113.3	27	37,981.5
全 体	70	69,684.3	31	273,980.6	27	37,981.5

大学の初年度の学納金については、回答が263校あり、徴収名目が大学により異なっていた。入学金は平均30万円前後で大学差はみられないが、授業料等の金額の総額は国立大学は545,082.1円、公立大学は584,850.4円とほぼ同額であるが、私立大学は1,511,577.0円であり、国公立の約3倍であった。

助産師専攻科・別科の学納金については、入学金は、国立が最も高かった。授業料等の金額の平均は、私立は、1,448,681.3円であり、国公立の約3倍であった。

大学の保健師・助産師・養護教諭 I 種の別途徴収額については、保健師は平均69,684.3円であるが、助産師では平均273,980.6円徴収していた。

表16-4.看護系の大学院の初年度の学納金

平均金額(円)

	n	①入学金	n	②授業料	n	③実験・実習費	n	④施設設備費	n	⑤その他	n	総額
研究コース	165	274,286.7	165	633,646.1	18	152,866.7	47	172,872.3	52	59,628.6	166	986,663.8
国立大学	37	275,140.5	37	535,778.4	0		1	30,000.0	3	18,073.3	37	813,195.1
公立大学	45	338,635.6	45	533,355.6	0		1	150,000.0	12	19,695.4	45	880,576.6
私立大学	83	239,018.1	83	731,648.2	18	152,866.7	45	176,555.6	37	75,949.2	84	1,119,905.0
専門看護師課程	76	290,139.5	77	625,919.5	15	134,066.7	20	171,250.0	19	72,257.9	77	1,000,718.2
国立大学	20	282,000.0	20	535,760.0	0		1	30,000.0	2	23,895.0	20	821,649.5
公立大学	24	362,441.7	24	531,908.3	1	30,000.0	1	150,000.0	6	13,186.7	24	905,146.7
私立大学	32	241,000.0	33	748,933.3	14	141,500.0	18	180,277.8	11	113,271.8	33	1,178,751.2
ナースプラクティショナー課程	7	296,571.4	7	665,342.9	1	100,000.0	3	200,000.0	3	46,480.0	7	1,081,834.3
国立大学	1	282,000.0	1	535,800.0	0		0		1	17,790.0	1	835,590.0
公立大学	2	372,000.0	2	535,800.0	0		0		1	21,650.0	2	918,625.0
私立大学	4	262,500.0	4	762,500.0	1	100,000.0	3	200,000.0	1	100,000.0	4	1,225,000.0
保健師コース	14	270,642.9	14	659,442.9	2	100,000.0	3	183,333.3	3	83,193.3	14	1,001,484.3
国立大学	6	282,000.0	6	535,800.0	0		0		0		6	817,800.0
公立大学	3	289,000.0	3	535,800.0	0		0		2	24,540.0	3	841,160.0
私立大学	5	246,000.0	5	882,000.0	2	100,000.0	3	183,333.3	1	200,500.0	5	1,318,100.0
助産師コース	36	272,500.0	36	700,144.4	12	215,833.3	11	153,636.4	8	46,225.6	36	1,101,805.7
国立大学	12	282,000.0	12	535,733.3	0		0		0		12	817,733.3
公立大学	8	282,000.0	8	535,800.0	0		0		3	19,358.3	8	825,059.4
私立大学	16	260,625.0	16	905,625.0	12	215,833.3	11	153,636.4	5	62,346.0	16	1,453,233.1
博士後期課程	82	324,908.5	83	608,862.7	4	150,000.0	19	185,157.9	26	55,133.8	83	996,741.9
国立大学	23	282,000.0	23	533,773.9	0		1	30,000.0	3	19,590.0	23	819,633.5
公立大学	27	354,074.1	27	538,370.4	0		1	150,000.0	8	14,105.0	27	902,179.3
私立大学	32	331,140.6	33	718,872.7	4	150,000.0	17	196,352.9	15	84,124.7	33	1,197,550.6

看護系の大学院の初年度の学納金については、回答が263校あり、各コース・課程において「その他」を含めた平均金額で一番高額な課程は助産師コースで1,101,805.7円であった。助産師コースは、私立大学では実験・実習経費を215,833.3円徴収していた。養護教諭専修コースは、回答校の中ではコース・課程として学納金の設定がされている大学はなかった。

表16-5.看護系の学部・学科、大学院の独自の奨学金 平均金額(円)

	大学(法人)				同窓会等			
	n	給付型	n	貸与型	n	給付型	n	貸与型
国立大学	8	405,900.1	2	1,030,000.0	0		2	540,000.0
公立大学	7	15,903,307.1	5	6,088,000.0	0		0	
私立大学	98	8,581,240.0	42	17,656,433.3	10	1,735,000.0	6	1,395,000.0
全体	113	8,456,034.2	49	15,797,351.0	10	1,735,000.0	8	1,181,250.0

	保護者会等				附属病院等			
	n	給付型	n	貸与型	n	給付型	n	貸与型
国立大学	0		0		0		5	19,661,600.0
公立大学	0		0		0		2	630,000.0
私立大学	6	1,129,500.0	4	1,620,750.0	5	652,000.0	13	32,524,615.4
全体	6	1,129,500.0	4	1,620,750.0	5	652,000.0	20	26,119,400.0

●大学(法人)の奨学金制度

	n	有						無	
		給付型		貸与型		給付型+貸与型			
国立大学	40	4	10.0%	5	12.5%	4	10.0%	27	62.8%
公立大学	49	6	12.2%	6	12.2%	1	2.0%	36	78.3%
私立大学	176	70	39.8%	25	14.2%	30	17.0%	51	31.1%
全体	265	80	30.2%	36	13.6%	35	13.2%	114	45.1%

看護系の学部・学科、大学院の独自の奨学金について、大学(法人)独自で給付型、貸与型等何らかの制度を半数以上の大学(法人)が持っていた。

表16-6.看護系の学部・学科、大学院の学内研究費 平均金額(円)

	n	教授	n	准教授	n	講師	n	助教	n	助手	n	その他
国立大学	26	424,959.8	26	283,399.5	22	212,209.5	26	123,067.3	8	101,991.6	4	89,056.5
公立大学	45	554,997.2	45	441,893.8	41	386,872.9	44	290,591.4	24	248,639.0	4	222,500.0
私立大学	158	396,468.1	157	353,551.1	150	315,729.5	156	259,736.0	110	172,716.1	17	711,242.5
全体	229	430,854.9	228	362,987.4	213	318,731.6	226	250,020.3	142	181,563.7	25	533,493.9

看護系の学部・学科・大学院の教員の研究経費では、公立大学の平均金額が最も高額であった。職位とともに研究費は低額となっていたが、特に国立では、金額格差が著明であり、助教は教授の3分の1よりも少額であった。

17.看護師養成のための実習経費等について

表17-1.看護学実習の平均施設数

	n	平均施設数
国立大学	34	59.8
公立大学	47	81.8
私立大学	158	61.3
全体	239	65.1

表17-2.看護学実習の平均非常勤等の数

	n	非常勤教員	n	実習補助員	n	その他
国立大学	9	22.0	7	24.0	0	
公立大学	10	4.6	19	8.1	2	6.0
私立大学	67	10.8	84	19.2	1	50.0
全体	86	11.3	110	17.5	3	20.7

看護学実習施設数の平均は、65.1施設であった。公立大学では81.8施設であり、私立大学よりも多かった。看護学実習担当者数では、非常勤教員の平均は11.3人、実習補助員は17.5人であった。私立大学の非常勤教員数は、国立大学の約半数であった。国立大学の実習補助員の平均は24.0人で最も多かった。

表17-3.看護学実習の1校あたりの非常勤等の年間平均総勤務日数

	n	非常勤教員	n	実習補助員	n	その他
国立大学	8	209.8	6	359.3	0	
公立大学	10	238.1	20	302.9	2	727.0
私立大学	59	335.1	80	491.1	0	
全体	77	309.5	106	448.2	2	727.0

表17-4.看護学実習の非常勤教員の時間給:最頻値、最低額、最高額

平均金額(円)

	n	最頻値	n	最低額	n	最高額
国立大学	14	2,826.2	20	1,601.4	25	3,922.7
公立大学	22	1,611.3	32	1,039.6	40	2,695.0
私立大学	120	2,173.9	146	1,137.2	153	3,789.5
全体	156	2,153.1	198	1,168.3	218	3,603.9

1校当たりの平均年間勤務日数は、全体では非常勤は309.5日、実習補助員は448.2日であった。非常勤教員が1週間あたり5日勤務で換算すると62週間の勤務になる。ただし、非常勤等については大学より雇用する方針が異なっており、非常勤を相当数雇用しているところでは大きな隔たりがあった。また、学校と正規職員で運営している大学と時給は、平均約2,153.1円であった。公立は他に比べ3割程度低額であった。

表17-5.看護学実習の1日あたりの実習委託料および年間支払総額

平均金額(円)

	n	最低額	n	最高額	n	年間支払総額
病院等	198	1,168.3	218	3,603.9	214	6,403,543.2
その他	123	1,086.3	157	3,906.2	153	2,024,704.4

●実習委託料年間支払額の学校比較

平均金額(円)

	n	病院	n	その他
国立大学	29	1,589,106.2	23	2,230,375.9
公立大学	42	5,570,029.3	31	1,580,490.5
私立大学	143	7,624,705.8	99	2,116,019.4

●実習委託料の最低額のカテゴリー分布

	n	～ 499円	500円～ 999円	1000円～ 1499円	1500円～ 1999円	2000円～ 2999円	3000円 以上
病院等	198	13 6.6%	38 19.2%	109 55.1%	20 10.1%	12 6.1%	6 3.0%
その他	123	8 6.5%	33 26.8%	57 46.3%	14 11.4%	6 4.9%	5 4.1%

●実習委託料の最高額のカテゴリー分布

	n	～ 999円	1000円～ 1999円	2000円～ 2999円	3000円～ 4999円	5000円～ 7999円	8000円 以上
病院等	218	4 1.8%	72 33.0%	84 38.5%	37 17.0%	12 5.5%	9 4.1%
その他	157	7 4.5%	45 28.7%	41 26.1%	52 33.1%	8 5.1%	4 2.5%

病院等への1日当りの実習委託料の最低最頻値は約1,100円、最高の最頻値は約3,600円であった。年間の支払総額の平均は約640万円であった。私立は国立に比べ病院への支払いが4倍以上であった。1日当りの実習委託料では約半数が1,000円台～3,000円までであり、5,000円以上支払っているところが9.6%あった。その他の施設の最低額、最高額の最頻値は病院と同様の傾向であった。その他の施設への総支払額の平均は約200万円であった。実習委託料の平均総額は約840万円であった。

表17-6.看護学実習における学生への補助の有無

	n	ある		ない	
国立大学	41	7	17.1%	34	82.9%
公立大学	49	15	30.6%	34	69.4%
私立大学	170	62	36.5%	108	63.5%
全 体	260	84	32.3%	176	67.7%

表17-7.看護学実習の年間補助金額の内容

平均金額(円)

	n	交通費	n	宿泊費	n	その他
国立大学	4	687,642.5	5	669,802.8	1	3,822.0
公立大学	11	930,072.9	10	1,184,584.2	1	2,880,000.0
私立大学	44	787,407.5	35	1,688,916.5	7	408,154.1
全 体	59	807,242.4	50	1,486,138.7	9	637,877.9

看護学生への実習補助は、全体では32.3%に補助があった。私立大学では36.5%であったが、国立では17.1%であった。交通費の平均は約80万円で国立、私立大学と比べ公立大学の補助金額がやや多かった。宿泊費の平均は約148万円であった。私立大学では国公立大学と比べ宿泊費の補助が多額であった。

表17-8.在宅看護学実習の平均施設数

	n	訪問看護 ステーション	n	病院の地域連 携部門等	n	その他
国立大学	34	10.7	12	4.1	18	7.7
公立大学	42	12.9	18	3.5	15	14.1
私立大学	129	15.2	55	5.0	32	10.4
全 体	205	14.0	85	4.5	65	10.5

表17-9.在宅看護学実習の平均非常勤等の数

	n	非常勤教員	n	実習補助員	n	その他
国立大学	1	2.0	6	5.0	0	
公立大学	4	2.3	12	2.5	1	3.0
私立大学	32	2.4	40	5.1	2	18.0
全 体	37	2.4	58	4.5	3	13.0

表17-10.在宅看護学実習の1校あたりの非常勤等の年間平均総勤務日数

	n	非常勤教員	n	実習補助員	n	その他
国立大学	1	27.0	6	44.8	0	
公立大学	3	33.7	12	139.6	1	474.0
私立大学	28	85.5	37	113.2	0	
全 体	32	78.8	55	111.5	1	474.0

表17-11.在宅看護学実習の非常勤教員の時間給:最頻値の平均額

	n	平均額
国立大学	8	2,297.5
公立大学	14	1,559.1
私立大学	78	2,114.0
全 体	100	2,051.0

表17-12.在宅看護学実習の1日あたりの平均実習委託料および年間支払総額

	n	最低額	n	最高額	n	年間支払総額
訪問看護ステーション	197	1,639.9	205	2,389.4	201	906,167.7
病院の地域連携部門等	76	1,405.8	83	1,726.2	79	231,628.8
その他	60	1,522.2	64	2,120.5	64	685,064.6

●実習委託料の大学別年間平均支払額

	n	訪問看護ステーション	n	病院の地域連携部門等	n	その他
国立大学	31	889,990.6	7	118,274.3	13	366,590.4
公立大学	42	657,528.6	19	290,782.2	13	1,951,809.7
私立大学	128	991,670.2	53	225,394.2	38	360,656.1
全体	201	906,167.7	79	231,628.8	64	685,064.6

●実習委託料の最低額のカテゴリー分布

	n	～499円	500円～999円	1000円～1499円	1500円～1999円	2000円～2999円	3000円以上
訪問看護ステーション	197	3 1.5%	25 12.7%	73 37.1%	30 15.2%	39 19.8%	27 13.7%
病院の地域連携部門等	76	4 5.3%	9 11.8%	36 47.4%	10 13.2%	11 14.5%	6 7.9%
その他	60	2 3.3%	13 21.7%	26 43.3%	1 1.7%	12 20.0%	6 10.0%

●実習委託料の最高額のカテゴリー分布

	n	～999円	1000円～1999円	2000円～2999円	3000円～4999円	5000円～7999円	8000円以上
訪問看護ステーション	205	12 5.9%	65 31.7%	53 25.9%	67 32.7%	5 2.4%	3 1.5%
病院の地域連携部門等	83	13 15.7%	39 47.0%	21 25.3%	8 9.6%	1 1.2%	1 1.2%
その他	64	10 15.6%	25 39.1%	15 23.4%	10 15.6%	2 3.1%	2 3.1%

表17-13.在宅看護学実習における学生への補助の有無

	n	ある		ない	
国立大学	38	4	10.5%	34	89.5%
公立大学	48	9	18.8%	39	81.3%
私立大学	160	33	20.6%	127	79.4%
全体	246	46	18.7%	200	81.3%

表17-14.在宅看護学実習の年間補助金額の内容

平均金額(円)

	n	交通費	n	宿泊費	n	その他	n	総額
国立大学	2	167,400.0	0	0	0	2	167,400.0	
公立大学	7	205,867.3	3	233,973.3	0	8	267,873.9	
私立大学	18	111,990.5	10	330,403.8	2	26	206,762.7	
全体	27	140,433.3	13	308,150.6	2	36	218,156.1	

在宅看護学生への実習補助は、全体では18.7%に補助があった。私立大学では20.6%であったが、国立では10.5%であった。交通費の平均は約14万円であり、公立大学は私立大学の約2倍であった。宿泊費は国立では補助しているところはなかった。総額では、公立大学が最も多く、267,873.9円であった。

18.保健師養成のための実習経費等について

表18-1.保健師養成実習の平均施設数

平均施設数

	n	保健所	n	市区町村	n	地域包括支援センター	n	その他
国立大学	36	5.0	34	10.7	7	6.4	19	7.5
公立大学	44	5.5	44	11.7	10	5.7	24	10.2
私立大学	117	4.5	113	6.5	41	6.8	82	7.0
全体	197	4.8	191	8.5	58	6.6	125	7.7

表18-2.保健師養成実習の平均非常勤等の数

	n	非常勤教員	n	実習補助員	n	その他
国立大学	5	4.8	6	6.5	2	2.0
公立大学	2	1.0	10	2.6	1	3.0
私立大学	31	1.9	33	4.5	0	
全体	38	2.2	49	4.4	3	2.3

保健師養成実習施設は、保健所が197校、市区町村が191校、地域包括支援センターが58校、その他が125校であった。実習施設別の平均施設数は市区町村が最も多く8.5カ所、次いでその他が7.7カ所、地域包括支援センターが6.6カ所の順であった。私立大学では、市区町村の平均施設数が国公立より少なく、約6割の施設数であった。保健師養成実習の担当者として、非常勤教員が38校、実習補助員が49校、その他が3校から回答があった。非常勤教員は平均2.2人、実習補助員は平均4.4人であった。

表18-3.保健師養成実習の1校あたりの非常勤等の年間平均総勤務日数

	n	非常勤教員	n	実習補助員	n	その他
国立大学	4	61.3	6	88.8	2	34.5
公立大学	2	16.5	10	171.7	1	474.0
私立大学	25	48.0	29	58.9	0	
全体	31	47.6	45	88.0	3	181.0

表18-4.保健師養成実習の非常勤教員の時間給:最頻値の平均額

	n	平均額
国立大学	9	2,504.7
公立大学	12	1,499.3
私立大学	60	2,187.8
全体	81	2,121.0

保健師養成実習の非常勤教員の時間給について回答があったのは、国立大学が9校、公立大学が12校、私立大学が60校であった。時間給最頻値の平均が最も高かったのは国立大学で2,504.7円、最も低かったのは公立大学で1,499.3円で、その差は1,005.4円であった。

表18-5.保健師養成実習の1日あたりの実習委託料および年間支払総額

	n	最低額	n	最高額	n	年間支払総額
保健所	99	1,123.8	99	1,419.8	96	185,159.5
市区町村	124	1,280.4	140	1,586.5	145	300,115.5
地域包括支援センター	39	1,608.2	42	1,677.1	40	152,796.5

●実習委託料の大学別年間支払総額

	n	保健所	n	市区町村	n	地域包括支援センター
国立大学	20	271,825.0	27	486,602.3	6	297,542.5
公立大学	18	221,314.8	32	404,653.1	7	128,107.9
私立大学	58	144,054.2	86	202,669.6	27	127,031.4
全体	96	185,159.5	145	300,115.5	40	152,796.5

●実習委託料の最低額のカテゴリー分布

	n	～ 499円	500円～ 999円	1000円～ 1499円	1500円～ 1999円	2000円～ 2999円	3000円 以上
保健所	99	14 14.1%	28 28.3%	41 41.4%	5 5.1%	6 6.1%	5 5.1%
市区町村	124	9 7.3%	28 22.6%	55 44.4%	13 10.5%	11 8.9%	8 6.5%
地域包括支援センター	39	2 5.1%	3 7.7%	17 43.6%	9 23.1%	4 10.3%	4 10.3%

●実習委託料の最高額のカテゴリー分布

	n	～ 999円	1000円～ 1999円	2000円～ 2999円	3000円～ 4999円	5000円～ 7999円	8000円 以上
保健所	99	22 22.2%	58 58.6%	12 12.1%	2 2.0%	4 4.0%	1 1.0%
市区町村	140	27 19.3%	84 60.0%	17 12.1%	6 4.3%	4 2.9%	2 1.4%
地域包括支援センター	42	4 9.5%	27 64.3%	6 14.3%	3 7.1%	1 2.4%	1 2.4%

保健師養成実習の1日あたりの委託料について、保健所の平均最低額は約1,100円、平均最高額は約1,400円であった。市区町村の平均最低額は約1,300円、平均最高額は約1,600円であった。地域包括支援センターの平均最低額と平均最高額はほぼ同じで約1,600円であった。

表18-6.保健師養成実習における学生への補助の有無

	n	ある		ない	
国立大学	38	8	21.1%	30	78.9%
公立大学	47	11	23.4%	36	76.6%
私立大学	148	38	25.7%	110	74.3%
全体	233	57	24.5%	176	75.5%

表18-7.保健師養成実習の年間補助金額の内容 平均金額(円)

	n	交通費	n	宿泊費	n	その他
国立大学	3	513,414.0	5	743,472.4	0	
公立大学	7	259,809.0	7	722,144.3	0	
私立大学	19	197,921.3	22	333,587.1	4	334,007.0
全体	29	245,496.9	34	473,861.4	4	334,007.0

保健師養成実習における学生への補助は、回答した大学の24.5%で行われていた。補助がある大学のうち、交通費は29校(50.9%)、宿泊費は34校(59.6%)であった。

19.助産師養成のための実習経費等について

表19-1.助産師養成実習の平均施設数

	n	病院	n	産科医院	n	助産院	n	その他
国立大学	33	3.9	17	3.1	19	2.6	9	2.9
公立大学	39	4.6	20	2.0	31	2.7	8	1.8
私立大学	64	4.5	36	2.2	58	2.5	27	2.2
全体	136	4.4	73	2.3	108	2.6	44	2.3

表19-2.助産師養成実習の平均非常勤等の数

	n	非常勤教員	n	実習補助員	n	その他
国立大学	5	5.8	6	3.0	0	
公立大学	5	3.2	14	3.4	0	
私立大学	12	3.9	25	4.4	0	
全体	22	4.2	45	3.9	0	

助産師養成実習施設は、病院が136校、産科医院が73校、助産院が108校、その他が44校であった。実習施設別の平均施設数は病院が最も多く4.4カ所、次いで助産院が2.6カ所であった。助産師養成実習の担当者数は、非常勤教員が22校、実習補助員が45校から回答があった。非常勤教員は平均4.2人、実習補助員は平均3.9人であった。非常勤教員よりも実習補助員として雇用している大学の方が多かった。

表19-3.助産師養成実習の1校あたりの非常勤等の年間平均総勤務日数

	n	非常勤教員	n	実習補助員	n	その他
国立大学	3	51.7	6	58.2	0	
公立大学	4	41.0	13	85.8	0	
私立大学	9	54.8	22	103.3	0	
全体	16	50.8	41	91.1	0	

助産師養成実習の担当者実数及び年間総勤務日数の回答があったのは、非常勤教員が16校、実習補助員が41校であった。実習担当者別の1人当たりの勤務日数の平均は、非常勤教員が50.8日、実習補助員が91.1日であった。2017年度の非常勤教員32.5日、実習補助員26.2日に比べ、勤務日数が大幅に増加していた。

表19-4.助産師養成実習の非常勤教員の時間給:最頻値の平均額

	n	平均額
国立大学	7	2,522.7
公立大学	16	1,943.9
私立大学	37	2,170.0
全体	60	2,150.8

助産師養成実習の非常勤教員の時間給について回答があったのは、国立大学が7校、公立大学が16校、私立大学が37校であった。時間給最頻値の平均が最も高かったのは国立大学で2,522.7円、最も低かったのは公立大学で1,943.9円であった。私立大学では、2017年度は3079.4円であったが、909円減額となっていた。

表19-5.助産師養成実習の1日あたりの平均実習委託料および年間支払総額

	n	最低額	n	最高額	n	年間支払総額
病院	109	1,516.5	114	2,690.8	116	660,044.6
産科医院	61	2,419.4	60	2,831.9	60	326,892.2
助産院	94	2,719.8	96	3,222.9	96	191,134.3

●実習委託料の大学別年間平均支払額

	n	病院	n	産科医院	n	助産院
国立大学	24	355,663.6	15	344,665.2	17	112,510.0
公立大学	37	673,428.3	17	266,914.4	30	184,064.5
私立大学	55	783,861.9	28	353,786.1	49	222,740.5
全体	116	660,044.6	60	326,892.2	96	191,134.3

●実習委託料の最低額のカテゴリー分布

	n	～499円	500円～999円	1000円～1499円	1500円～1999円	2000円～2999円	3000円以上
病院	109	6 5.5%	15 13.8%	37 33.9%	15 13.8%	25 22.9%	11 10.1%
産科医院	61	0 0.0%	6 9.8%	12 19.7%	9 14.8%	16 26.2%	18 29.5%
助産院	94	0 0.0%	4 4.3%	21 22.3%	16 17.0%	14 14.9%	39 41.5%

●実習委託料の最高額のカテゴリー分布

	n	～999円	1000円～1999円	2000円～2999円	3000円～4999円	5000円～7999円	8000円以上
病院	114	5 4.4%	38 33.3%	34 29.8%	23 20.2%	9 7.9%	5 4.4%
産科医院	60	6 10.0%	15 25.0%	16 26.7%	14 23.3%	4 6.7%	5 8.3%
助産院	96	4 4.2%	26 27.1%	14 14.6%	26 27.1%	23 24.0%	3 3.1%

助産師養成実習の1日あたりの委託料について、平均最低額が最も高いのは助産院で2,719.8円、最も低いのは病院で1,516.5円で、その差は1,203.3円であった。2017年度の助産院の平均最低額の4,132円と比べ1,412.2円減額していた。最高額は、病院12,000円、産科医院は11,000円、助産院は20,000円であった。助産院では最低額が3,000円以上が41.5%、最高額5,000円以上が27.1%であり、2017年度と比べ減額されていた。

表19-6.助産師養成実習における学生への補助の有無

	n	ある		ない	
国立大学	37	6	16.2%	31	83.8%
公立大学	40	4	10.0%	36	90.0%
私立大学	96	17	17.7%	79	82.3%
全体	173	27	15.6%	146	84.4%

表19-7.助産師養成実習の年間補助金額の内容 平均金額(円)

	n	交通費	n	宿泊費	n	その他
国立大学	3	33,036.7	2	192,283.0	1	70,000.0
公立大学	2	203,395.0	2	530,931.0	0	
私立大学	8	145,441.4	16	525,775.8	1	57,720.0
全体	13	128,417.8	20	492,942.0	2	63,860.0

助産師養成実習における学生への補助は、15.6%で行われていた。補助がある大学のうち、交通費は13校、宿泊費は20校であった。宿泊費の補助は、2017年度は13校であったが7校増加していた。宿泊費の補助が交通費に比べ約4倍であった。

20. 養護教諭I種養成のための実習経費等について

表20-1. 養護教諭I種養成実習の平均施設数

	n	学校	n	病院	n	その他
国立大学	8	5.1	0		0	
公立大学	15	11.8	0		0	
私立大学	41	11.5	2	4.5	1	10.0
全体	64	10.8	2	4.5	1	10.0

表20-2. 養護教諭 I 種養成実習の平均非常勤等の数

	n	非常勤教員	n	実習補助員	n	その他
国立大学	0		0		1	2.0
公立大学	3	1.0	1	2.0	0	
私立大学	2	1.0	2	5.5	0	
全体	5	1.0	3	4.3	1	2.0

養護教諭 I 種養成実習施設は、学校が64校、病院が2校、その他が1校であった。実習施設別の平均施設数は学校が10.8カ所、病院が4.5カ所、その他が10.0カ所であった。養護教諭 I 種養成実習の担当者数は、非常勤教員が5校、実習補助員が3校、その他が1校から回答があった。非常勤教員は平均1.0人であった。2017年度は、非常勤教員は10校、平均1.5人であり減少していた。

表20-3. 養護教諭 I 種養成実習の1校当たりの非常勤等の年間平均総勤務日

	n	非常勤教員	n	実習補助員	n	その他
国立大学	0		0		1	6.0
公立大学	2	19.1	1	39.0	0	
私立大学	2	14.0	3	17.6	0	
全体	4	16.6	4	22.9	1	6.0

養護教諭 I 種養成実習の担当者実数及び年間総勤務日数の回答があったのは、非常勤教員が4校、実習補助員が4校、その他が1校であった。実習担当者別の1人当たりの勤務日数の平均は、非常勤教員が16.6日、実習補助員が22.9日であった。

表20-4. 養護教諭I種養成実習の非常勤教員の時間給:最頻値の平均額

	n	平均額
国立大学	0	
公立大学	1	2,000.0
私立大学	7	2,507.1
全体	8	2,443.8

養護教諭 I 種養成実習の非常勤教員の時間給について回答があったのは、公立大学が1校、私立大学が7校であった。時間給最頻値の平均は2,443.8円であった。

表20-5. 養護教諭I種養成実習の1日あたりの実習委託料および年間支払総額

	n	最低額	n	最高額	n	年間支払総額
学校	16	2,481.8	29	3,717.8	29	68,258.6
病院	2	940.0	2	2,080.0	2	445,675.0
その他	1	1,000.0	1	1,000.0	1	162,000.0

●実習委託料の大学別年間支払総額

	n	学校	n	病院	n	その他
国立大学	1	10,500.0	0		0	
公立大学	5	135,000.0	0		0	
私立大学	23	56,260.9	2	445,675.0	1	162,000.0
全体	29	68,258.6	2	445,675.0	1	162,000.0

●実習委託料の最低額のカテゴリー分布

	n	～ 499円	500円～ 999円	1000円～ 1499円	1500円～ 1999円	2000円～ 2999円	3000円 以上
学校	16	2 12.5%	5 31.3%	7 43.8%	0 0.0%	0 0.0%	2 12.5%
病院	2	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
その他	1	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

●実習委託料の最高額のカテゴリー分布

	n	～ 999円	1000円～ 1999円	2000円～ 2999円	3000円～ 4999円	5000円～ 7999円	8000円 以上
学校	29	4 13.8%	20 69.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 17.2%
病院	2	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
その他	1	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

養護教諭I種養成実習の1日あたりの委託料について、平均最低額は500円未満から3,000円以上まで分散していた。学校の最高額は1,000円～2,000円未満が7割、8,000円以上が約2割であった。最高額は21,000円であった。

表20-6. 養護教諭I種養成実習における学生への補助の有無

	n	ある		ない	
国立大学	18	0	0.0%	18	100.0%
公立大学	22	1	4.5%	21	95.5%
私立大学	86	3	3.5%	83	96.5%
全体	126	4	3.2%	122	96.8%

養護教諭I種養成実習における学生への補助は、3.2%で行われていた。年間補助金額の内容については1校のみ回答があり、宿泊費2,500円であった。

21.看護系の学部・学科、大学院のTA・RAについて

表21-1.博士前期課程(修士)TAの年間総人数・年間総勤務日数・給与額

	日給						時給					
	n	年間総人数	n	年間総勤務日数	n	日給額	n	年間総人数	n	年間総勤務日数	n	時給額
国立大学	0	/	0	/	0	/	33	27.5	26	410.2	32	1,142.4
公立大学	0	/	0	/	0	/	24	9.8	23	105.0	24	1,103.9
私立大学	1	4.0	1	30.0	1	2,250.0	23	8.9	23	99.7	24	1,397.6
全体	1	4.0	1	30.0	1	2,250.0	80	16.9	72	213.5	80	1,207.4

表21-2.博士後期課程(博士)TAの年間総人数・年間総勤務日数・給与額

	日給						時給					
	n	年間総人数	n	年間総勤務日数	n	日給額	n	年間総人数	n	年間総勤務日数	n	時給額
国立大学	0	/	0	/	0	/	19	7.2	14	89.4	20	1,341.9
公立大学	0	/	0	/	0	/	4	3.0	4	13.0	5	1,134.0
私立大学	0	/	0	/	0	/	6	5.0	6	52.5	6	1,711.2
全体	0	/	0	/	0	/	29	6.2	24	67.4	31	1,379.8

表21-3.博士後期課程(博士)RAの年間総人数・年間総勤務日数・給与額

	日給						時給					
	n	年間総人数	n	年間総勤務日数	n	日給額	n	年間総人数	n	年間総勤務日数	n	時給額
国立大学	0	/	0	/	0	/	15	11.9	9	213.7	15	1,358.6
公立大学	0	/	0	/	0	/	3	1.7	3	158.3	3	1,133.3
私立大学	0	/	0	/	0	/	1	9.0	0	/	2	1,450.0
全体	0	/	0	/	0	/	19	10.2	12	199.8	20	1,334.0

国立大学は、ほぼ大学院を設置しており、TA制度の利用率は、修士では33校(78.6%)、博士では19校(63.3%)、RAでは15校(50.0%)が利用している。同様に公立大学でも、ほぼ大学院が設置されており、修士課程で24校(53.3%)、博士課程では4校(16.0%)、RAは3校(12.0%)。私立大学では、大学院設置数が75校(42.9%)であり、TAは、修士課程で23校(30.7%)、博士課程では6校(18.2%)、RAは1校(3.0%)であった。国立大学でTAの利用率が高い値を示した。TAの時給額は、1300円前後が多くを占めていた。最低815円(公立)～最高4,500円(私立)であった。私立大学においては時給に散らばりがみられた。

22.本調査に関するご意見、ご要望について

○質問形式・項目などに関するご意見

- ・保健師、養護教諭の定員数については、「制限なし」という回答もあるとよい。
- ・Q26-I（臨地実習の課題）は、看護管理学・保健学・助産などの領域も加えてほしい。
- ・公立大学では、地域内の居住学生が学納金等が地域外の学生と異なるので、それを記載できるようにしてほしい。
- ・性別の統計が必要ない箇所もあるので、検討が必要である。
- ・大学院が5年一貫の博士課程であり、博士課程前期と博士課程後期に分けての実績を入力することが難しい。
- ・日本NP大学院協議会の教育課程認定を受けて、プライマリケア分野のNP養成を行っています。本調査の質問は、日本NP大学院協議会の10年以上の実績(400名を超えるNPを輩出していること)を考慮していないので、検討が必要である。

○調査の意義、活用、全体に関するご意見

- ・11月は看護系大学にとっては推薦入試の時期であり、回答を作成する時間の捻出が難しい。
- ・本調査には学校基本調査、学校法人基礎調査等から根拠資料の流用ができず再度資料の洗い出しや集計を取り直さなくてはならない項目があるので、それだけ労力をかける以上は設問のねらいの明確化や相応のフィードバックをして頂くか、精査の上調査項目を簡略化して頂きたい。
- ・看護教育(保・助・看)の質を担保するために、どの程度の教員数が適性なのか示してほしい。
- ・教員では回答できないことが多い。もう少し質問項目を絞って欲しい。
- ・今後の調査結果を教育だけでなく、地域医療の人材確保の観点から広く情報公開をしてもらいたいと考える。
- ・得られたデータを国の施策に反映させていただきたい。また、結果がまとまったら配信していただきたい。
- ・協議会は、この結果を「政策」の一つの資料として位置付けているが、もっと社会全体に情報共有することで、地域の医療格差への解決に繋げてほしい。

- ・上記の自由記述以外に、ハラスメントなどの案件は非公表としている等、回答に関する補充事項の記載があった。回答しやすい、正確な回答ができるようなフォーマットとするために引き続き努力していきたい。
- ・本調査は、本協議会及び私立看護系大学協会のホームページに自由記載を含めて掲載しているので、ぜひ、活用していただきたい。
- ・教員の適正人数は、この調査だけでは何とも言えないが、定員数ごとの教員平均数などは、有用な情報であると思われるので、追加分析を行っていく等、検討していきたい。
- ・本調査は、大学事務局の協力を得ないと回答できないため、ぜひ、連携をとって回答していただきたい。
- ・今年度は2003・2008・2013-2017年の調査の推移も報告し、ホームページに掲載している。これらは看護教育の今後を考える上でも重要な調査であるため、社会等に公表する機会を考えていきたい。

「2018年度 看護系大学に関する実態調査」にご協力頂いた会員校（277校）

《国立》41校/42校中

秋田大学大学院医学系研究科保健学専攻
旭川医科大学医学部看護学科
愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻
大分大学医学部看護学科
大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻統合保健看護科学分野
岡山大学大学院保健学研究科看護学分野
香川大学医学部看護学科
鹿児島大学医学部保健学科看護学専攻
金沢大学医薬保健学域保健学類看護学専攻
岐阜大学医学部看護学科
九州大学医学部保健学科看護学専攻
京都大学大学院医学研究科人間健康科学系専攻看護科学コース
熊本大学医学部保健学科看護学専攻
群馬大学大学院保健学研究科看護学講座
高知大学医学部看護学科
神戸大学大学院保健学研究科
佐賀大学医学部看護学科
国立大学法人 滋賀医科大学医学部看護学科
島根大学医学部看護学科
信州大学医学部保健学科看護学専攻
千葉大学大学院看護学研究科

筑波大学医学群看護学類
東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻
東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科看護先進科学専攻
国立大学法人 東北大学大学院医学系研究科保健学専攻
鳥取大学医学部保健学科看護学専攻
富山大学医学部看護学科
長崎大学医学部保健学科看護学専攻
名古屋大学大学院医学系研究科看護学専攻
新潟大学医学部保健学科看護学専攻
国立大学法人 浜松医科大学医学部看護学科
弘前大学大学院保健学研究科
広島大学大学院医系科学研究科
福井大学医学部看護学科
北海道大学医学部保健学科
三重大学大学院医学系研究科看護学専攻
宮崎大学医学部看護学科
山形大学医学部看護学科
山口大学大学院医学系研究科保健学専攻
山梨大学大学院総合研究部医学域看護学系
国立大学法人 琉球大学医学部保健学科

《公立》50校/50校中

愛知県立大学看護学部
公立大学法人 青森県立保健大学健康科学部看護学科
石川県立看護大学看護学部看護学科
茨城県立医療大学保健医療学部看護学科
岩手県立大学看護学部看護学科
公立大学法人 愛媛県立医療技術大学保健科学部看護学科
公立大学法人 大分県立看護科学大学看護学部看護学科
大阪市立大学医学部看護学科
大阪府立大学地域保健学域看護学類
岡山県立大学保健福祉学部看護学科
沖縄県立看護大学看護学部看護学科
香川県立保健医療大学保健医療学部看護学科
公立大学法人 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部看護学科
岐阜県立看護大学看護学部看護学科

京都府立医科大学医学部看護学科
群馬県立県民健康科学大学看護学部看護学科
県立広島大学保健福祉学部看護学科
高知県立大学看護学部看護学科
神戸市看護大学看護学部看護学科
公立小松大学保健医療学部看護学科
公立大学法人 埼玉県立大学保健医療福祉学部看護学科
札幌医科大学保健医療学部看護学科
札幌市立大学看護学部看護学科
公立大学法人 滋賀県立大学人間看護学部人間看護学科
静岡県公立大学法人 静岡県立大学看護学部
島根県立大学看護栄養学部看護学科
首都大学東京健康福祉学部看護学科
千葉県立保健医療大学健康科学部看護学科

(続き1)「2018年度 看護系大学に関する実態調査」にご協力頂いた会員校

敦賀市立看護大学看護学部看護学科

富山県立大学看護学部看護学科

長崎県立大学看護栄養学部看護学科

長野県看護大学看護学部

名古屋市立大学大学院看護学研究科

名寄市立大学保健福祉学部看護学科

奈良県立医科大学医学部看護学科

新潟県立看護大学看護学部看護学科

新見公立大学健康科学部看護学科

兵庫県立大学看護学部看護学科

公立大学法人 福井県立大学看護福祉学部看護学科

公立大学法人 福岡県立大学看護学部看護学科

福島県立医科大学看護学部看護学科

公立大学法人 三重県立看護大学看護学部看護学科

公立大学法人 宮城大学看護学群看護学類

宮崎県立看護大学看護学部看護学科

名桜大学人間健康学部看護学科

公立大学法人 山形県立保健医療大学保健医療学部看護学科

公立大学法人 山口県立大学看護栄養学部看護学科

公立大学法人 山梨県立大学看護学部看護学科

公立大学法人 横浜市立大学医学部看護学科

和歌山県立医科大学保健看護学部保健看護学科

《私立》184校/189校中

愛知医科大学看護学部看護学科

藍野大学医療保健学部看護学科

秋田看護福祉大学看護福祉学部看護学科

朝日大学保健医療学部看護学科

旭川大学保健福祉学部保健看護学科

足利大学看護学部看護学科

一宮研伸大学看護学部看護学科

茨城キリスト教大学看護学部看護学科

医療創生大学看護学部看護学科

岩手医科大学看護学部看護学科

岩手保健医療大学看護学部看護学科

宇部フロンティア大学人間健康学部看護学科

大阪青山大学健康科学部看護学科

大阪医科大学看護学部看護学科

鹿児島純心女子大学看護栄養学部看護学科

活水女子大学看護学部看護学科

神奈川工科大学看護学部看護学科

金沢医科大学看護学部看護学科

亀田医療大学看護学部看護学科

川崎医療福祉大学保健看護学部保健看護学科

関西医科大学看護学部看護学科

関西医療大学保健看護学部保健看護学科

関西看護医療大学看護学部看護学科

関西国際大学保健医療学部看護学科

関西福祉大学看護学部看護学科

関東学院大学看護学部看護学科

畿央大学健康科学部看護医療学科

北里大学看護学部看護学科

吉備国際大学保健医療福祉学部看護学科

岐阜医療科学大学看護学部看護学科

岐阜協立大学看護学部看護学科

岐阜聖徳学園大学看護学部看護学科

岐阜保健大学看護学部看護学科

九州看護福祉大学看護福祉学部看護学科

京都看護大学看護学部看護学科

京都光華女子大学健康科学部看護学科

京都先端科学大学健康医療学部看護学科

京都橘大学看護学部看護学科

共立女子大学看護学部看護学科

杏林大学保健学部看護学科

桐生大学医療保健学部看護学科

金城大学看護学部看護学科

熊本保健科学大学保健科学部看護学科

久留米大学医学部看護学科

群馬医療福祉大学看護学部看護学科

群馬パース大学保健科学部看護学科

慶應義塾大学看護医療学部

健康科学大学看護学部看護学科

甲南女子大学看護リハビリテーション学部看護学科

神戸女子大学看護学部看護学科

(続き2)「2018年度 看護系大学に関する実態調査」にご協力頂いた会員校

神戸常盤大学保健科学部看護学科	摂南大学看護学部看護学科
国際医療福祉大学保健医療学部看護学科	千里金蘭大学看護学部看護学科
国際医療福祉大学小田原保健医療学部看護学科	創価大学看護学部看護学科
国際医療福祉大学福岡看護学部看護学科	太成学院大学看護学部看護学科
国際医療福祉大学成田看護学部看護学科	大東文化大学スポーツ・健康科学部看護学科
埼玉医科大学保健医療学部看護学科	高崎健康福祉大学保健医療学部看護学科
佐久大学看護学部看護学科	宝塚大学看護学部看護学科
札幌保健医療大学保健医療学部看護学科	千葉科学大学看護学部看護学科
三育学院大学看護学部看護学科	中京学院大学看護学部看護学科
産業医科大学産業保健学部看護学科	中部学院大学看護リハビリテーション学部看護学科
山陽学園大学看護学部看護学科	中部大学生命健康科学部保健看護学科
四国大学看護学部看護学科	つくば国際大学医療保健学部看護学科
四條畷学園大学看護学部看護学科	帝京大学医療技術学部看護学科
自治医科大学看護学部看護学科	帝京大学福岡医療技術学部看護学科
四天王寺大学看護学部看護学科	帝京科学大学医療科学部看護学科
修文大学看護学部看護学科	帝京平成大学ヒューマンケア学部看護学科
秀明大学看護学部看護学科	帝京平成大学健康医療スポーツ学部看護学科
淑徳大学看護栄養学部看護学科	天使大学看護栄養学部看護学科
純真学園大学保健医療学部看護学科	天理医療大学医療学部看護学科
順天堂大学医療看護学部看護学科	東海大学医学部看護学科
順天堂大学保健看護学部看護学科	東京有明医療大学看護学部看護学科
松蔭大学看護学部看護学科	東京医科大学医学部看護学科
城西国際大学看護学部看護学科	東京医療学院大学保健医療学部看護学科
上智大学総合人間科学部看護学科	東京医療保健大学医療保健学部看護学科
湘南医療大学保健医療学部看護学科	東京医療保健大学東が丘・立川看護学部看護学科
上武大学看護学部看護学科	東京医療保健大学千葉看護学部看護学科
昭和大学保健医療学部看護学科	東京医療保健大学和歌山看護学部看護学科
椙山女学園大学看護学部看護学科	東京家政大学健康科学部看護学科
鈴鹿医療科学大学看護学部看護学科	東京工科大学医療保健学部看護学科
聖カタリナ大学人間健康福祉学部看護学科	東京慈恵会医科大学医学部看護学科
聖泉大学看護学部看護学科	東京情報大学看護学部看護学科
清泉女学院大学看護学部看護学科	東京女子医科大学看護学部看護学科
聖徳大学看護学部看護学科	同志社女子大学看護学部看護学科
西南女学院大学保健福祉学部看護学科	東都大学ヒューマンケア学部看護学科
西武文理大学看護学部看護学科	東邦大学看護学部看護学科
聖マリア学院大学看護学部看護学科	東邦大学健康科学部看護学科
聖隷クリストファー大学看護学部看護学科	東北福祉大学健康科学部保健看護学科
聖路加国際大学看護学部看護学科	東北文化学園大学医療福祉学部看護学科

(続き3)「2018年度 看護系大学に関する実態調査」にご協力頂いた会員校

常磐大学看護学部看護学科	姫路獨協大学看護学部看護学科
徳島文理大学保健福祉学部看護学科	兵庫大学看護学部看護学科
常葉大学健康科学部看護学科	兵庫医療大学看護学部看護学科
獨協医科大学看護学部看護学科	弘前医療福祉大学保健学部看護学科
鳥取看護大学看護学部看護学科	弘前学院大学看護学部看護学科
豊橋創造大学保健医療学部看護学科	広島国際大学看護学部看護学科
長岡崇徳大学看護学部看護学科	広島都市学園大学健康科学部看護学科
長野保健医療大学看護学部看護学科	広島文化学園大学看護学部看護学科
名古屋学芸大学看護学部看護学科	福井医療大学保健医療学部看護学科
名古屋女子大学健康科学部看護学科	福岡大学医学部看護学科
奈良学園大学保健医療学部看護学科	福岡看護大学看護学部看護学科
新潟医療福祉大学看護学部看護学科	福岡女学院看護大学看護学部看護学科
新潟青陵大学看護学部看護学科	福山平成大学看護学部看護学科
西九州大学看護学部看護学科	藤田医科大学保健衛生学部看護学科
日本医療大学保健医療学部看護学科	佛教大学保健医療技術学部看護学科
日本医療科学大学保健医療学部看護学科	文京学院大学保健医療技術学部看護学科
日本赤十字秋田看護大学看護学部看護学科	北海道医療大学看護福祉学部看護学科
日本赤十字看護大学看護学部看護学科	北海道科学大学保健医療学部看護学科
日本赤十字九州国際看護大学看護学部看護学科	北海道文教大学人間科学部看護学科
日本赤十字豊田看護大学看護学部看護学科	武庫川女子大学看護学部看護学科
日本赤十字広島看護大学看護学部看護学科	武蔵野大学看護学部看護学科
日本赤十字北海道看護大学看護学部看護学科	明治国際医療大学看護学部看護学科
日本福祉大学看護学部看護学科	目白大学看護学部看護学科
日本保健医療大学保健医療学部看護学科	森ノ宮医療大学保健医療学部看護学科
人間環境大学看護学部看護学科	安田女子大学看護学部看護学科
人間環境大学松山看護学部看護学科	横浜創英大学大学院看護学研究科看護学専攻
梅花女子大学看護保健学部看護学科	四日市看護医療大学看護学部看護学科
八戸学院大学健康医療学部看護学科	了徳寺大学健康科学部看護学科
姫路大学看護学部看護学科	和洋女子大学看護学部看護学科

《省庁大学校》2校/2校中

国立看護大学校看護学部	防衛医科大学校医学教育部看護学科
-------------	------------------

「災害支援対策委員会」

1. 構成員

1) 委員

委員長：中野綾美（高知県立大学）

委員：内木美恵（日本赤十字看護大学）、船橋香緒里（修文大学）、増野園恵（兵庫県立大学）、三澤寿美（東北福祉大学）、三橋睦子（久留米大学）、森下安子（高知県立大学）

2) 協力者

なし

2. 趣旨

本委員会は、防災及び災害支援に関わる事業を行うにあたり、看護系大学の防災組織のあり方や広報、防災教育などの重要事項を協議し、本事業の円滑、適正な運営を図ることを目的として活動する。

3. 活動経過

委員会は8回開催し、以下の活動を行った（第1回：6月20日、第2回：7月18日、第3回：7月24日、第4回：10月3日、第5回：11月5日、第6回：11月24日、第7回：1月11日、第8回：3月6日、※1回～5回、7回はWEB会議、8回はメール会議）。

1) 被災後の教育継続に関する連携体制づくりについての取り組みを行った。

(1) 「被災後の教育継続に関する連携体制づくり（案）」の作成

昨年度に実施した「災害に備えたネットワークづくりの現状に関する調査」の結果と、災害フォーラム後のアンケート調査結果を踏まえて、「被災後の教育継続に関する連携体制づくり（案）」を作成し、11月24日に開催した災害フォーラム第2部で、検討を行った（資料1参照）。

(2) 被災後の教育継続に関する連携体制づくりについてのフォーラムの開催

11月24日に、「災害フォーラム～災害時の教育継続支援のためのネットワークづくりに向けて～」を開催した（本会場：兵庫県立大学明石キャンパス地域ケア開発研究所、参加者21人、WEB会場：日本赤十字看護大学広尾キャンパス、参加者13人、参加者総数34人）。第1部では、①「平成30年7月豪雨災害時の本学の取り組みー県内看護系大学のネットワークを活用してー」渡邊智恵氏（日本赤十字広島看護大学 教授）、②「兵庫県立大学における学生等の安否確認の方法について」増野園恵氏（兵庫県立大学地域ケア開発研究所 教授、災害支援対策委員会委員）、③「愛知県での大学間ネットワークをどのように作っていったのかについて」船橋香緒里氏（修文大学看護学部 教授、災害支援対策委員会委員）、第2部では、参加者から大学が所在する都道府県の看護系大学のネットワークの現状について情報を集約するとともに、「被災後の教育継続に関する連携体制づくり（案）」を紹介し、被災後の大学の教育継続に備える看護系大学のネットワークづくりについて、検討した。また、本フォーラムを踏まえて、各大学の被災時の教育継続に関する課題と、教育継続に向けてどのような看護系大学のネットワークを持ちたいと考えたかについてのアンケートを行い、30人からの意見を得た（資料2参照）。

2) 「防災マニュアル指針2017」の冊子・ホームページを活用して啓発活動を行った。

(1) 災害に関する各大学の取り組み（災害への備え、学生への防災教育、地域との連携の取り組みなど）のホームページでの紹介（久留米大学医学部看護学科、日本赤十字九州国際看護大学、日本赤十字豊田看護大学、高知県立大学看護学部）、災害訓練など見学可能な企画の募集を行い、会員校がお互いに参考にしながら、災

害に強いキャンパス作りができるように情報共有を行った。

(2) 日本災害看護学会のホームページのリンクを貼り、被災地の状況や看護の動きに関する情報を共有できるようにした。

(3) ホームページの「災害支援：情報と知識の提供」について、「①災害を経験した大学の取り組み」「②被災後の教育継続に関するネットワークづくり」「③平時からの災害に対する取り組み」「④災害に関する新着情報」に改変・変更し、情報の蓄積・情報の活用ができるようにした。

3) 2019年9月に発生した台風19号に関し、ホームページに「お見舞いとお伺い」の文書を掲載するとともに、メール配信により「JANPU 防災マニュアル指針2017」の紹介やニーズ調査を行った(資料3)。

4) 「新型コロナウイルスの感染拡大にかかる看護系大学への影響及び対応に関する調査」を行い(3月10日配信)、調査結果を速報としてホームページに掲載し情報共有を行うとともに、今後の活動の基礎データを得た。

4. 今後の課題

- 1) ホームページを活用した災害支援の情報提供(①災害を経験した大学の取り組み、②被災後の教育継続に関するネットワークづくり、③平時からの災害に対する取り組み)と災害への備えの支援
- 2) 被災後の教育継続に関する連携体制づくり(案)についての意見交換と、県単位のネットワークづくりの啓発活動及び広域災害に備えてブロックを超えた教育継続の支援体制の構築

5. 資料

資料1: 「被災後の教育継続に関する連携体制づくり(案)」について

災害支援対策委員会は、「災害は、いつ、どこで起きるかわからない」ことを念頭に置き、近隣の大学で相互協力し合い、災害への備えについての情報交換や、災害時に教育継続ができるネットワークづくりに向け、検討してきた。昨年度はブロック単位でのネットワークの現状とネットワークへの要望について調査を行い、その結果、124大学から回答をいただき、約82%の大学から「ネットワークを持ちたい」という意見をいただいた。

平常時から、各都道府県において看護系大学間で情報提供や情報共有の仕組みが必要であると考え、今年度は災害時の教育継続支援のためのネットワークづくりに向け、「日本看護系大学協議会防災マニュアル指針2017」の「Ⅲ 日本看護系大学協議会が行う災害支援 2. 発災時の対応(P.26)」の内容について具体的に検討し、「被災後の教育継続に関する連携体制づくり(案)」を作成した。以下、「被災後の教育継続に関する連携体制づくり(案)」について説明する。

1. 発災時の対応

1) 被害状況の把握の方法: 図「教育継続支援に向けた災害発生時の情報共有と対応(案)」の①②に該当すみやかに被災状況の確認を行い、支援要求に即時対応する。

なお、そのためには、平常時からの各都道府県において看護系大学間で情報提供や情報共有の仕組みが重要であるため、平常時からの連携体制についても位置付けている。

平常時: 図「教育継続支援に向けた災害発生時の情報共有と対応(案)」の①に該当

<都道府県当番大学(主・副)>

- ・毎年、当番大学の決定と災害支援対策委員会に報告する。

*なお、被災時の対応を円滑に進めていくためには、毎年都道府県ごとに情報提供や情報共有の仕組みを作り備えておくことが重要となる。

<JANPU 災害支援対策委員会>

- ・各県の当番大学の把握、リスト化する。
- ・被災した大学の被災経験と対応や各大学の備えに関する取り組みの情報蓄積と HP での情報提供を行う。
- ・災害フォーラム等での情報共有の場の提供を行う。

被災時：図「教育継続支援に向けた災害発生時の情報共有と対応（案）」の②に該当

<被災地の大学>

- ・当番大学（主・副）に自大学の状況を報告する（別紙：被災地大学からの情報提供用紙（案））

<都道府県当番大学>

- ・当番大学は、報告・収集された情報を JANPU 災害支援対策委員会（ブロック担当者）に報告する。
- ・被災大学からの報告が困難な場合は、当番大学が被災大学の承認を得て調整し、近隣の大学が聞き取り等を行い情報収集に努める。

<JANPU 災害支援対策委員会>

- ・全県下の災害等広域な災害が発生した場合、情報収集をどのように行うか検討する。
- ・継続調査の必要性について検討する。
- ・被災地の大学から報告された情報を元に、必要な教育継続支援を検討する。
- ・ブロックおよび全国の大学に、必要な支援について情報を発信し、支援が可能な大学および可能な支援内容を把握する。
- ・教育継続に向けた被災地大学のニーズと支援のマッチング・調整を行う。
- ・JANPU として対応が必要と思われる事項、文部科学省、厚生労働省等への確認等（実習施設の届け出がされていない施設で実習が必要、入学・卒業式等への対応、卒業証明書の発行について、等）と思われる事項がある場合は JANPU 理事会へ報告、以後の検討・対応を求める。また、緊急時、JANPU 代表理事・理事会に報告後、文部科学省・厚生労働省に被災状況等について情報提供を行う。

<JANPU 理事会>

- ・JANPU としての対応、方針の決定
- ・災害支援対策委員会への指示
- ・全国会員校への支援協力要請
- ・文部科学省、厚生労働省への報告・意見提出および相談

2) 支援組織の体制づくり：図「教育継続支援に向けた災害発生時の情報共有と対応（案）」の③に該当
災害支援対策委員会を中心として、必要規模の組織体制を整え、支援活動を行う。

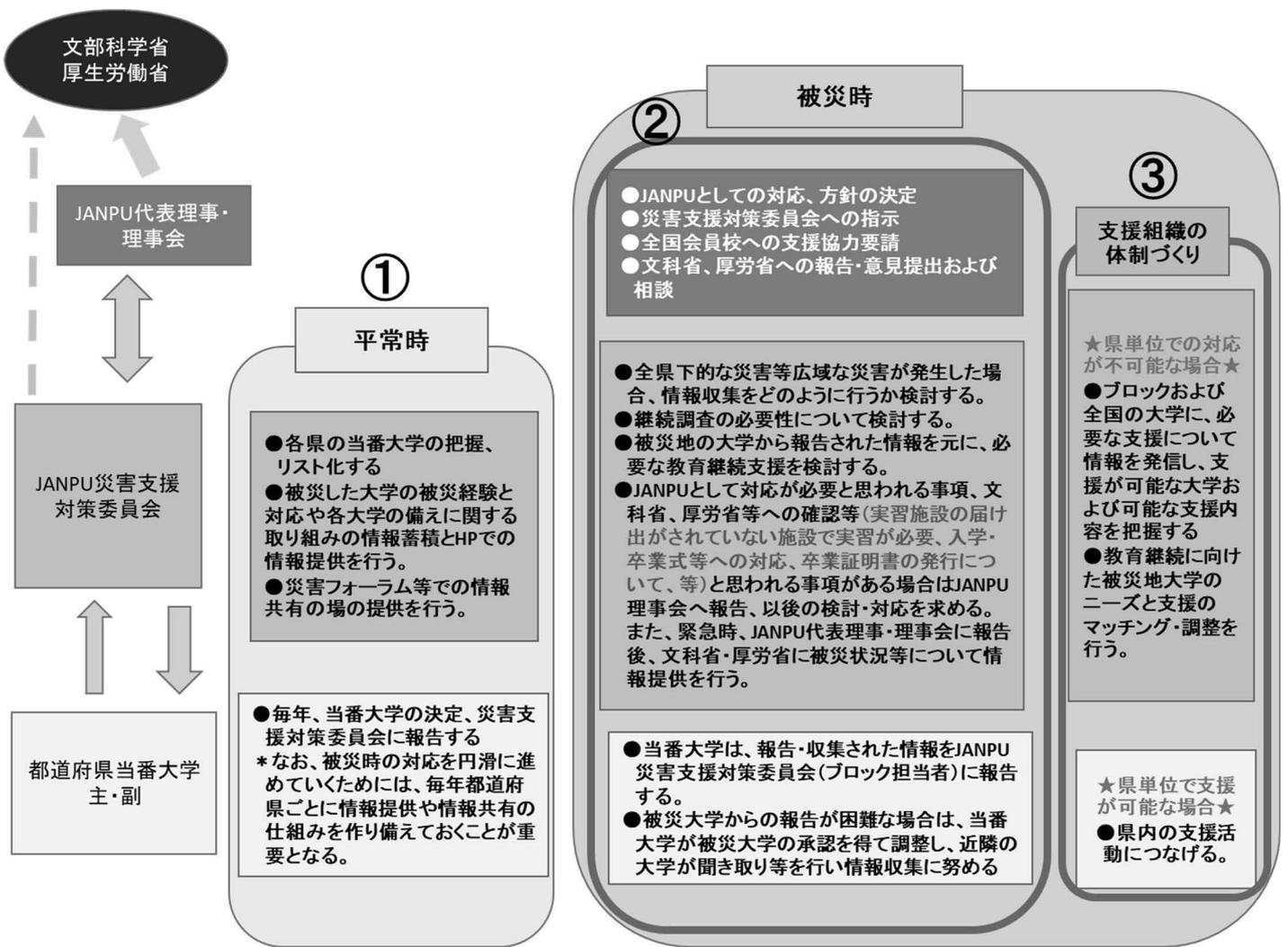
JANPU 災害支援対策委員会は、発災規模に応じて、県単位の組織体制で対応可能かどうか、都道府県当番大学と連絡相談を行う。

<都道府県単位での対応が可能な場合>

都道府県当番大学等が県内大学に支援協力要請を行い、被災大学が必要とする支援活動につなげる。

<県単位での対応が不可能な場合>

- ・災害支援対策委員会はブロックおよび全国の大学に、必要な支援について情報を発信し、支援が可能な大学および可能な支援内容を把握する。
- ・災害支援対策委員会は教育継続に向けた被災地大学のニーズと支援のマッチング・調整を行う。



図「教育継続支援に向けた災害発生時の情報共有と対応（案）」

9. JANPUからの支援を要望されますか。

※ 具体的な支援についてご記入ください。なお、支援のご希望時には、詳細な支援内容について状況に応じてヒアリングやお電話等にて情報収集をさせていただきます。

ご回答いただきありがとうございました。

資料2：『災害支援フォーラムに関するアンケート』結果報告

1. 回収結果

アンケートは30人より回答があった（回収率88.2%）。

2. 本フォーラムの評価

「本フォーラムは大学の教育継続に際し、どのような備えやネットワークが必要か理解するうえで役に立ったか」については、「非常にそうである」6人（20.0%）、「そうである」21人（70.0%）、「どちらともいえない」2人（6.7%）であった。

3. 災害時の教育継続の課題

災害時の教育継続の課題の有無については、「ある」が29人（96.6%）、「ない」が1人（3.3%）であった。記述されていた課題の内容（延べ）は以下のとおりであった。

- ・災害時の実習場所の確保 8人
- ・他大学との連携 7人
- ・安否確認の体制が未整備 4人
- ・大学内の教職員間で災害時の対応について検討されていない 3人
- ・教育継続に向けた備えができていない 2人
- ・防災や訓練の必要性の理解不足 2人
- ・マニュアル未整備 2人
- ・交通手段が断絶した場合の対応 2人
- ・教員の確保 2人

4. 教育継続に向けてどのような看護系大学間のネットワークを持ちたいのか

1) どのような看護系大学間のネットワークを持ちたいのかについて記述されていた内容（延べ）は以下のとおりであった。

- ・県内の連携やネットワークづくりを進めていく 9人
- ・既存のネットワークの活用 1人
- ・被災経験の大学の情報から具体的に考えること 1人
- ・看護系大学の災害教育担当教員との関係づくり 1人
- ・お互いの資源を活用できるネットワークづくり 1人
- ・災害時の協力協定を結ぶこと 1人
- ・過去の経験を共有できるパートナーづくり 1人
- ・実習や授業の単位交換、支援方法の検討 1人

2) ネットワークを作るために、まずどのようなことに取り組むかについて、記述された内容（延べ）は以下の

とおりであった。

- ・県内大学間の情報交換や相談の持ちかけ 7人
- ・学内にネットワークの必要性を伝えること 2人
- ・JANPU から各県、各大学にネットワーク整備の必要性の発信 2人
- ・現在ある協議会に災害時の協力について議題に挙げること 1人
- ・旗振り役を作る 1人
- ・学内にネットワークの必要性を伝える 1人
- ・管内の大学の実態把握 1人

5. 災害時の教育継続に向けた日本看護系大学協議会、災害支援対策委員会に期待する支援

記述された内容（延べ）は以下のとおりであった。

- ・他大学の先駆的な取り組み等の情報提供や情報交換の場の設定 9人
- ・国（厚生労働省、文部科学省）の対応依頼、連絡調整 5人
- ・教育継続への対応フローチャートの実現 5人
- ・被災大学の経験知紹介、データベース化 3人
- ・ネットワークづくりに向け JANPU が先導し進めていくこと 2人
- ・自大学で教育継続ができない場合に向け他大学との協力体制づくり 1人
- ・JANPU がどのような支援役割を担うのか知りたいこと 1人
- ・企業や組織との教育に関する支援の協定締結 1人
- ・ネットワークのある県のノウハウを共有すること 1人
- ・指針の作成 1人

6. その他

災害時に、他組織からの調査やヒアリング、支援の申し出があり混乱した、という記述があった。

資料3：『被災大学におけるニーズ調査』結果報告

2019年台風19号で被災された中部（53大学）・関東（82大学）・東北（20大学）を中心とした会員校を対象に、お見舞いを述べるとともに、「防災マニュアル指針2017」の紹介やニーズ調査をメールにより実施し（10月15日配信）、中部（12大学）・関東（20大学）・東北（4大学）より回答を得た。

授業への影響について、「休講等なかった」27大学、「休講をしたが再開している」7大学、「休講中」2大学であった。実習への影響について、「休講等なかった」31大学、「休講をしたが再開している」4大学、「休講中」1大学であった。

暴風・豪雨・河川の氾濫・土砂災害による建物の影響について、「なし」29大学、「あり」7大学（建物の一部の雨漏り、校舎等の軽微な損壊、窓ガラスの破損、雨水の拭ける程度の浸水他）であった。その他、学生、教育・研究、教職員に対する豪雨による影響について、「なし」29大学、「あり」19大学（学生：自宅の被害<停電・断水・浸水・損壊など>、家族・親戚の被災により精神的に不安定になった、交通機関の運休のため登校できない、実習施設の被害により1日学内演習で対応した、大学祭の中止など）（教員：自宅の被害<浸水・停電など>、交通機関の運休のため出勤できない、学会参加・出張の中止など）（大学：停電、母子避難所として指定され、母子避難者、学生避難者の受け入れ）であった。大学の対応については、交通機関の運休が長期化する場合の対応策の検討、交通会社による代行バスの運行、構内の寮にある臨時宿泊室使用の勧めや構内駐車場の使用許可、大学でシャワー、洗濯機の使用ができるようにするなど。

JANPU に期待する支援内容（自由記載）としては、各大学の災害危機管理の体制をどのように整えているかについての情報交換をする機会、情報提供・情報共有、被災学生への支援があった。今後、災害が起きたときに JANPU が直ちに支援した方が良いこととしては、被災後の対応の情報共有と全国の大学に応援を求める調整役、被災大学

の被災した学生への支援、被災した大学からの要請を待った方が良い（被災した場合、被災の状況把握や今後の対応に追われるため、他所からの支援要請に応えることが業務の煩雑化と混乱につながる場合がある<3.11の被災経験から>、実習を休講・臨地実習時間の短縮を余儀なくされた場合の指針、実習場所の確保に対する理解と要望書、講義や演習および学生の学習活動に必要な器材の貸し出し、大学施設が浸水した場合、泥の排泄及び清掃ボランティア確保などがあった。

考察：JANPUに期待する支援内容として、情報交換の機会、情報提供・情報共有、全国の大学に応援を求める調整役などがあげられている。被災地の状況に関する情報提供・情報共有のひとつとして、日本災害看護学会のホームページのリンクを貼り、本協議会のホームページからアクセスできるようにした。情報交換の機会としては、引き続き災害フォーラムの開催や、ホームページを活用した継続的な情報交換を実施していきたいと考える。被災後の災害支援については、3.11の被災経験から被災した場合、被災の状況把握や今後の対応に追われるため、被災した大学からの要請を待った方が良いという意見もあり、被災大学の状況を配慮した方法について、検討する必要がある。

「APN グランドデザイン委員会」

1. 構成員

1) 委員

委員長：岡谷恵子（日本看護系大学協議会常任理事）

委員：上野昌江（関西医科大学）、宇佐美しおり（四天王寺大学）、
神里みどり（沖縄県立看護大学）、河口てる子（日本私立看護系大学協会）、
小松浩子（慶應義塾大学）、佐藤幸子（山形大学）、瀬戸奈津子（関西医科大学）、
田中美恵子（東京女子医科大学）、棚橋さつき（高崎健康福祉大学）、長戸和子（高知県立大学）、
正木治恵（千葉大学）

2) 協力者

田代真利子（東京女子医科大学病院）

2. 趣旨

本委員会は、これまでに本協議会が提示してきた高度実践看護師（以下、APN という）のグランドデザインの検討経過を踏まえ、APN の教育の質保証、養成の推進、ナースプラクティショナーの資格認定制度、APN の役割・機能と裁量の範囲等について検討し、日本における APN 制度のビジョンを示し、制度構築に向けての戦略を検討することを目的として活動する。

3. 活動経過

本委員会は、5 回の委員会を開催。

第 1 回委員会では、2018 年度に策定した「日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定規程」および「日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定細則」に基づき、第 1 回目の JANPU-NP 資格認定審査を実施するために、JANPU-NP 資格認定委員会と同実行委員会の委員を選出した。委員は、APN グランドデザイン委員会のメンバーから選定することと、認定実行委員会委員は資格認定委員会委員が兼ねることとし、5 名の委員を選出し、理事会に推薦し承認を得た。

第 2 回委員会では、APN の養成数拡大のための方策について議論を行った。本協議会データベース（2017 年度）によると、修士課程修了者数は 1,634 人で、このうち専門看護師課程の修了者は 119 人。専門看護師教育課程を有する大学院は 109 校なので、専門看護師教育課程修了者は 1 大学院あたり平均 1 人ということになる。専門看護師の養成数が少ない原因として、専門分野が細分化されており、さらに専門分野ごとの教育に比重が置かれているため教員の負担が非常に大きく定員数を増やせないこと、また専門看護師教育課程を含め、大学院への進学希望者が少ないことなどが考えられる。そこで、専門看護師の養成数拡大のための方策として、APN 教育課程の整理統合、大学間の連携による資源の効率的活用、e-learning 等 ICT の活用により働きながら効果的に学べる仕組みの構築、認定看護師や特定行為研修修了者の大学院進学への促進などの方策が提案された。APN の養成数を増やして、APN を一定規模の集団にしていくことは、これからの超高齢・少子化社会におけるヘルスケアニーズに看護が積極的に応えていくために不可欠である。そのために、グランドデザインでは、APN 養成の目標数を掲げて、養成拡大に資する教育課程のモデルと具体的な養成拡大の方策を提示することとした。

第 3 回～第 4 回委員会では、APN のコンピテンシー、機能、裁量の範囲、CNS と NP の役割機能の違い、米国の APN 制度、NP の分野、APN 教育課程のあり方などについて議論を行い、グランドデザインとしては、アメリカの APN 教育に関するコンセンサスモデルを参考に、APN 養成数を増やすために必

要な教育の再構築として日本版コンセンサスマodelを提案することとした。

第5回委員会では、「APN グランドデザイン（案）」について議論を行った。グランドデザインは、2040年に向けたAPN制度のビジョンとして次の2つの目標を掲げた。

- 1) 高度実践看護師を2040年までに3万人輩出する。
- 2) 高度実践看護師制度を日本の看護制度に正式に位置付け、公的な資格制度を創設する。
(グローバルスタンダードを念頭に置いた高度実践看護師制度の創設)

「APN グランドデザイン（案）」では、1)のビジョンを達成するための具体的な方策として、APN教育課程の日本版コンセンサスマodel（案）について議論を行った。2)のビジョン達成のためにAPNの規制の仕組み、CNSとNPの違い、現在2つの団体が認定しているNP資格と教育課程認定の一本化等について議論した。

2018年度、2019年度の本委員会の議論を踏まえて「2040年に向けたAPN グランドデザイン」を策定した。今回、委員会が示したグランドデザインは、現行のAPN教育課程の構造を大きく変更するものとなっており、最終的に理事会での承認を経て、本協議会公式ホームページに全容を掲載することとする。

4. 今後の課題

- ・会員校に対して「2040年に向けたAPN グランドデザイン」を周知し、意見聴取を行い、実行性のあるグランドデザインに精錬する。
- ・グランドデザインを具体的に実行していくための工程を示す。
- ・APN資格制度について、会員校の合意形成をはかる。そのうえで、制度構築のために行政機関や関係団体との協議を進める。
- ・社会や国民に対して、APN制度の理解を深めてもらうための啓発活動を行う。

5. 資料

なし

「JANPU ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定委員会」

1. 構成員

1) 委員

委員長：田中美恵子（東京女子医科大学）

委員：宇佐美しおり（四天王寺大学）、神里みどり（沖縄県立看護大学）、佐藤幸子（山形大学）、
棚橋さつき（高崎健康福祉大学）

2) 業務担当理事

岡谷恵子（日本看護系大学協議会常任理事）

2. 趣旨

本委員会は、JANPU-NP 資格認定制度の実施及び改善のための検討等を行い、JANPU-NP の認定に関する事項について審議し、必要事項について定めることを目的とするものである。

3. 活動経過

本委員会は2019年7月31日に第1回委員会を開催し、2019年末までに第1回の認定審査を実施することを目標に次のことに取り組んだ。

- ・「第1回 JANPU-NP 資格認定審査要項」を策定し、受験者の募集を行った。
- ・面接試験の出題範囲、方法、合格基準を決定した。
- ・第1回認定審査の実施。4名の受験者に対し、書類審査と面接試験による認定審査を実施し、全員を認定した。
- ・本会公式ホームページに JANPU-NP の登録システムを作成し、4名の認定者の登録を行った。
- ・「第2回 JANPU-NP 資格認定審査要項」を策定し、受験者の募集を行った。

4. 今後の課題

JANPU-NP の資格認定審査が開始されたことを会員校に周知し、NP 教育課程を増やし、コンスタントに JANPU-NP 認定者を輩出できるようにすることが最大の課題である。また、本協議会として JANPU-NP の広報を積極的に実施していくことも課題である。

5. 資料

なし

「選挙管理委員会」

1. 構成員

1) 委員

委員長	叶谷由佳（横浜市立大学）
副委員長	森千鶴（筑波大学）
委員	吉良淳子（茨城県立医療大学）
	島袋香子（北里大学）
	宮本千津子（東京医療保健大学）

業務担当理事 石井邦子（千葉県立保健医療大学）

2) 協力者

立会人	城生弘美（東海大学）
	石井邦子（千葉県立保健医療大学）

2. 趣旨

一般社団法人日本看護系大学協議会役員候補者選挙規程及び選挙管理委員会規程に基づき、2020年度～2021年度の本協議会理事および監事を、2020年度社員総会において選出できるように活動を行う。

3. 活動経過

2020年度は役員改正年度であるため、本協議会に2019年11月に選挙管理委員会が設置され、計2回の委員会を開催し、以下の活動を行った。

- 1) 理事および監事の選挙日程の立案と関係書類の整備・確認
- 2) 選挙人名簿及び被選挙人名簿の作成
- 3) 理事および監事の選挙関係書類の整備・確認
- 4) 選挙公示、投票用紙の発送
- 5) 開票および開票の管理
- 6) 投票の有効、無効の判定
- 7) 選挙終了後、10名の理事候補者と補欠理事候補者4名、2名の監事候補者と補欠監事候補者2名の決定と理事会への結果報告

2019 年度日本看護系大学協議会活動内容

	事業活動名	代表・分掌者	内 容
常 設 委 員 会	高等教育行政対策委員会	井上 智子	1) 行政（文科・厚労等）、関連団体からの要請や動きを把握し、協議会としての見解や方向性が提言できるよう討議した。 2) Academic Administration に関する研修会に関して、今年度は大学再編成に関するパネルディスカッションを企画した。 3) 専門職大学の設置認可に関する情報収集を行い、2020 年度の新規入会校がないことを確認した。
	看護学教育質向上委員会	鎌倉 やよい	1) 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会が策定する看護学実習ガイドライン原案を作成した。 2) 科研費審査システム改革 2018 の影響に関する調査を日本看護系学会協議会と共同して実施し報告した。
	看護学教育評価検討委員会	小山 真理子	1) 2019年6月に発表した「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」を会員校に広報・普及するために、学術集会での交流集会と委員会独自のワークショップを企画・運営した。 2) 交流集会とワークショップの参加者に「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」の活用に向けたニーズ調査を行った。
	高度実践看護師教育課程認定委員会	小松 浩子 本庄 恵子	1) 高度実践看護師教育課程の審査および認定の実施 2) 高度実践看護師教育課程認定に関する申請希望大学への情報発信および相談業務の実施 3) 2020 年度版審査要項の作成 4) 高度実践看護師教育課程の質保証と委員会活動の効率化の検討 5) 高度実践看護師教育課程に関する実態調査の実施
	広報・出版委員会	堀内 成子	1) ホームページや SNS を通じた情報発信と交流の促進 2) ザ・データベース・オブ JANPU (DOJ) を介した会員校の紹介 3) CNS/NP の社会的認知度の向上のための広報戦略を企画 4) 入学前教育に関する実態調査
	国際交流推進委員会	上別府 圭子	1) 看護高等教育における国際活動・国際交流の積極的な推進に向けた研修会の企画（2020 年 2 月 22 日の研修会は中止） 2) 第 23 回 EAFONS への Executive Committee Members の参加と連携の促進
	データベース委員会	荒木田美香子	1) 「2018 年度 看護系大学に関する実態調査」 一般社団法人日本私立看護系大学協会と共同で 2019 年 10 月 8 日に調査を開始した。調査内容に大学入学前教育に関する項目を追加した。調査の対象大学数は 283 校、回答は 277 校、回収率は 97.9%と、過去最高であった。分析及び結果報告を両会委員の協働作業で実施した。高大連携に関する質問を新規に追加した。 2) 『看護系大学に関する実態調査の年次比較』2003 年度、2008 年度、2013 年度～2017 年度の調査結果および推移を取りまとめた。 1) 2) いずれも JANPU のホームページにて公開した。

2019 年度日本看護系大学協議会活動内容（続き）

	事業活動名	代表・分掌者	内 容
常 設 委 員 会	災害支援対策委員会	中野 綾美	<p>1) 被災後の教育継続に関する連携体制づくり：被災後の教育継続に関する連携体制づくり（案）の作成、災害フォーラム『災害時の教育継続支援のためのネットワークづくりに向けて』の開催（11月24日）</p> <p>2) 災害支援に関する情報の蓄積・活用の促進を目的としたホームページの改変（「災害を経験した大学の取り組み」「被災後の教育継続に関するネットワークづくり」「平時からの災害に対する取り組み」「災害に関する新着情報」に変更）</p> <p>3) 台風19号に関し、ホームページに「お見舞いとお伺い」の文書の掲載・メール配信、「JANPU 防災マニュアル指針2017」の紹介やニーズ調査の実施</p> <p>4) 日本災害看護学会のホームページのリンクを貼り、被災地の状況や看護の動きに関する情報提供を促進</p> <p>5) 「新型コロナウイルスの感染拡大にかかる看護系大学への影響及び対応に関する調査」実施と調査結果のホームページ掲載</p>
	APNグランドデザイン委員会	岡谷 恵子	<p>5回の委員会を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JANPU-NP 資格認定委員会および JANPU-NP 資格認定審査実行委員会の委員を選出し、委員会を発足させた。 ・APN グランドデザインについて検討し、APN 養成の促進のための高度実践看護師教育課程の再編・統合と日本の看護制度の中に APN 制度を正式に位置づけるための方策という2つの観点から2040年を目指した APN のグランドデザインを作成した。
	JANPU-NP資格認定委員会	田中 美恵子	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定規程」第13条に基づき、「試験」の方法について検討し、面接試験を実施することとし、面接試験の出題範囲や合格基準を検討した。 ・「第1回 JANPU-NP 資格認定審査要項」を作成し、認定審査の受験者を募集。4名の受験者が得られ、2019年10月30日に書類審査、11月24日に面接試験を実施し、全員が認定された。 ・JANPU-NP の登録の仕組みを本会公式ホームページに掲載した。 ・「第2回 JANPU-NP 資格認定審査要項」を作成し、本会公式ホームページに掲載して、第2回認定審査の受験者の募集を行った。
	選挙管理委員会	叶谷 由佳	<p>2020年度～2021年度の本協議会理事および監事を2020年度社員総会において選出できるように、役員候補者選挙規程及び選挙管理委員会規程に基づき選挙を行い、理事候補者および監事候補者の選出を行った。</p>

※平成6年度～平成30年度までの活動内容については本協議会のホームページ参照。

<http://www.janpu.or.jp/file/Activities.pdf>

定款

定款施行細則

役員候補者選挙規程

災害看護支援事業規程

災害看護支援事業資金取扱規程

一般社団法人日本看護系大学協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本看護系大学協議会と称する。英文では、**Japan Association of Nursing Programs in Universities** と表示し、略称は「JANPU」とする。

(目的)

第2条 本法人は、看護学高等教育機関相互の連携と協力によって、看護学教育の充実・発展及び学術研究の水準の向上を図り、もって人々の健康と福祉へ貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 看護学教育に関する調査研究
- (2) 看護学教育の質保証・向上
- (3) 高度実践看護師教育課程の推進
- (4) 看護学教育に関する政策提言
- (5) 看護学の社会への啓発活動
- (6) 看護学関連諸団体並びに国内外の諸機関との相互連携及び協力
- (7) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 本法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(公告方法)

第5条 本法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 本法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第6条 本法人は、機関として社員総会、理事、監事及び理事会を置く。

第2章 社員

(社員の資格)

第7条 本法人の目的に賛同し理事会で入会を認められた看護系大学（以下「会員校」という）の看護系学部・学科・専攻に所属し、各会員校から代表として推薦された看護学教育研究者1名を社員とする。

看護系大学とは、保健師、助産師、看護師の国家試験受験資格を取得させ得る4年制大学及び省庁大学校をいう。

(入社)

第8条 本法人の社員となるには、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第9条 本法人の会費は、社員が所属する会員校が負担するものとする。

- 2 会費の金額については、社員総会の議決により別に定める。
- 3 納入された会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(社員名簿)

第10条 本法人は、社員名簿を作成し、本法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 本法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所にあてて行うものとする。

(退社)

第11条 社員は、次に掲げる事由に該当する場合は退社するものとする。

- (1) 社員からの退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1ヵ月前に退社届を提出するものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
 - (2) 社員の資格を喪失した時
 - (3) 除名
- 2 前項第3号の社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(社員総会の決議事項)

第12条 社員総会は法令及び本定款に定める事項のほか、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準及び会費の金額
- (2) 社員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 各事業年度の決算報告
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 解散及び残余財産の処分

(招集)

第13条 本法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から4ヵ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、開催日の1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第14条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、あらかじめ定めた代表理事がこれに当たる。ただし、その者に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(社員総会の決議の省略)

第17条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 やむを得ない理由で社員総会に出席できない社員は、その議決権を他の社員又は会員校の看護学教育研究者を代理人として、議決権を行使することができる。

ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名を選任して署名押印し10年間本法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(理事の員数)

第20条 本法人の理事の員数は、10人以上15人以内とする。

(監事員数)

第21条 本法人の監事の員数は、2人以内とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第22条 本法人の理事及び監事（以下本条において「役員」という）の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。役員候補者の選出方法については、定款施行細則に定めることとする。

2 第1項の決議をする場合には、役員が欠けた場合又は法人法若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。

- 3 第2項の規定による補欠役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2回目に開催する定時社員総会の開始の時までとする。ただし、社員総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

(代表理事等)

第23条 本法人に代表理事を1人、副代表理事を1人置く。

- 2 前項の代表理事及び副代表理事は、法人法上の代表理事とする。
- 3 本法人に常任理事を2人以内置くことができ、理事会の決議により常任理事のうち1人を法人法上の業務執行理事とすることができる。
- 4 代表理事、副代表理事、常任理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事及び監事の任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬その他の職務執行の対価として本法人から受取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(責任の免除又は限定)

第26条 この法人は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 各事業年度の事業計画及び収支予算の設定並びにその変更
- (4) 前各号に定めるもののほか、この法人業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 代表理事、副代表理事、常任理事及び業務執行権を持つ常任理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、代表理事がこれを招集し、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第29条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、その者に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第31条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第32条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第33条 代表理事、副代表理事及び業務執行権を持つ常任理事は、毎事業年度に、4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第34条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事、副代表理事及び監事が、これに署名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 委員会等

(委員会)

第35条 本法人に、その事業の円滑な遂行を図るため、委員会等を設けることができる。

2 委員会等の設置及び運営に関する基本的事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第7章 計算

(事業年度)

第36条 本法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置くものとする。

(剰余金)

第38条 本法人は、剰余金の配当は行わないものとする。

第8章 解 散

(解散の事由)

第39条 本法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 合併(合併により本法人が消滅する場合)
- (3) 破産手続開始の決定

(剰余財産の帰属)

第40条 本法人が解散した場合に残余財産がある場合には、社員総会の決議を経て、国または地方公共団体または公益社団法人に帰属させる。

第9章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第41条 本法人の設立時社員の住所及び氏名は、次のとおりである。

(住所)

(氏名) 中山 洋子

(住所)

(氏名) 野嶋 佐由美

(住所)

(氏名) 小泉 美佐子

(住所)

(氏名) 高橋 真理

(住所)

(氏名) 田村 やよひ

(住所)

(氏名) 片田 範子

(住所)

(氏名) 正木 治恵

(住所)

(氏名) リボウィッツ よし子

(住所)

(氏名) 太田 喜久子

(住所)

(氏名) 小島 操子

(住所)

(氏名) 濱田 悦子

(設立時の役員)

第42条 本法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	中山	洋子
設立時理事	野嶋	佐由美
設立時理事	小泉	美佐子
設立時理事	高橋	真理
設立時理事	田村	やよひ
設立時理事	片田	範子
設立時理事	正木	治恵
設立時理事	リボウィッツ	よし子
設立時理事	太田	喜久子
設立時監事	小島	操子
設立時監事	濱田	悦子

設立時代表理事 中山洋子

(最初の事業年度)

第43条 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

(最初の主たる事務所の所在場所)

第44条 最初の主たる事務所は、東京都千代田区内神田二丁目11番5号 大澤ビル6階に置く。

(細則)

第45条 この定款施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

(定款に定めのない事項)

第46条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

第47条 本法人設立日に旧会の名簿に登録されている会員校の代表は、本法人設立の効力発生をもって、定款第7条の定めに基づく本法人の社員とみなす。

附則 この規程は、平成22年6月25日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成24年6月18日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成25年7月1日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成27年2月16日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成29年3月25日から施行する。

一般社団法人日本看護系大学協議会 定款施行細則

この施行細則は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）定款第45条に基づき、本会の運営に必要な事項を定める。

（会費）

第1条 本会の会費は、定款第9条第2項にもとづき、1校につき年額230,000円とする。

2 会費の納入は、毎年5月末日までに本会に当該年度分を納入しなければならない。ただし新会員校の会費納入日はこの限りではない。

（理事候補者の種類及び選出）

第2条 本会の理事候補者については次の3種とする。

（1）選挙理事候補者

別に定める役員候補者選挙規程により社員の中から選出された者を選挙理事候補者とする。

（2）指名理事候補者

代表理事が理事会の承認を得て、前項の候補者とは別に社員の中から推薦した者を指名理事候補者とする。

（3）常任理事候補者

常任理事は、本会の事務所を主たる勤務地とする理事であり、社員に限らず理事会が推薦した者を常任理事候補者とする。

（監事候補者の選出）

第3条 監事候補者は、別に定める役員候補者選挙規程により社員の中から選出する。

（役員候補者の人数）

第4条 選挙理事候補者は、10名とする。

2 指名理事候補者は、3名以内とする。

3 常任理事候補者は、理事会が必要と認めた場合に限り、2名以内で置くことができる。

4 監事候補者は、2名とする。

（役員候補者の補欠候補者）

第5条 定款第22条第2項の補欠役員の候補者は、役員候補者選挙の次点者から得票順に若干名選出する。

（役員候補者の任期）

第6条 役員候補者の再任は、選挙理事・指名理事・監事の別を問わず連続しては2回（3期）までとする。

2 常任理事の再任は、第1項の規定にかかわらず、常任理事として就任してから連続2回（3期）までとし、選挙理事・指名理事・監事を連続3期務めた者を常任理事に選任することを妨げない。

3 常任理事以外の役員については、任期中に会員校から代表として推薦された社員でなくなった場合は、原則辞任するものとする。後任を選任する場合の候補者は、役員候補者選挙において次点の者から順に選任する。

4 第3項にかかわらず、役員交代の事業年度に限り定時社員総会までは役員を継続することができる。

（委員会の設置）

第7条 本会の円滑な遂行を図るため、定款第35条第2項にもとづき、本会に常設委員会と臨時委員

会を置く。

(常設委員会)

第8条 本会に次の常設委員会を置く。

- (1) 高等教育行政対策委員会
- (2) 看護学教育質向上委員会
- (3) 看護学教育評価検討委員会
- (4) 高度実践看護師教育課程認定委員会
- (5) 広報・出版委員会
- (6) 国際交流推進委員会
- (7) データベース委員会
- (8) 災害支援対策委員会

(臨時委員会)

第9条 臨時委員会の設置・配置等については、理事会で決定する。

- 2 臨時委員会の構成等は、原則として常設委員会に準ずる。
- 3 役員選挙を必要とする該当年次に選挙管理委員会を設置する。

(定款施行細則の改正)

第10条 定款施行細則の改正は、社員総会の決議により行う。

附則 この細則は、平成22年12月24日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成26年6月16日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成27年2月16日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成28年6月20日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成29年3月25日から施行する。

なお、第6条（役員の任期）についての規定の変更は平成28年度に選任された役員を1期目として適用することとする。

一般社団法人日本看護系大学協議会 役員候補者選挙規程

この規程は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という）定款施行細則第2条及び第3条に基づき、理事・監事（以下「役員」という）候補者の選挙に必要な事項を定める。

（選挙人）

第1条 選挙人は、役員選挙の告示までに認められた会員校の社員とする。

（被選挙人）

第2条 被選挙人は、役員選挙の告示までに会員校として認められた大学の社員とする。

2 次に掲げる社員は、役員の候補者となることはできない。

（1）当該年度までに3期続けて役員を務めた社員

（2）3期続けて役員を輩出した会員校の社員

（選挙理事候補者の選出）

第3条 選挙理事候補者の選出は、選挙人である社員1名につき、理事候補者5名の無記名投票とする。

（監事候補者の選出）

第4条 監事候補者の選出は、選挙人である社員1名につき、監事候補者1名の無記名投票とする。

（選挙の公示）

第5条 選挙管理委員会は、理事会で決定された選出すべき役員候補者及び補欠役員候補者の数を確認し、日程を定め社員へ告示する。

（選挙人及び被選挙人名簿）

第6条 選挙管理委員会は、選挙人及び被選挙人を確認し、選挙人名簿及び被選挙人名簿を作成し、理事会の承認を得る。

（投票用紙と被選挙人名簿）

第7条 選挙管理委員会は、投票用紙と被選挙人名簿を、選挙人に郵送し、郵便による投票を行う。

（1）郵送用封筒には、投票用紙入り封筒（内封筒）1枚と返信用封筒（外封筒）1枚が含まれる。

（2）投票用紙入り封筒（内封筒）は無記名封印したものとする。

（3）返信用封筒（外封筒）には選挙人住所・氏名欄を記載する。

（開票立会人）

第8条 開票は選挙管理委員会の管理下に行う。

2 開票の際には、立会人2名を置く。

3 立会人は、選挙管理委員会委員長が委員以外の社員から選出する。

（無効投票）

第9条 次の投票については、無効とする。

（1）正規の投票用紙及び封筒を用いないもの

（2）返信用封筒（外封筒）に記名のないもの

（3）返信用封筒（外封筒）の記名が選挙人でないもの

- (4) 被選挙権を有しない者に投票したもの
- (5) 定められた人数を超えて投票したもの
- (6) 投票期限を過ぎてから到着したもの
- (7) 記載あるいは表示されたものから判断不可能なもの
- (8) その他定款並びに本規程に反するもの

(選挙による役員候補者の決定)

第10条 役員候補者の決定は次の方法による。

- (1) 選挙において有効な投票数の多い順に理事候補者及び監事候補者を選出する。
- (2) 同数の有効投票を得た者については、抽選により決定する。
- (3) 理事候補者、監事候補者の両方に選出された者は、得票数の多いほうの役員候補者として選出し、理事候補者、監事候補者の両方に同数の得票を得た者は、理事候補者として選出する。
- (4) 選挙管理委員会は、投票の結果、理事及び監事候補者が決定したときは、選出された社員にその旨を通知し、その承諾を得る。
- (5) 選出された者が辞退したときは、補欠役員候補者から順に繰り上げることとする。
- (6) 選挙管理委員会は、役員候補者名簿及び補欠候補者名簿を作成し、開票結果とともに理事会に報告する。

(本規程の改正)

第11条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、2010年12月24日より施行する。

附則 この規程の改正は、2017年3月25日から施行する。

附則 この規程の改正は、2019年6月14日から施行する。

附則 この規程の改正は、2019年11月8日から施行する。

一般社団法人日本看護系大学協議会 災害看護支援事業規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という）は、（広く）災害で被災した会員校に所属する学生と教員に対する支援、被災した人々を看護支援する教員や学生の活動に対して支援するための事業を行う。本規程は、この事業を推進するために本会が行う募金活動、支援金助成の基準や手続きについて定める。

(事業の内容)

第2条 本会は、災害看護支援事業として次の活動を行う。

- (1) 会員校の被災した学生や教員への支援ならびに被災地の災害看護活動を支援する教員や学生のための募金。
- (2) 会員校の教員・学生が行う看護活動の支援および広報。
- (3) その他、理事会が認めた活動。

(募金活動)

第3条 受け付けた募金は本規程に則り、災害看護支援金として取り扱う。

(災害支援対策委員会)

第4条 第2条に掲げる事業を推進するために、本会に災害支援対策委員会（以下「委員会」という）を置く。

- 2 委員会は別に理事会が定める規程により運営する。

(支援金交付対象)

第5条 災害看護支援金は、本会の会員校に所属する教員と学生とする。

- 2 前項の定めに関わらず、理事会が認めた場合は、非会員も支援対象とする。

(支援金申請)

第6条 支援金を受けようとするものは、理事会が定める期間までに、別に定める申請書と必要な書類を添付し、代表理事へ提出しなければならない。

(審査)

第7条 代表理事は、前条の支援金申請があったときは、委員会に諮ったうえで、支援の可否等について決定し、申請者に「支援金内定通知書」を送付する。

- 2 支援対象事業は次の通りとする。

- (1) 被災地における直接・間接的看護活動
- (2) 被災地における情報収集活動、災害看護の調査・研究
- (3) 研究成果を活用した看護活動に有益な情報の発信および広報活動
- (4) その他、委員会が認めた活動

- 3 前項に掲げる事業であっても、次の各号に該当する活動は支援対象とはしない。

- (1) 国または地方公共団体が運営し、またその責任に属するとみなされる活動。
- (2) 設立開始後満1ヶ年を経過しない団体による活動。ただし、必要性が認められる場合はこの限りではない。
- (3) 国籍、宗教、政党、組合などの関係からその対象を特に限定していて一般的に開放されず、構成

- 員の互助共済を主たる目的とする事業等、社会福祉的な性格の明らかでない団体による活動。
- (4) 看護活動であっても、政治、宗教、組合等の手段として行う活動。
 - (5) その名称の如何にかかわらず、営利のために行なっているとみなされる活動。
 - (6) 支援による効果が期待できない活動。
 - (7) 他の補助金をもって実施することが適当と認められる活動。

(支援額の決定)

第8条 被助成者への支援金額の決定は、「助成金決定通知書」にて通知するものとする。

(交付請求)

第9条 被助成者は、前条の通知を受け支援金を受けようとする時は、別に定める「支援金請求書」を代表理事あてに提出する。

(支援金の交付)

第10条 本会は、前条による支援金請求書を受理した場合は、その内容が適正であることを確認のうえ支援金を送金する。

(事業完了報告)

第11条 被助成者は、事業完了後直ちに「事業完了報告書」に支出を証明する書類を添付して、本会に提出しなければならない。

2 本会は、必要があると認めるときは、被助成者に対して調査を行うことができる。

(助成金の経理)

第12条 被助成者は、支援金の使途経理について常時内容を明らかにしておかなければならない。また、本会が要求するときは必要な記録および諸帳簿を提示するものとし、監査を拒むことはできない。

(助成金の返金)

第13条 事業完了報告後、交付した助成金が経費の額の合計額を上回った場合、その上回った部分については本会へ返還を要する。

(支援の取り消し)

第14条 被助成者が次の項目に1つでも該当する時は、支援金の全額もしくは一部を本会に返還させることができる。

- (1) 経理状況が極めて不良と認めたもの。
- (2) 経理上不都合ありと認めたもの。
- (3) 支援決定後事業を一部休止または廃止したもの。
- (4) 支援金を指定された事業以外に使用したとき。
- (5) 事実と相違した申請または使途報告を行ったとき。
- (6) その他、本協議会の指示に従わずまたは不相当と認めた場合。

(本規程の改正)

第15条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、2012年10月14日から施行する。

一般社団法人日本看護系大学協議会 災害看護支援事業資金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という。）の有する災害看護支援事業資金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 この法人は、特定資産として、災害看護支援事業資金を設けることができる。

(積立)

第3条 本規程に基づき、災害看護支援事業資金に積立を行うものとする。

(運用)

第4条 災害看護支援事業資金の運用対象は、次のとおりとする。

- (1) 国債、地方債及び政府保証債
- (2) 金融機関への預貯金
- (3) 貸付信託、金銭信託及び公社債投資信託

(運用性)

第5条 災害看護支援事業資金から生ずる運用益については、災害看護支援事業に使用し、又は当該事業資金に積立てるものとする。

(取崩)

第6条 災害看護支援事業資金は、社員総会の決議により、災害看護支援事業資金の全部又は一部を取り崩すことができる。

(本規程の改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、2012年10月14日から施行する。

委員会規程

1. 委員会に関する規程（共通）
2. 高等教育行政対策委員会規程
3. 看護学教育質向上委員会規程
4. 看護学教育評価検討委員会規程
5. 高度実践看護師教育課程認定委員会規程
 - ・ 高度実践看護師教育課程認定規程
 - ・ 高度実践看護師教育課程認定細則
 - ・ 高度実践看護師教育課程基準
6. 広報・出版委員会規程
7. 国際交流推進委員会規程
8. データベース委員会規程
9. 災害支援対策委員会規程
10. 選挙管理委員会規程
11. 常任理事候補者選考委員会規程
12. APN グランドデザイン委員会規程
13. JANPU ナースプラクティショナー（JANPU-NP）
資格認定委員会規程
 - ・ JANPU ナースプラクティショナー（JANPU-NP）
資格認定規程
 - ・ JANPU ナースプラクティショナー（JANPU-NP）
資格認定細則

一般社団法人日本看護系大学協議会 委員会に関する規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条、第8条及び第9条に基づき、委員会（常設および臨時）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（任務）

- 第1条 委員会は理事会より委任を受けた事項を審議し、その経過および結果等を理事会で報告する。
- 2 委員会の活動内容は、当該年度末の事業活動報告書に掲載する。
 - 3 委員会の議事録は事務局に提出し、主たる事務所に保管する。

（委員長）

- 第2条 委員会の委員長は理事会において選任する。
- 2 委員長は、理事あるいは理事会で指名する者とする。ただし、JANPU ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定委員会はこの限りではない。
 - 3 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
 - 4 委員長は、委員の中から副委員長を指名することができる。

（委員の資格）

- 第3条 委員は会員校に所属する教員とする。
- 2 会員校ではない外部機関に所属する者は協力員とする。

（委員会の構成）

- 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
- (1) 委員長（1名）
 - (2) 委員長が指名した者（若干名）
 - (3) 公募により、社員の推薦を受けた者（若干名）
- 2 委員会の委員は、理事会の承認を得る。
 - 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
 - 4 同一委員会内で同じ会員校に所属する委員は2名までとする。ただし高度実践看護師教育課程認定委員会はこの限りではない。

（任期）

- 第5条 委員長および委員の任期は原則2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。但し、委員会の設置期間が2年未満の場合はその期間による。
- 2 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一する。

（委員会の議決事項）

- 第6条 委員会の開催は委員の半数の出席をもって成立する。
- 2 委員会の議決事項は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

（委員会の運営）

- 第7条 委員会は、委員長が招集し、その議事を整理する。

2 委員会の事務は、委員長が指名する。

(本規程の改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、2011年1月10日から施行する。

附則 この規程の改正は、2011年3月6日から施行する。

附則 この規程の改正は、2016年7月8日から施行する。

附則 この規程の改正は、2017年3月20日から施行する。

附則 この規程の改正は、2019年9月27日から施行する。

一般社団法人日本看護系大学協議会 高等教育行政対策委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条と第8条に基づき、高等教育行政対策委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 看護学高等教育が直面している課題の解決に向けて、必要な諸方策を検討し、日本看護系大学協議会の立場から見解や方向性を表明する。

（審議事項）

第2条 高等教育行政対策委員会の審議事項は次の通りとする。

- （1）看護学高等教育行政・制度に関すること
- （2）設置者別の固有な課題に関すること
- （3）看護学教育の政策提言に関すること
- （4）その他必要となる事項

（委員会の構成）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- （1）委員長（1名）
 - （2）学長、学部長等、大学の運営に携わる立場にある者
 - （3）委員長が指名した者
- 2 委員会の委員は、理事会の承認を得る。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

（本規程の改正）

第4条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、2011年1月10日から施行する。

附則 この規程の改正は、2017年3月20日から施行する。

一般社団法人日本看護系大学協議会 看護学教育質向上委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条と第8条に基づき、看護学教育質向上委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 本委員会は、看護系大学における看護学教育の充実・向上を図るために、看護系大学の教育の質に関する事項並びに看護教員に求められる資質・能力向上に関する事項について検討する。

（任務）

第2条 看護系大学における看護学教育に関する調査研究を行い、教育改善に役立てる基礎資料を得るとともに、それらの課題について看護系大学間で共有して、課題解決と教育の向上を目的とした検討会、研修会を企画、開催する。

（本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、2011年1月10日から施行する。

附則 この規程の改正は、2017年3月20日から施行する。

一般社団法人 日本看護系大学協議会 看護学教育評価検討委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条と8条に基づき、看護学教育評価検討委員会（以下、「委員会」という）の設置・運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 看護系大学の学士課程・大学院の教育の質を高い水準で保証するために、具体的な評価内容と評価方法・評価組織の構築について検討する。

（審議事項）

第2条 看護学教育評価検討委員会の審議事項は以下の通りとする。

- （1）学士課程における教育の評価に関すること
- （2）大学院における教育の評価に関すること
- （3）看護系大学の教育評価における組織体制に関すること
- （4）その他看護学教育評価に関する重要な事項

（本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、2011年1月10日より施行する。

附則 この規程の改正は、2017年3月20日から施行する。

一般社団法人日本看護系大学協議会 高度実践看護師教育課程認定委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条及び第8条に基づき、高度実践看護師教育課程認定委員会（以下「認定委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

- 第1条 委員会は、高度実践看護師教育課程の普及に向けて、高度実践看護師教育課程の審査・認定、専門看護分野の特定を行うとともに、認定体制のあり方を検討することを目的とする。
- 2 高度実践看護師教育課程の認定等にあたり、他の関係機関と連携・協議する。

（委員会の審議事項）

- 第2条 認定委員会は、高度実践看護師教育課程認定規程に基づき次に掲げる事項を審議する。
- （1）高度実践看護師教育課程の認定体制及び運営に関すること。
 - （2）専門看護分野の教育課程の特定等に関すること。
 - （3）専門看護分野の教育課程の認定に関すること。
 - （4）その他、認定等に関する重要な事項。

（委員会の構成）

- 第3条 認定委員会は、各専門分科会の代表者、高度実践看護師教育課程に携わっている者及び有識者の若干名からなる委員をもって構成する。
- 2 認定委員は、認定委員会の推薦を経て理事会の承認を得る。
- 3 認定委員会の委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

（委員会の運営）

- 第4条 認定委員会は、委員長が招集し、その議事を整理する。
- 2 委員会の事務は、委員長が所属する会員校が担当することができる。

（専門分科会）

- 第5条 認定委員会は、専門看護分野の教育課程の認定を行うにあたり、専門看護分野ごとに専門分科会を設けるものとする。
- 2 専門看護分野の代表者は、認定委員会の委員となり、専門分科会の委員長を務める。
 - 3 専門看護分野の代表者は、認定委員会に対して分科会の委員を推薦する。
 - 4 専門看護分野の代表者は、議事録を作成しこれを保管しなければならない。
 - 5 分科会は、非公開とする。

（専門分科会委員の任命と任期）

- 第6条 専門分科会委員は、原則として大学院において高度実践看護師教育課程に携わっている者、若干名で構成し、認定委員会委員長が任命する。
- 2 ただし、新たに立ち上がった分科会あるいは認定教育課程が少数の分科会に限り、以下のいずれかに該当する者を、委員としておくことができる。
- （1）大学院において高度実践看護師教育課程に携わっていた経験を有する者
 - （2）専門分科会の委員として、審議にかかわった経験を有する者
 - （3）専門分科会領域において、優れた業績を有する者
- 3 分科会の委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

(専門分科会の審議事項)

第7条 専門分科会は、認定委員会の諮問を受け、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 専門看護分野別の専攻教育課程についての判定基準の作成に関する事。
- (2) 申請があつた高度実践看護師教育課程について、専門看護分野別の専攻教育課程の適切性を審査し、その結果を認定委員会に報告する。
- (3) その他、認定委員会から委嘱された事項。

(本規程の改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

- 附則
1. この規程は、2011年1月10日から施行する。
 2. この規程の改正は、2015年2月16日から施行する。
 3. この規程の改正は、2017年3月20日から施行する。
 4. この規程の改正は、2018年10月5日から施行する。

一般社団法人日本看護系大学協議会 高度実践看護師教育課程認定規程

制定 1998年6月26日

第1章 総則

第1条 この規程は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という）が、高度な専門知識と技術を持った高度実践看護師教育の質の維持と向上をめざし、高度実践看護師育成に適切な教育課程の基準を定めるとともに、その教育課程の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 高度実践看護師教育課程の定義

第2条 高度実践看護師教育課程は、専門看護師教育課程およびナースプラクティショナー教育課程により構成する。

2 専門看護師教育課程は、保健・医療・福祉現場において、複雑な健康問題を有する患者にケアとケアを統合し、卓越した直接ケアを提供するとともに、相談、調整、倫理調整、教育、研究を行い、ケアシステム全体を改善することで、看護実践を向上させる高度実践看護師を養成する教育課程とする。

3 ナースプラクティショナー教育課程は、保健・医療・福祉現場において病院・診療所等と連携して、現にまたは潜在的に健康問題を有する患者にケアとケアを統合し、一定の範囲で自律的に治療的もしくは予防的介入を行い、卓越した直接ケアを提供する高度実践看護師を養成する教育課程とする。

第3章 専門看護分野の教育課程の特定等

第3条 専門看護分野^{注1)}の教育課程の特定については、認定委員会で審議し、理事会の決議をもって行うものとする。

2 高度実践看護師教育課程基準ならびに審査規準の見直しについては、定期的実施する。

注1)「専門看護分野」とは、高度実践看護師教育課程、すなわち専門看護師教育課程およびナースプラクティショナー教育課程の専門看護分野である。

第4章 高度実践看護師教育課程認定の申請資格

第4条 高度実践看護師教育課程認定の申請をする機関は、次の各号の基準を全て満たしているものとする。

(1)本会の会員校において高度実践看護師教育を行っている課程または行う予定の課程であること。

(2)本会で別に定めた教育課程に関する次に掲げる条件をみたしていること。

A. 専門看護師38単位申請の場合^{注2)}

① 履修単位数は、38単位以上とし、そのうち実習は10単位以上であること。

② 共通科目Aのうち、8単位以上を必修とすること。

③ 共通科目Bを、6単位以上必修とすること。

④ 専門看護分野別の専攻教育課程基準をみたしていること。

注2) 2012年度より新規申請開始。

B. ナースプラクティショナー46単位申請の場合^{注3)}

- ① 履修単位数は、46単位以上とし、そのうち実習は10単位以上であること。
- ② 共通科目Aのうち、8単位以上を必修とすること。
- ③ 共通科目Bを、6単位以上必修とすること。
- ④ 専門看護分野別の専攻教育課程基準をみたしていること。

注3) 2015年度より新規申請開始。

第5章 高度実践看護師教育課程認定の審査方法等

第5条 前条に該当する機関の代表者が、認定を申請する場合は、申請書類に審査料を添え、本会に提出するものとする。申請年度、申請書類および審査料については別に定める。

2 既に高度実践看護師教育課程の認定を受けている教育課程が、共通科目及び専攻教育課程の科目の追加、及び科目内容の変更、科目単位の変更による認定を申請する場合は、申請書類に審査料を添え、本会に提出するものとする。申請書類および審査料については別に定める。

第6条 審査は毎年1回、書類審査を中心に行われるものとする。

2 認定委員会は、必要に応じてその都度、聞き取り等を行う。

第7条 本会の代表理事は、認定委員会が高度実践看護師教育課程として認定した機関に対して高度実践看護師教育課程認定証（以下「認定証」という）を交付する。

2 本会は、前項の認定を行った場合には、その教育機関名を公表するとともに高度実践看護師教育課程認定名簿に登録する。

3 認定証の有効期間は、認定年度から10年間とする。ただし、本規程第12条及び第13条の規定により高度実践看護師教育課程認定の資格を喪失したときは、認定証の有効期間は資格を喪失した日までとする。

第6章 高度実践看護師教育課程認定の更新

第8条 本会は、高度実践看護師教育課程の質の維持と向上を目的として、高度実践看護師教育課程認定更新制度を実施するものとする。

第9条 本会の認定を受けた高度実践看護師教育課程認定機関は、認定を受けた日から10年毎にこれを更新しなければならない。

2 認定更新を申請する機関は、申請書類に審査料を添え、本会に提出するものとする。申請書類ならびに審査料については別に定める。

3 審査は毎年1回、書類審査を中心に行われるものとする。

第10条 高度実践看護師教育課程の認定更新を申請する機関は、第4条、第5条の規定によるものとする。

第7章 高度実践看護師教育課程等の名称の変更届

第11条 本会の認定を受けた高度実践看護師教育課程等の名称に変更があった場合、変更点を届け出るものとする。

2 大学、研究科、ないし教育課程、コースの名称に変更があった場合には、その変更点を届け出る

ものとする。

3 科目名に変更があった場合には、その変更点を届け出るものとする。

第8章 高度実践看護師教育課程認定の資格喪失等

第12条 高度実践看護師教育課程認定の資格は、次の各号に該当する事由が生じた場合は、認定委員会の議を経て喪失するものとする。

- (1) 高度実践看護師教育課程認定の資格を辞退したとき。
- (2) 高度実践看護師教育課程認定の更新をしなかったとき。
- (3) 本会の会員校ではなくなったとき。

第13条 高度実践看護師教育課程として相応しくない事由が生じた場合は、認定委員会並びに理事会で審議し、高度実践看護師教育課程の認定を取り消すことができる。

第9章 他の組織との連携

第14条 本会は、高度実践看護師教育課程の認定等にあたり、必要に応じて他の組織と連携したり協議することができる。

第10章 規程の改定等

第15条 この規程の改定については、認定委員会の議決を経て、理事会の決議により行う。

第16条 この規程に定めるもののほか、高度実践看護師教育課程の認定に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、1998年6月26日から施行する。
2. この規程は、1999年10月22日から施行する。
3. この規程は、2003年5月23日から施行する。
4. この規程は、2007年5月11日から施行する。
5. この規程は、2011年1月10日から施行する。
6. この規程は、2012年6月18日から施行する。
7. この規程は、2015年2月16日から施行する。
8. この規程は、2017年6月19日から施行する。
9. この規程は、2019年6月14日から施行する。ただし、改定後の第4条及び第7条の規定については、2020年4月1日から施行する。

(経過措置)

1. すでに専門看護師教育課程の認定を受けた教育課程は、第2条の高度実践看護師教育課程の認定を受けたものとみなす。

一般社団法人日本看護系大学協議会
高度実践看護師教育課程認定細則

制定 1998年6月26日

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という）高度実践看護師教育課程認定規程の施行に当たり、規程第16条により、規程に定められた以外の事項について細則に定めるものとする。

第2章 専門看護分野の教育課程の特定等

第2条 専門看護分野の教育課程の特定を申請するものは、所定の申請書類（様式8-1、8-2）を認定委員会に提出しなければならない。申請書類に含まれる事項は下記のように定める。

- (1) 当該専門看護分野特定の必要性
- (2) 当該分野における既存の大学院教育の実状
- (3) 当該分野の専攻教育課程の案
- (4) 当該分野の専攻教育課程の審査規準案

第3条 専門看護分野の教育課程の特定に関する申請は、毎年7月末までに、申請書類を整えて申請するものとする。（様式8-1、8-2）

第4条 特定されている専門看護分野の教育課程およびその英語名は以下の通りである。

- (1) 専門看護師教育課程
がん看護 (Cancer Nursing). 慢性看護 (Chronic Care Nursing). 母性看護 (Women's Health Nursing). 小児看護 (Child Health Nursing). 老年看護 (Gerontological Nursing). 精神看護 (Psychiatric Mental Health Nursing). 家族看護 (Family Health Nursing). 感染看護 (Infection Control Nursing). 地域看護 (Community Health Nursing). クリティカルケア看護 (Critical Care Nursing). 在宅看護 (Home Care Nursing). 遺伝看護 (Genetic Nursing). 災害看護 (Disaster Nursing). 放射線看護 (Radiological Nursing).

【専門看護師教育課程】 名称（日本看護系大学協議会）	【認定資格】 専門看護師名称（日本看護協会）
がん看護専攻教育課程	がん看護専門看護師
慢性看護専攻教育課程	慢性疾患看護専門看護師
母性看護専攻教育課程	母性看護専門看護師
小児看護専攻教育課程	小児看護専門看護師
老年看護専攻教育課程	老人看護専門看護師
精神看護専攻教育課程	精神看護専門看護師
家族看護専攻教育課程	家族支援専門看護師
感染看護専攻教育課程	感染症看護専門看護師
地域看護専攻教育課程	地域看護専門看護師
クリティカルケア看護専攻教育課程	急性・重症患者看護専門看護師
在宅看護専攻教育課程	在宅看護専門看護師
遺伝看護専攻教育課程	遺伝看護専門看護師
災害看護専攻教育課程	災害看護専門看護師
放射線看護専攻教育課程	未特定

(2) ナースプラクティショナー教育課程
プライマリケア看護（Primary Care Nursing）

【ナースプラクティショナー教育課程】 名称（日本看護系大学協議会）	【認定資格】 ナースプラクティショナー名称 （日本看護系大学協議会）
プライマリケア看護専攻教育課程	日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）

- 2 高度実践看護師の英語での表記法は、「Advanced Practice Nurse」とする。
- 3 専門看護師の専門看護分野を示す際の英語での表記法は、「Certified Nurse Specialist in（専門看護分野名）」とする。
- 4 ナースプラクティショナーの専門看護分野を示す際の英語での表記法は、「Certified Nurse Practitioner in（専門看護分野名）」とする。

第5条 高度実践看護師教育課程基準ならびに審査規準の見直しは5年毎に、高度実践看護師教育課程検討委員会（以下「検討委員会」という）を設けて検討する。

- 2 検討委員会委員は、理事会が任命する。

第3章 高度実践看護師教育課程認定の申請資格

第6条 規程第4条により、高度実践看護師教育課程の認定を申請する機関は、高度実践看護師教育課程基準に定める教育内容を有していなければならない。

A. 専門看護師38単位申請の場合

- (1) 共通履修科目として、共通科目A、共通科目Bを設ける。共通科目Aとは、看護教育論、

看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論である。
共通科目Bとは、フィジカルアセスメント、病態生理学、臨床薬理学である。

(2) 専門看護分野別の専攻教育課程は、高度実践看護師教育課程基準別表で提示する。

B. ナースプラクティショナー46単位申請の場合

(1) 共通履修科目として、共通科目A、共通科目Bを設ける。共通科目Aとは、看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論である。
共通科目Bとは、フィジカルアセスメント、病態生理学、臨床薬理学である。

(2) 専門看護分野別の専攻教育課程は、高度実践看護師教育課程基準別表で提示する。

第4章 高度実践看護師教育課程の認定の審査方法等

第7条 規程第5条により、認定のための申請書類は下記のように定める。

- (1) 高度実践看護師教育課程認定審査申請書（様式1-1）
 - (2) 共通科目の照合表（様式2：38単位申請用、46単位申請用）
 - (3) 専攻教育課程照合表（様式3：38単位申請用、46単位申請用）
- 2 既に共通科目の審査を終えている大学院が新たな専門看護分野の高度実践看護師教育課程の認定を申請する場合は様式1及び様式3を提出するものとする。
- 3 既に認定されている教育課程が科目の追加及び科目内容の変更、科目単位の変更による科目の認定を申請する場合は様式1と様式2又は様式3、及び様式1-2-1又は様式1-2-2を提出するものとする。
- 4 高度実践看護師教育課程の認定を希望する機関は、申請書類と審査料を、毎年7月末までに、認定委員会に提出しなければならない。
- 5 既納の審査料は、返還しない。

第8条 認定委員会からの勧告、及び助言の内容については、当該教育機関以外には公表しない。

第9条 規程第7条にある認定証は様式4、及び高度実践看護師教育課程認定名簿は様式5とする。

第10条 本会は、高度実践看護師教育課程審査要項を公表する。

第11条 日本看護系大学協議会が認定する高度実践看護師教育課程の有効期限は、高度実践看護師教育課程として認定された年度を基準とする。

- 2 第7条の3により高度実践看護師教育課程の共通科目の追加認定があった場合、その追加された科目は、既に認定された高度実践看護師教育課程の有効期限に準じるものとする。
- 3 第7条の3により高度実践看護師教育課程の専攻教育課程の科目の追加認定があった場合、その追加された科目は、既に認定された高度実践看護師教育課程の有効期限に準じるものとする。

第5章 高度実践看護師教育課程の認定更新

第12条 高度実践看護師教育課程の認定更新の申請書類は、下記のものとする。

- (1) 高度実践看護師教育課程更新認定審査申請書（様式1-2）
 - (2) 共通科目の照合表（様式2-1、2-2）
 - (3) 専攻教育課程照合表（様式3）
 - (4) 変更点に関する説明書（様式9-1、9-2）
- 2 認定更新を希望する機関は、申請書類と審査料を、毎年7月末までに、認定委員会に提出しなければならない。

ならない。

第6章 高度実践看護師教育課程等の名称の変更届

第13条 高度実践看護師教育課程等の名称の変更届は、様式13とする。

第7章 高度実践看護師教育課程等の辞退

第14条 高度実践看護師教育課程等の認定期間中の辞退届は、様式1-3とする。

第8章 他の組織との連携

第15条 本会代表理事と日本看護協会会長との間で、専門看護師教育課程認定結果の通知及び協議に関する具体的な取り決めを行うこととする。

- (1) 専門看護師制度に関わる諸問題に対して、必要時、本会と日本看護協会との間で協議する場を設ける。
- (2) 本会専門看護師教育課程認定委員会が行う専門看護師教育課程認定結果は、日本看護協会専門看護師認定部に通知する。
 - ①所定の文書をもって通知する。(様式6、様式7)
 - ②通知は年1回行うこととし、その年の認定終了後とする。

第9章 細則の改定等

第16条 この細則の改定については、認定委員会及び理事会の承認によるものとする。

附 則

1. この細則は、1998年6月26日から施行する。
2. この細則は、1999年10月22日から施行する。
3. この細則は、2003年5月23日から施行する。
4. この細則は、2004年5月7日から施行する。
5. この細則は、2005年5月13日から施行する。
6. この細則は、2007年5月11日から施行する。
7. この細則は、2008年12月20日から施行する。
8. この細則は、2011年1月10日から施行する。
9. この細則は、2012年3月18日から施行する。
10. この細則は、2012年6月18日から施行する。
11. この細則は、2015年2月16日から施行する。
12. この細則は、2016年1月22日から施行する。
13. この細則は、2017年1月29日から施行する。
14. この細則は、2018年1月19日から施行する。
15. この細則は、2019年9月27日から施行する。
16. この細則は、2020年2月13日から施行する。

一般社団法人 日本看護系大学協議会

高度実践看護師教育課程基準

【高度実践看護師の教育理念】

高度実践看護師は、対象のクオリティ・オブ・ライフの向上を目的として、個人、家族、および集団に対して、ケアとキュアの統合による高度な看護学の知識・技術を駆使して、疾病の予防及び治療・療養・生活過程の全般を統合・管理し、卓越した看護ケアを提供する者である。その役割は、専門性を基盤とした高度な実践、看護職を含むケア提供者に対する教育や相談、研究、保健医療福祉チーム内の調整、倫理的課題の調整である。また総合的な判断力と組織的な問題解決力を持って専門領域における新しい課題に挑戦し、現場のみならず教育や政策への課題にも反映できる開発的役割がとれる変革推進者として機能する。

以上のような人材を育成する。

【高度実践看護師の共通目的（共通能力水準）】

高度実践看護師は、ある特定の看護分野において「ケアとキュアを統合した高度な看護実践能力」を有することを認定される看護職者である。

高度実践看護師は、それぞれの専門看護分野において次のような役割を果たす。

- 1) 専門看護分野において、個人・家族または集団に対してケアとキュアを統合した高度な看護を実践する（実践）。
- 2) 専門看護分野において、看護職者に対しケアを向上させるため教育的機能を果たす（教育）。
- 3) 専門看護分野において、看護職者を含むケア提供者に対してコンサルテーションを行う（相談）。
- 4) 専門看護分野において、必要なケアが円滑に提供されるために、保健医療福祉に携わる人々の間のコーディネートを行う（調整）。
- 5) 専門看護分野において、専門知識・技術の向上や開発を図るために実践の場における研究活動を行う（研究）。
- 6) 専門看護分野において、倫理的な問題・葛藤について関係者間での倫理的調整を行う（倫理）。

【教育課程の基準】

- 1) 高度実践看護師教育課程認定規程 第4条の（2）A Bに定めたとおりとする。
- 2) 共通科目または、共通科目Aは、次の7科目から選択し8単位以上を履修する。
①看護教育論、②看護管理論、③看護理論、④看護研究、⑤コンサルテーション論、
⑥看護倫理、⑦看護政策論
- 3) 共通科目Bは、次の3科目から選択し6単位以上を履修する。
①フィジカルアセスメント、②病態生理学、③臨床薬理学
- 4) 専門看護分野別専攻教育課程の基準は、別表に示す通りである。
- 5) 実習は高度実践看護師にとってきわめて重要な実践能力を高めるものであるから、教育としての質を保証することが重要である。そこで、実習方法としては単に、実践するだけではなく、スーパービジョンや事例検討や討議セミナーを持つなど多様な方法を駆使することにより、高度実践看護師が備えるべき実践能力を高め、看護活動を創意工夫して変革でき、社会組織的に発展させようような能力を養うことが重要視される。

1998年6月26日 制定
2004年4月 1日 改定
2011年9月30日 改定

2014年1月11日 改定
2015年2月16日 改定
2019年9月27日 改定

一般社団法人日本看護系大学協議会 広報・出版委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条と第8条に基づき、広報・出版委員会（以下、「委員会」という）の設置・運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 委員会は看護に関する情報を会員校ならびに社会に向けて広報することで、看護学教育の発展を支えることを目的とする。

（任務）

第2条 委員会は広報関連の事項について審議する。その経過および結果等を理事会で報告するものとする。以下が委員会の所掌事項となる。

- （1）日本看護系大学協議会ホームページ（以下ホームページとする）の運営方針を審議し理事会へ報告する。
- （2）ホームページの維持管理を行う。
- （3）本会の事業活動など、広く社会に広報するために、適切な手段を審議し、その媒体作成を推進する。

（本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、2011年1月10日から施行する。

附則 この規程の改正は、2017年3月20日から施行する。

一般社団法人日本看護系大学協議会 国際交流推進委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条と第8条に基づき、国際交流推進委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 看護学高等教育に関する国際交流を通して、本会会員校のグローバル化に向けた支援を行う。

（任務）

第2条 本委員会は次の業務を行う。

- （1）East Asian Forum of Nursing Scholars との国際交流に関すること
- （2）国際的な博士課程教育のネットワークに関すること
- （3）若手研究者の国際的な活動力の育成に関すること
- （4）その他必要な事項

（本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、2011年1月10日から施行する。

附則 この規程の改正は、2014年6月16日から施行する。

附則 この規程の改正は、2017年3月20日から施行する。

一般社団法人日本看護系大学協議会 データベース委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条と第8条に基づき、データベース委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 本委員会は年度毎に会員校の教育・研究・社会貢献等に関する実態調査を実施し、今後の看護系大学の在り方に関わる基礎資料を提供することを目的とする。

（任務）

第2条 本委員会は次の業務を行う。

- （1）意義のある調査結果が得られるよう、委員会は本会会員校の意識づけを図る。
- （2）調査結果の報告は単年度ごとに行い、5年ごとに年次比較も行う。
- （3）事務局および委託業者と連携し、調査、分析、報告を円滑に実施する。
- （4）その他、データベースの活用に関するシステム化を図る。

（本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、2011年1月10日から施行する。

附則 この規程の改正は、2014年6月16日から施行する。

附則 この規程の改正は、2017年3月20日から施行する。

一般社団法人日本看護系大学協議会 災害支援対策委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条と第8条に基づき、災害支援対策委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 防災および災害支援にかかわる事業を行うにあたり、防災にかかわる啓発や広報、災害支援にかかわる募金や助成、その他組織のあり方などの重要事項を協議し、本事業の円滑、適正な運営を図ることを目的とする。

（任務）

第2条 本委員会は次の業務を行う。

- （1）防災にかかわる啓発に関する事項
- （2）災害対応にかかわる体制整備に関する事項
- （3）災害時の看護活動を支援するための募金に関する事項
- （4）災害時の看護活動を支援するための広報に関する事項
- （5）災害支援金の申請者等の選定の審査に関する事項
- （6）その他必要な事項

（本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、2011年11月28日から施行する。

附則 この規程の改正は、2014年6月16日から施行する。

附則 この規程の改正は、2017年3月20日から施行する。

一般社団法人日本看護系大学協議会 選挙管理委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条と第9条に基づき、選挙管理委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（委員会の設置）

第1条 理事会は、社員の中から5名の選挙管理委員を委嘱する。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合は、代表理事に諮り補充の委員を委嘱する。
- 3 選挙管理委員は、選挙権を有する。

（任務）

第2条 委員会は、理事会より委任を受け役員候補者の選出に必要な業務を行う。

- 2 委員会は、委員会の経過及び結果等を理事会に報告する。
- 3 委員会の活動内容は、当該年度末の事業報告書に掲載し報告する。
- 4 委員会の議事録は事務局に提出し、主たる事務所に保管する。

（委員長）

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 4 委員長は、委員の中から副委員長を指名することができる。
- 5 委員長は委員会を招集し、その議事を整理する。

（任期）

第4条 選挙管理委員の任期は、役員等が社員総会で承認されるときまでとする。

2 委員が任期中に会員校から代表として推薦された社員ではなくなった場合でも、当該年度の定時社員総会までは委員を継続することができる。

（委員会の業務）

第5条 委員会は次の業務を行う。

- (1) 理事及び監事の選挙に係わる日程など計画の立案
- (2) 理事及び監事の選挙に係わる関係書類の整備、確認
- (3) 選挙人名簿及び被選挙人名簿の作成
- (4) 理事及び監事の選挙に係わる関係事項の告示
- (5) 投票及び開票の管理
- (6) 投票の有効、無効の判定
- (7) 選挙終了後、理事及び監事候補者の決定、その結果の理事会への報告
- (8) その他選挙に必要な事項

（委員会の議決事項）

第6条 委員会の開催は委員の半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議決事項は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(本規程の改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、2010年12月24日から施行する。

附則 この規程の改正は、2011年12月10日から施行する。

附則 この規程の改正は、2017年3月20日から施行する。

一般社団法人日本看護系大学協議会 常任理事候補者選考委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条と第9条に基づき、常任理事候補者選考委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（委員会の設置）

第1条 理事会は、下記5名の委員を委嘱する。

- （1）代表理事
 - （2）総務会理事から1名
 - （3）国公立大学の社員から1名
 - （4）私立大学の社員から1名
 - （5）本会事務局事務職員から1名
- 2 前項の委員に欠員が生じた場合は、理事会の審議を経て代表理事が補充の委員を委嘱する。

（任務）

第2条 委員会は、理事会より委任を受け常任理事候補者の選考に必要な業務を行う。

- 2 委員会は、経過及び結果等を理事会に報告する。
- 3 委員会の議事録は事務局に提出し、主たる事務所に保管する。

（委員長）

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、代表理事が務める。
- 3 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 4 委員長は、委員の中から副委員長を指名することができる。
- 5 委員長は委員会を招集し、その議事を整理する。

（任期）

第4条 委員の任期は、常任理事が社員総会で承認されるときまでとする。

- 2 委員がその職務を全うできない場合は理事会に申し出る。

（委員会の業務）

第5条 委員会は次の業務を行う。

- （1）常任理事の選考に係わる日程・関係書類の整備・確認
- （2）応募者名簿の作成
- （3）応募者の推薦順位の決定
- （4）推薦順位の理事会への報告
- （5）その他選考に必要な事項

（委員会の議決事項）

第6条 委員会の開催は委員の半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議決事項は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(本規程の改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、2017年3月20日から施行する。

一般社団法人日本看護系大学協議会 APN グランドデザイン委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条と第9条に基づき、APN グランドデザイン委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 APN グランドデザイン委員会は、日本における高度実践看護師（Advanced Practice Nurse; APN）の早急な普及啓発を目指して、現在の高度実践看護師（以下、APN という）の実情を踏まえ、APN の資格制度、教育、役割・機能と裁量の拡大等についてグランドデザインを作成することを目的とする。

（APN の定義）

第2条 APN とは、看護系大学院の教育を受け、個人、家族および集団に対して、ケア（Care）とキュア（Cure）の統合による高度な知識と技術を駆使して、健康の増進、疾病の予防および治療・療養過程の全般を管理・実践できる者をいう。

（審議事項）

第3条 委員会の審議事項は次の通りとする。

- （1）APN の教育課程に関すること
- （2）APN の専門分野のあり方に関すること
- （3）APN の資格認定に関すること
- （4）APN に係る関係機関との調整に関すること
- （5）その他 APN のグランドデザイン策定に関して必要な事項

（委員会の構成）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- （1）委員長（1名）
 - （2）大学でAPN 教育に携わっている者
 - （3）委員長が指名した者
- 2 委員会の委員は、理事会の承認を得る。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

（本規程の改正）

第5条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 本規程は、2017年11月17日から施行する。

一般社団法人日本看護系大学協議会
日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条及び第9条に基づき、日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定委員会（以下、「資格認定委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 JANPU-NPの資格認定に係る事業を実施する。

（審議事項）

第2条 資格認定委員会は、次の各号について審議する。

- （1）本制度の実施及び改善等に関すること
- （2）JANPU-NPの専門看護分野の特定に関すること
- （3）JANPU-NPの認定およびその更新、および再認定の審査に関すること
- （4）JANPU-NPの認定およびその更新、および再認定の実施に関すること

（委員会の構成）

第3条 資格認定委員会は、5名以上の委員をもって構成する。

- 2 委員の構成は、認定分野の専門家を含まなければならない。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 資格認定委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

（本規程の改正）

第4条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 本規程は、2019年9月27日から施行する。

一般社団法人日本看護系大学協議会
日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定規程

第1章 総則

（目的）

第1条 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー資格認定制度（以下、「本制度」という。）は、個人や家族、集団、コミュニティの様々な健康課題を解決するために、地域社会を基盤にして、自律的に、また他職種と連携・協働しながら、卓越した看護実践を提供できるナースプラクティショナーを社会に送り出すことにより、全ての年代の人々が尊厳を保ちながら健康で安寧な生活が送れるように支援し、併せて保健医療福祉の発展に貢献することを目的とする。

（事業）

第2条 一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という。）は、前条の目的を達成するために、日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定規程（以下、「JANPU-NP 資格認定規程」という。）により JANPU-NP の資格を認定するとともに本制度の実施に必要な事業を行う。

第2章 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの定義および役割

（定義）

第3条 JANPU-NP とは、本会が認定するナースプラクティショナー教育課程を修了し、本会の JANPU-NP 資格認定審査に合格し、保健医療福祉現場において病院・診療所等と連携して、現にまたは潜在的に健康問題を有する個人や家族、集団、コミュニティに対してケアとキュアを統合し、一定の範囲で自律的に、治療的もしくは予防的介入を行い、卓越した看護を提供することが認められた高度実践看護師をいう。

（役割）

第4条 JANPU-NP は、次の各号の役割を果たす。

- （1）専門看護分野において、個人・家族または集団に対してケアとキュアを統合した高度な看護を実践する（実践）。
- （2）専門看護分野において、医師等への照会の必要性を的確に判断して、医師や他職種との連携を緊密にとるとともに、看護職者を含むケア提供者に対してコンサルテーションを行う（コンサルテーション）。
- （3）専門看護分野において、必要なケアが円滑に提供されるために、保健医療福祉に携わる人々の間のコーディネーションを行う（調整）。
- （4）専門看護分野において、倫理的な問題・葛藤について関係者間での倫理的調整を行う（倫理）。
- （5）専門看護分野において、看護職者に対しケアを向上させるため教育的機能を果たす（教育）。
- （6）専門看護分野において、専門知識・技術の向上や開発を図るために実践の場における研究活動を行う（研究）。

第3章 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの専門看護分野

(専門看護分野の特定)

第5条 JANPU-NPの専門看護分野は、高度実践看護師教育課程認定規程第3条第1項に基づいて、本会の高度実践看護師教育課程認定委員会が、専門看護分野の教育課程の特定について審議し、理事会の議を経て総会の承認を受けた分野とする。

第4章 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの資格認定

第1節 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの資格を認定する委員会

(委員会の設置)

第6条 JANPU-NPの資格認定に係る事業を実施するために、理事会の下に JANPU-NP 資格認定委員会(以下、「資格認定委員会」という。)を設置する。

(権限)

第7条 資格認定委員会は、本制度の実施及び改善のための検討等を行い、JANPU-NPの認定に関する事項について審議し、必要事項について定めることができる。

(審議事項)

第8条 資格認定委員会は、次の各号について審議する。

- (1) 本制度の実施及び改善等に関すること
- (2) JANPU-NPの専門看護分野の特定に関すること
- (3) JANPU-NPの認定およびその更新、および再認定の審査に関すること
- (4) JANPU-NPの認定およびその更新、および再認定の実施に関すること

(委員の選定)

第9条 資格認定委員会の委員は、理事会において選定し、代表理事が委嘱する。

(構成と運営)

第10条 資格認定委員会の構成および運営については、細則に定める。

第2節 受験資格

第11条 JANPU-NPの資格認定審査を受験する者(以下、「受験者」という。)は、次の各号に定める資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること
- (2) 所定の教育を修了していること(以下の条件のいずれかを満たす者であること)
 - ア 本会のナースプラクティショナー教育課程基準を満たし、認定を受けた大学院において所定の単位を取得した者
 - イ 外国においてアと同等以上の教育を受けたと認められる者
- (3) 看護師免許取得後、通算5年以上の実務経験を有していること。

第3節 審査及び認定

(審査申請)

第12条 受験者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出するものとする。

(審査方法)

第13条 審査は、資格認定委員会が受験者に対して、毎年1回、書類審査及び試験によって行う。

(認定)

第14条 資格認定委員会は、審査結果に基づき JANPU-NP の認定を行い、その結果を理事会に報告する。

(認定証等交付)

第15条 代表理事は、資格認定委員会による JANPU-NP の資格認定を受けて資格認定証の交付を申請した者に対して、JANPU-NP 資格認定証等を交付する。

2 本会は、前項の資格認定証等を交付した者を JANPU-NP 名簿に登録する。

3 本会は、前項の登録をした者の氏名を本会ホームページで公表する。

4 JANPU-NP の有効期間は、交付の日より5年経過した日が属する年の12月末日までとする。ただし、第21条の規定によって、JANPU-NP がその資格を喪失した時は、資格を喪失した日に失効するものとする。

第5章 認定の更新

(更新制)

第16条 本会は、JANPU-NP の看護実践能力の維持・向上のための資格認定の更新制を実施する。

第17条 JANPU-NP は、資格認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。

(更新申請要件)

第18条 JANPU-NP の資格認定更新を申請する者（以下、「更新申請者」という。）は、次の各号に定めた要件をすべて満たしていなければならない。

(1) 日本国の看護師免許を有すること

(2) 申請時において、JANPU-NP であること

(3) 申請時において、過去5年間に細則に定める看護実績、研修実績及び研究業績等があること

(更新審査申請)

第19条 更新申請者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出するものとする。

第6章 資格の喪失及び処分

(資格の喪失)

第20条 JANPU-NP は、次の各号のいずれかに該当する場合には、資格認定委員会の決議により、JANPU-NP の資格を喪失する。

- (1) JANPU-NP の資格を辞退もしくは返上したとき
- (2) JANPU-NP の資格認定を更新しなかったとき
- (3) 第 19 条に定める資格認定更新要件を満たしていないと資格認定委員会が判断したとき
- (4) 日本国の看護師免許を返上または取り消されたとき

(処分)

第 21 条 JANPU-NP としてふさわしくない行為があった時は、資格認定委員会と理事会の審議を経て、代表理事が JANPU-NP の認定を取り消すなど必要な処分を行うことができる。

2 前項に定める必要な処分に関する手続きについては別途定める。

第 7 章 再認定

(再認定の申請)

第 22 条 第 21 条に基づく資格喪失後に再び JANPU-NP の資格認定を申請する者（以下、「再認定申請者」という。）は、次の各号に定めた要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること
- (2) 申請時において、過去 5 年間に細則に定める看護実績、研修実績及び研究業績等があること

(再認定審査申請)

第 23 条 再認定申請者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出するものとする。

第 8 章 規程の変更及び見直し

(規程の変更)

第 24 条 この規程は、資格認定委員会の審議を経て、理事会の決議により変更することができる。

(規程の見直し)

第 25 条 この規程は、5 年ごとに見直しをする。

第 9 章 補則

第 26 条 この規定を施行するために必要な事項は、細則に定める。

附則

1 この規程は、2019 年 3 月 22 日から施行する。

一般社団法人日本看護系大学協議会
日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー(JANPU-NP)資格認定細則

第1章 総則

第1条 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー(JANPU-NP)資格認定規程(以下、「JANPU-NP 資格認定規程」という。)の施行にあたり、JANPU-NP 資格認定規程第26条により、JANPU-NP 資格認定規程に定められた以外の事項について JANPU-NP 資格認定細則(以下、「細則」という。)に定めるものとする。

第2章 専門看護分野の特定

第2条 JANPU-NP の専門看護分野は、高度実践看護師教育課程認定規程第3条第1項に基づいて認定されたナースプラクティショナー教育課程の専門看護分野とする。

2 新たな専門看護分野のナースプラクティショナー教育課程が認定された場合に、JANPU-NP 資格認定委員会はその専門看護分野を理事会の議を経て JANPU-NP の資格認定分野として特定する。

第3章 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの資格認定

第1節 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー資格認定委員会

(JANPU-NP 資格認定委員会)

第3条 JANPU-NP 資格認定委員会(以下、「資格認定委員会」という。)は、5名以上の委員をもって構成する。

- 2 委員の構成は、認定分野の専門家を含まなければならない。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 資格認定委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

第4条 資格認定委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 決議を要する事項については、出席者の過半数をもって決する。

第5条 資格認定委員会の議事については、議事録を作成する。

(JANPU-NP 資格認定実行委員会)

第6条 資格認定委員会の下に、JANPU-NP の認定審査を実行する JANPU-NP 資格認定実行委員会(以下、「認定実行委員会」という。)を置く。

第7条 認定実行委員会は、認定分野ごとに5名以上の委員をもって構成する。

- 2 認定実行委員会の委員は、資格認定委員会が選定し、代表理事が委嘱する。
- 3 認定実行委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 認定実行委員会の委員長および副委員長は、委員の互選によって選任する。

第8条 認定実行委員会の委員長は、委員会における審査の経過及び結果を記載した議事録を作成し、審査結果を資格認定委員会に報告する。議事録は保管しなければならない。

第9条 認定実行委員会の委員は、受験者と利害関係のある場合にはその審査を行うことはできない。

第10条 任期中の認定実行委員会委員の氏名は非公開とする。

第2節 受験の申請

第11条 受験者は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という。）に、次の各号に定める申請書類と理事会が定める審査料を納入するものとする。

- (1) JANPU-NP 資格認定審査申請書
- (2) 履歴書
- (3) 看護師免許の写
- (4) 教育機関が発行する履修単位証明書

2 納めた審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

第3節 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの審査及び認定

（審査方法）

第12条 認定実行委員会は、JANPU-NP 資格認定規程第13条により、受験者に対して書類審査および試験を行う。

2 JANPU-NP 資格認定規程第11条に定める受験資格を満たす者に限り、認定審査を受けることができる。

第13条 認定実行委員会は、最終的な審査結果および申請書類を、資格認定委員会に提出し報告する。

第14条 資格認定委員会は、認定実行委員会の審査結果をもとに審議を行い、合格者を代表理事に報告する。

第15条 JANPU-NP の資格認定審査に合格し、認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入するものとする。

第16条 JANPU-NP の資格認定審査を行うにあたっては、本会公式ホームページに審査の要領を掲載する。

第4章 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの資格認定の更新

第17条 JANPU-NP 資格認定規程第16条により、認定の更新を申請しようとする者（以下「認定更新申請者」という。）は、認定証取得後5年間で次の各号の全てを満たしていなければならない。

- (1) 看護実践時間が2,000時間以上に達していること。

- (2) 自らの看護実践能力の開発・向上および教育と研究活動について、資格認定委員会が別途定める基準を満たしていること。

第18条 認定更新申請者は、本会に次の各号に定める申請書類を提出し、理事会が定める審査料を納入するものとする。

- (1) JANPU-NP 資格認定更新申請書
 - (2) 履歴書
 - (3) 勤務先の長が証明する勤務証明書
 - (4) 認定証取得後5年間の看護実績報告書
- 2 納入した審査料は、いかなる理由があっても返還しない。
- 3 資格認定更新の申請期間については、資格認定委員会が別に定める。

第19条 JANPU-NP 資格認定規程第18条の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない理由があると認定委員会が認めた者については、5年という期間を1年単位で延長することができる。

第20条 JANPU-NP 資格認定更新審査に合格し、認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入するものとする。

第5章 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの再認定

第21条 JANPU-NP 資格認定規程第23条に基づき再認定を受けようとする者（以下、「再認定申請者」という。）は、申請時において過去5年間に細則第17条の各号をすべて満たしていなければならない。

第22条 再認定申請者は、本会に次の各号に定める申請書類を提出し、理事会が定める審査料を納入するものとする。

- (1) JANPU-NP 資格再認定申請書
- (2) 履歴書
- (3) 勤務先の長が証明する勤務証明書
- (4) 申請時において過去5年間の看護実績報告書

第23条 JANPU-NP の資格再認定審査に合格し、認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入しなければならない。

第6章 細則の変更

第24条 この細則は、資格認定委員会の審議を経て、理事会の決議により変更することができる。

附 則

- 1 この細則は、2019年3月22日から施行する。

理事会關連規程

1. 理事職務規程
2. 常任理事服務規程

一般社団法人日本看護系大学協議会 理事職務規程

(目的)

第1条

この規程は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）における理事の職務権限を定め、業務の適法、かつ、効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条

本会の役員は、代表理事、副代表理事、理事及び監事とし、理事会が必要と認めた場合には常任理事を置くこととする。

(理事)

第3条

理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第4条

代表理事の職務は次のとおりとする。

- (1) 代表理事として、本会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副代表理事)

第5条

副代表理事の職務は次のとおりとする。

- (1) 代表理事を補佐し、本会の業務を執行する。
- (2) 代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、副代表理事は、代表理事の職務を執行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(常任理事)

第6条

理事会が必要であると認めた場合には、理事の中から2名以内の常任理事を理事会の決議により選定する。

- 2 常任理事は、本会を主たる勤務地とすることとする。
- 3 常任理事のうち1名を理事会の決議により、業務執行理事とすることができる。
- 4 常任理事の職務は、代表理事及び副代表理事を補佐し、常任理事服務規程第3条に定義する業務を遂行することとする。
- 5 業務執行理事となった常任理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(理事職務規程の改廃)

第7条

この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、2017年3月20日より施行する。

一般社団法人日本看護系大学協議会 常任理事服務規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という）の常任理事の就任、服務規律、勤務形態、報酬および退任等について定める。

(常任理事の定義)

第2条 常任理事とは次に定義する理事を指す。

- (1) 常任理事とは、理事のうち本会の事務所を主たる勤務地とする常勤理事を言う。
- (2) 常任理事のうち1人を法人法上の業務執行理事とすることができる。

(職務内容)

第3条 常任理事は次の業務を遂行する。

- (1) 業務執行理事である常任理事は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- (2) 代表理事を補佐し、本会の業務を執行する。
- (3) 代表理事から委嘱された特命事項を処理する。
- (4) 関係省庁、他団体や関係機関等との連絡・調整等を行い、代表理事の代行として会議等に出席して審議可能な立場で意見を述べることができる。
- (5) 代表理事を補佐し、理事会の議決に基づき業務を掌理し、社員総会で議決した事項を処理する。
- (6) 各委員会の事業活動を日常的に掌握しながら、代表理事への情報伝達、役員間の連絡調整、各委員会間および事務局との連絡等を行う。
- (7) 法人の活動に関する情報を幅広く収集し、代表理事および理事会に報告する。
- (8) 会員校との連携、調整、相談に係る事項を処理する。
- (9) 代表理事・副代表理事と協議し、緊急または適宜に対応すべき声明、意見書、要望書等の作成を行う。

(適用範囲)

第4条 この規程は、原則として常任理事に適用する。

第2章 就任

(選出)

第5条 常任理事候補者は、公募又は理事会及び社員からの推薦により選出し、理事会の決議による。

(推薦と選任)

第6条 常任理事の候補者は、社員に限らず、理事会が推薦した常任理事候補者として社員総会の承認を受けた理事とする。

(推薦の基準)

第7条 常任理事は次の基準を全て満たすこととする。

- (1) 看護系大学・大学院での看護学教育研究者の経験者とする。
- (2) 本会の社員の経験者とする。

- (3) 本会の役員または委員経験者が望ましい。
- (4) リーダーシップ、マネジメントシップおよび企画力に優れていること。
- (5) 役員にふさわしい人格、見識を有すること。
- (6) 本会の目的、事業に理解があること。
- (7) 心身ともに健康であること。

(任期)

第8条 定款第24条ならびに定款施行細則第6条に基づき、理事に選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任は2回(連続3期)までとする。

(就任承諾書)

第9条 常任理事に就任することを承諾したときは、速やかに本会に就任承諾書を提出しなければならない。ただし、再任の場合は省略することができる。

(就任日)

第10条 常任理事の就任日は理事会で決定する。

第3章 服務規律

(忠実義務)

第11条 常任理事は、次に掲げるものを誠実に遵守し、本会のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

- (1) 法律
- (2) 定款ならびに定款施行細則、その他本会の規程
- (3) 社員総会の決議
- (4) 理事会の決議

(理事会への出席義務)

第12条 常任理事は、理事会に出席しなければならない。やむを得ない事由で出席できないときは、あらかじめ代表理事に届け出なければならない。

(守秘義務)

第13条 常任理事は、在任中はもとより退任後においても、業務上の秘密を他に漏らしてはならない。

(セクシャルハラスメントとパワーハラスメント)

第14条 セクシャルハラスメント、パワーハラスメントまたはこれらに相当する行為により、他者の人格と尊敬を侵害したり、職場の環境を悪化させてはならない。

(損害賠償)

第15条 常任理事は、故意または重大な損失によって本会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第4章 勤務条件

(勤務時間)

第16条 常任理事の勤務時間は、本会の事務所職員の就業規則に定義している勤務時間に準ずる。

(事務所外の勤務時間)

第17条 出張、社外で勤務した場合も、勤務時間を勤務したものとみなす。

(休日)

第18条 本会の事務所職員の就業規則に定義している休日と同じとする。

第5章 報酬等

(報酬)

第19条 常任理事の報酬は、社員総会で決議された総額の範囲内で理事会に諮って決定する。

(報酬の形態)

第20条 報酬は、月額で定め、毎月25日に支払う。

(賞与)

第21条 常任理事に賞与は支給しない。

第6章 退任

(退任の要件)

第22条 常任理事が次のいずれかに該当するときは退任とする。

- (1) 任期が満了したとき。
- (2) 辞任を申し出て理事会で承認されたとき。
- (3) 死亡したとき
- (4) 理事会で解任されたとき
- (5) 社員総会で解任されたとき

(辞任)

第23条 常任理事を辞任しようとするときは、原則として3ヵ月前までに代表理事に申し出なければならない。代表理事はこれを理事会に諮って決定する。

(退任の心得)

第24条 常任理事を退任するときは、業務の引継を完全に行い、かつ、退任後においても、在任中に担当した業務について責任をもたなければならない。

(退職慰労金)

第25条 常任理事に退職慰労金は支給しない。

(本規程の改正)

第26条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、2017年3月20日より施行する。

附則 この規程の改定は、2017年7月21日より施行する。

2019 年度事業活動報告書

2020 年 3 月 発行
編集・発行 一般社団法人 日本看護系大学協議会事務局
〒101-0047
東京都千代田区内神田 2-11-5 大澤ビル 6 階
TEL : 03-6206-9451
FAX : 03-6206-9452
E-mail : office@janpu.or.jp

印刷所 株式会社 国際文献社

